

● 第Ⅰ部 もくじ／関東グループ――――――――――

① 本事例集のねらい	12
1. 事例集の構成	12
2. 本事例集の作成のねらい	13
3. 事例執筆の方針	14
4. (付)事例研究会について	14
② 児童生徒本人への働きかけを中心とした事例	16
1. 非行を経由して“自分”を発見した男子中学生	16
(1) 事例の特徴	16
(2) 事 例	16
(3) コメント	近藤 邦夫
(4) コメント	坂本 昇一
2. 学校で人の視線が気になる中学生	30
(1) 事例の特徴	30
(2) 事 例	30
(3) コメント	中澤 潤
(4) コメント	根本 橘夫
3. 家庭への働きかけを中心とした事例	42
1. いじめられっ子A君	42
(1) 事例の特徴	42
(2) 事 例	42
(3) コメント	大木 みわ
(4) コメント	上杉 賢士
2. 登校拒否にともなって母親に乱暴をはたらく男子中学生	58
(1) 事例の特徴	58
(2) 事 例	58
(3) コメント	山本 和郎
(4) コメント	三浦 香苗
3. 盗癖のある男の子の事例	68
(1) 事例の特徴	68
(2) 事 例	68
(3) コメント	白岩 紘子
	75

◀テーマ▶青少年の問題行動の事例研究――

(4) コメント	安香 宏	76
④ 学校での働きかけを中心とした事例		79
1. “いじめ”が要因となって登校拒否を繰り返す中学生の事例		79
(1) 事例の特徴		79
(2) 事例		79
(3) コメント	坂野 雄二	89
(4) コメント	西村 正司	91
2. 妊娠を契機に自棄的となった女子高校生		93
(1) 事例の特徴		93
(2) 事例		93
(3) コメント	四宮 晟	97
(4) コメント	広橋 義敬	98
3. 家出を続けるK子に対する指導の取り組み		101
(1) 事例の特徴		101
(2) 事例		101
(3) コメント	光元 和憲	111
(4) コメント	天笠 茂	112
⑤ 地域社会での働きかけを中心とした事例		115
1. 依存対象を求めて売春に走ったI子		115
(1) 事例の特徴		115
(2) 事例		115
(3) コメント	宮本 茂雄	121
(4) コメント	皆川 勇一	124
2. 地域に住む少年Aが在校生を非行にまきこんだ事例		125
(1) 事例の特徴		125
(2) 事例		125
(3) コメント	高島 勤	133
(4) コメント	明石 要一	135
⑥ まとめと討論（座談会）		137

- 第2部 もくじ／関西グループ

- ① 調査の目的と調査対象者の概要 144
 - 1. 調査の目的 144
 - 2. 調査対象者の属性 145
- ② 非行の動向 147
 - 1. 非行数 147
 - 2. 非行の程度 147
 - 3. 情報源 148
 - 4. 今後の予想 149
 - 5. 今後の対応のしかた 149
- ③ 犯罪統計に対する信頼度 151
- ④ 非行増加に影響を与えた要因 153
 - 1. しつけや教育に対する親の主体性のなさ 154
 - 2. 母親による過保護や過干渉 155
 - 3. 父親の影響力の低下 155
 - 4. 地域の人々の青少年問題への無関心 156
 - 5. きびしい受験戦争 157
 - 6. 教師の指導力の低下や指導体制の甘さ 158
 - 7. 学校の管理のきびしさ 158
 - 8. 警察の態度や取り締まりの強化 159
 - 9. 警察の態度や取り締まりの甘さ 160
 - 10. 裁判所による処分の厳罰化 161
 - 11. 裁判所による処分の甘さ 161
 - 12. マスコミなどによる暴力や性に関する情報の氾濫 162
 - 13. 非行についてのマスコミのおおげさな取りあげかた 163
 - 14. 子どもの身体的・性的成熟の加速化 163
 - 15. 子どもの権利や自由を認めすぎる社会的風潮 164
- ⑤ 青少年の行動に対する非行度の判定 166

◀テーマ▶非行と少年保護に関する意識調査

⑥ 非行・非行少年についてのイメージ.....	169
1. 非行の多くは、ちょっとしたできごころや遊びのつもりでしたものだ	169
2. 何度も非行を繰り返しているような少年でも、その生活環境が変われば非行をしなくなるものだ	169
3. おとなと違って子どもは、自分のしていることが法を犯す行為だというこ とをわからずに、非行を犯していることが多い	169
4. 社会に対する少年の不満や反発が引き金となって非行をおこすことが多い	170
5. 非行少年は、家庭での親の十分な保護や監督がなされていないことが多い	171
6. 非行少年は、一般に性格面で普通の子どもと違っている	171
7. 悪質な非行をするような少年は、性格面で普通の子とは違っている	171
8. 非行少年は、生活程度など家庭背景が普通の子とは違っている	172
9. 悪質な非行をするような少年は、生活程度など家庭背景が普通の子とは違 っている	172
10. 非行をさせないようにするために、その仲間とつきあわせないようにす ることが必要だ	173
⑦ 「非行少年」とみなす段階	174
⑧ 非行問題への対処のしかた	180
⑨ 青少年問題解決の中心となるべきところ	185
⑩ 学校内の青少年問題に対する対処のしかた	187
1. 校内暴力	187
2. いじめ	188
3. 登校拒否	189
⑪ 専門機関や団体に対する信頼度	191
⑫ 少年院収容に対する意識	193
1. 少年院に収容する主な目的は何か	193
2. 少年の立ち直りに対する少年院送致の影響と必要性	193
3. 非行の矯正に効果的な場は施設内か施設外か	193
4. 非行の克服を指導する主体は専門家か素人か	193

● 第2部もくじ／関西グループ

⑬ 少年院収容を決定する際の基準	199
⑭ 非行少年観・犯罪者観	207
1. 功利的な存在としての人間観	208
2. 厳罰による非行の抑止効果	208
3. 環境改善による非行の抑止効果	209
4. 心理的治療による非行抑止効果	209
5. 人間の本質についての決定論的観点	209
6. 社会防衛としての犯罪対策	210
⑮ 問題行為の取り扱い方	212
1. 「非行」の種類と社会的反作用	213
2. 「非行」内容の軽重と社会的反作用	215
3. 前歴の有無と社会的反作用	216
4. 少年の年齢と社会的反作用	218
5. 性差と社会的反作用	220
6. 片親家庭と社会的反作用	221
7. 〈一般人〉と〈専門家〉の反応	222
〈付録〉 非行と少年保護に関する意識調査（質問紙）	229
非行と少年保護に関する意識調査（表）	241

第1部

[関東グループ]

〈テーマ〉

青少年の問題行動の事例研究

1 本事例集のねらい

1. 事例集の構成

いわゆる問題行動の事例を10例選んで、1つの研究集としてここに報告する。

研究のテーマ、内容、方法は種々あるように、その報告の形式もさまざまある。これは、事例集の形での研究報告である。

各事例は、それぞれ問題や行為の種類・内容のみならず、問題への接近のしかた、治療や指導の方法も異なり、また結果としての成果もさまざまである。これは、われわれが関係した問題事例を集めてみたら、こういう内容のものが集まったというのではなく、意図的にこのような内容構成としたものである。

すなわち、問題行動の事例集を計画するについて、当初われわれは次のような枠組みを考え、それに相当する事例を選んで編集することを意図した。

- (1) 問題行動への視点、あるいはアプローチの違いとして、①主として本人自身に対してのもの、②家庭及び家族へ向けられているもの、③学校及び教師からの働きかけを主としたもの、④地域社会及び地域の人に協力を求めて行われたもの、の4種から選ぶ。
- (2) 問題行動はできるだけ多種多様なものを対象として選ぶ。一口に問題行動といつても、それは多義であるが、少なくとも反社会的なもの、非社会的なもの、及び本人が困っているもの、を含むようにすること。
- (3) 事例は、成功裡に終結したものばかりではなく、失敗例も、また指導の途中で方向の定まらないものも含めることにする。その方が事例集としては参考になるのではないかと考えた。
- (4) 各事例に対して、その事例に関与しなかった人からコメントを付けてもらうこととする。専門の異なる2人のコメントーターによって、当事者とは異なる視点や考え方、あるいは疑問が提出されることによって、事例の考察が深まり、情報が増し、事例集としてのふくらみが出ると考えた。

こうした枠組みで事例を選ぶことによって、多様な問題行動事例を紹介することができるとともに、事例集の活用範囲も広がるのではないかと思ったわけである。けれども、そう都合よく具体例が現実にあるわけではなく、最終的には10例ということになった。当初の計画では、「集団非行」(万引き、暴走族など)、「性格・行動上の問題」(無気力、アパシーなど)などの事例も考えたが、適当な例がなかったので、ここには入っていない。

また、後にふれるように中学生の問題行動事例に限ろうとしたが、この点でも計画の枠を満たすことができなかつたので、小学生、高校生の事例も含めることにしたわけである。

以上のような計画と実際のケースの選択上の制限から、最終的にここに紹介したような10例の報告集となつたのである。

2. 本事例集の作成のねらい

青少年の問題行動に限らず、問題の把握には巨視的な観点からと微視的な観点からの分析・考察が必要であるが、これを具体的な研究方法の上からいえば、大数調査による一般的傾向をみると、少数事例を深く分析的に行う方法とにみたてられるであろう。

われわれの教育相談研究センターでは、過去3年間にわたって、青少年の問題行動に関して、その発生原因及びその誘発要因の時代的、社会的背景をさぐるべく、中学生と彼らをとりまく、学校、家庭、地域社会について、大数調査を実施してきた。その一部は、すでに報告したが、なお続報を予定している（参考文献）。これらは、いわば巨視的視点の考察である。

本事例集は、こうした巨視的視点からはうかがえない複合して入り組んだ問題行動の姿を明らかにし、分析・考察を加えたもので、いわば微視的観点からの研究である。

したがって、この事例集はここだけに留まつていては、十分にわれわれの目的を達成したことにはならず、巨視的観点との関係において考察してはじめて意味があるものとして生きると思っている。

しかしながら、それはかなり困難な作業でもある。すぐにできることではない。また、それなしには本事例集は意味がないのか、といえば決してそうではない。すでに「事例集の構成」でふれたように、幾つかの領域からの選択、多様性を盛りこむこと、異なった視点から考察すること、に大きな意味があると思うのである。

いやむしろ、こうした意味よりも、子どもの問題行動に対して、それぞれの立場の者が、「どう考え、対処し、指導したか」ということ、「何を悩み、どういう苦心をしたか」そして、それらの試みや指導が「効を奏したのかどうか」を赤裸々に示すことの中から、いろいろな示唆が得られる、ということにこそ意義があるのでないかと思われる。

ここに掲載した事例は、われわれの教育相談研究センターのメンバーが取り扱つたものと、何らかの関係で当センターにかかわっている人の手になるもの、またそれらの協力によって指導が行われたものである。それぞれの立場や考え方によって、事例の見方や指導の方法も異なるが、むしろその方がよかつたのではないか。また、結果が好ましい状態で終結したものも、そうでないものもあるのは、すでに述べたように、その方が意味ある有効な事例集となると考えたからである。

3. 事例執筆の方針

各事例は、その問題の性質やアプローチの仕方の違いがあるので、統一した形式で書き表すことは難しいが、できるだけ同じ形式で執筆することによって読み易く、また比較対照できるものとなるので、およそ次のように一応の規準を設けることにした。しかし、問題によっては、これに依れなかつたものもある。

- (1) 事例の特徴をはっきり示すような標題をつける。
- (2) 各事例のはじめに、その事例の要約ともいえる「事例の特徴」を簡単に付ける。
- (3) 各事例は次のような順序で記述する。①本人の氏名（仮名）、年齢、所属、等について ②問題の概要（問題行動の内容） ③本人の状況 ④家庭の状況 ⑤学校における状況 ⑥地域における状況 ⑦指導の方針 ⑧指導の経過 ⑨結果 ⑩予後 ⑪考察
- (4) コメントを付ける。

事例研究は、どれ程注意しても個人のプライバシーにかかわることを公にすることになることは避けられない。したがって、執筆にあたってはできる限り個人が特定されないように配慮した。地域、家族、本人などについては、とりわけ記述しなかつたり、仮名としたばかりでなく、事例にかかわった者についても執筆者についても特定せずに事例研究にかかわった者として一括して示すことにした。

児童相談や教育相談は、個人の秘密を厳守しなければならないものであるから、厳密にそれを保護すればすべての事例は記述されなければならないといえるであろう。しかしながら、研究や教育指導のためには、問題となる事例を分析検討して、今後の子どもの教育や指導への示唆をえて、役立てる必要があることも否定しえないし、それが許されてきたのであった。しかし、それが許されるには、いわゆる“匿名性”が条件になるのである。

こうした点にとりわけ神経質になったために、微妙なところでふれていなかつたり、必要事項をあえて消してしまった経過もある。そのために、事例の把握がしにくくなつた面がないわけではない。けれども、それはプライバシーにかかわることなので、本事例集を読まれる方に了承していただきたいと思う。

4. (付) 事例研究会について

事例集を作成する意図は、それを読んで子どもの指導に役立てて欲しいという願いからである。そのためには、その中に役立つ多くの情報が込められていなければならない。われわれは、その多くの情報を事例の多様性で満たそうと考えたわけである。しかしながら、千葉大学の教育相談研究センターで取り扱ったケースだけでは、この計画が達成できないので、当センター

に何らかのかかわりのある外部の方々の協力をえて事例研究会を組織して進めてきた。この仕事に参加したメンバーは別表にあるとおりである。

なお、今後引き続き当センターにおいて事例の検討会が行われる。

〈参考文献〉

1. プロジェクト・レポート「問題行動とその指導についての教師の意識」、千葉大学教育相談研究センター年報（第1号）1984年6月、P. 9～79
2. プロジェクト・レポート「青少年の生活意識・態度に関する総合調査報告（第1報）」千葉大学教育学部教育相談研究センター年報（第2号）1985年3月、P. 5～125
3. プロジェクト・レポート「青少年の生活意識・態度に関する総合調査報告（第2報）」千葉大学教育相談研究センター年報（第3号）1986年3月、P. 9～114

(宮本茂雄)

2 児童生徒本人への働きかけを中心とした事例

1. 非行を経由して“自分”を発見した男子中学生

(1) 事例の特徴

児童期までを、母親の過保護と期待過剰に受身にこたえるだけで過ごし、学校ではかなりの優等生であったが、自我の発達は十分でなく、また弟のほうが成績面でも日常行動面でもすぐれた“良い子”と親たちから見られていたために、弟に対しては劣等感、母親に対しては甘えと同時に敵意を抱いていた中学2年生が、本事例K君である。

中学2年になってから、急に怠学、不良交友、シンナー、盗みなどが始まり、臨床心理学専攻の大学院生Tが、約1年4か月にわたり、訪問指導を継続していった結果、問題行動はすっかり消失し、高校入学を果たした。

本事例に見られた問題には、①親から独立し、自力で自分をどこかに位置づけたかった②しかし、弟への劣等感や部活などでの挫折感から、陽の当たる世界ではなく、逸脱行動の世界でそれを試みようとした③しかし、それも成功せず、自棄的になってシンナーへのめり込んでいった、という意味が考えられる。

(2) 事例

① 本人

K君、インテーク時は中学2年の10月、訪問指導終結時は中学卒業直前。

② 問題の概要

中学2年の春ごろから急に、怠学、バスケットボール部脱退、喫煙、シンナー吸引、不良交友、自転車・自動車窃盗、自動販売機へのいたずら等が始まり、やがてシンナーへのたんできが深まっていった。Tの初回面接時には、死んだようにうつろで視点も定まらない目つき、無気力・閉鎖的な態度で、Tと向き合うことを避け、Tの話しかけに対してもほとんど応答しなかった。

③ 状況

昭和44年、1800g(9か月)の未熟児で出生したが、半年間で標準体重に達し、それ以後は、むしろ健康な子として成長する。2歳のとき、弟が出生するが、小児ぜんそくを患っていたため、母親は弟にかかりきりになることが多かった。

幼稚園時代から、オルガン教室、水泳教室などいくつかの教室に通ったり、母親からそろばんを教わったりするが、それらはすべて母親が決めたことであり、K君は仕方なくそれに従うという感が強かった。しかし、K君は、母親から決められたこと以外のことを、自主的にすることはほとんどなかったようである。

友達は普通におり、元気な強い子とつきあっていた。しかし、友達が誘いにこなければ自分から外に出ることは少なかつたらしい。

中学に入学し、K君は、今までと違って、自主的に学習塾に通い出し、また、バスケットボール部にも入部するようになる。ところが、塾の授業についていけなくなり、休みがちになると同時に、バスケットボールもなかなか上達せず、レギュラーになれなかつたこともあって、部活動も休むようになってしまった。

その頃（中1の3学期）から、部活動に参加していない同学年の少年達とつき合い始め、このグループでの遊びが一気に逸脱行動へとエスカレートしていった。

④ 家庭の状況

K君の出生当時の家族構成は、父、母、祖父、祖母、弟、K君の6人であった。K君は祖父母にかわいがられ、彼もよくなついていた。しかし、K君が3歳のとき、父、母、弟、K君は、現在の家に引越し、祖父母と離ればなれになってしまった。

K君の父母と弟について簡単に述べておこう。

母親は明るく健康的な人である。教育熱心で、オルガン教室、お絵かき教室など、彼女がK君に対して決定したことは、かなり強制的にやらせたそうである。しかしその反面、K君の部屋の掃除など彼の身の回りのことはほとんど彼女がやってしまい、家庭の仕事を子ども達に役割分担させることは全くなかったそうである。弟が小児ぜんそくであったため、どうしてもK君より弟の方に目が向いてしまったともいう。しかし母親は人柄もよく、性格的に偏っているところなど全くないといつてもよい。

父親は、柔道をやっていたこともあり、体格が良く、まじめな人である。会社のエリート技師であるが、仕事熱心で、子どもと接触する時間は、あまりなかつたらしい。子どもには一度も手を上げたことがなく、反面、いっしょになってふざけ合うようなこともあまりなかつたようである。

弟は、空腹になると自分で食事を作って食べるなど、兄に比べて身の回りのことができるそうである。また勉強も、K君より成績が良く、そのようなことから、どうしてもK君よりは弟のほうが良い子として母親の目にはうつっていたらしい。K君はそのためか、陰でよく弟をいじめたそうであるが、弟のほうも兄をけむたい存在として見ていたようである。弟は小学校6年まで小児ぜんそくにかかっていた。

18 ② 児童生徒本人への働きかけを中心とした事例

K君の家は、総じて、特別問題のある家庭ではなく、標準的な中流家庭である。冬は毎年家族でスキーに出かけるなど、健康的でもあり、明るく比較的よくまとまつた家庭なのではないかと思われた。

⑤ 学校の状況

中学校に入学し、1年の2学期までは、表面的な行動上にはなんら問題はなく、入学時の成績は250人中20番以内と学力も高かった。

中学1年の3学期になり、K君は、自分の意志で入ったバスケットボール部を休みがちになり、部活動に参加していない同学年の少年達と逸脱行動をするようになる。授業中でも、1年次の担任が女性であったこともあり、勝手な行動をとって授業妨害をするようになってしまった。学校の成績も下がりはじめ、2年の秋頃には、200番以下になってしまふ。

2年に進学してから、担任が男性に変わると、K君と担任とは、ほとんど深いかかわりはなかった。しかし、K君が3年になってすぐ、校長がK君らのグループ全員を焼き肉屋へつれて行ったことがあり、K君はそのことを非常に喜んでいた。

ここで報告する訪問指導が事実上終結した3年の進路決定の時期になって、K君の志望高校を受験する許可が、担任からなかなかおりなかった。それは、後で述べるように、K君の成績の上がり方があまりにも急激であったことと、やはり以前に逸脱行動をとっていたこととの2つの理由からではなかつたかと思われる。しかし、悪いことをやめ、十分勉強し、志望校に合格する自信もついたにもかかわらず、ストップをかけられたことは、K君にとって、たいへんな焦りと不安、そして、不満と怒りを感じないわけにはいられなかつたに違ひない。

⑥ 地域社会の状況

K君は、逸脱行動に走るようになるまでは、近所の人に会うと必ずあいさつをするような子であった。そのため、近所の人達から、明るく行儀のよい子と見られており、非常に好かれる子であったという。

K君が、逸脱行動をするようになってからも、近所の人達は、K君を心配し、早く立ち直ることを願っていたようだ。千葉大学の教育相談研究センターのことを、K君の母親に伝えたのも、そのような近所の人達の一人であった。

また、K君の母親を含め、K君といっしょに逸脱行動をしていた少年達の母親が集まり、どう対処したらよいか何度か話し合つたそうである。

⑦ 指導方針

本事例に見られた問題行動の意味から、次の3つのことが、彼とのつき合いのポイントになった。

第一は、中学に入学してからの、自主的な通塾やバスケットボール部への入部にみられたよ

うに、親から独立して、主体的に何かをやろうとする意志を、もう一度彼の中に宿すこと。

第二は、弟への劣等感や部活などでの挫折感といった、自分自身に対する否定的な感情にまさる肯定的な感情をもつことができるようになること。

第三は、部活などでの挫折というような、ある程度の障害に対しては、それにぶつかり、乗り越えて行けるように自我の力を強くすること。

具体的な指導方法は、指導経過の中で述べることとする。

⑧ 指導の経過と結果

指導経過は、以下に述べる5つの時期に分けられる。来談時の主訴である非行的な問題行動への取り組みとしては、第1期から第4期までが該当し、第5期は単なる学習指導にすぎないといつてもよい。

第1期：コンタクトをとろうとした段階

第2期：勉強の中で話し合いをした段階

第3期：自発的に勉強や部活をするようになった段階

第4期：勉強も部活も行き詰った段階

第5期：事実上の終結を迎えた後の段階

i 第1期

この段階は、インテーク直後の58年11月上旬から59年1月中旬までの2か月余りであり、K君との間にコンタクトをつけようとする努力が払われた時期である。この時期はさらに、前期（1か月）と後期（1か月）の2つに分けられる。

Tが初回面接時に会ったときのK君は、死んだようにうつろな目つきで、視点も定まらず、無気力で、Tと向き合おうとせず、心を閉ざしているかのようであった。非行少年というからには、目つきの鋭い、反抗的な姿を想像していたTは、この姿に、いささか驚きを感じないわけにはいかなかった。

Tは週2回K君に会いに来ることと、いっしょにいろいろなことをして遊んだり話したりしようということを、彼に告げた。もちろん彼は承諾をしなかったが、あえて否定することもなかった。初回面接時は、それだけで終わった。

前期：Tはまず、彼の世界に自分を迎え入れてくれるようになると、彼が興味を持っていることに沿っていっしょに話したり遊んだりする形で、時間を共有するよう心がけた。Tはとりあえず、トランプや花札をすることを提案し、K君も、一応それにはのったものの、熱の入らないさめたもので、彼を乗せようとTが時折はしゃいでみても、変に浮いてしまうことが多かった。このような気まずいムードの中で、毎回トランプ、花札、チェスといったゲームが続けられた。この時期は、お互いが相手に対して探りを入れていた時期であり、K君にと

っては、Tが安心して受け入れてもいい人間かどうかをじっくり品定めしていたのであろう。

後期：12月に入り、K君は徐々にゲームに熱が入るようになってきた。また、母親のいうところによると、Tが来る日を楽しみにして待つようになったそうである。ゲームを通して、お互いが徐々に打ち解けてくると同時に、K君は自分のことを少しづつ話すようになってきた。シンナーを吸ったときの様子、タバコの宣伝用の旗を盗んできた話など、非行に関する話が多いので、まだTに対して虚勢を張っているようであったが、以前のような気まずさはすでに消えていた。また、そういう内容の話が出たときは、Tのほうもその話にのつて過去に犯した悪戯などを話して、非行がかかった（？）領域での話に花を咲かせた。

ii 第2期

この段階は、後述するようにやや不自然な形で勉強が始められ、しかしその勉強の中で多少の工夫をして、人の生き方とか世の中のことなどを彼が興味を持てるように織り込み、あるいは共同の作業を通じて、TとK君との間に兄弟のように親密な関係が作られていった時期である。59年1月中旬から同年2月下旬頃までの1か月余であった。具体的に述べてみよう。

第2期のはじめ、勉強を30分ぐらいいっしょにするよう提案した。その理由は、毎回遊んでばかりいたために、K君の母親から「そろそろ勉強しては……」と促され、学生であるTは、それに抗しきれず屈服してしまったということである。

このことは、Tをみじめな気持ちにさせたと同時に、このことで、それまで築いてきた関係が崩れてしまうのではないかと懸念もされた。そこでいくつかの工夫がなされた。

第一は、K君が興味を持っている教科（社会科とくに歴史）を選んだこと。

第二は、彼が1年間ほとんど勉強をしておらず、勉強に取り組む構えなどすぐに作れるはずはないと考えたので、受身の姿勢で楽に勉強ができる形式、つまり、こちらが歴史の話を聞いて聞かせるような方式を探ったこと。

第三は、できるだけ彼のレベルにまで降りて（？）といって、学習するようにしたこと。ここでレベルといったのは、学力のレベルのことではなく、彼のそのときの心理状態や興味といったような、いわば心理的レベルとでもいいくべきものである。例えば、「コロンブスは1492年にアメリカ大陸を発見した」とだけ教えるのではなく、「……そのときコロンブスは性病をはじめてヨーロッパに持ち込んだんだよ」といったぐあいに話してやることである。また、坂本竜馬などの歴史上の人物のエピソードをドラマチックに話して聞かせると、K君は興味津々といった顔つきで熱心に耳を傾けていた。

以上のような工夫をして勉強を進めていったところ、懸念されたように2人の関係が気ま

ずくなることもなく、比較的スムースに接触や指導が進行していった。もちろん、それは、以上のような工夫のためばかりでなく、K君の能力が本来かなり高いもので、加えて非行的な行動傾向や生活関心が、まだそれほど進んだ（あるいは深い）ものになっていなかったせいでもあったろう。

歴史上の人物のことを、K君とTとで、こんな点がふつうの人とは違うんだなどと話し合っていると、そこから、ほんとうの勇気とは？ 正義っていったいなんだ？ というような、かなり高度で抽象的な人間の生き方とでもいうべきことが、2人の間で話し合われるようになってきた。そんなことが、あるときはTの下宿に泊まりに来て、またあるときはTの行きつけの焼きとり屋のカウンターに並んで腰かけながら、行われるようになった。

勉強以外のことでも、例えば、いっしょにテニスをしたり、Tの教材研究のためにドブの水を2人で汲みに行ったり、またK君が気に入っている女の子の家を見に行くなどもした。

こんな接触の中で、K君の虚勢を張ったような態度は急速に消えていき、またゲームの時間が減って、2人が話し合う時間が増えていった。その話し合いの中で「僕のお母さんは、お父さんが家に帰ってくると、僕に対して怒り出すんだ。汚ないよ。」というような、母親に対する否定的な感情がさらりとでるようになった。また父親は、それまであまり話をしなかったのだが、この頃からK君と話し合うようになってきたそうである。

このように2人のつき合いが深くなるにつれて、家庭教師の先生とその生徒という関係よりは、むしろ仲のいい兄弟のような関係になっていった。また、この頃になると「僕が非行やっているとき、友達の僕を見る目が変わってきて、僕の前ではお世辞を言うくせにほんとうは避けたがっているようだった。寂しかったよ。」「僕はきっと格好つけたくて非行をやつてたような気がする。バスケットでレギュラーになれなかつたためでもあるんだ。ほんとうに情けない動機なんだ。」など、自分の非行に対する意味づけがなされるようになってきた。この頃のK君には、非行の影など、もはや全くなかった。

iii 第3期

この段階は、K君が勉強と陸上部への本格的な取り組みを自発的にいい出し、努力していく約7か月（59年2月下旬から9月まで）の時期である。この時期は、Tへの同一化、「たくましさ」の獲得、母に対する客観視などが生じてくる。およそすべての面で上り勾配の推移を示した時期である。

K君が「勉強で1番になりたい」「陸上もやりたい」といい出したのは、2月の後半のことであった。それまでと違って、自発的にいい出した点で、非常に意味があるようにTには感じられた。またそうした決意がTの中学時代をモデルにしていたようにも思えた。というのは、単にTの中学時代と同じことをやるというのではなく、その頃Tに対する質問が多くな

り、Tへの関心が強くなっていたようにうかがわれたからである。

それからのK君は、それまでとまるで違った打ち込み方で、勉強を始めた。テストを受けるごとに、50番、100番といった単位でいっきに成績が上がっていった。また4月から陸上部に入部し、休日でも必ず走り込みをするほど熱中した。しばらくすると全身に筋肉がしつかりつき、顔も浅黒く日焼けして、はじめの頃のような、ひ弱そうに痩せた体つきや表情など想像もできないくらいになった。こうしてK君は、学校でのかけの存在から、一躍、おもての明るい世界に位置づけられるようになった。また、夏休み頃になると、母親に対しても、「僕のお母さんは、ほかの子のお母さんに比べて僕を信じてくれるし、いいお母さんだと思うよ。」といった肯定的な感情を持つようになってきた。母親に反抗するときも、以前のように敵意まるだしで攻撃するのとは違って、「……というところがお母さんのよくないところだ。」などと、けじめをつけたいい方になってきたと、母親が述懐していた。

iv 第4期

この段階は、59年9月末から11月初めまでの1か月余で、K君の自立にとって、いわば総仕上げの、非常に重要な段階であったと考えられる。以下に述べるようなさまざまな問題が、この1か月余の間に、新たに起こり、再発し、あるいは顕在化したが、それらをK君は自分で解決し、終結の時を自分から作りだすことになる。この段階でのTの対応は、行動面では働きかけを少なくし、学習面では定期的な促しをコンスタントに与え、情緒面では受容するという、静かなものに変わってきてている。具体的な経過を示してみよう。

K君はおもての世界に自分を位置づけたわけだが、そこでも彼なりの苦難にぶつかるときがきた。テストを受けるごとに、成績がおもしろいように上がっていたのも、ある段階からは、いくらがんばってもなかなか成績が上がらないようになった。9月から10月にかけての頃である。そのとき彼は「勉強なんてやればすぐにできるものだと思ってなめていたかもしれないね。やっぱり1年間のブランクは大きかった。もっとがんばらなくちゃね。」といって謙虚になると同時に、自分を鞭打っていたようだ。しかし、彼が勉強をはじめてから、弟との競争の問題が再発した。K君は、弟の成績を聞いては、それに勝ってやろうと意欲を燃やしあげたのである。陸上部の活動も、3年目からだったためか、なかなか頭角を現すことができず、種目を転々としていたようだ。しかし、だからといって投げやりになるようなことはなかった。

この時期に目立ったK君の態度の特徴として、Tに対して甘えたような態度や言葉使いを示すようになったことがあげられる。この傾向は、ずっと以前にも時折あったものの、この時期になって特に目立つようになったのである。とくに、テストに失敗したときや、陸上の大会の成績が悪かったとき、そして勉強する気が起こらないときなどは、顕著であった。

一種の退行であろうが、その意味についてはいくつか考えられる。やはりこの時期、K君はがんばりながらもつらかったであろうこと。いまがんばっていることにもし失敗したら、すぐにもぐりこめるシェルターのようなものとしての甘えを留保したこと。再燃した弟との競争意識の裏側に、母にもっと甘えたい気持ちがあり、それがTに転移したこと。とにかくTは、こうしたK君の甘えを、黙って受容していた。

この時期、もう一つのトラブルがあった。11月のことであるが、K君は、非行とは全く無縁のクラスの友達と街を歩いていたが、以前関係があった年上の非行少年が金銭をたかりに来た。K君は、いっしょにいるクラスの友達は全く関係がないからといって彼をかばい、しつかり話をつけてきたそうである。

彼が勉強や陸上を始めてからも、もちろん2人で様々なことを話し合った。核のことや世界の政治について真剣に話し合ったこともある。しかし、徐々にそんな話も少なくなり、いつの間にか勉強を教えるだけの普通の家庭教師になってしまった。11月に入ると、彼の成績はかなり上がり、Tもすぐには手が出ないような問題を質問してくるようになった。そんなこともあってか、K君は、塾に通いたいので、Tの訪問を週1回にしてほしいとおずおずと申し入れてきた。Tはもちろん快諾し、がんばるようにはげましたが、内心では、彼の自主性に喜びを感じる反面、自分が捨てられてしまったような寂しさを感じた。

v 第5期

この段階は、59年11月から60年3月初めまでの4か月間、もはや事実上の終結を迎えた後の、ふつうの意味での家庭教師と生徒との関係にすぎなくなってしまった時期。しかし、大事なことが2人の間で話し合われている。簡単に記しておこう。

日の当たる所にいる者は、かげの者の気持ちがわからないと、よくいわれる。Tは、K君の急激な変化によって、K君が以前につきあっていた友達を捨てるようなことをしてほしくなかった。入試も終わり、後は合格発表を待つだけのとき、K君はTにこんなことを言っていた。「A君（K君と非行グループを組んでいた者の1人で、まだ学校は休みがちである）からよく電話がくるんだけど、彼、進学も就職もありいい感じじゃないんだ。オレ春休みあいつといっしょに勉強しようと思うんだ。」Tの気持ちの中に、「もうほんとうに大丈夫だ。」という確信が、しっかりと根づいた。

Tが自分の下宿でこの報告をかいしている3月初めのある晩、突然電話が鳴った。受話器をとると、高校入試合格を知らせるK君のはずんだ声が耳に響いた。

⑨ 考 察

ここでは、非行少年とか非行傾向のある子どもとのかかわり方、及び学生の訪問指導について、問題となるべきことを述べてみたい。

まずははじめに、このような子どもとコンタクトをつけようとするとき、登校拒否や引きこもりの子どもの場合と多少ちがって、次の3つの事がらが重要だと思われる。

第一は、相手がどういう人柄で、どう反応してくるかを見当づけながらも、なんらかの働きかけや揺さぶりをかけてみること。

第二は、相手の興味や関心のレベルまで降りて（？）いき、不自然でわざとらしい形ではないに、相手のその土俵で働きかけをしていくということ。

第三は、しかしここで、相手とはちがう立場を留保し、そこから相手をじっと見据えていて、いつかはこちらのペースに捲き込んでしまうこと。

TがK君とコンタクトをとろうとして、まず、トランプ、チェス、花札といったゲームを2人の間に持ち込んだのは、上述のような意味からで、またそれが成功したといえそうである。

2か月余りで、いちおうのコンタクトがつけられたのは、早すぎるとも遅すぎるとも思えない。非行傾向のある子どもには、人を求める人なつっこさのようなものが、表面どんなにつっぱっていても、その奥のそれほど深くないところに潜んでいることが多いと考えられる。また、指導者が学生の場合、年齢的にも近く、共通の興味や関心をもっている場合が多いため、親しみやすい対象であるようだ。

次に、家庭教師という形で、学生が問題をもつ子どもの訪問指導に入る場合、治療的あるいは相談的なかかわりの中に勉強をどう位置づけるかは、非常にむずかしい問題だと感じさせられる。つまり、親はやはり、学校へ行って、成績を上げ、良い学校に入学してほしいという願望を、なによりも強くもつてゐる。そして学生は、こうした親の気持ちになかなか抗しきれない。

それだけに、どういう形で勉強していくかについての工夫が、非常に重要となるのであろう。Tの工夫が、結果的には良かったものの、それで良かったのかどうか、ほかの子だったらどうすべきなのか、考えるべき大事な事がらであろう。また、ときには親のこうした促しを拒絶することを、学生自身あるいはスーパーバイザーが行うことも、必要であろう。また、この点をとらえて、複数の者が参加しての家族療法的接近を試みることも、可能であるかもしれない。

(3) コメント

伝統的な心理療法家が、治療対象の幼児や児童や青年への介入に、非専門家あるいは治療者家庭教師による側面援助という方法を用い始めた背後には、実に多種多様な意味がこめられている。しかし、この事例のK君のような思春期の少年にこの種の方法を適用する場合には、かなりはっきりとした意味を指摘できる。

第一の意味は、思春期という発達段階の独自性に関連している。思春期の少年達が大人への

依存と反抗の真っ只中にあり、なによりもまず“持てる者”(大人)からも“持たざる者”(子ども)からも自分を峻別するという独自の自己定義を有する様に、大人の働きかけには強い拒否反応を示すが、(大人でも子どもでもない)兄的・姉的な存在(例えば学生)の働きかけには比較的容易に応ずることは、我々がしばしば経験する事実である。思春期の少年と大学生の家庭教師という組み合わせには、このように、援助すべき様々な不安や動搖をかかえているにもかかわらず、“大人”が有効な援助を与えにくかった少年たちに、新しい治療・援助的接近の方途を探るという意味と期待がこめられている。

この方法の第二の意味は、このような兄的・姉的な存在自体が思春期の少年に対してもつ意味に関連している。児童期から思春期・青年期の人格発達に、同輩集団や異年齢集団が重要な意義をもつことにもかかわらず、現代の少年達がこの種の集団を生産的にもちえなくなっていることも、我々の多くが認める事実であるが、(gang, chum, peer 等、発達的に多様な展開をとげていく)これらの集団(仲間関係)が、思春期の少年に対してもつ意味は、簡単に言えば、

- (1) 大人の口やかましい監視と統制から隔離された、ある種の解放区的な保護された空間を得て、児童期の(大人と子どもという)縦の関係では得られなかつた“自由”をまず獲得し、様々な逸脱や“わるさ”を試み、大人の与えた価値観をこわし、大人の影響力の払拭を試みる。
- (2) 大人の介在しない、同年代の仲間同志の対等な横の関係を初めて本格的に形成し、“自分たち”的価値観を作りあげ、その中で、自分の生き方や人ととの付き合い方を新しく主体的に探索しあげる。
- (3) 自分がこれから歩いていく“未来”が初めて本格的に視野に入ってくるこの時期に、思春期的・青年期的な逸脱と青臭さを共有しながら、なおかつ自分よりも少し前を歩いている身近なモデルを集団の中に見い出し、それへの同一化を通して、自分なりの生き方を新しく具体化しあげる、等の諸点にまとめることができよう。

我々が現在身のまわりに見る、思春期の少年たちと大人との関係の“こじれ”は、我々大人が少年たちの(危険ではあるが同時に生産的でもある)この解放区的な空間をおしつぶし、そのため大人と少年の間の緩衝地帯がなくなり、両者が直接対決の状態に入っているという不幸な事態に起因するとも思われるが、それはともかく、思春期の少年に、まだ青臭さを充分に残した青年が適切な援助ができる場合には、2人の間に、この“思春期的・青年期的な逸脱と青臭さを共有しながら、なおかつ、自分よりも少し前を歩いている身近なモデル”になるという関係や、あるいは思春期の仲間関係そのものが与えるのと同種の成長素が自然と備わっている場合が多く、まさにここにこそ、大人にはできない有効な働きかけが学生にはできるという現象のエッセンスがあるのだと思われる。

この意味で、この実践は、(1)花札、酒、タバコといった逸脱や、シンナーや盗みの話を共有

し、(2)歴史の勉強にからめて、本当の勇気、本当の正義といった、『人の生き方』を正面から青臭き丸出しで語り合い、(3)同時に、そこで暗々裡に示される相談者の生き方がいつのまにかK君の同一化の対象となっている等の点で、この種の問題をかかえた少年に対する家庭教師的接近のモデルにしてもよい優れた内容を備えていると思われた。

もちろん、後につづく学生たちがこの実践から貴重な示唆を得るモデルとなるためには、Kの特性、Kの環境条件、そして相談者の個性がそれぞれどのようにうまく響き合って、このような成功をもたらしたのかに関する、さらに詳しい検討が必要だろう。そのために考えるべき点は多々あるが(例えば、非行仲間からのKの離脱が大きな障害もなくスムーズに運んだのは何故か？Kの仲間の母親たちが、互いに責任を転嫁して反目し合うのではなく、一緒に「集まり、どう対処したらよいか何度も話し合う」というような好条件は、どのような背景があつて可能になったのか？等々)，しかし、ここではK君の特性、相談者との関係、そしてこのような家庭教師的実践の報告のしかたについて、次の4点を指摘するにとどめたい。

(1) 全体の流れを見ると、第4期に至って相談者に『甘える』ようになるまでの約1年間、Kの接近の仕方が、トランプやチェスなどのゲーム、歴史の勉強を通しての人生に関する会話等、人との間に遊具や教材をおき、一定の距離をとった、知的な交渉を主軸としていることが分かる。私がこれまでみてきた事例から判断すると、もう少し早期に、身体的にじやれ合ったり、もつれ合ったり、とくろみあったりする遊びや、あるいはいわゆる男児的・ギャング的な遊びが現れてもよいと思われるが、この報告から推察する限り、そのような形跡は見られない。このことは次に述べる(2)と相俟って、Kのかかえていた問題、対人関係のパターン、ひいては相談者との関係を考えるうえで、重要な手がかりを与えていると思われる。

(2) 考えてみたい第2の点は、Kがある立ち直りを見せた後に、(自発的かつ相談者への同一化という新しい要素が加わっているものの)、「勉強で一番になりたい」「陸上もやりたい」という、以前とほとんど同種の目標あるいはライフ・スタイルを、再びとりはじめることがある。この目標とスタイルは、母親が以前から彼に期待していたそれでもあり、またそれ故に、弟との競争という過去の葛藤を再燃させるものでもあった。私がこれまでみてきた事例(例えば登校拒否児)との比較で言えば、症児が再び登校しはじめる場合には、彼の生きる目標やライフ・スタイルに重大な変化が生じていることが多く、私はそれを『変化』の指標と考えてきたので、この目標の類似性には考えこまざるをえなかつた。

もちろん、友人関係の領域で重要な変化が生じており、それはきわめて意義深いものであつたと思われるが、しかし、(1)(2)に記した私の疑問がもし当を得たものであるとすれば、人に近づくことへの怯え、人に自分を託すことへの恐れ、「いい子」の元型、母親の愛を得たいという欲求、そしてこれらの基底にある母子関係の問題は、相談者が想像している以上に根深い問題

として彼の中にあると推測される。もっとも、私がみてきた子どもたちと K の変化のスタイルとの相違は、K の個別的な問題ではなく、内向的な対処様式をもつ子どもと、非行という外側へのアクティング・アウトという対処様式をもつ子どもの相違を表わしているものかもしれない。

(3) K の変化のスタイルを、しいて相談者のかかわり方と関連させて考察すれば、歴史の勉強のしかたについて次のようなことが言えるかもしれない。K の歴史への興味をとらえ、それを窓口に K との交流を深めていく相談者の働きかけには、きわめて優れた工夫を感じるが、かれが何故歴史に興味をもったかについての記述がひとつもないことには、相談者のかかわり方の特徴があらわれていると思われた。いろいろな問題をもつ子どもが“歴史”に興味をもつ時には、なんらかの退行的な動き、あるいは自分が生きてきた道筋を根源に遡って捉えなおしてみたいという心の動きが背景にある場合が多いが、そのような“退行”や“捉えなおし”的な検索が、彼の歴史への興味に関して充分になされたのかどうか、疑問をもった。この観点から考えれば、歴史上の人物を通して、本当の勇気や正義を議論することは、K にとってかけがえのない意味をもっていたが、同時に相談者自身の興味、相談者自身の議論好きの領域に K を強引にひきずりこんだ結果と考えられなくもない。K と母親との関係、K の辿った変化の方向ともからめて、考えたいところである。

(4) 最後に、この種の報告のしかたについて触れておきたい。この種のいわゆる非専門家（学生）による介入には（専門家によるそれにも本質的にはあてはまるのだが）、介入者自身の変容ということ自体が、きわめて大きな治療動因となる。様々な情緒的問題をもつ少年や子どもに触れて、学生自身が揺さぶられ、自分自身の考え方や生き方の問い合わせを迫られ、それに四苦八苦しつつ自分を変えていくという過程が、多くの場合不可避的に生ずるのであり、その時に、学生がその少年との接触で、どのような問い合わせを迫られたか、どのような変化を自分に求めたかは、学生と少年の間で何が起こったか、何がどういう方向に少年を動かしたかを考える時に、欠くことのできない情報である。K の中にこれほど大きな変化が生じたのであれば、相談者自身の中にも（ある意味では K 以上の）大きな変化が生じたはずであり、是非ともそれに関する記述を欲しいと思った。

（近藤邦夫）

(4) コメント

兄弟 2 人で、父母も子どもの教育にはそれなりの関心をもっている。家庭内にこれといって指摘される問題もない。弟がぜんそくなどの病気をもち、どちらかといえば、父母は弟の方に多くの関心をよせる。兄の立場からは、自分が疎外されているように思う。部活や勉強でつま

すいて、劣等感をもち、逸脱行動へむかう。

このような子どもの事例は多い。すなわち自立心の弱い子ども、人より優位にいれば十分に活動するが、欲求の満足されないときや大きな外的障害物のあるときは、それにチャレンジできないといった子どもは、いわゆる一般にひろく“ひよわな子ども”といわれているようである。

このような子どもには、基本的には主体的に生きる態度を長い期間で育成することであり、現在ある自分についての否定的感情を肯定的なものにすることが指導の方針として立てられているのは適切であろう。

まず、どのようにして受容的関係をK君とカウンセラーが樹立するかが課題である。この事例では、トランプ、花札などのゲームをいっしょにすることからはじめられた。それも一つの方法であるが、これ以外の方法もある。たとえば、K君になにをいっしょにするか問い合わせて、彼のやりたいものをやるようにする。もちろん、一度や二度の問い合わせで彼が何かを発言するなどということはないだろう。トランプ、花札などがK君の口から出たら、それをとりあげる。はじめから、カウンセラーがそれを指示すると、「一応はそれにのったものの、熱の入らないさめたもので彼をのせようとカウンセラーが時折はしゃいでみても、変に浮いてしまう」というようになりやすい。

カウカセリングの期間中に、時に父母がいろいろ介入する。この事例でも「毎回遊んでばかりいたために、K君の母親から、そろそろ勉強しては……と促されて、学生のカウンセラーはそれに屈服した」とある。父母に対するカウンセラーのアプローチも必要である。

勉強のときよりも、話しあいのときなどからK君は、だんだんと母親に対する否定的な感情を出すようになってきた。これは、カウンセリング成功のきざしといえよう。そして、だんだんと自分がこれから何をしたらよいか考えるようになる。たとえば、「勉強で一番になりたい」「陸上もやりたい」などということが自発的に出てくる。これは、母親に対するK君の否定的感情をカウンセラーが受容したことから出てきたのである。

自発的にこれから自分のあり方がばくぜんとではあるが出てくるようになれば、K君はだんだんと変化してくるだろう。この変化がすすめば、以前の否定的感情は、肯定的なものにかわってくる。こうなれば、いよいよカウンセリングは終結に近い、カウンセラーの努力がむくわれる時が近い。しかし、この流れは円滑にはいかない。

K君の事例でも、弟と競争して成績の面で勝ってやろうなどの意欲がでたり、陸上部でもレギュラーになろうと無理する。そして、挫折して、再び混乱するという状況がくり返される。そして、この事例でも、カウンセラーへのK君の甘えとして出てくる。これは依存への逆行を示すものであろう。

このようなことのくり返しから、Kはだんだんと自立していくのである。

この事例の考察で、3つのことが述べられている。たとえば、第一は、「なんらかのゆさぶりや働きかけをする。」ということである。これについての説明がほとんどないので正しく読者は理解できないのではないかろうか。“ゆさぶり”とか“働きかけ”とは具体的に何に対するどんなアクションなのか。多くの場合、ゆさぶり、働きかけを意図的にしないほうがよいともいわれている。

第二にのべている「相手の興味や関心のレベルまで降りていき（？）……相手の土俵で働きかけをする」ということは、その記述上のことには限定しても疑問である。“相手のレベルまで降りる”ということはカウンセラーは、相手のレベルより「上」にいることを自認しているのであろう。この事例の記録者も（？）をつけているように一考を要する。

第三は、「……いつかはこちらのペースにまきこむ」といっている。いかにも対策的で操作的な表現である。「相手の土俵で働きかけながら、じっと見据えて、いつかはこちらのペースにまきこむ」ではなく、カウンセリングは「共に努力する」関係で、相手の側での結果としての変容なのではないかと考える。

(坂本昇一)

2. 学校で人の視線が気になる中学生

(1) 事例の特徴

本症例は視線恐怖のために、学校での学習活動および日常生活全般においても支障をきたしていた男子中学2年生本人に直接介入した事例である。

周囲から見られているのではないかという不安を背景として「視線恐怖」が生起していると考えられたために、自律訓練法によって得られるリラクセーション反応を不安拮抗反応として用いた系統的脱感作法を適用して不安反応の消去を試みた。その結果、38セッションで本人の訴える不安は完全に消去され、視線恐怖反応も完全に消去された。さらに、日常生活におけるさまざまな場面においても行動の顕著な改善が見られ、特に、学校での授業場面では、不安を感じることなく授業に集中することが可能となった。治療技法の選択に際する諸問題、治療プロセス、適用技法の効用が討論された。

(2) 事例

① 本人

14歳（受理面接時） 男子 中学校2年生

② 問題の概要

自分が絶えず周囲の人から、じっと見つめられているような気がする。周囲が自分のことを見ているのではないかと思うと、それが気になり、授業中でも何も手につかなくなり、授業の内容も頭に入らない。また、自分の周囲で話し声がすると、自分の方を見ながら、自分のことについて話しているのではないかと気になる。

③ 本人の状況

i 問題歴

中学校2年生に進級した4月、些細なことから、本人（以下Cl.と記す）の好きな女子生徒は誰それではないか、ということが学級内で話題になった。このことは、学級内から学年の間にすぐにうわさとなって広がり、Cl.は学校内でたびたび、冷やかされる、自分の方を見ながら小声で「ひそひそ話」をされる、などのいやな経験をした。5月中ごろ、休み時間に級友どうしが自分のそばで話をしていると、自分を話しているのではないかと思い、その話の方にじっと耳をそばだてるようになった。ほどなく6月初めごろには、休み時間に自分が教室内で周囲から見られているような気がしました。7月の初め、校庭での朝礼の際、整列して話を聞いているときに、生徒の列の前に並んでいる教師の方に何気なく目を向けたところ、そのうちの1人の教師と視線が合ったような気がした。そのとき以来、休み時間以外の授業中、給食中などでも、周囲から視線が集まっているのではないかと不安になりだし

た。

それから間もなく夏休みに入り、夏休み中は特に異常はなかった。しかし、二学期になると、再び周囲からの視線が気になり始めた。11月ごろからは、道を歩いているときなど学校以外の場面でも、周囲から見られているということが気になり、授業中は、周囲の級友が自分の視野に入らないように、顔を極端に机に近づける姿勢をとり、授業の内容もほとんど頭に入らなくなってしまった。12月初めの期末考査の際、手が震えて答案に字が思うように書けなくなり、これを見た学級担任の勧めで来談した。

ii 生育歴

正常分娩で出産。既応症なし。乳児期より母親が家で養育し、就学前の2年間幼稚園に通園した。健康で小学校に入学してから現在まで学校を欠席したことは1日もない。また、おとなしい性格で、幼児期は家にいることを好み、あまり外で遊ばなかった。小学校入学後も口数は少ない方であったが、友人がいないなどの問題は特になかった。

iii パーソナリティ

知的な遅れは全くみられず、学業成績は中位よりも上の方である。心理検査の結果は以下の通りであった。Y—G 性格検査：E 型。WPI：53 (SS=58)。MAS：24、段階II（かなり不安度が高い）。CMI：領域IV（神経症領域）。MPI：E 得点7（非常に内向的）、N 得点26（普通）。母親の陳述によると、Cl. は「はじめてコツコツやるタイプである。ちょっとしたことをする気にする方である。その反面、家では頑固なところもみられる。」ということである。心理検査の結果 Cl. の性格に、不安が高くやや神経質な面があることがうかがわれる。

④ 家庭の状況

父母、兄、Cl. の4人家族である Fig1 (P36上)。父親は会社員、母親は自宅近くで化粧品店を営んでいる。両親ともに子どものことについては関心が高く、特に父親は子ども好きで、2人の息子が幼いころから、よくキャッチボールをしたり、魚釣りに行ったりしていた。高校生の兄は中学校3年生のとき野球部の主将を務めており、同じ野球部の1年生の部員だった Cl. とは仲も良く、いつも Cl. の話し相手になっている。Cl. が周囲からの視線を気にするようになってからは、家庭では両親、兄がいろいろ Cl. の話を聞いたり、激励したりするようにしている。

⑤ 学校の状況

Cl. は周囲の視線が気になるようになっても、学校では特に誰にも相談せず、また、学校側も最初のうちは全く気がつかなかった。二学期になって間もないころ、Cl. から話を聞いた母親が、学校を訪れ学級担任に相談したが、担任からは「特に異常はみられないで、しばらく様子をみてみる」とのことだった。二学期末、Cl. の問題に気づいた担任は、教育相談に来談を勧

めるとともに、自分のところへも悩みごとがあつたら相談するよう励ましている。

⑥ 指導方針

周囲の視線が気になる、周囲からみつめられている、という不安反応が生じる場面について、系統的脱感作法を適用し不安反応を逆制止する。その際、不安拮抗反応としては、自律訓練法（以下、ATと記す）によって得られるリラクセーション反応を用いることとした。ATを用いた系統的脱感作法を適用したのは以下の理由による。

- ・ 問題の発症経過から考えて、周囲から見られているという不安反応は、学習によって獲得されたといえる。また、その獲得の過程は古典的条件づけのパラダイムに合致する。
- ・ ATによって得られる安定した心的状態が、不安拮抗反応として作用するだけでなく、Cl.の性格（神経質、過敏）によってもたらされた心理的ストレスの抑制にも効果があると考えられる。

⑦ 指導経過および結果

第Ⅰ期：第1～第4セッション

詳細な情報の聴取、心理検査の実施、不安階層表 Table 1 (P36下) の作成が行われた。

第Ⅱ期：第5～第18セッション

AT標準練習を重温感練習（第2公式）の習得まで実施した。ATの練習は週1回の面接時に実施するほか、練習用カセットテープを用いて、自宅でも1日2回以上行うこととした。

第5～第6セッション

ATについて説明し、標準練習の重感練習（右腕）を実施した。

第7セッション

AT標準練習：重感練習（左腕）を実施。受動的注意集中の状態を作り出すことがまだ難しいとのことである。

第8セッション

ATの練習中、学校での出来事が頭に浮かんできて、公式がスムースに繰り返せないことがあるというので、受動的注意集中について説明する。授業中、板書をノートに書こうと黒板を見ると、視野の中に横あるいは斜め前方に座っている級友の顔が入ってきて、この級友たちが今まで自分の方を見ていたのではないかと不安になることがある。そのようなとき、ノートをとるという作業は何とか続けられるものの、授業の内容には集中できない。

第9セッション

AT標準練習・重感練習（右脚）を実施。両腕の重感は習得できた。ATを行った後は、心理的に安定した、おちついた気分になるような気がしてきた。

第10セッション

AT 標準練習・重感練習（左脚）を実施。三学期の期末考査があった。テストを受けているとき、机に極端に顔を近づけ、テスト用紙以外のものが視野に入らないようにして、答案を書いた。二学期の期末考査時のように手が震えたりすることはなかった。答案を書いているとき、肩に力が入っているのに気がついた。その場で目を閉じ、両腕を垂らして AT を行ってみたところ、少し楽になったような気がした。

第11～第12セッション

AT の練習中、両腕、両脚ともに以前に比べて力がぬけていると感じるようになった。また、AT の練習後は、それまでいらいらしていたような気分がかなり楽になるような気がする。

第13セッション

AT 標準練習・温感練習（右腕）を実施。授業中、机に極端に顔を近づける姿勢だったが、顔を上げた普通の姿勢で授業を受けることができたのが 3～4 時間ほどあった。卒業式では何となく見られているような気になったが、式の後、卒業生を見送るために校庭に在校生が集合したときには、特に気にならなかった。

第14セッション

AT 標準練習・温感練習（左腕）を実施。終業式のとき、左右に並んでいる生徒が自分の方を見ているのではないか、とふと思ひ、その生徒の方を見て確認するということがあった。しかし、それは断続的に続いたわけではなく、気にならなかった時間もあった。

第15～第16セッション

AT 標準練習・温感公式（右脚）を実施。春休み中、父、兄と食堂で食事をした際、食べているときに、すぐ近くにいた他の客が自分をじっと見ているような気がした。「これではいけない。こんな気持ちは早くなくなってしまえ。」と思うと、ますます気になってきたという。そこで、そのようなときには AT 練習中の受動的注意集中の状態を思い出し、「不安がなくなれ、なくなれ。」と思わない方がかえってよいことを助言した。

第17～第18セッション

AT 標準練習・温感練習（左脚）を実施。春休みが終わって、3 年生に進級した。授業中、周囲からの視線が気になっていないことに時々気がつく。しかし、一度そのことに気づいてしまうと、それからは、やはり視線を気にしてしまう。

AT 標準練習を重温感練習まで習得した時点では、周囲の視線が気になって、何も手につかないという状態こそ改善されたものの、不安階層表（Table 1）に挙げられている場面においては、「見られている」という不安反応は、ほとんどなくなつてはいない。

第三期：第19～第39セッション

不安階層表に従って脱感作を行った。また、脱感作と並行して、AT も半眼の状態で再び重温

34 ② 児童生徒本人への働きかけを中心とした事例

感練習を行い、その習得後はさらに腹部温感練習（第5公式）まで、閉眼状態で練習を進めた。不安階層表の各項目の SUD の変動の過程は Table 2 (P37上) に示す通りである。なお、不安階層表の各項目の行動について、どれくらい不安を感じないで行うことができたかを、0 (全くできなかった) から100 (確実にできた) の間で Cl. 自身が毎日評定し、行動の指標とした。Fig 2 (P37下) は、その中の3項目について、各週ごとの最大値を代表値とし、その推移を示したものである。

各セッションの概要は以下の通りである。

第19～第21セッション

周囲にいる人のことが、気分的に違うように感じられる。以前の重苦しく、のしかかられそうな感じはなくなってきた。授業中、授業に集中できる時間がふえてきた、とのことである。AT の効果が発現してきていることを説明し、さらに AT の練習を努力するよう激励した。

第22セッション

AT の四肢重温感は確実に習得できた。練習中、周囲から音が聞こえたり、雑念が浮かんできたりしても、全く練習の邪魔にならないようになった。一学期の中間考査は、顔を机に近づけない普通の姿勢で受けることができた。多少、視線が気になることもあったが、問題を読んだり、答案を書くのに支障にはならなかった。テストの成績も上がった。

第23～第25セッション

休み時間のように、周囲の人たちが動いているようなときには、見られているという不安はあまり感じなくなってきた。ただ、授業中あるいは朝礼などのように、周囲が動かないときは、視線が気になることが多い。

第26セッション

授業中あるいは電車、バスに乗って腰かけたとき、背中を伸ばし、顔をまっすぐ正面に向けていても、さほど苦にならなくなった。

第27～第29セッション

不安階層表の項目の半分が SUD が 0 になった(Table 2)。授業中や朝礼のとき、一旦、周囲からの視線が気になり出ましたが、僅かな時間で、それが徐々に治まっていくという経験が 5 ～ 6 度あった。AT 標準練習は第27セッションで心臓調整練習、第29セッションで呼吸調整練習を実施した。

第30～第36セッション

夏休み中は、図書館で勉強したこともあったが、視線は特に気にならず、受験勉強の能率も上がった。二学期に入っても、不安はあまり感じない。授業中もほんの短い時間、見られているのではという気が僅かにする程度である。第32セッションで AT 標準練習・腹部温感練習を

実施した。

第37～第39セッション

人から見られているという不安はほとんどない。第38セッションでは、不安階層表の項目はすべてSUDが0になった(Table 2)。2週間後の第39セッションでも不安のない状態が維持されており、予後の経過を観察することとした。

⑧ 予 後

1か月後、特に異常はみられない。ATは毎日練習している、とのことである。

⑨ 考察

以上のように、合計39セッションはCl.の症状の変容に著しい効果をもたらした。不安階層表(Table 1)に挙げられた問題場面はもとより、日常生活におけるさまざまな場面において顕著な改善がみられている。特に、Cl.が最も周囲からの視線を気にしていた学校での授業場面においては、Cl.はもはや不安を感じることなく、授業に集中することが可能となった。また、母親および担任教師の陳述から、家庭や学校においてCl.は以前のように明るくなり、考え込んだり、ふさぎ込んだりすることがほとんどなくなったことが確認された。こうした結果から、本症例で実施された系統的脱感作法を中心とする本人への介入の技法が、視線恐怖の消去に有効であることが示されたといえるだろう。

また、系統的脱感作法が有効だったことのほかに、行動分析が適切だったことが、問題の改善に著効をもたらした要因の1つといえる。笠原(1969)は正視恐怖症(視線恐怖症)を、(イ)正常範囲内の対人緊張、(ロ)恐怖神経症の段階に終始とどまるもの、(リ)関係妄想性をおびるもの、(ニ)前分裂病症状としてのそれ、の4つに区分している。本症例の場合は、この中の(ロ)の段階に相当すると考えられ、行動分析から、不安反応の獲得の過程も古典的条件づけのパラダイムで簡潔に説明できる。これに対して、福井・上里(1969)は分裂病の欠陥治癒型を疑われた視線恐怖、すなわち笠原(1969)の区分では(ニ)にあてはまる症例に、系統的脱感作法を適用したところ、効果が少なかったことを報告している。以上のことから、視線恐怖を主訴とする症例においては、詳細な情報、資料を収集し、適切な治療法を選択することが重要であり、本症例は、それが妥当だったケースであるといえよう。

〈引用文献〉

1. 福井康之・上里一郎 1969『視線恐怖の行動療法』異常行動研究会誌, 9, 101~105。
2. 1969『人みしり——正視(視線)恐怖症について』精神分析研究, 15, 2—9。

Fig I 本症例の家族構成

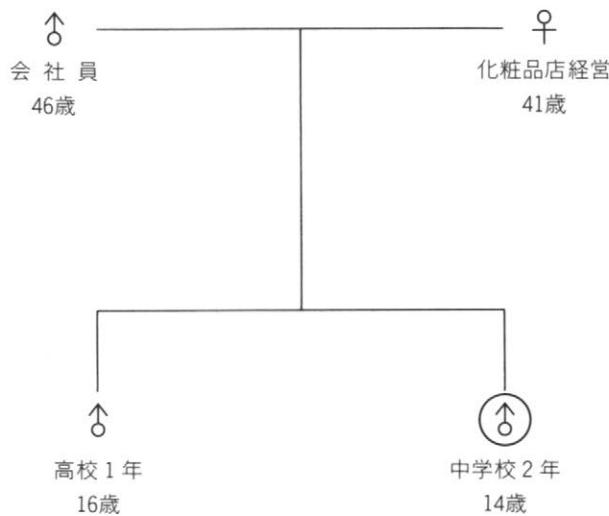


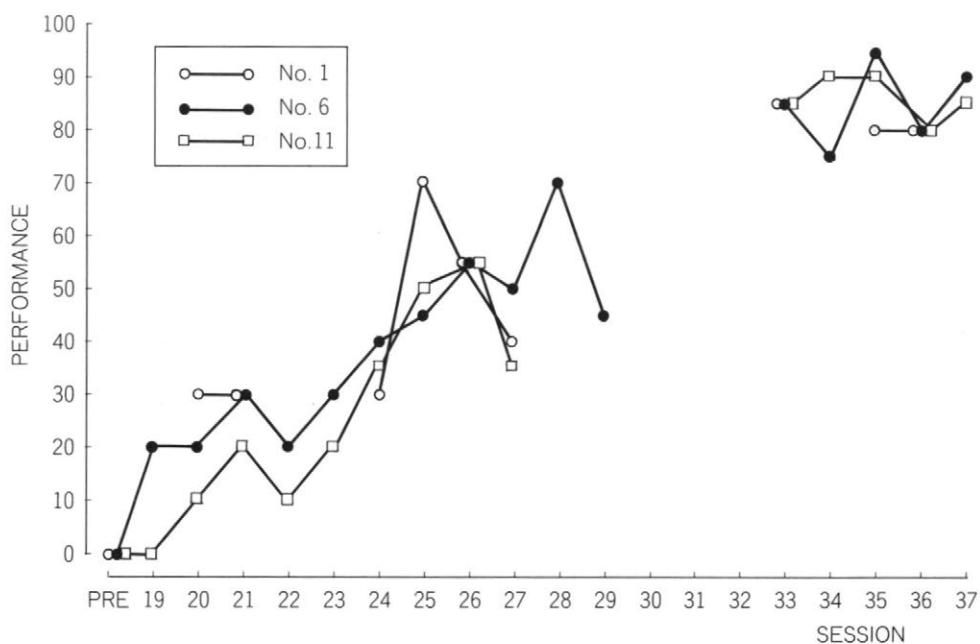
Table I 不安階層表

No.	問題	場面	SUD
1	学校でそうじをしている		10
2	学校で休み時間、廊下を歩いている		30
3	デパートなどの人ごみの中を歩いている		30
4	体育の時間、みんなの見ている中で実技をしている		50
5	朝礼などの集会で、並んでいる		50
6	登下校の途中、道路を歩いている		50
7	授業中、指名されて教科書を読む		65
8	家族4人で食事をしている		65
9	体育館で剣道をやっている		75
10	教室で給食を食べている		95
11	授業中、黒板に書いてあることをノートに写す		100

Table 2 SUD変動の過程

セッション	Pre	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
No.																					
1		10	0																		
2			30	30	10	30	20	15	10	0											
3		30		25	30	45	20	25	30	10	20	0									
4		50		30	5	20	40		23	20	0										
5		50							40	10	0										
6		50								20	10	30	10	10	10	20	15	0			
7		65								20	40	0									
8		65								20	20	15	0								
9		75									10	20	35	0							
10		95									10	15	0								
11		100										30	15	0							

Fig 2 遂行行動の評定値の推移(第37セッションまで。第28~32セッションは夏休み)



(3) コメント：視線の発達的意味

視線恐怖症の治療の困難さは多くの識者が指摘している。精神病理学的研究がその機制への興味深い見解を示しているにもかかわらず、適切な治療法を提示し得ていない現状では、行動療法の持つ明確な視点は貴重なものである。ちなみに我が国の行動療法関係のおよそ460論文中、題目から対人恐怖・視線恐怖を扱っていると判断されるものをチェックしたところ6編あった(上里1980a, 1980b, 1982)。この多少は別として、その多くが比較的短期間の治療と有効な症状改善を示していることは特筆すべきだろう。本事例もその意味でさらに貴重な1例を加えたものといえよう。

本事例における症状のあざやかな改善の理由として、適切な行動分析と治療技法の選択があげられている。行動療法における行動分析の重要性については近年盛んに論じられているようであるが(行動療法学会1982)，本事例では治療者達の的確な行動分析が、その優れた治療技術とあいまって有効に働いたと思われる。

同時に、親—教師—治療期間のつながりも大きい役割を果たしているようだ。高橋(1976)は対人恐怖症の発症のピークが13—15歳であるのに対し、初回面接のピークは19—21歳であるとしている。つまり多くのクライエントがおよそ6年ものあいだ独りで悩み、症状を固定化し、改善を困難にしてしまっている。それに対し本事例ではきっかけが4月、症状が本格化し母親に相談したのが9月、教師からの依頼が12月と、少々もたついた段階もあるが、比較的スムーズに治療を開始できている。クライエント周辺の人的資源と、その関係の良さが教育相談において有効性をもつことが示唆される。同時に、問題発見から対処までの期間をはやめるためにも、教師を中心とする人々の青年期の問題行動や、それに対する援助体制についての基本的知識の充実が重要であろう。この点は、現在の教員養成制度のなかで、まだまだ果たされねばならぬ課題と思われる。

ところで、ヒトの発達の中で視線やその回避はどのような機能を持っているのだろうか。近年著しい新生児・乳児研究は、ヒトはかなり早期には、むしろ積極的にヒトの顔、特にその目を選択的に注視することを明らかにしている(Salapatek, 1975)。これはかれらを日常的に養育してくれる人物、つまり母親とのアイコンタクトの形成をもたらす。アイコンタクトは、母—子の覚醒水準を高め、自力で補食行動がとれないヒトの乳児にとって、養育者の養育行動を引き出すためのリリーサーとして作用するとともに、社会的動物たるヒトの対人関係成立の出発点になるのだと考えられる。

しかし幼児期・児童期を経て青年期に入ると、視線の回避傾向が現れて来る。調査によると高校生の約4割、大学新入生の約3割が、他人の視線に不安を感じるという(鈴木, 1982より)。目が危険の信号であり、攻撃・接近行動を抑制する機能があることは昆虫の擬態にみられ

る目の模様などでよく知られている。ヒトでも、自閉児（生得的に覚醒水準が高いと仮定される）や（Hutt., & Ounsted, 1970），過剰ストレスの多い都市生活者は（Newman & McCauley, 1977），余分な緊張を避けようとするために視線を避けようとする。同様に，生理的変化や，自立からもたらされる外界に対する敏感さをもつ青年期では，視線の合致による覚醒水準の上昇はオプチマルなレベルを超てしまう。彼らの示す視線回避はその緊張を少しでも解消しようとする手だてであり，ある程度は適応的な行動といえるかもしれない。そしてこの行動はこうした生理的，行動学的基盤を持つために容易に不安反応と連合し，この時期での対人恐怖症状の形成につながるのであろう。

しかしここで問題がある。それはこの症状が日本人に特有なものだと言われていることである（鈴木，1982）。これが真実とするなら，なぜ日本人にこの恐怖条件づけが容易におこるのだろうか。そのためには，文化的パーソナリティの形成や社会的学習を考える必要があろう。日本社会の強化随観性の特徴についての学習論的検討は興味深い。もちろんこれはこの事例報告の範囲を超えるものであるが。

〈参考文献〉

- 上里一郎 1980a 1980b 1982 わが国における行動療法関係文献集 I, II, III. 行動療法研究, 5, 63-67., 6, 43-52., 8, 61-65.
- Hutt, C., & Ounsted, C. 1970 幼児自閉症の視線回避とその意味 In S. J. Hutt, & C. Hutt(Eds.) *Behavior studies in psychiatry*. Pergamon Press. 平井久・中川四郎（監訳）1979 自閉児の行動学 岩崎学術出版
- 行動療法学会 1982 行動分析・行動評価に関する問題 行動療法研究, 7, 10-33.
- Newman, J., & McCauley, C. 1977 Eye contact with strangers in city, suburb and small town. *Environment and Behavior*, 19, 547-558.
- Salapatek, P. 1975 Pattern perception in early infancy. In L. B. Cohen & P. Salapatek(Eds.), *Infant perception : From sensation to cognition*, Vol 1. New York : Academic Press.
- 鈴木睦夫 1982 対人恐怖症の概観 臨床心理ケース研究編集委員会（編） 臨床心理ケース研究, 4, 221-238.
- 高橋徹 1976 対人恐怖—相互伝達の分析—医学書院

(中澤 潤)

(4) コメント：視線が怖いということ

子ども向けの話や漫画の世界で、口から火を吐くなどして、口により危害を与える怪獣が多く登場する。これは、実際に口を武器とする多くの動物がいることを考えると、ある種の合理

性を持つ。一方、目から破壊的な威力を持つ光線を発する怪獣も、同じくらい多く描かれる。直接目を武器にする動物は存在しないことを考えると、これは奇妙なことである。

人間でも、口はしばしば攻撃の武器に使われる。特に、子どもや女性がそうである。にもかかわらず、「口」恐怖症は存在しない。口に関する恐怖症といえば、口臭恐怖ぐらいのものである。これは、口そのものを恐れるのではない。同様に、人間では手が危害を加える現実的な道具である。にもかかわらず、「手」恐怖症というものも聞かない。手に最も関係する恐怖症といえば、不潔恐怖症であろう。これも、相手の手を恐れるのではなく、自分の手の不潔なることを恐れるのである（もっともこれは現象のレベルでのことである。メカニズムを深く分析すれば、そうではないかもしれない）。口や手と異なり、目は、直接危害を加えることはない。にもかかわらず、いつの頃からか人は目を何かえたいの知れぬものとして、恐れだす。なぜなのだろうか。

人間でも動物でも、目は、直接攻撃の道具にはならないが、攻撃にはほとんど常に視線が伴う。視線は、攻撃すべき対象に対し自己を定位させる作用を果たす。このようなことから、動物にとって、目は特別な存在であるように思われる。たとえば、ある研究では、実験用のリザスモンキィが、人間の視線を受けただけで、脳内電気活動量が増大する、という知見を得ている。私は、吠える犬が、私の手や足に視線を集中して吠えるのを見たことががない。彼は、油断なく身を低く構え、私の「目」に視線を集中する。私は、いざとなれば足で蹴り、こぶしで殴ろうと思っているのに。

乳児やごく幼い幼児は、大人の目を注視する時間が長い。しばしば、大人の方が恥ずかしくなってしまうたりする。幼児の絵では、丸い顔の中に先ず現れるのは、2つの目である。3, 4歳頃になると、自分で何かわだかまりがある時などは、親と視線を合わせることを避けるようになる。あたかも、目を合わせると、自分の心の中の隠しだてが見透かされてしまう、と感じているかのようだ。ここには、触れられるべき2つの点がある。ひとつは、目は見るものであるが故に、網膜に写らないことまで見透かされてしまう、という行き過ぎである。ここには、自己の無力さに比し大人を全能と感じる幼児の心理的特質が現れている。視線を恐れる心理には、この幼児的特質が幾分か含まれる。二つめは、視線を恐れる根本の原因是、自らのうちにあるということである。自分の中に知られてはまずいことが存在する、という一種の自己意識が前提となっている。だから、人に知られてはまずいことが多くなればなるほど、かつ、これに気づく自己意識能力が発達すればするほど、視線を強く恐れることになる。思春期、青年期に視線恐怖が多く発生するのは、こうしたことからうなづける。

視線に対する恐れは、自分の心を覗き込まれる恐れである。だから、覗き込まれないように防御すれば、弱まる。Argyle (1972) は、話し手が、聞き手に対し離れて話す、目の部分が開

いた覆面をつけて話す、サングラスをつけて話す、聞き手の背後から話すなど、いろいろな条件下で話させた。その結果、話し手の落ち着きの程度は、聞き手の視線がブロックされている状態の時に、大きかった。

視線を恐れることのなかには、逆に、相手の心に触れてしまうことへの恐れが含まれている。相手の心を見てしまえば、見てしまったそのことに対し、なんらかの対処を迫られる。相手の心のなかのこと向こうのは、息詰まることがある。この点に関し、次の実験結果は示唆的である。二人の人が会話する時、余り近過ぎる（約60センチ）と、お互いに視線を合わせることを避ける（Argyle & Dean 1965）。近ければ、それだけ相手の心中までも見えてしまうかのように思われるためかもしれない。こうした息詰まる体験をうまく避ける技能が、日常生活のなかで多く用いられている。挨拶しかり、とりとめの無いことを話題にすること、自分達でなく第三者を話題にすること、ユーモアや諧謔のオブラーントに包むこと、等々。

通常の社会生活においては、視線に関する種の慣行がある。それぞれの関係における視線の適量が存在する。その量を越えると、不安にさせられたり、立腹させられたりする。これは、視線が、対象に対する関心を意味するからである。

一般に、瞬間の視線は、対象への情報収集のための正常なものと受け取られる。過度の視線の集中は、対象に対する強い関心を表す。自己の心中の表明という性格を強く帯びる。視線を寄せる相手が何者であるか分かっていれば、視線に表される関心の内容を推測できる。しかし、相手が見知らぬ人であれば、視線の内容を理解できない。だから、自分が相手によって露わにされているように感じられる。躊躇されているように感じられる。このために、いろいろさせられる。内部に敵意を蓄積させている人は、その敵意を相手の視線に投射して、相手の視線を理解しようとする。こうして、自分に寄せられる視線は、敵意ある恐ろしいものとなる。

過度の視線の少なさもまた相手に対する関心を表明する。通常この場合は、相手への拒否的な心理の表明と受け取られる。こうした場合の視線は、怖さよりも、冷たさという色合いを帯びる。青年男女の恋愛のかけひきで、こうした視線が意図的に使用される。 （根本橋夫）

③ 家庭への働きかけを中心とした事例

1. いじめられっ子 A 君

(1) 事例の特徴

A 君は、1人っ子で、両親と3人家族の中学生3年生である。幼い頃から集団活動になじめない傾向があり、習字や野球を短期間続けると、周囲の仲間に同化しきれずにやめてしまうような子どもだった。

中学校に入学し、運動クラブに所属したが休みがちであることを先輩にとがめられ、ついにはゴミ箱にとじこめられるような目にあってしまった。同じ学年のクラブ仲間もあまり練習に参加しない A 君を批判するようになり、クラブをやめたいとの相談で母親が当センターを訪れた。この問題はすぐに解決し、その後母親からの連絡もなく1年が経過した。

A 君は中学2年生に進級した。クラス替えがあり、1年生時に比較的いっしょにいたおとなしい友人と別のクラスになってしまう。A 君はクラスになじめず、友人もできなかった。A 君が2年生の暮れ、母親が再び当センターへ来所。この時には、A 君はすでにクラスの中で孤立、からかいの対象とされるようになっていた。A 君は、朝になると頭痛や腹痛を訴え登校を渋るようになった。そのうちに、転校させてくれないと学校に行かないと執拗に訴えるため、母親が対応に窮して当センターへ来所してきた。しかし、母親は仕事があるとの理由で隔週程度にしか来所できず、A 君本人は来所を拒否していた。年が改まって母親の窮状をみかねた筆者が直接 A 君に電話で来所を促し、いやいやながらも A 君が来所してから不定期的にしろ、A 君本人にも会えるようになり、母親、A 君共に筆者1人で会っている。現在継続中の事例である。

(2) 事例

① 本人

来所当時中学2年生、現在中学3年生男子（15歳）。

② 問題の概要

A 君が中学1年の秋、友人に誘われてなんなく入部したという運動系のクラブの先輩に、いじめられるので退部したいとの相談で、母親が来所したのが初めである。インターク時点では、筆者は担当しておらず、この時は、クラブ問題が一応解決したので継続来所せず終了して

いる。

A君が2年生に進級した直後、クラス委員選出の際にA君の名前が候補としてあげられた。A君は、担任女教諭に個人的に呼ばれて候補者にあげられた理由を問われたが、A君は担任が自分をばかにしたと受け取った結果、担任・クラスメート両方に対して不信感を抱いてしまった。これをきっかけに、A君の担任批判が激しくなり、母親に対して、友だちにいじめられる訴えるようになった。A君は、相談したり助けてくれたりする親友がいなかったため、家庭では親に対し執拗に転校させてほしいと要求し、ついには、学校も休みがちとなつた。

③ 本人の状況

A君は、普通分娩で、病気も少なく手のかからない育て易い子どもだった。母親は、A君出産後の肥立ちが悪く、通院、実家への逗留が長引いたそうで、それが原因かどうか、A君以後は子どもができずじまいである。

中学2年でクラス替えがあったが、新しいクラスには気の合う友人が1人もいなかった。学級委員選挙でA君の名前があげられたことに対し、担任がA君を呼び出して候補者に名前があげられた理由を問い合わせたり、A君が以前から気についていた性格——気が弱い——を指摘したことによって、A君は、担任が自分を特別扱いする、ばかにしていると憤満を母親に訴え、担任女教諭への不信感を増幅させ始める。

5月、同級生が木工用具でA君をかまっているうち、悪ふざけがすぎて、A君が手にけがをさせられる。この頃からA君は、頭が重い、疲れるなどの身体症状を示すようになり、学校も休むことがたび重なる。

6月になると、登校するたび、学用品や教科書にいたずらをされたり、わけもなく蹴られたりするので安心して授業もうけていられないから転校したいと、A君が母親に訴えるようになる。家庭では、自分の思い通りに事が運ばないと八つ当たりをして、物を投げたり、わめきちらすなど不安定さが目立つようになる。

7月には、部活の先輩から、休んでばかりいるとの理由で、ゴミ箱の中に閉じ込められ、あまりの屈辱に、帰宅後、包丁で手首に傷つけるところまで追い込まれる。この頃から学校側では担任の女性1人に任せておけないと判断し、学年主任、生活指導担当者が母親に接触を図るようになる。

夏休み中、仲良しでもない級友の宿題をやらされたり、2学期になって、Yシャツの背が切られる、木工用具が紛失する、休み時間にちょっかいを出されるなどのいじめがエスカレート、A君は、自殺したい気持ちだと親に訴える。

12月になり、母親はA君への対応に窮し、学校側も全面的に頼れない、いじめが改善されないと疲労困憊の様子で、再び当センターへ来所してきた。A君本人は来所したがらず、とりあ

えず母親のみが1か月に1, 2回来所するという状況が続く。

筆者のもとに初めて訪れた時のA君は、朝になると気分が悪い(頭痛、腹痛)とふとんから出てこなかつたり、トイレに入りこんだりして、学校に行くことを渋つたり、かと思うと普通に登校したりと、母親を戸惑わせていた。下校して帰宅してからも、機嫌が良い時と、疲れ切って一言もしやべらない時、また不機嫌になり、ちょっとした母親のことばに物を投げつけるような過敏な反応をしたり、不安定な状態であった。

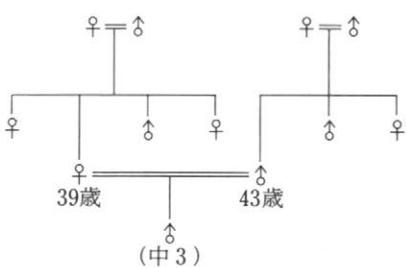
A君の第一印象は、表情の変化がほとんどなく、子どもらしい無邪気さも、また、病んだ者の弱々しさすらも感じとれないような無機的な印象が強かった。筆者が、"A君は笑わないの"と問いかけると、はにかんだような、ひきつったような笑顔をチラッと見せて、"そんなことないです"とすぐに無表情になってしまい、その間の感情の刻々の細やかな変化が全くといえる程、伝わってこない。言葉遣いはきちんとしており、むしろ、しきりにしているという印象であった。大人の雑型のような形式的、紋切り型の反応で、子どもらしい、のびのびとした自由さがみられない。また、頭髪にしろ服装にしろ、この年代の子どもたちが求めるようなカッコよさ、見栄えのよさとは縁遠く、垢抜けない様である。

学業面は、中学2年までは、中の中から中の下位くらいであったが、3年生になって中の上程度まで伸びている。知能検査の結果は、学内で中間層に属する子どもである。

筆者と向かいあって座って話しても、ほとんど視線が合わず、"え、でもそれは……"という表現を多用しながら、顔を上向きかげんに目をきょろきょろ動かしながら、なんとか理屈で自分の主張を通そうとするA君であった。

④ 家庭の状況

A君の両親は、同県人で、共に公務員家庭に育っている。A君の父親は私立大学二部を卒業後、公務員となった。母親は県立高校卒業後、父親と同じ職場に就職、恋愛結婚後も共稼ぎを



していたが、A君が誕生1年後に母親は育児に専念するために退職。

父親は、今までに3回来所している。A君同様、筆者と向かい合って話をするのに視線が落ち着かず、あらぬ方向に目をそらしながら、時々チラッと筆者を探るように垣間見るという様子。また、筆者の言葉足らずもままあることと思うが、伝えたいことが別の意味に受け取られてしまいがちである。こちらが修正しようにも、かたくなに拒まれるわけではないので、伝わっているかのような錯覚に陥ると、父親が出した結論を聞く限り、全く伝わっていないことに気付かされて啞然とするというやりとりになってしまう。父親は、1つの結論を出しても、それに自信をもっているわけでなく、

しばらく話を続けるうちに、また別の結論になっていて、しかもそれを意に介さない。フワフワと存在感が薄く、決断力も統率力も弱く、一家の支柱としての責任を負うのは荷が重そうとの印象は否めない人である。

母親についても父親程ではないにしろ、影が薄く、第一印象が残っていない。とにかく、うちひしがれて疲れきっていることは十分に察せられた。来所した当初の母親は、ブレークダウン寸前のように見えたが、それにもかかわらず、やることがあるので毎週来所はできないとのことで、しばらくは隔週に来所するという状態が続くことになる。

母親については、後述の面接過程の中で詳しく記す。

⑤ 指導方針

A君の状況が

- i 中学3年の受験期であること。
- ii 友人たちに弱い者いじめされた反動から学業成績を上げることに執念をもち始めたこと。
- iii 友だちをつくれないで現在に至っていること。
- iv センターへの来所を拒否していたこと。

などから、A君が高校入試を無事通過して高校生になれるように援助していく方針をたてた。もちろん、A君の他者と円滑な関係をもてない性格の偏狭さを修正していくことはもっと重要な点だとは考えたが、この点を中心に据えた場合、かなり時間と労力を要すると予測された。具体的には、完全不登校の状態となり、高校進学が順調にはいかないだろうと思われた。A君にとって、中学卒業後、プランクができる状況は、今まで以上に対人接触の場を減らすことになり、生活に枠組がなくなることで、日常生活のリズムを狂わすであろうし、それを修正することも容易ならざることであろうと推測された。そのため、とりあえず、勉強面でせっかく示したA君のやる気を支え、なるべく希望の高校に進学できるように援助しようとの消極の方針をたてざるをえなかった。

また、当初センターへの来所を拒否していたため、治療者の役割をもった家庭教師をつけることを考えたが、当面は必要ないと拒否された。結果的に中3の夏休みから、本人の要求で、大学生男子Oさんに治療者兼家庭教師の役で、直接A君との関係をもってもらうようになった。

母親に対しては、当面、精神的疲労をねぎらい、再びA君に対応する活力が湧いてくるまで、心安まる場を提供しようと考えた。

⑥ 指導の経過

a. A君の問題

疲れ切った母親に心安まる場を提供しようとの方針で筆者は母親と日々会っていたのだが、

年が改まってまもなく、母親の疲れをみかねて、A君に直接電話をかけ、顔をみせに来所してほしい旨を伝える。母親に向かい『なぜ自分がそんなところへ行く必要があるんだ』など文句を言いつつも、とにかく来所してくる。その場でのA君の主張は、自分には何の問題もない。悪いのは周囲のいじめっ子たちであり、それをどうにも罰せられない学校である。だから転校しさえすれば解決することだ、という内容であった。しばらく黙ってA君の言い分を聞いているうち、筆者の心の中にA君の人を寄せつけない高慢さ、心の狭さへの反発が湧いてきて、A君の淋しさ、悲しみ、くやしさといった弱い面への共感ができなくなってきた。そこで、A君以外にひどいじめにあってる子がいないらしいことをA君に確認し、特定のA君1人がいじめられるのであれば、A君自身にもそれだけの原因があるのではないかと指摘したところ、自分には一切何の問題もない一点張り。他者に対してかたくなに自分を閉ざし、周囲を悪にすることできらうじて安定を保とうとしているA君に対して継続的に来所を促すことは、今は無理と判断し、母親に定期的な来所を促す。A君に対しては、家庭教師という形で、学生に自宅訪問をしてもらうという間接的な働きかけを提案したが、それすら拒否される。

3学期になり、からうじて登校を続けるA君に追いうちをかけるかの如く、ストーブで熱したチョークを背中に入れられやけどをするという事件がおこる。A君は、これでもこの学校でやっていけといふのかと手の甲をカミソリで傷だらけにして親に抗議。母親が担任に相談に出向くと、担任がA君を呼び出し、母親の話した内容をA君に言ってしまう。このことで、A君と母親、担任の信頼関係は崩れてしまう。さらに、クラスの父兄との懇親会の席上、全員の前で担任がA君へのいじめを不用意に話題にし母親はいたく傷つけられ、筆者の前で、くやしかったし担任には理解してもらえていないと涙を流す。父親が学校をたずね、クラス替えを頼むが、ことわられる。A君は、家庭でいすを投げたり、机をひっくり返すなど粗暴な行為をし始め、そうでない時は推理小説を読みふけったり、無気力になりふとんをかぶったままおきてこないなどの毎日が続く。

2月初旬、担任とクラス有志がいじめについての話し合いをもった。これを機に、A君に対するいじめは沈静化の萌しを示し、友人からA君に声をかけてくれるようになった。座席も最前列から後ろへ移り、A君は、教室の中に自分の居所をみつけた様子であった。

3年生になり、再び特定の1人から殴られたり蹴られたりする。A君はそれを何とかしてもらおうと、警察に通報するが当然事件扱いされず、大人社会では暴力は事件なのに子ども社会では取り扱ってくれない、不公平だと母親に不満を訴える。このいじめは6月まで続くが、A君は以前のようにすぐ転校、自殺という逃避的傾向は示さなくなっている。6月にいじめっ子の父子がそろってA君宅に謝罪に来たことを境にいじめはなくなった。この頃より

A君は受験勉強をして、成績を上げることによって周囲を見返そうと考え始めたようだ。また、自分が被害者という弱い立場であったことの反動からか、将来は法律を勉強し、裁判官あるいは検事になり悪を裁く立場に立ちたいとの希望を抱くようになる。これまで学校はきらいだから勉強も一切やらないと教科書もひらかなかつたA君が、比較的現実を直視し始め、自分の劣等感の反動形式の色合いは否めないまでも、人を見返す手段として自分で最も実現可能なこととして人より少しでもよい成績をとり、よい高校に進学することを考え始めた。

10月半ばからA君は再び登校しなくなり、母親からみても今までになく不活発になった。原因は進学のための担任との面談で9月の学力テストの成績が下がったため、A君が希望していたより下のランクの高校に志望校を決めざるをえなかつたことであった。A君にとっては自らの存在の根底を揺さぶられる切ない決定であったろう。

少し元気が出てきたA君は筆者のもとに母親とともに来所してきた。その場でA君の口をついて出ることは、9月の成績が下がり、自信をなくしたつらさではなく、学校に行くといつまたいじめられるかわからない不安があり、落ち着いて勉強できないから、いじめのない他校へ転校したいということであった。筆者は、A君のobertな意見に対しては、転校しても同様な現象が皆無とは限らないこと、いじめの対象とされるA君自身の性格、行動傾向をもっと直視するほうが建設的ではないかと手厳しく言い、その根本にある、自信喪失、受験への不安といったA君のcovertな気持ちにむかって、具体的に一問でも多くの簡単な問題を解くことが自信につながること、つらい時期を自力で乗り切って志望する高校に目標を定め頑張れとのありきたりな励ましの表現しかみつからなかつた。夜になって自宅に電話をし、母親に様子をたずねると、意に反してA君は一言の文句もなく落ち着いているとのことであったが、以前の自傷行為のこともあるため、安心しきらないでほしいことを伝えておく。

この週から、学校側は女子生徒をA君宅に行かせたり、電話をかけさせたり働きかけを続けてくれている。女子生徒とは、3時間近くも楽しそうに談笑していたそうだ。

10月も終わり頃、A君の担任と学年主任から会いたいとの連絡を受ける。筆者はA君が再び他クラスの男子に殴る蹴るの暴力をふるわれたこと、担任がすでに相手を謝罪に行かせたことを知らされた。クラス内にはA君以外にも担任から見ていじめられそうな弱々しい子はいるが、特にいじめられてはいないようであり、A君にいじめが集中すること。A君が2週間以上連続して休んだのは初めてで、どのように対応すればよいか、母親からA君が出席日数を気にしているときいたがどの程度気にしているのかの2点をたずねられた。筆者は、A君は成績が上がったり、有名高校に入学できたりして、いじめた仲間を見返したい気持ちと、今までの知人が1人もいない新しい環境で新しい別の自分を演出したい気持ちとをもつ

ていて、今まで勉強することで少しずつ自信をもつようになってきた。本人はとにかく高校へは進学したいと強い希望をもって勉強しようとしていると説明する。進学の希望が先生方には意外であったらしく驚いて、私立高校受験に関しては9月から11月までの学力テストを全部受けることが必要で、A君は3回まで受けており、結果は学校内ではよい方である。今までも某高校ならなんとかなるし、出席日数に関してもなんとか考える旨。A君が、学校に行かないので不安定になり勉強が手につかないから転校したいと言っていることを伝えると、必要ならば、学年主任から出席日数は気にしなくて大丈夫と伝えてもよいとの返事をもらう。A君自身、性格的にいじめられる要素をもっており、転校しても同じ状態にならないとは限らないし、今の時期に転校するのはいろいろな点で不利と考え、A君本人に筆者の意見として転校に関しては無駄と伝えたと話すと、先生方も現場サイドとしても同様と同意してくれる。学校側が、どうしても出席しないと困る要因がないのなら、A君に登校を強制しない方が今はいいと思うとの筆者の意見を伝える。

こうして、A君は再び家庭教師Oさんと共に勉強を始め、一時の落ち込みから回復してきた様子である。

この後、当センターへ来所した時のA君の表情はいくぶん和らかく、笑顔も多くなっていた。他の子どもに混じりトランプ、ボール遊びに興じ、彼なりに楽しんでいたようである。

b. 母親面接の経過

A君が中学2年生の冬、母親は、A君がいじめられ、担任に不信を抱き、学校に行きたくとも行かず、転校したいと強く執拗に訴えることに困惑し、当センターに来所してきた。いじめられるA君をみていて、転校させた方がいいのかもしれない、でもA君自身をもっと強くしないと根本的解決にはならないとの気持ちの間を揺れ動き、疲れはててしまったとのことであった。

それまでの経緯を話す母親の口調からは、冷静な観察者という印象をうけた。A君の現状を筆者に訴えることで、母親自身が被害者の立場になりきって援助を求ることはできず、さりとてA君を育てた母としての責任を問われるのは恐ろしいといった母親の気持ちの揺れがあり、客観的に説明をするという手段でしか相談には来られないのであろうと了解できた。当面、母親の安定を保つためには、それもいたしかたないと思うことができ、洞察云々より、その母親の不安を煽らないようにしつつ、継続的に来所してもらおうと考えた。母親の不安感はなかなか消失せず、その反映として来所は、隔週もしくはそれ以下といった状況が数か月続いた。こういった、この母親のガンバリは、——後々面接の中で明らかにされたのだが——小さい頃から自分の親にすら甘えたり頼ったりすると居心地が悪く、無理をしてでも自力で何事にも対処するというそれまでの母親の生き方の反映であったようだ。相談機

関に足を運ぶということは、全くの他人を信頼し頼ることによって自分の欠点や弱味をさらけ出す危険を伴うわけで、「家庭の中に他人が入ってくるのは嫌い」な母親が強く抵抗したとしても無理からぬことであり、あえて母親の来所を促すことはしなかった。筆者は、「ここでも家庭でも、お母さんが楽にいられることが一番大切、楽しくすごしてください」と言い続ける。

ある時、母親は、A君との関係の中だけでなく、自分自身を考えなければいけないと思ったが、どうやって考えたらいいのか方法がわからないと恥ずかしそうに、ポツリと語った。この機会に、A君と筆者は直接会えないから、せめてお母さんが、毎週ここに来てご自身のことを考えられたらと勧め、これ以後、毎週来所の約束となった。

この時期、堰を切ったように、母親自身の価値観、A君の育て方や、夫婦関係等が語られる。

母親は、4人同胞の3番目で、親に手をかけさせないことで家族内での立場を確保していた。結婚も、夫の頼りない面に魅力を感じたとのことで、自分がしっかりしていかなければと1人で頑張ってしまう生き方をずっと続けていた。A君を育てるのも、早く自立させようとの気持ちが強く、A君のできないことばかりに目が向き、追い立てるような育て方をしてきたとのこと。筆者がぶしつけに、『何かできなくともA君は自分の子で、心からかわいいと思ったことがありますか』と問いかけると、母親は、戸惑いをかくさず、しばし考え込んだ後、「あの子は認められたことがないんですね。私は子どもの側からではなく、親の側からだけしか考えていなかったんですね。」と涙を流す。

こんな会話のあった日の帰り際、母親は、これまで気にはなっていたがきけなかつたと前置きして、料金をたずねてきた。インターク時に伝えられたはずなのだが、母親にとっては、まさに、この時から契約関係が成立し、料金を支払う気になるくらいの信用はおける場であると認めたとの意志表示と受けとれた。筆者は、無料を伝え、恐縮する母親に、お母さんが頑張ってこの仕事をやり抜いてくれることが私達は一番うれしいし、その努力が料金がわりですと心から言える程、この母親に対して親しさを感じてきていた。母親の服装は垢抜けて、上品でセンスのよい着こなしが目に付くようになり、表情も若々しく明るい印象を与えるようになってきた。

今まで、脆くも自分だけで頑張り続けた反動のように、些細なことでも筆者の判断を求めてくるようになってきたし、筆者の前でよく泣いた。ある時、A君の夏期講習の件で親子3人の意見がまとまらず、A君の主張を了承はできないが、拒めもしないと困惑し、母親が父親を連れて来所してきた。母親は父親に向かって、先生の意見をよくきいてと教え諭す『おかあさん』のようであった。この頃から、母親は、おそらくそれまで家庭の中で自身がもつ

ていた決定権を筆者に肩がわりさせようと、何事かおこると、A君や父親を伴い、筆者から意見してもらおうと来所してくるようになってきた。筆者は、家族の規範にまつりあげられる危険性は感じたが、母親が筆者を媒介にして、それまで自分がやってきた役割を父親に譲渡しようとしているようにも感じられた。筆者の意見はなるべく言わず、3人が家庭にもどって話し合うのに必要な3人の考え方やそれぞれがその時できる範囲を明確にし、伝えるよう心がけていた。

夏休みの間、筆者の都合で、母親は集団面接の形をとった。集団の中に入ると緊張が強く、自由に話ができない、おしゃ黙っていることが多いなど母親自身の集団への不慣れさが目に付いたが、気持ちの上では、仲間ができたと感じていること、1人だけが悩んでいるわけではないと心強く思えていたことが後に明らかになった。

夏休みから9月下旬頃まで、A君が勉強に身を入れ、新学期に入ってからは休むこともなく、順調に生活していたため、母親も安心した様子がうかがえた。しかし、筆者は、A君は受験が近づくにつれ、不安定になり今までよりもっと好不調の波が多くなるから安心しないようにしてほしいと釘をさした。その後、A君は再び不登校、不安定の谷間に陥り、母親は愕然とさせられた。「先生に安心するなと言われ、子どものペースにまきこまれないように母親が安定しなければとわかっているのに、子どもが落ち込むといっしょに落ち込んでしまいます。教え甲斐のない母親だとおこられますね。」と意気消沈の様子。崩れかけるA君を、せっかく今まで受験という目標を掲げて支えてきたが、母親がダウントするようでは、これ以上無理はさせられないと思い、「来春の受験は無理になるかもしれないが、受験はA君自身のことで親は進学してもらわざとも構わない」と心から思えるようだったら、今までの方針を変更し、何年かかけてじっくりA君の対人関係の拙なさを修復していきましょう。」と伝えます。一週間考えた母親は、父親と共に来所した。結局A君の調子が少し上向きかけており、受験はさせて、本人の現在の成績で入学できそうな高校と本人の希望が大きくずれていなければ高校に入れてしまいたいと決めた。A君本人が筆者に会いたいとのことで、A君の主張をきくことにする。A君の主張は、先に述べたように学校に行かれないと不安になる、受験勉強も手につかない、高校へは進学したいので、転校したいという内容。A君をきつく叱責した筆者が、夜電話をすると、母親はA君が落ち着いた様子なので安心し、A君だけ残して床に就いていたといたく明るい、軽やかな調子であった。こんな様子に接すると、母親の当初の来談への抵抗を察し、A君の問題の原因として母親の在り方を責めることをせずに今に至った結果、母親自らが負うべき責任すら回避しているように感じ、考えさせられてしまった。

次の回、母親は、新聞の切り抜きを持参してきた。「登校拒否、家庭内暴力、いじめ、脚光

浴びる家族療法」との見出しがある。母親が、「先生はこういうお考へでいろいろやってらっしゃるんですね、全部はわかりませんが、これを読んでいたら、先生が今までおっしゃっていた通りのことが書いてあるのでもってきました。」ともってきてくれた記事には、『子どもの病気の原因を何でも母親のせいにする“母原病説”がはやったこともあるが、原因は単純でなく、家族療法では、家族の中のシステム全体が一時的に不協和音を出していると考える』というような内容が書かれていた。母親は、なんとか家族間の関係を変えようと、父親やA君を伴って筆者に援助を求めてきていることを改めて知らされた思いであった。しかし、母親のやり方は、宗教の勧誘活動的に、私はこの考え方を信じたのだからあなたもそれに帰依しなさいといわんばかりのもので、自分の説得だけで相手が改宗しないとなると、筆者を教祖役にして、改宗を説得してもらおうと同伴するといったスタイルである。家族の宗教は、その家族の中でつくりあげていくものだという点を忘れているようである。親子3人が、それぞれある程度納得のいくような家族規範をつくることができ、3人の意志疎通が円滑になるのには、まだまだ時間がかかりそうである。

母親と筆者との関係も、このところ、「以前は全面的に受け入れられて安心してここに来て、帰る時には軽やかになれたが、最近は、先生が厳しくて、来るのも足が重く、帰りには考え込むことが多い」と母親が述べているが、母親にとって、今まで筆者に肩替りさせてきていた家庭内の精神的支柱の責任を自らに引きもどさざるをえず、辛くなってきたようにみうけられる。

⑦ 考 察

a. A君の問題

いじめの対象となったA君は、人の気持ちを察するより先に、自分の主張が通らないことで腹を立て、自分の主張を相手に採り入れてもらえるように変える柔軟性もなく、自分の気持ちを相手に伝える表現手段もなく、周囲から孤立し、自ら疎外されるように心を閉ざしていることに気付かず、親に八つ当たりしたり、引きこもったり、悪いのは全て周囲の人たちだと自分の無力を正当化することで、かろうじて平衡を保っているような子どもである。また、特に体力や運動技能に優れていたり学業に秀でているわけではなく、逆にそれらが人よりも劣っているわけでもない、ごくごく平均的な子どもであろうと思われる。しかし、性格面での第一印象は、時代にマッチしない頑固でクソまじめな子というもので、何事も真正面から深刻に取り組む姿勢が“根暗”と笑いの対象とされるような、いわゆる“ライト感覚”的世代の中では、異色の存在であろう。子どもの世界は残酷なところがあり、みにくいアヒルの子のように毛色のちがうA君が、周囲から浮きあがる存在であったろうことは想像に難くない。また、現在という時代は、みにくいアヒルの子が将来白鳥に育つ可能性に期待して待

つというゆとりをおとなも子どもももてない時代であることも問題であろう。それに、A君自身が、周囲から浮きあがっていても超然として動じないだけのものを身に備えているわけもなく、刺激をすれば人並以上に過敏に反応する特徴が、規則ぜめに加え、受験というプレッシャーの下で欲求不満の仲間にとっては、いたずらの対象として、欲求不満のはけ口として恰好の存在となってしまったのである。

受験を目前に控え、今のところA君への表だったいじめはなくなってきたが、ちょっとしたいたずらで済ませられるところも相手をかわすという手段をもたないA君にとっては、いじめに受けとれてしまう部分があると思われるし、他の子と異なるA君の反応は、おそらく相手をエスカレートさせる要素をたくさんもっているのだろうと推察できる。こんな不器用なA君が、これから先高校に進学し環境が変わったからといって、すこし易くなるとは思えない。当初からA君が高校入学をはたせることを1つの目標としてきたため、無事に高校に入学して以降がA君と私との第2ラウンドになることだろう。

b. 学校側の対応について

1年入学時の部活への不適応に端を発したA君の当初の問題は、クラス集団への不適応であり、早期に親身なアプローチを学校側がこの家族にとってくれていたらと思うのは、無理なことであろうか。学校でのいじめが、かなりエスカレートした後、担任がA君を個人的に呼び出して話をきこうとの姿勢を示してくれたが、それまで1人だけで耐えてきたA君にとっては、担任に代表される学校自体がいじめっ子たちと同質の信用できない相手になっていたのである。そこに、さらに担任が学級委員選挙でA君の名前があがった理由をA君を個人的に呼び出してたずね、実際の担任の意図はどうあれ、A君がそれを悪意に解釈したこと、A君と学校との信頼関係は完全に崩れてしまった。その後も、担任は、母親がA君に隠して話した内容をA君に伝えてしまったり、父兄懇親会の席上で何の心づもりもなく不用意に——と母親は感じている——A君がいじめられて登校しないことをクラスの母親の前で話題にしてしまう。担任の善意からであるとしても、結果は不成功というより他なく、A君、母親共に学校との絆を弱めてしまうことになった。

今現在、担任は、直接A君宅に電話連絡をしたり、クラスメートを訪問させたり、電話をかけさせたり、A君と友人との関係改善のための努力を少なからず続けてくれている。また、生徒指導担当者等が、毎月一回、母親と面談を重ね、具体的な進路指導をしており、学校側からも、A君家族との断絶を避ける努力を示している。

しかし、A君は精神的に不安定になる都度、転校しさえすればと訴えてくる。筆者はA君に対して何事も周囲のせいにして自らは責任を回避する性向を強くもっていることを説明し、たとえ環境がどうあれ、その中で自分を活かしていく強さと対人的技能を身につけるよう励

ましてはいるが、もし A 君が別の学校にいたとしたらこんなことにならなかつたのかもしれないという思いが、学校側の対応をきくにつけ、脳裏をかすめ、今までの方針を揺さぶられる思いであった。

3年生も半ばをすぎ、A 君がこれまでになく連続欠席を続け出すと、学校側から筆者に連絡が入った。母親と学校との関係を調整するためにはもっと早くから筆者が学校側と連携すべきだったかもしれないが、このケースの場合はその気になれず、母親からの一方的な学校批判をきいていたにすぎないでござきていた。母親との信頼関係をなかなか成立させられず四苦八苦していたためであろう。母親の肩を持ち、筆者も学校不信に陥っていたらしい。実際の学校は A 君に対して、出席日数いかんにかかわらず卒業はさせることになるが、卒業させて進路が定まらずとも面倒はみないという不親切な学校ではなく、卒業後の方向を心配して筆者のもとに連絡をくれるような学校であった。筆者が A 君と直接会って現状を判断し、必要ならば、学年主任が A 君と会って受験についての不安材料は極力軽減するように努力してくれると約束してくれ、やっと学校とのつながりができてきたといった状況である。

c. 家族について

家庭教師 O さんが家庭訪問しての第一印象——淋しく冷え冷えした感じ——が端的に示すように、A 君の家庭は笑いが少ない。父親も母親も A 君も“まじめ”である。物事の深刻さを笑いの中で軽くする、雰囲気を変える手段としてユーモアや笑いを使うことができるくらい気まじめな人たちである。また、当然のことながら、家族内にトリックスター的な存在がなく、家族関係が変化しにくい。トリックスターとまでいかずとも、この家には権威のある人、すなわち、家族を引っ張る人もいない。こういう家族なので、一度何事が生ざると、必要以上に深刻化させてしまい、それを收拾できなくなるというパターンがあるようだ。その結果として、母親が父親を伴って筆者に決断を求めてきたり、A 君が両親と意見対立すると筆者に両親説得を一任しようと来所することになる。

この家族は、家族独自の神が祭られることによって、家族構成員同士の関係が希薄のままでも神という同一方向を全員が向いているということで形を保っていくのかな、という気がしている。

後記

本事例は、現在、約 1 年余を経過し、A 君は学校側の甚大な努力のおかげで無事高校も決まり、相変わらず環境への不満をみつけては、自分の要求通り変えることを親に強要しているようだが、とにもかくにも、登校を続けている。母親も A 君の揺れに共振して動搖することが徐々にではあるが減ってきており、筆者への過度の依存を体験後、何らかの変化がみえ始めている。

本事例は、発表する程、治療的展開をしていない途中経過をまとめざるをえなかつたため、

筆者の力量不足と相俟って、読みづらいものとなってしまったことを残念に思う。A君に対する筆者の治療目標である“円滑な対人関係を成立させられ、さらに魅力ある人になること”をはたすためには、まだまだ長い年月が費やされることと思うが、当面の目標の高校入試が終了した後、いよいよ第2ラウンドとして、A君の“いじめられやすい体质”的改善に気長に取り組もうと思う。真夜中に親子して筆者宅を訪れ、A君への説得を筆者に委ねざるをえなかった母親の無念の涙をしつかり心にとめて……。

最後になりましたが、A君の登校を促すため、夜おそくまで個人面談をしてくださったり、A君一人に交代で特別個人授業をしてくださった中学校の先生方のご努力に心より感謝いたします。また、難しいA君を、家庭教師として親身に指導し、筆者とA君とのパイプ役をはたしてくださいましたOさん、ありがとうございました。

(3) コメント

子どもの頃、京成電鉄が都内へ入ると車窓に見えるオバケ煙突を数える楽しみがあった。そそり立った黒い柱は視点が移動すると、1本、2本、3本、4本にと見えてくる。目を凝らしてその数が変化する瞬間を把えようとしていたものだった。

「いじめ」が深く、広がっている。そしてそのとらえ難しさのためもあって対策が今一つというところである。自殺者が出てきたときでさえ、教師のことばとして「いじめはなかった」、「全く気がつかなかった」と報ぜられる。いま風に「ウッソー」とでもいいたいところだが——このごろ、そうなのだろうと思うようになった。自殺に追い込んだ、いわゆるいじめた生徒の「親友だと思っていた」「○君はボクが用事をたのんだりするのを喜んでいた」などの発言に接するうちに、いじめはオバケ煙突のように視点によって見え方が異なる現象なのだと気付いたからである。

もう一つ。いじめの痛みの特徴は、それが体に与えられた場合でも「心の痛み」として認識される、人間の尊厳に対する攻撃であるといえる。「心の痛み」はプライベートな人間の歴史の上に感じられるものだから、他者には測り知れないところがあつて当然である。いわゆるケンカとの違いを考えてみよう。鼻が曲るほどの殴り合いの後でも汗と涙と時には血のにじむ顔を見合って笑えるものがある。しかし、いじめの痛みはケンカのように親しみを深めるどころか、時には自尊心を失わせ、屈辱感に身をゆだねるか、深い心の傷として人に対する不信感や恐怖感を積らせていくきさえする。

いじめへの相談機関での対応は従来の心理療法のわくを越えてなされねばならない。標的にされた子は無条件で守られるべきであるし、最も近くに居る親は子の安全を確保する覚悟と行動を取るべきである。その子どもの属する集団（学級・学校・地域）を管理するもの、構成す

るものはいじめを生みだす背景を究明すべきである。今回、コメントを求められた筆者の臨床活動にたずさわる者としての観点を簡単に述べた。

さて、千葉大学に教育相談研究センターが開設され、3周年を終わろうとするとき、「いじめ」との取り組みがレポートされ読者にさまざまな視点を与えられた。

継続中のケースということもあろうが、終結したケースの事例報告のような解釈や、事例提供者の意図は打ち出されていない。むしろこれから増えふえるであろういじめの相談にわれわれがどのように対応していくべきか考え方をたっぷり与えられた感じである。

まず、A君の小さなS.O.S.が母親にキャッチされずエスカレートし、受け止めきれない母親が担任に救いを求めるが裏目に出していく。A君のつらさは受け止められず、親への八つ当たり、自傷行為、自殺願望などせっぱつまた形で表現されていく。執拗に繰り返されるいじめの数々、だれに訴えても通じないA君の痛さ。これほどまでも痛切な叫びが近くにいるものたちに届かないとは信じられないほどである。

相談機関を訪れるのは母親であることが多い。不安定な母親を落ち着かせ、子どもの最も身近にいる援助者として動けるように育てる（サポートする）ことが相談員の仕事であると考えている。この事例でも糸余曲折を経て母親が相談員に心を開き、子どもをとらえる視点が変わり、家庭のあり方を変えていこうとするまでの心の動きが読みとれる。相談員の母親面接に際しての基本的態度（治療方針）が掲げられていると読者にわかり易いと思われる。

報告者が反省として述べているように、親子に引きづられて相談員も、教師・学校不信感に陥ったために学校への働きかけが遅れ、残念な時を重ねてしまった。

A君の悲痛な叫びも、母親のたびたびの訴えも、父親が学校へ出向いても、A君の痛みはききとだけられない。「確かにそこで起こっていること」が見えないとどういうことなのかをわれわれは見究めなければならないだろう。

視点の違いなのか、眼をしっかりと開けないで、何かを見ないように生きる方が安全だという気配を察したことなのだろうか。

2月初旬、担任とクラス有志が話し合いを持つ。座席がA君のために変えられる。いじめっ子の父子があやまりに来る、など学校の対応が始まってからのA君の変化が印象的である。それだけに、相談を持ち込まれた機関の学校への働きかけは重視されねばならない。

報告者は今後の課題として、A君の体質改善を掲げている。A君自身も法律を力として強く生きようとしている。現状はそれが必要であろうが、多くのA君たちがそのままにこやかに受けいれられる世こそ望まれる。

(大木みわ)

(4) コメント

皮肉な言い方をすれば、この事例を一読して、最も人柄が生き生きと浮かび上がってくるのは、カウンセラー自身であった。以下、あえて記せば、母親・A君の順にイメージが希薄になっていき、最も不鮮明でわかりにくいのは、学校あるいは担任の像であった。ここに描かれたこうした人間関係の印象は、あるいはそのままこのケースの問題として指摘できるのではないかと思われる。

本ケースは現在続行中であること。そうした意味で考えるならば、今後次のような対応が望まれる。

① A君をめぐる客観的な事実関係とは別に、A君自身の感じとり方そのものを心理的な事実としてあらためて確認しておく必要があろう。A君が訴えていることは彼にとって実は深刻で重大な心理的事実であるにもかかわらず、例えば「A君にもいじめられる要因があるのではと水を向けても」のように、A君自身の問題としてはね返してしまっている。危機的な状況に陥るとまわりが悪くみえるといういわゆる外罰的なタイプであることを承知しながら、ひとまずそこを受け入れることで、A君がなぜ友人や担任に不信感を抱き来所を拒否するか解明の糸口がつかめるのではないだろうか。

② 母親が「自らが負うべき責任すら回避しているように感じ」、「筆者を教祖役にして改宗を説得してもらおうと（A君や父親を）同伴する」ようになったのは、「フワフワと存在感が薄く、決断力も統率力も弱く、一家の支柱としての責任を負うのは荷が重そうとの印象を否めない」父親に比べ、面接者がいかにも頼りがいのある存在に見えたからではなかろうか。面接の経過からは、いずれ面接者自身が頼られていくだろうと予感できるポイントがいくつか見受けられる。こうしたケースの場合、来談者の多くは、自らの中にはもちろん、身の回りにも判断の基準となる権威をもたないことが多い。むしろ、だからこそ問題が生じてくるともいえる。したがって、頼りになる存在が目の前に登場すれば、それに全面的に頼ろうとするのは無理からぬことであろう。

結果論としてコメントするならば、母親が依存的になつていったことに問題があろう。やはり、「家族の宗教はその家族の中でつくりあげていくものだという点」をゴールとし、母親自身にそのことを早く気づかせていく対応が必要であったといえるのではなかろうか。

③ 冒頭にも述べた通り、この事例を読んだ限りでは、やはり学校との対応に最も問題が残るといわざるを得ない。事例の筆者が記しているように、なぜ学校側と連携する気になれなかつたのか詳細はわからないが、具体的な介入を開始する前に、まず学校とも連絡をとりながら事実関係を的確に把握するための情報収集が必要であったようと思われる。

当然のことながら、相談や治療は原状復帰、いわゆるもとのさやにおさめることを前提とし

て進められるべきである。しかし、おそらく、一つの事実をめぐってそれぞれの受けとめ方が異なり、それが心理的事実として増幅され双方に決定的な溝ができる。したがって、そのルートを逆にたどることで、原因となる事実を探しあてられるという構図が浮かんでくる。ここでは、学級委員選出の件がA君が担任に不信感を抱く直接の動機と記されているが、例えばそこでの事実関係はどうであったのだろうか。もとのさやにおさまることを拒否するA君には、やはりこうした事例の一つ一つを丹念に氷解させていく作業もあるいは必要となるのかもしれない。そのためには、A君の学校批判を受け入れながらその根拠となる事柄を洗い出す一方で、学校や担任の意図をもそれに対応させて把握していくことも必要であったといえよう。学校の立場からすれば、面接者がそういう役割をとることで、A君への対応が可能になるといえよう。文中に散見される学校側のA君への不自然な対応は、面接の経過や意図が伝わっていないことから生じたと言えなくもない。

もとのさやにおさまる過程では、親も学校もA君をめぐって前向きに話し合えるように関係を改善していくことが必要となる。一人の子どもをめぐって、多くの人間の関係を結びつけていけば、より多くの力が得られる。そして、そのためにそれぞれの立場からどのような役割や機能が期待できるか、その一点に対する確かな見通しをもちながら面接を進めていくことが必要であろう。

こうした意味では、学校の対応の不手際からこうした事例が生じてきているとはいえ、面接者の側から事例に対して学校が果たすべき役割を明示し、期待していくという対応も、このケースでは望まれる。

(上杉賢士)

2. 登校拒否にともなって母親に乱暴をはたらく男子中学生

(1) 事例の特徴

本事例は登校拒否をおこし、それをめぐって母子間が対立と密着との混成した関係となり、母親への乱暴が生じたケースである。乱暴の対象は母親のみであり、身体、物品に加えられ、また言葉による乱暴もみられる。家庭内暴力の類型では準純型（登校拒否型）に属する。

当初、同一の担当者が、本人、母親それぞれとの面接を行っているが、本人の来談が断続的であるため、経過途中で、母親面接を主体とするよう方針が変更されている。また、父親の来談も求めたが、都合がつかないということで果たされていない。家庭内の問題を中心に面接は進められており、学校とは電話連絡のみとなっている。

乱暴が静まってからも欠校状態は続き、さらに面接を継続し、指導期間は1年10か月に及んでいる。

(2) 事例

① 本人

S・T 中学2年生 男子

② 問題の概要

小学6年生の3学期から頭痛・腹痛を訴えて学校を休み始める。同時に家庭内で食卓をひっくり返したり、母に対して物を投げつける、殴りかかるといった乱暴が生じる。この時点で母が相談に来所するが、小学校卒業間際に登校し始め、乱暴もおさまったため、相談を見合わせることとなる。

中学に入学し順調に登校していたが、3月から再び欠席が始まる。登校を勧めたり、学校の話題を出すと、食卓をひっくり返す、壁をパンパン叩く、物を投げつける、殴るといった乱暴や、金銭を強要するといった問題が繰り返される。2年生になり、数日登校しただけで同様の状況が続くため、4月半ばに母が再び来所する。

③ 本人の状況

妊娠・出産時に異常はみられず、発育も順調である。幼稚園に2年間通園する。万事に優れており、思いやりがあるので園内では他児の人気を得る。小学校入学後、成績は上位であり、交友関係も広い。親や先生の言うことをよくきく素直な子である。6年生時に現住地に転居してからは交友関係が少なくなり、担任を嫌う。級友から容姿のことで悪口を言われたことを契機にして登校を渋り始め、頭痛・腹痛を訴えて欠席し、母に対して乱暴をする。

来所を拒否するため、母を通してTの了解をとった上で家庭訪問をし、把握したTの状況では、かしこまった態度をとり、きちんと挨拶する。表情はこわばっており、問われたことには

手短に答え、緊張感が強い。几帳面であり、自尊心が強く、失敗したり恥をかくことへの不安が強い。また、小心で神経質である。登校に関する葛藤は強く、現状を何とか早く改善したいという焦燥感を抱いている。

④ 家庭の状況

父は多忙な職に就いており、帰宅時間が遅く、休日は趣味に打ち込んでおり、本児との接触は少ない。また家庭内の事柄は母まかせにしており、口を挟むことはない。Tが学校を休みたがると強制して連れて行ったり、部屋に閉じこもるとタンス等のバリケードを突破して引き出すといった働きかけを一時行ったことはあるが、現在は静観している。

母は家事に専念している。Tに対しては、とにかく可愛いとの思いが強くあり、物を欲しがらなくとも買い与えたり、何かにつけて手を貸し、Tの養育にあたることを最大の喜びとしている。母とTの間では気持ちがピッタリと合い、言葉にしなくとも互いに分かり合える、2人の間には誰も入れないといった一体感を抱いている。また、優秀で模範生であるTを誇りにしている。家庭は母が中心的存在となって、2人の子どもを包み込んでおり、父はこれとは距離をおいた位置にいる。

⑤ 学校の状況

担任が変わって日が浅く、Tとの関係はとれていらない。前担任と情況を打ち合わせたり、母を学校に呼んで登校を督促している。

⑥ 地域社会の状況

新興の市街地であり、非行、登校拒否といった問題が多発している。

⑦ 指導方針

Tは母の期待通りに振る舞うことで、母に愛される模範生としての自己像を形成してきた。しかし、他児からの批難や担任との関係の不調によって、自己像を傷つけられる。これと思春期の独立欲求の高まりとが相俟って、同一性に混乱をきたし、自己の変革を迫られる。そのためにおこる登校拒否であり、登校刺激に対する反応および母の期待・干渉からの離脱の試みとしての乱暴と考えられる。

母は父の多忙や父との関係の距離感から、父に向けられるべき愛情をもTに向け、溺愛・干渉することでTの主体性を育てる妨げとなっていると考えられる。

そこで、Tに対しては主体性の確立を促すため支持的な面接を行う。その上で感情の昇華を図りながら、規範意識に柔軟性をもたせることをめざすこととする。

母に対してはTのおこす問題や行動の意味を説明し、Tの欲求や感情への理解を促し、溺愛や干渉的態度の変容をめざすこととする。また、登校刺激は与えないようにし、乱暴に関しては制止できない状態であるので、耐えられるものは耐え、やむを得ない時はその場を逃れるよ

うに指示する。

⑧ 指導経過および結果

- 混乱期（中学2年5月～中学2年1月）

家庭訪問時の面接者の誘いに応じて、母子2人で来所する。

面接時のTの様子は相変わらず緊張がほぐれず、聞かれたことについてポツポツと話す。母に関する話題では、母は一度話し出すと最後まで全部話さないと終わらない、黙っていてもらいたいと頼んでも、しばらくするとまた言い出す、気になることや心配になることばかり言う、と母の言葉に刺激されて苛立たされる不満を述べる。

母が数日留守にしている間の面接では、イライラせず落ち着いた気持ちでいられる、とホッとした表情で語る。しかし、考えようとはしていないが、頭の中でいろいろな考えがゴチャゴチャしている、と内面の混乱や苦しみを表現する。

母が帰宅してからはムカムカとして母とけんかしてしまう、と再び苛立ちを強める。また、父とも殴り合いのけんかになってしまったと語る。登校については、前日は行こうとして仕度をするのだが、朝起きられず休んでしまう、一日行ってしまえば後は続けて行けそうだ、と登校への葛藤や焦燥感を述べる。学校に対する期待や、Tの義務感の強さについて話し合う。

この間の母との面接によれば、母に対して何でもさせようとする。例えばタオルを持って来い、濡して来いと命令したり、それを何枚も取りかえさせるといった支配的な面が出てくる。また、こんなもの食べられるか、と怒鳴って朝食を床にまき散らしたり、姉が登校の仕度をしていると道具を取り上げて邪魔をするといったことが生じる。

母は、登校を促さないようにしようと思うものの、言わなければこのまま行かなくなってしまうのではないか、としきりに涙を流しながら不安や焦りを訴える。面接者はTの葛藤感・焦燥感を伝え、学校の件やTの個人的な事柄に口を挟まないように、また本児の自己改善力を信頼し、成長を待つ姿勢の重要さを助言する。

それに応えて母が学校の話題を控えると乱暴は減少する。またTはかつての友人を訪ねて外出したり、釣りに出かけるといった行動面での動きが増していく。面接時にも、今まで気持ちがダランとしていたが、今はきちんとやりたいという気持ちが湧いてくると述べ、表情にも幾分和らかさが出てくる。

しかし、母が黙っていることに耐えられなくなり、学校の話題に触れたり、学校から登校の督促があったことを話すと暴れる。面接者は学級担任と電話連絡し、Tの状況を伝えて、督促を控えることと、Tと担任との関係づくりのための家庭訪問を依頼する。だが、緊張して口ごもるTに対して担任が苛立ってしまう結果となる。

学期末が近づくと、再びTは登校への焦りを覚え、気分がどんよりとして、行こうと思うのに行けない自分に腹が立つ、と自罰的な感情を述べたり、もう行けなくなるのではないかと不安を抱く。

母に対する乱暴も増し、こうなったのは母のせいだ、時間を過去に戻せと母を責めたてたり、2時間でも3時間でもじっと座っていると命令する。母はなだめすかそうとするが、耐えきれず逃げようすると頭から水をかけられる。また、30万円出せ、ビデオを買えと脅したり、財布の入ったバックをとろうとするので拒むとバックを引き裂いて金を持って行くといったことが繰り返される。母の対応はTの言うままに従ったり、抑えようとしたり一貫しないので、2人の力関係や乱暴をエスカレートさせる要因について話し合う。

夏休み頃からジュースをのむのにコップが汚いといって洗い直させたり、水道の蛇口が汚いといって肘で閉めたりといった不潔恐怖が現れる。また、この頃からTの来談が散発的になる。

母は過去のTに対する接し方を振り返り、溺愛しそぎたことへの後悔を強めるものの、一方ではTへの愛着に執着したり、期待通りにならないことへの失望感を訴える。

2学期に入っても欠校状態であるが、日常の生活態度は落ち着いて、部屋の整理をしたり、身だしなみを整えるようになる。母がどうしても登校できなければ、転校しようかと提案すると、自分で考えるから放っておいてくれとTに一蹴される。

面接官から登校拒否児の治療キャンプに誘うと参加の意向を示す。キャンプの説明と参加児童の交流を兼ねたオリエンテーションに出席し、緊張しながらもゲーム等を楽しむ。しかし、当日になると参加を拒む。

強迫行為はますます強まり、食器に人が手を触れるのをいやがったり、体臭を気にして日に何回も下着を替えるようになる。また、休日も外出しなくなり、引きこもりが強まってくる。食物に文句をつけて母に対して怒鳴ったり、ジュースや牛乳を床にまき散らしたり、母の言葉尻をとらえて言い方が悪いと謝らせる。しかし、父に対しては打ち解けて話し、時に考え方が合わないと反論することもでてくる。

母はこのまま家に居させてよいのか、病院か施設に入れた方がよいのではないかと迷い始める。父と方針を話し合い、両親の考え方を一致させておくようにと勧める。

2学期の末から登校の準備はするが玄関から出られず、終業式当日によく登校する。

しかし、3学期に入ると登校できず、学校から留年についての話が持ち出される。Tは留年を拒み、3年に進級したいと望む。

病院等への入院については父母間で話し合った結果、父が反対し、在宅のままで続けることになる。しかし、見通しを持てずに母は不安を残している。

- ・ 模索期（中学2年2月～中学3年8月）

この頃から高校進学の話題が母子の間で交わされるようになる。また、Tは以前の自分より今の自分がいいと自己肯定感を母に語るが、母はこれを受け入れられず、以前の本児の姿への囚われからぬけきれない。

3学期の末に数日登校し、気分をスッキリとさせ、春休み中は釣りに出かけたり、外出を楽しんでいる様子やある教科の先生に親しみを感じたことを語る。

物を投げつけたり、母の髪を引っ張るといった乱暴が時々あるが、Tの方で手加減して、抑えていることを母は感じとり、恐怖感を薄める。また、強迫行為は影はひそめる。

3学年に進級すると担任が変わり、担任への不満は口にしなくなる。しかし、朝は機嫌が悪く、母が起こすと怒りながらも登校する状態であり、1か月程で再び欠席する。父がTと学校の件で話し合おうとすると緊迫した雰囲気になり、今にも暴れ出しそうになる。その時の様子から学校のことは本児にまかせようと、父は母と話し合う。

Tは自室を自分の城にして、家族の誰をも部屋に立ち入らせなくなる。このことについては、家族とは別の世界をもって、自己を模索しようとする姿勢の現れであるので、個人的な領域を侵さないようにと母に助言する。

一方、母は自分自身の気持ちが不安定になったり焦ったりすると本児の気持ちも不安定になるという相互の感情の関連に気づき始める。急にはよくならないだろうから焦らずにやつていこうと、冷静な見方もとれるようになる。しかし、つい学校のことに触れて、Tからまだ直っていないと怒鳴られたり、また、このままで果たして高校に行けるだろうかといった不安や、中学も卒業できないのではかわいそうといった感情も抜けきれず、動搖する。

家庭については、今まで母が家の中心となり、母子3人の世界をつくり、父のことを疎んできたことを強く後悔はじめる。家族のまとまりを強めようと、母自身は控えめにして、父を表に立てるとともに、Tと父とつながりを深めるように努め始める。また、父は、自身的若い頃の反抗の体験を母に語り、男の子は放っておいても自分で立ち直る力があるものだと、母を力づける。

Tの乱暴や暴言はあっても、後で母に謝ったり、投げつけた物を片づけたり、後悔の気持ちが現れるようになる。細かなことで母にわがままを言うと、母は思い通りに動かされてたまるかという対抗意識を覚えて拒否する。すると、本児の方で諦めたり、妥協し、母子間の緊迫感は緩んでくる。Tのとげとげしい鋭いところがとれて、丸味が出てきたと母は変化を評価する。

1学期の末に数日登校したTは、夏休みは伸び伸びとして近県に出かけたり、映画をみに行ったりする。また、母と2人で家に居る時に母の膝の上にのったり、もたれかかってくると

といった幼い甘え方を示すようになる。これについては自立に向けての分離の淋しさのあらわれと考え、受けとめていくようにと母に勧める。

- ・ 展開期（中学3年9月～中学3年3月）

2学期は断続的に登校するが、1か月ほどで再び欠校状態となる。しかし、感情は穏かで明るくなっている、家族がハラハラと気づかうこともなく、気楽に話し合えるようになる。また、父のやることを真似るようになり、父が言ったことを同じように言ってみたり、父がやるように朝風呂に入ってみたり、父への同一化をみせ始める。ある時、是非ともみたい映画を安心してみに行くために、学校へ行っておきたいと考えたが、登校できないことに腹を立てて障子を破る。後に気持ちが静まってから、それを自分で貼り直す。これを最後に、以後乱暴はみられなくなる。

朝起きるのは相変わらず遅いが、起きると機嫌よく母に笑いかけてくる。細かなわがままも少なくなり、母に対して冗談を言って笑わせようとする等穏やかな時が多くなる。また、幼い甘え方や母にペッタリと付きまとうことがなくなり、アッサリとしてくる。

高校について次第に具体的に考えるようになり、志望校をいくつかあげて、高校は是非行きたいと決心を固める。それに伴い、再び登校について強く意識するようになり、焦燥感を強める。

母は自分自身の生い立ちを振り返る途中で、進学を辞退してまで生家の親や兄弟のために尽してきた模様を語り、努力努力と自身に言いきかせながらの生き方に疑問を抱くようになる。また、父の存在を軽く考えてきたが、母とTの関係を見通している力強い人なのだと気づいていく。

学校からはこのままでは卒業できない、留年してやり直さなければならないとの話がある。Tは卒業を希望し、母に朝起こしてくれるようになると頼み、2学期末から登校する。

3学期は数日欠席するが、何とか登校を続ける。しかし、学校では緊張して溶け込めず帰宅してからも、じっと黙りこくったり、疲労のため一旦床に就き、夜になって起き出して勉強するといった状態が続く。一方、朝起きられず、遅刻していても平気な顔をしていたり、納入金を納め忘れても気にしないといった図太い面も現すようになる。

進学については定時制高校に志望を固め、昼間はアルバイトをしたいと希望するが、母は全日制高校への進学を勧める。Tは自分の志望を通したいものの、母の意向も無視できず、葛藤感を訴える。面接者はTの希望を押し通すように励まし、母に対してはT自身既に自分の生き方を自分で開拓する準備が整っていることを伝え、Tの選択を尊重するようにと説得する。結局、Tの希望通り定時制高校を受験し、合格する。

母に対しては多少のわがままをみせることははあるが、特別のもめごともなく、家の中も穏

やかになり、またアルバイトに関しても T 自らが探せるという感触があったので、中学卒業を機に相談を終了する。

⑨ 予 後

定時制高校に入学後、ある会社のアルバイトをみつけ、両方とも休むことなく通っており、乱暴もみられない。

⑩ 考 察

長期間の経過をとった事例であるが、4つの点について反省と考察を試みたい。

まず、家庭外の人に対して緊張感を抱きやすい状態にあった本事例の場合、面接といった言語を媒介とする対話方法をとったことが、果たして適当であったかどうかという点である。対面式のかかわり方が本児に緊張、苦痛を強いて、安心感のある心の触れ合いをつくる妨げとなり、それが T の来所を途切れがちにさせた一要因となっていたであろう。スポーツや製作を含めた、より動的な方法を導入する工夫が必要であったと考えられる。

次に、母親との面接についても、面接者が T の立場に立ってすすめたことが、母親に対立感・抵抗感を与え、洞察をすすめる妨げとなり、知性的な理解に留めてしまう結果となったと考えられる。そのことが母親の行動の変容を遅らせ、経過を長引かせる要因にもなっている。共同面接者を得たいところであるが、実務的には困難が多い。経過途中で母親面接を主にした時点で面接者の立場を再検討する必要があったであろう。

第3に、面接者が母子関係に囚われていたため、父親に関する情報の把握が不充分となり、そのイメージが明確にされないままに面接が進行していったことである。この点が充分なされていれば、母の認知の変容を早め、不安を軽減させることができたであろう。

第4に、学校に対する働きかけが欠けていた点である。学校や担任との協力体制を確立し、方針を統一しておく努力がなされておれば、母子の焦燥感を弛めるのに役立ち、問題の核心についての検討を早めることもできたであろう。

(3) コメント

ケースとの取り組みを語ることは難しい。この事例を読んでみて、何かもうひとつものたりないものがある。それは、T君と母親の約2年にわたる悪戦苦闘ぶりは伝わるが、その問題に介入していく治療者自身の心の内面が伝わってこないからである。

指導方針として「Tに対しては主体性の確立を促すため支持的な面接を行う。母に対してはTのおこなう問題や行動の意味を説明し、Tの欲求や感情への理解を促し溺愛や干渉的態度の変容をめざすこととする。また、登校刺激は与えないようにし、乱暴に関しては制止できない状態であるので、耐えられるものは耐え、やむを得ない時はその場を逃げるよう指示する」

となっている。

この方針は文字どおりそれでいいのだが、取り組みを語ることは、そういう方針をたてながらも、母子と共に揺れ動くプロセス、それも治療者側の心の動きも含めた記述と点検が行われていなくてはならない。

母と子を同時に担当しなくてはならない相談室の状況があるとき、どのような形で面接をしたのか。T君との関係が初めはどうだったのか。T君が中2の夏頃、不潔恐怖の状態がはじめてから来談がなくなった、その時の会い方はどうだったのか。言語だけの面接でなく他の手段ではという反省の前に、面接の中の二人の関係が点検されるべきだろう。

見方をかえれば、T君が来談しなくなったことは、母親からの自立へのきざしと考えることもできる。

さらに、強迫的な行為がはげしくなった時、母は病院や施設を希望する。その時、治療者はどんな気持ちだったのだろうか。ここでは父親の反対という主張がとおっている。治療者も同じ気持ちだったのか。治療者は男性か女性か、年齢は？、こうした援助構造を根底からゆさぶる状況に出会った時、治療者にも同じようにゆさぶられ、それをもちこたえる迫力が要求される。

T君の自立を育て見守れる母親になるよう援助するというのは、そんなに簡単なことではない。治療者自身の支える側のぐらつきや、迷いや、母子を見守る苦しみが、もっと豊かに語れたら、この事例は豊かなものとなっただろう。治療者は指導援助者という役割の中にすっぽり身をかくしているだけで、あとは型どおりできましたと語っているだけで、反省も技術論的な域をでていない。

次に、技術論というレベルで感じるところを述べてみよう。

支持的治療という方針でのぞむとした時、著者は、母親を含めた両親が、このT君の成長を促進し見守れるよう、まずT君がどんなにか中学生の心にくらべ幼いかを点検し、T君の取り組むべき課題が山ほどあり、それをいかにこなせてないか検討する。もちろん暴力の意味も登校できない意味も、この中に入る。両親の家族コンサルタントとしての役割を援助者はとることになる。いっしょにT君を見守りましょう。そのために私は専門家の立場でいっしょに考えます、という対応の仕方である。

こうした場合、T君が中学2年生として、他の子とくらべてどうなのかここでは全くふれられていない。関心をもつ映画の内容、この子の興味、友人との関係のもち方、つまり、同世代の子ども文化をどのくらいもっているのか。彼の部屋を見てどう思ったか。小学生時代友人がたくさんいても、6年に入り中学生となり友人をもてなくなったのは何故か。

母親は努力努力でがんばってきた人で、他人の犠牲になることで自分の存在理由を主張して

いた人のようである。母親はそのことで後に疑問をもちだしているが、もっと初期から、この母親の作りだす家庭の文化に目をむけてもよかつたかもしれない。父親は仕事で忙しい人でも、どこか母親よりもはばがあり、のんびりどっしりしている人かもしれない。母にはそのゆとりがわからず、はがゆい存在だったかもしれない。家族にはあそびがあったのか、勉強以外のたのしいものがあったのか。母親のきまじめさは大切であっても、それとは違うあそびの世界、ゆとりの世界について、どう語り得たのであろうか。治療者もまじめな人のようである。

学校については、担任の年齢、性、経験、対応の仕方、学校の特徴、等さまざまなことが語られていないので、もうひとつ分からない。T君にとっての学校社会が、好きな先生について語られた以外は、ほとんどみえていない。

母子の関係だけでなく、父の世界、夫婦の世界、T君と同世代、T君と学校社会、さまざまのサブ・システムへの理解と点検がもうひとつ深くなれる必要がある。 (山本和郎)

(4) コメント

私は「認知発達と教授・学習活動」を専門とする者であり、幼児・児童の数量概念や演算操作の水準を診断し、それに即応した教授をした経験こそあれ、情緒的混乱をともなう事例と直接に長期にわたる関係をもったことはない。それゆえ、このレポートへの私のコメントが的はずれであったり、過大な要求を強いたものではないか、という恐れを抱きつつ、レポートを読んだ時に感じた印象をできるだけ率直に述べることにする。

認知的侧面での学習者の失敗・誤りは、その原因が主として学習者側の特有な傾向によるものであれ、教授者側の教授方略の欠陥によるものであれ、幾つかの型に分類することができる。学習者要因と教授方略との相互作用もあるとはいえ、その機制は情緒的混乱の場合よりも単純であると考えられる。そこで、理論化をめざさない限り、個々の事例の問題点を明確化しておき、それらに対する教授方略を蓄積していくば、現実にはかなり有効な教授上の示唆になるかと思う。現にそのような試みもなされている。これに対し、情緒的混乱の場合には、関連要因数の点でも相互作用の複雑さの点でも、はるかに個性的な事例が多いと考えられる。それゆえ、中途で解釈の修正が強いられることも多々生じるであろうし、働きかけの効果がかなりの期間を経た後で初めて生じるのかと考える。

それゆえ、複雑な相互作用の存在が想定される情緒的混乱の事例研究レポートでは、認知的障害のものよりも、以下の4点についてより明確に示される必要があると考える。それを具備しないレポートでは、事実の積み重ねにならないし、他者への参考になりにくいかからである。

その4点とは、

- ① 読者がその事例について検討するに充分なデータを示すこと。

- ② データに基づく筆者の見解を対立仮説を考慮しつつ提示すること。
- ③ 現実的制約の中でどのような働きかけを行ったのかを示すこと。
- ④ その成果を、より広い文脈の中で示し、解釈すること。

紙面がきわめて限定された条件下で書かれたという事情は充分に知っているつもりではあるが、本レポートは上記の条件の①②についての私の要求水準を必ずしも満たしてはくれない。

まず、データを示すことについて。私は現在地への転居・転校、彼自身の容姿、姉・父親の特性は、この事例の登校拒否を解釈する上できわめて重要であると考える。転居・転校によって、彼の学業成績や社会的地位はどう変わったのか。彼の容姿について私はイメージすることができない。姉は彼とどんな関係だったのか。彼をおびやかす存在だったのか。父親や姉の前でも暴力を振ったのか。彼等はそれにどう対したのか。これらのこととなぜ書かなくてもよいと思ったのか知りたい。

次に解釈について。本レポートでは「……同一性に混乱をきたし、自己の変革を迫られる。そのためにおこる登校拒否であり、……母親の期待・干渉への離脱の試みとしての乱暴」と解釈されている。上記のように解釈するならば、登校拒否も母親への乱暴も成長のために経なくてはならない必然的行動ということになるのだが、本当にそうなのだろうか。高学力・高階層地域の学校での自信の喪失、その現実へ生産的に対処できない自分に対するいらいらを他罰的に解消する、といった解釈などの方が私にはうまく落ち着く。もちろん、解釈も異なれば、働きかけ方もちがってくるのは当然である。

最後に、この事例の成果について。結果的に、彼はアルバイトしながら定時制高校に行く道を選択し、かつ、そこで満足しているとのこと。この道は彼が選択した道だから良かったのだろうか。それとも、客観的に彼の中学生時代とは異なる世界を持ちえたから良かったのだろうか。私は、この事例ではたまたま、両者が一致した幸運なケースと考える。中学生の登校拒否や家庭内暴力の多くの事例では、進路選択の問題が深く関わっていると思うので、その辺への言及・考察もより慎重であってほしいと感じた。

以上、苦言のみ述べてきた。これは、この分野での具体的文脈を考慮した事実の蓄積が、抽象的理論化よりも、現実的な働きかけ方略の改善・開発のために、今、きわめて切実に求められていることを知っている者からの熱い期待のメッセージであると理解してもらえば幸いである。

(三浦香苗)

3. 盗癖のある男の子の事例

(1) 事例の特徴

本児が1歳半の時に、両親が相次いで蒸発したため、祖父母に育てられたが、主たる養育者である祖母が本児を厳しく育てたため、本児はあまり甘えることができず、その愛情欲求不満の補償として盗みが始まり、徐々にエスカレートしていった。

相談に来所するようになってから、本児の関心が、物や家族から友達に向き始め、盗みはなくなっていました。

(2) 事例

① 本人

A 男 年齢10歳

② 問題の概要と本人の状況

小学校1年生のころは、級友がめずらしい学用品を持ってくると盗んでいた。

小学校2年生のころは、学用品に加えて集金の金を盗むようになった。

小学校3年生になると、学用品や集金の小銭ばかりでなく、留守の友人宅の玄関のガラスを石で割って侵入し、貯金箱から1万円以上を盗み、ゲームセンターでのゲーム代に充てたり、友人に分け与えていた。このほかにも、本児の仕業と思われる被害届が数件出ていた。

また、親戚や家族の金も盗んでいる。

友人宅に侵入した事件は、警察の知るところとなったが、その後も学校の内外で同じような盗みを繰り返している。

下級生を使って盗ませることもしており、口止めまでしている。

盗んだ物は、自分で持っていないで、どこかに隠したり、見つかると、拾った物だなどとそをついてごまかしていた。

③ 家族の状況

現在、母方祖父母、長姉、次姉、本児の5人家族である。

父母は、スナックを経営していたが、営業不振でローンが返済できなくなり、子どもたちを祖父母に預けて働きに出たが、本児が1歳半の時に父が蒸発し、半年後には母も蒸発してしまった。

本児の乳幼児期の詳細は、父母がいないため不明だが、離乳が遅く、保育園に入るまでミルクを飲んでいたという。今でも祖母と一緒に寝ており、祖母を「かあちゃん」と呼んでいる。

また、夜尿がほとんど毎日あるので、夕方から水分を控えさせ、3回以上も夜尿起こしをしているが、ほとんど効果がないという。

祖母は気性が激しく、本児が悪いことをするとかなりきつく叱るので、近所の人は、盗まれても、本児がかわいそ.udだからと祖母には話さないという。しかし、きびしい反面、祖母は本児のことをいちばん心配している。

仕事は、近所で魚加工の手伝いをしている。

祖父は廃品回収業をしていたが、6年前から肝硬変を患い、4回入退院を繰り返した後、家で静養中である。

長姉は中学校3年生で、本児との仲はあまり良くない。

次姉は小学校6年生で、大変な弟思いである。家庭の中では弟をかばうことが多く、本児は、家族の中でこの次姉がいちばん好きだといっている。

④ 人格の特徴

知的には、クラスで一番高いが、学力は能力ほど高くないという。

授業中の態度はあまり良くなく、怠惰な態度をとったりする。

友達との関係は特に悪くなく、家の近くの友達が多い。

精研式文章完成法の反応を見ると、キン肉マンの消しゴムが欲しいことや、友達が親に何かを買ってもらい自慢するのをくやしく思うなど、物に強い関心を示していることや、人の物をとってしまう、祖母に悪いことをするなと怒られる、いい人になりたいと思っているなど、盗みに関することが繰り返し書かれており、また、勉強をもつとしたい、いろんなことを教えてもらいたい、得意なことは体育と算数、もっと頭がよくなりたいなど、勉強にも強い関心を示している。家庭については、友達の家庭にくらべて悪いと書いており、父母に対しては、なんにもしてくれなかつた、こない方がいい、きてもおい出すなど、否定的に書かれている。また、祖父母に対しては、やさしいところもありこわいところもあると書いており、姉に対しては、長姉はこわく、次姉はやさしいと書いている。

次に、P-Fスタディの結果を見ると、GCRは58%で標準より若干高く、一応、普通以上の適応性を示しているが、内訳を見るとIが多く、他人から非難叱責されたとき言い訳の形をとることが多いことがうかがわれる。

プロフィール欄を見ると、Eは全体では低いが、eは高く出ている。eは欲求不満を他人に解決してもらおうとする傾向であり、両親が蒸発してしまったため甘えられず、甘えたい欲求を強く持っているため、これが高く出ているものと思われる。

Iの中ではiが標準より高く出ている。iは欲求不満を自己反省によって解決しようとする傾向であり、罪償感が強いといえる。ただ、iはeとは同じ要求固執型であるが、攻撃の方向が内と外で逆なので、両方高いということは矛盾するように思われるが、反応転移を見ると、検査の前半にeが高く、後半にiが高く出ている。このことは、甘えたい気持ちが強くあるにもかか

わらず、あまり受け入れられなかつたため、その補償として盗みを行い、そのため罪償感を強く持つからとも考えられるし、周囲からの非難に対し、表面上反省しているように取り繕っているためとも考えられる。

Mの中ではM'が高く出ている。M'は、失望や不満を抱くが、攻撃を避ける反応であり、抑圧的な傾向が強いといえる。しかし、M'も検査の後半に集中して出現しており、iと同じく、本児の防衛なのかもしれない。

超自我因子欄を見ると、E%が低くI%が高く出ている。このことから、積極的には攻撃しないが、都合の悪いことはいいのがれをする傾向がうかがわれる。つまり、祖母との力関係で、祖母を攻撃することができないためと思われる。

⑤ 指導方針

両親が不在で、主たる養育者の祖母が厳しいため、甘えることができず、愛情欲求が満たされないため、盗みを行っているように思われた。

盗んだ物は、初めは消しゴム等で、必要もないのにいくつも集めていることから考えても、この盗みは愛情欲求不満の補償のように思われた。

そこで、盗みをしなくとも、愛情欲求が満たされるように家族間の関係を改善していくことを指導方針とした。

⑥ 指導経過

初回面接：祖母・本児来所

本児に何か楽しいことがないかきくと、学校では体育と算数、家ではテレビがおもしろいという。

祖母は、本児にこづかいを土日に200円ずつあげており、欲しいものがあればいうように本児にいっているという。

そのことについて本児は、いわれたときに欲しいものがなくても、盗むときになると欲しくなってしまうという。

盗みをしたとき、祖母が叱っても本児は盗んだことを白状しないので、姉たちから本児に聞いてもらう。そうすると本児は白状する。盗んだことがわかると、姉たちと本児の3人で泣いてあやまるので、祖母はかわいそうになり許してしまうという。何かあったときには叱るが、泣かれるとすぐ許してしまうので、結局は甘やかしてしまっているのではないかと祖母はいう。

本児は臆病なところがあり、トイレが家の外にあり、恐くてひとりで行けないので祖母がついて行っているという。

祖父は仕事もせず、パチンコばかりしているので、祖母が怒ると、長姉も一緒になって祖父にいる。そういうとき、祖父はおとなしく聞いているという。

祖母の力が強く、欲しいものがあっても祖母にいえないのではないかと思われた。また、盗みをしたとき、祖母はきつく叱るので、本児は白状できず、姉にきかれてやっと白状する状態のようだ。そして、子どもたち3人であやまらなければ、祖母のパワーに対抗できないのかなとも思う。祖父は家では小さくなっている感じがした。

第2回：祖母・本児来所

友達よりこづかいが少ないということはないが、友達が持っている物を欲しくなるときがあるという。そういうとき、家までお金をもらいに行くのがめんどうで、盗みたくなることがあるとのこと。

夜は、祖母と本児が一緒に寝ているが、ほとんど毎晩夜尿があるので、祖母は本児が寝小便をしたかどうかわかるように、いつも本児の上に手を乗せているという。

そこで、手を乗せるのはやめてみるように話すとともに、念のため、器質的な問題がないかどうか検査を受けるように勧めた。

友達よりこづかいが少なくないということなので、やはり愛情欲求不満の補償としての盗みのように思われた。

夜尿については、愛情欲求が満たされないため、いつまでも祖母に甘えていたいがための夜尿のように思われたので、本児の上に手を乗せるのをやめて、変化が出るかどうか様子を見ることにした。

第3回：祖母・本児来所

夜尿の検査のため病院へはまだ行っていないが、夜尿は減ってきたという。

また、今のところ特にお金を使いたがらないし、物も欲しがらないという。

ただ、友達のところで遅くまで遊んでいて、夜7時ごろ帰宅したので、そのとき、祖母は怒ったという。そこで、友達の親に、帰宅時間になったら声をかけてもらうようにさせた。

それから、祖母に、最近ほめたことはどんなことかきいてみた。すると別にないこと。それでは、最近本児のことで良いことはひとつもなかったのかきいてみると、お金を使わなくなったことと、夜尿がなくなったことをあげたので、祖母に、ほめてあげると本児が喜ぶのではと話す。

本児に、何か家の手伝いをしているのかきくと、何もしていないという。そこで、本児が家で手伝えることが何かないかきくと「洗い物」というので、洗い物の手伝いをすることを約束させる。また、家で、本児と長姉との仲があまり良くないという話が出たので、次回は家族全員で来所してもらうよう祖母に話したが、祖父は体の具合が悪く無理とのことなので、祖母と子どもたちに来てもらうことにした。

やはり夜尿が減ってきてるので、情緒的なものが原因と思われた。

また、お金を使いたがらなくなったことについては、祖母の態度が変化して本児を受け入れるようになってきたためとも考えられるが、相談所に連れてこられたので、これからどうされるんだろうと本児が様子をみているために落ち着いてきたものとも思われた。

それから、祖母が、ほめるることをあまりしていないようなので、良いことがあればほめるよう指導した。

家の手伝いについては、本児は末っ子のため、何もしないで甘やかされているのではないかと思い、提案した。

それから、家庭の様子を知りたかったので、家族全員の来所をすすめたが、祖母は祖父の来所にはあまり気がすまないようだった。

祖父母間の葛藤が何かあるのではとも思ったが、時期尚早と思い強くはすすめなかった。

第4回：祖母・姉2人・本児来所

長姉より次姉の方が背が高く、しっかりしているように見えた。

家での様子をきくと、長姉が、本児はテレビをひとりじめにして見せないという。無理に見ようすると、泣いて見せないようにするという。また、しつこいところもあり、こたつの中で本児が足でくすぐるので「やめて」というがやめないとのこと。

そこで長姉に、本児がそうやってちょっかいを出すのは、おねえさんに遊んでもらいたいといっているんだろうなと伝える。

また、本児は家では落ち着きがないというので、あらためて本児を見ると、確かにいつもより落ち着かない様子だった。

今回は長姉との関係が中心となった。

確かに長姉との仲があまり良くないようなので、本児のちょっかいは、一緒に遊んでもらいたいというメッセージではないかと伝えることで、ふたりの関係を良くしようと試みた。

また、いつもの面接時より、本児の落ち着きがないように思われ、長姉の影響によるものかもしれないと考えられた。

第5回：祖母・本児来所

友達とサイクリングに行き、帰りが7時ごろになった。そのとき友達から2200円借りたといったが、後で、本当は1700円しか借りなかつたけれど、500円よけいに取られたという。使いみちは、昼食と夕食とジュースとお菓子とのこと。

このとき、帰宅時間について話し合っており、5時までに帰宅しなかったときには、家の手伝いをするように約束している。

友達から500円よけいに取られたというのはおかしいと思ったが、もし、そのことがうそであれば、そのことに触れるとますますうそをつかせてしまうので、そのことには触れず、約束を

守らなかったときには、その償いをするよう指導する。

第6回：祖母・本児来所

地元の少年野球チームに加入したという。

練習は毎日あり、学校では陸上部に入っているので、陸上の練習が終わってから夜7時半ごろまで野球の練習をしているという。陸上と野球の両方では大変だろうというと、陸上の部長が担任の先生なので、やめるといいにくいとのこと。

野球チームに加入したということで、本児の関心が家族や物から、友達へ移ったのではないかと思われた。

第7回：祖母・本児来所

本児が野球の試合に出て、ホームランを打った話などを聞く。

また、祖父が病院に再度入院していたが、退院して10日になり、本児と祖父はチャンネル争いをするという。

この1週間、毎日夜尿があったという。

また、ひとりで寝るのをこわがり、夜ひとりで隣りの部屋へも行けないという。夜寝るときに祖母の顔をさわり「おかあちゃん、おかあちゃん」と甘えるとのこと。

一時的なものと思われるでの、甘えを受け入れてあげよう指導する。

今までの印象より甘えが強く出ており、一時的な退行かと思われた。退行の原因是、はつきりとはわからなかったが、環境の変化としては、祖父の退院があるので、祖父・祖母・本児の関係で何かあったのかもしれない。

第8回：祖母・本児来所

本児宅に電話をしたとき、通じなかつたことを話すと、祖父がサラ金から金を借りたため、電話を切ってしまったという。

そのほか、野球の練習のことや、夏休みの宿題のことについて話をした。

借金により、祖父母の仲が悪くなり、本児が不安定になりはしないかと心配したが、祖母はそれ以上の話をしなかったので、こちらもそれ以上触れなかった。

第9回：祖母・本児来所

本児の引き出しの中から3000円出てきたという。本児がいうには、今度どこかへ遊びに行こうと友達から預かっているという。

そのほか、夏休み中の生活についてくる。

お金のことについては、祖母があまり心配している様子ではなかったので、こちらもそれ以上きかなかった。

次回の面接も予定していたが、夏休みが過ぎても落ち着いているということで来所せず、そ

のまま終了となった。

⑦ 予 後

半年後に学校に確認しているが、特に問題はないとのこと。

⑧ 考 察

この事例の問題行動発生のメカニズムを家族との関係から考えてみると、まず、両親が蒸発したことにより、母方祖父母が本児たちを引き取ったが、祖父は弱々しく、影の薄い人なので、祖母は祖父に頼ることができず、強くならざるを得なかつたと思われる。

そして祖母は、末っ子でまだ幼かった本児に対し、両親がいないということで不憫に思うと同時に、祖父からは得られない情緒的交流を、本児との結びつきを強くすることで補おうとしたのではないだろうか。それは、本児の離乳が遅かったことや、夜尿が長く続いたことなどからうかがわれる。

また、祖母と本児との結びつきが強いといっても、祖母が自分の欲求を一方的に満たさせるものであったとするならば、本児の愛情欲求は満たされることなく、祖母に対する煩わしさだけが感じられたにちがいない。そして、その補償として盗みに走ったと推測される。

そこで、治療としては、祖父母の結びつきを強め、祖母から本児を離し、姉との結びつきを強めてから、友達との関係へと発展させることが考えられた。

今回の治療の経過をみると、祖母と本児との関係では、祖母が本児にかかりすぎると働きかけるとともに、祖母が本児の良い面を見られるようにして、本児へのストレスを減らそうと試みた。

また、長姉との仲が良くないので、本児の長姉へのちょっかいを、遊んでもらいたいとのサインヘリフレーミングしてみたが、長姉と1度しか会えなかったこともあり、長姉との仲はあまり変わらなかつたようだ。

盗みについては、祖父が弱いため、本児の行動をコントロールすることができず、祖母がその役割を担おうとしてきたが、祖母は感情的に叱り、情に流されて許してしまうというパターンの繰り返しのため、やはりコントロールできず盗みがエスカレートしていったものと思われる。そこに、治療者が介入したため、本児は何が起こるのか様子を見るため一時的に盗みをやめたものと思われる。

盗みをしなくなり、祖母からも少し離れたため、友達との関係に目が向き、野球チームに加入して、そこで情緒的交流が得られるようになり、落ち着いてきたものと思われる。

ただ、盗みが見られなくなり来所しなくなったため、祖父母間の問題や同胞間の問題をあまり扱わないで終了している。これらの問題が解決されないかぎり、本児が思春期になるころに、別な形で問題が起こつてくるのではないかと心配される。

(3) コメント

この事例の子どもは、幼児期に両親と離れざるを得なかった環境に育っている。2歳で母親と別離しているという事実を、私は重くしっかり受けとめてこの事例を追っていきたい。なぜなら、乳幼児期の子どもというのは、一般に私たちが思っている以上に情緒的存在であり、環境に過敏で傷つき易いということを私は子育ての経験から感じている。

本事例の子どもは、2歳までどんな養育を母親から受けたのだろう。しかしどんなに豊かな愛情やスキンシップがあったとしても、2歳という、ことば抜きに環境の全てに全身で反応している、まさに無防備の姿で突然、母親という精神的マトリックス（母胎）からもぎとられたという体験は大変な出来事であったはずである。祖母によるどんな愛情でも、十分補いうるものではないことをふまえて考えなければならない事例である。このことは私自身に、子供が2歳の時2週間入院することになり、その時反応した子どもの様子とその後1年余りもそのことは尾を引いていたということがあった体験からも想像しうる。

したがって、本事例で治療者が家族間の関係の改善という方針を立てて取り組んだことは、本児が小学校低学年ということもあり、必要なことで正しかったと思うが、一方で、本児が受けた精神的外傷にどうせまり、多少のいやしがどうできるかという点が治療関係のポイントではなかったかと考える。彼個人への何らかの治療的関係を中心にして、その上に家族間の調整を行うことが必要だったと思う。

この報告からは、この時点で彼が何歳だったかはっきりしないが、小学3年かそれ以上であることは確かだ。彼が自分の存在を環境の中でどう感じ、どうとらえているのだろうか。混沌として、莫然とした感じの中に、様々なことが不明瞭のまま彼の中にあるのではないかと想像される。私たち治療者は、その莫然としたものを認識のレベルにとり戻していく役割を担っている。彼は言語的交流によってそのことが十分可能な年齢である。知的にクラスで一番あるとすればましてやである。

しかし、とにかく祖母の養育の態度の変化が現れてきて、盜みがなくなり（疑問も残るが）夜尿の回数が減ってきたことは治療者の祖母へのかかわりの結果である。彼が祖母にやさしく受け入れられるようになり、精神的に多少安定できるようになってきて退行現象がおこってきた。祖母に充分甘えられるようになった。退行現象が生じ始める頃からいよいよ治療のプロセスも本番に入るという感じを私はもっている。退行現象の事実を祖母に理解させ、祖母を励まし、ささえてやる必要があった。しかし治療者はその意味を祖父の退院の結果かもしれないともとらえているので、このことを生かすことができなかつたように思う。従って祖母はまだ治療の途上にあるとは理解できないから、盜みがなくなり、一応安心して来談を中止してしまったのだと推察する。治療者が考察で述べているように「十分に愛情欲求が満たされないまま」

にいるととらえているのだから、退行現象をどう理解するかによって治療がもっと確かな手ごたえのある結果になったのではないかと思う。

次に、面接が家族間の関係を改善しようという方針で始まったように、彼と家族各々との関係はどうだったのか。祖母の陰に隠れてしまいそうな祖父と彼との関係は？。そして長姉の前で落ち着かない彼。小学3年生にとって中学3年生というのはとても大きな差を感じているだろう。彼女は弟が夜尿したり、盗みをして問題をおこして祖母を困らせている存在を重荷として背負っているのではないかとも想像される。そういう観点でかかわってみたとしたらまた少しちがう展開があったかもしれない。弟の盗みに対して子ども3人で泣いて謝って祖母に許してもらうことがあるという。長姉の立場と気持ちに共感をもって面接できたなら彼への大きな援助が側面から期待できたかもしれない。

治療者は家族間の調整をと方針を立てたのに十分なことがやり得なかったと述べているように、もっと積極的なかかわりがあってもよかったのではないかと思う。本児が今後も何らかの問題をひきおこすことになるだろうと心配が残って終わったことは残念だった。（白岩紘子）

(4) コメント

盗みは、古今東西にわたって、犯罪の中で最もポピュラーなものであり、手口や動機など、その犯行態様から見ても、最も複雑なものから最も単純なものまで、まことに多種多様であり、「性格学的無特徴」とか「犯罪生活の中にあって退屈な平日」などとみなされているものである。そして、そのようにポピュラーなものであるだけに、かえって研究が少なく、未開拓の分野となっている。

少年による盗みは、大別すると3種類に分かれる。第一は、貧困とか必要性からのもの。第二は、遊びや仲間関係の中での所有関係のルースさなど、無規律からのもの。そして第三は、仲間関係の中での劣位の回復とか、不適応感や敵意の解消もしくは表現といった、いわば情緒的不安定に根ざすものである。第一と第三のたぐいは、昔からあったもので、古典的非行などと呼ばれるものの一つであり、第二の種類は、近年「遊び型」とか「初発型」などと呼ばれる非行の代表的なものとして、その激増ぶりが注目されているものである。ここで報告されている事例は、まさに第三のタイプに属するものである。

盗癖という場合、やはり3つほどの種類がある。第一は、窃盗強迫（クレプトマニア）と呼ばれているもので、盗みが悪いとわかっていても、ある種の優格観念ないし欲動に支配されて盗みに走ってしまうタイプであり、この場合、盗む品物は性的象徴の品が多いといわれる。第二は、盗みによって生計を維持しているための反復遂行、そして第三は、非行初発が10歳未満といったように早く、そのため盗みが固着した行動傾向となってしまっている場合である。本

事例は、いうまでもなく第三のタイプである。

本事例について、提供者は、「愛情欲求不満の補償」という見解をとっているが、それは正しいと考えられる。しかしながら、そのほかにも、次のような2、3の情緒的要因が絡んでいるように思われる。

第一は、友人関係の中で優位に立とうとする（あるいは劣位を挽回しようとする）手段として盗みを行い、手に入れた金品をそのための資源としたのではないかということである。本児は知的にもすぐれており、ただ、おそらくは情緒的不安定さのゆえに、それが効率的に発揮できなかつたようで、そのために上記のような形で適応を図っていたのではあるまいか。盗んだ金品を友人に分け与えたりしているし、また、どこかに隠しておいて、それによって安心感を保っていたようである。

第二は、敵意の表明あるいは攻撃行動としての意味をもつ盗みも、いくつかあったのではないかということ。また、淋しさやむなしさを解消し、ある種の充実感を味わうための盗みも、いくつかあったのではないかということである。P-Fスタディの結果を見ると、本児には、無罰傾向が見られたり、外罰的攻撃を避けて防衛を図る傾向がうかがわれる。頼りにならない祖父、強大な祖母、不仲な長姉といった対象に対して、ストレートに攻撃が出せない場合が多く、そうしたときに盗みが行われたということも、十分に考えられる。

ともあれ、本事例のセラピストが、家族関係を親和的なものにしようとするのと同時に、なんとかして本児に成功体験をもたせ、友人関係を積極的に作らせていくこうと努力したことは、上記のような意味からも正しかったと考えられるし、どういうきっかけでかはわからないが、少年野球チームに入り、ホームランを打ったというようなことは、かなり大きな肯定的意味をもつ出来事ではなかつたろうか。また、家でテレビをひとりじめにし、家族が無理に見ようとすると、泣いて見せまいとするとか、友人から実際に借りた以上の金額を返させられる（ほんとうはどうなのか不明という気がするが）とかは、本児のいじらしいほどに自分の領分を死守しようとする姿勢と、なにか負け犬的な劣勢の構えとをほうふつさせる。

提供者も述べているように、本児の場合、これほどに盗みが早発しており、また愛情欲求不満を中心とする情緒的不適応感も根強いところから、これですっかり順調になるとは決して考えられない。まだまだ糸余曲折することが多いであろう。にもかかわらず、本児にはいくつかのプラスの要因があると考えられる。第一は、知的に高い資質をもっていること。好きな勉強の中に算数を挙げており、SCTの反応の中にも学習面での向上意欲がうかがわれることは、非常に貴重と感じられる。第二は、体力もかなりあるらしいこと。体操が好きだというし、少年野球チームと陸上部の双方に所属している。不適応感が少しでも減ってくれれば、めきめきと活発になり明るくなっていくのではなかろうか。第三は、厳しいとはいえ愛情も十分にある祖母

の存在。しかも祖母は、9回の来所指導によって、かなり態度を変えるだけの柔軟さをもち合わせているように、見受けられる。第四は、弟思いの次姉の存在。

しかし、悲観的な要因も、もちろん多くある。とりわけ、学校や仲間そして近隣の中でかなり定着してしまっているであろう、「盗癖の子」というラベリングが、これから思春期を迎え、いっそう複雑・微妙に揺れ動くであろう本児の心情の中で、なんらかの二次的逸脱を発生させるのではないかと、危惧される。

(安香 宏)

④ 学校での働きかけを中心とした事例

1. “いじめ”が要因となって登校拒否を繰り返す中学生の事例

(1) 事例の特徴

本事例は、学校での仲間からの嫌がらせや“いじめ”がいやで登校拒否を繰り返す中学生とその母親に対する教育相談の指導例である。登校拒否をするA男に対しては、主として学級担任が教育相談の担当者と協力しながらいろいろな配慮をし、一方教育相談は主として母親へのカウンセリングを行って、ことに当たってきたものである。

A男がいじめられる原因は、A男自身にも少なからず内在しており、それについてA男自身も、また両親も気づかなければならぬし、そこを直さなければ“いじめ”が止むとは考えられず、したがって登校拒否も繰り返されると思われる。また、家庭のあり方、父子関係にも改善すべき要因がひそんでいる。もちろん、学校における対人関係の改善も必要となる。

このようなA男の問題の視点に立って、種々な指導と改善の試みが継続的に行われてきた。一進一退の様子で、なかなかスムースには進んできていないが、最近ようやく家族もA男自身も、問題への洞察ができるようになってきたのではないかと思われる兆しがある。しかしながら、安心はできない。A男にしっかりした耐性と自己批判力ができるまでは、心理的な安定とはいえないからである。

その意味では、相談は今後も継続していかなければならない、途中のケース・レポートである。

(2) 事例

① 本人

中学3年生

② 問題の概要

A男は、小学校時代から級友にいじめられクラスで孤立していた。そのためゲームに熱中し、家の金を持ち出し、ゲーム代にあてていた。中学1年の3学期になり、また級友にいじめられたのがきっかけになり、登校拒否症状におちいった。両親は、A男に対して登校を条件にパソコンを買い与えたが、かえってパソコンに夢中になり、夜中まで起きているため朝起きられず、登校拒否状態を続けるようになった。中学2年になっても登校拒否を繰り返し3月現在100日以上の欠席を続けている。なお、問題の始まりと経過の概要は以下の通りである。

- ・ 幼児期…家の金を持ち出し、近所の店で買い物をするため、親は体罰を加えきびしくしつけた。
- ・ 小学校 4 年生…ゲームの大好きな友だちと仲良くなり、ゲームに熱中するようになった。そのため医者代（小児ぜんそく）をごまかしたり、家の金を持ち出して、ゲームセンターに行くようになった。母親が学級担任に相談した結果、担任の指導により、それ以後小学校時代はやらなかつたが、母親に説教されると腹いせにサイフを持ち出して金を抜き取つたり、要求が満たされないと親の見ているところでサイフを外に捨てたりした。
- ・ 中学校 1 年…級友から小学校のいじめについてからかわれ、突然家に帰ってしまうことが多くなつた。またゲームに夢中になり母親や妹の金を盗んでゲーム代にあてていた。
- ・ 中学校 2 年…パソコンに夢中になり、夜中まで起きていたので朝起きられないとかの理由で学校を休むことが多くなつた。学級担任が迎えに行くと、部屋にバリケードを築き中に入れないようにした。また親に対して暴力をふるうようになり、3 月より母親がセンターの相談を受けるようになる。
- ・ 中学 3 年…クラス替えがあり、学校へ行っても誰も話し相手がないとのことで依然として登校拒否状態が続いている。6 月には A 男もセンターの相談を受けるようになった。

③ 本人の状況

i 身体、生理的側面に関する発達の状況。

出産は吸引分娩のため仮死産であった。乳幼児期は、体が弱く肺炎を病み、小児ぜんそくのため過保護に育てられた傾向がある。幼児期には寝つきが悪く、神経質で気になることがあつたりすると、なかなか眠れないことがあった。現在は、身長153cm（クラスで一番低い）体重、43kg（やせ型）、食が細く、好き嫌いがはげしく給食は残すことが多い。

ii 知能、学業的側面に関する発達の状況。

小学校の時から成績は上位であり評定は体育を除いてほとんど 5、4 であった。しかし中学に入ってから欠席が多くなり、家庭学習の習慣が身につかず、宿題などもほとんどやらなければならぬため、評定は 4 以下であった。特に理解力は抜群に良く、理数科目に秀でておりテストの結果は常に上位であった。

iii 性格・情緒的側面に関する発達の状況。

自尊心が強い反面、他人の言動を非常に気にする性格である。学校での生活は、理屈っぽいところがあるものの、おとなしく他人に迷惑をかけるようなことはしない。また自分の欠点を表面にださないし、他人の干渉を嫌うタイプである。その反面、家では母親に反抗し、時には暴力を振ることも多い。最近では、父親に対する暴力へとエスカレートしている。

iv 家庭の状況

家庭

ア 住居 持ち家（4 DK）自室（6畳）

イ 家族

続柄	年齢	職業	学歴
父	47	会社員	大卒
母	42	保険外務員	短大卒
本人	14	中学3年	
妹	13	中学2年	
弟	8	小学4年	

母親は、A男が登校拒否を起こしてから家にいると干渉しすぎてA男のためにマイナスになると思い、保険会社勤務をはじめている。また、両親とも宗教団体に入信し、熱心な信者でもある。

ウ 経済状況

父は一流会社の役員をしておりA男が小学校の1年生の時に家を購入し、東京都内より現在地に転居した。母はA男のために勤務しており経済的には恵まれている。

エ 父子関係

父親は、長男であり祖父母によって厳格に育てられたため、まじめであり、成績も優秀であったので国立大学の法学部を卒業している。しかし父親は仕事中心であり、家庭のことは母親にまかせているためA男に対しても愛情が薄く、一度も抱いたことがなかった。帰宅時刻も遅く、家族との交流もほとんど持たなかつたようである。また、A男のいじめや登校拒否についても、本人の怠けからくるものと信じ母親を通しA男を叱らせた。最近では、A男となぐり合いのけんかをたびたびするようになっている。

オ 母子関係

母親は、2人姉妹の長女として育ったが、祖父はワンマンであり、祖母に対してきびしく、よく殴っていた。そのため祖母は子どもたちを祖父に近づけなかつたので母親は祖父を嫌っていた。母親は、高校を卒業すると下宿して、短大を卒業し幼稚園の先生をしていたが、父親と見合い結婚してから退職し家庭に入った。しかし父親と性格が合わず真剣に離婚を考えている時にA男を妊娠した。母親は夫に対する不満をA男に対して、盲目的な愛情を注ぐことにより解消しようとした。このようにして、A男を過保護に育てたことが、登校拒否を起した遠因であると母親は信じている。

カ 同胞関係

母親が意識するほど A 男に対してのみ愛情を注いで育てたにもかかわらず、妹は、明るく成績もよく級友に好かれている。またテニス部に所属し選手として活躍している。妹の不満は A 男と同じ中学校であるため、兄のことを教師や友達に言われることであり A 男のことを軽蔑している。

小学校 4 年の弟も活発であり、友達も多くみんなに好かれている。A 男も弟は可愛がり、弟の下校を待ち、よく面倒を見るために弟やその友達から「お兄ちゃん」と言われ慕われている。

キ 夫婦関係

母親は、幼稚園の教師に対して生きがいを持ち、未だ結婚を考えていなかったが、祖父の勧めで見合い結婚をさせられた。夫は妻が仕事を続けることを好まないため、いやいや退職した。A 男が生まれた時は、はじめて仕事一途な父親に対して、母親は不満を持っていたが、現在では夫として尊敬しているが、A 男への対応の仕方には、やや不満を持っている。

母親は、10年前 A 男を育てることに不安になり宗教団体に入信したが、A 男が登校拒否をするようになった中学 1 年の時に母親の勧めで父親も入信した。

ク 問題に対する両親の見解

父親は A 男の登校拒否の原因是、母親の甘やかしと A 男の怠けであると信じ、母親や A 男を強くなじるため A 男とのけんかがたえない。

また、親の財布から金を盗む等の現象だけに腹を立てることが多い。

母親は A 男がわがまま耐性のないのは母親が甘やかして育てたためであることは認めているが、父子関係の歪みによって起こる A 男の父親に対する不信感も大きな原因であるとの見解を持っている。

v 学校の状況

1) 幼稚園時代

A 男は、4 歳児（年少組）に家の近くの幼稚園に入園したが、小児ぜんそくがひどく、神経質で、わがままなところが多く、園児に仲間はずれにされた。そのため母親が付きそわざるを得なかつたため年長組になったのを機会に、他の幼稚園に移った。しかし、最初は適応したが、やはりいじめの対象になり、登園できない日数の方が多かった。

2) 小学校時代

A 男の低学年時代は、学級担任がベテランの女教師であり、A の弱さをホローし、いじめる子どもに対して強く叱ったため、ほとんど欠席もなかった。しかし、成績がよく口達者なため学級会の時など、他人を責める発言が多く、級友には嫌われていた。

高学年になり、A 男は、クラスの中で身体が小さく、学力の低い児童 2~3 名に対して、

食べものを買い与えたり、ゲームに誘い、自分の家来のようにし、下級生をいじめさせたり、たまには暴力でおどすこともした。しかし、相変わらずうそが多く、教師につげ口するためか、担任がいない時に、級友に生意気だと言われ、なぐられ怪我が多かった。

3) 中学校時代

中学生になり、小学校からの引き継ぎで A 男に対して学級担任が配慮していることを級友は知り、暴力によるいじめはなくなったが、彼を無視し、彼と話した生徒に対しては、みんなでいじめるために、彼の問い合わせに対して誰も一切言葉をかけなくなってしまった。また彼の偏食を知り、給食委員に選び、彼が残すと、一斉に攻撃し全部食べるまで許さなかった。体育祭には、彼が走るのが苦手なことを知りながら学級対抗のリレーの選手に選び、負けたことに対し彼をせめた。

2 年生の水泳大会でも、彼が泳げないことを知りながら、背泳の選手に選び当日欠席したことに対して、彼のする休みのために学級が優勝できなかつたと彼の家に押しかけた。

3 年生になり、A 男に B 男、C 男の 2 人の友達ができるが他のクラスであったため、休み時間は、ほとんど自分のクラスにはいなかつた。しかし級友は B 男や C 男のクラスに行き A 男と遊ぶなど 2 人を脅したり、昼休みになると、A 男が 2 人のところに行けないように班会議を開いたりした。また修学旅行に遅れて來たことに対して、2 日目の夜は、彼の布団をかくし、畳に寝かし、一晩中、誰も彼と口をきかなかつた。

4) 師弟関係

A 男の登校拒否を考慮して、中学入学時には、彼は学年主任の学級に配置された。学級担任は、学級委員長の班に彼を置き、また小学校時代彼と親しかつた生徒も同じ班にした。A 男が欠席すると、班の友達を迎えて行かせ、2 日続けるとすぐに担任が家庭訪問をした。そのためか A 男も欠席は 20 日間であった。2 年生も同じ学級担任であったがクラス替えにより A 男の親しい友達が他のクラスになつた。A 男が級友から無視されるようになり、欠席が多くなつた時、1 年生の時と同じように担任が迎えに行くようにしたら、バリケードを作るようになつた。そこで担任は A 男に対しての指導方針を変え、親に対しても、無理に登校させないよう働きかけた。また、友だちを通して学級だよりや学習状況を届けさせた。その他学級会にて A 男のことを取り上げみんなの協力を求めた。

A 男は中間や期末テストには必ず登校したので、席を一番前におき、休み時間は職員室に呼び教師の手伝いをさせた。しかしそのことが級友の反感をかつていていることを担任も A 男も察した。

3 年生になり、センターでの相談が開始されてからは、定期的に情報を交換し、担任は A 男に対してセンターの方針に従つた。また、主な学校行事（修学旅行・体育祭など）に対し

ては、A男の参加について積極的に働きかけた。また、A男のいちばんの不安は、高校進学のことであるので2学期以降は、毎朝担任が迎えに行き、強引に登校させており、現在はA男は一人で登校できるようになっている。

vi 指導方針

1) 原因と診断（仮説）

A男の登校拒否の一因は家庭における人間関係、特に親子関係に問題があることが予想される。

A男の出生時の夫婦関係が大きな原因になっていること。母親が父親に対して結婚生活に不安を感じ離婚を考えている時期の妊娠であり、両親ともA男の出生を喜ばなかったところに原因が潜んでいたと予想される。そのために母親は完全に溺愛的であり、それに反し父親は育児には一切かかわらず、仕事が多忙のため放任的かつ無責任であった。そのことがA男にとっては心理的には父親不在であり、その反動として母親への過度の依存と、ときには父親に対して敵意をいだかせやすい役割を母親がとったと思われる。

このようにして両親の間が相互理解と相互尊重の雰囲気に乏しくA男の将来に対する人格的イメージが損なわれたと予想される。

上記のことからA男は親子関係の不調により挫折し意欲を失い、自我の未成熟も伴って、いじめの対象にもなり登校を拒否したものであろう。

2) 相談面接の方針

ア 父母に対して

A男に対して登校を促したり強要したりしない。またグチや叱責をせず家の生活習慣をA男にまかせる。

父親は一方的な押しつけにならないように対話の機会を持つ。母親はA男ができるだけ客観的な立場でみる。父母に対して相互に理解し、A男に対するそれぞれの役割を理解させる。

イ A男に対して

ラポートを作り、受容的態度でA男に接する。共感的理解でA男の趣味にあわせながら面接をすすめる。

戸外に出ること、友達とのかかわりを進める。

A男の自律性、自己決定を尊重する。

ウ 学級担任に対して

学級担任と連絡を密にし、A男が登校できるよう努力する。

A男と学級担任との信頼関係を維持できるよう協力する。

vii 指導の経過と結果

相談面接の経過

1) 第1回（3月1日）学級担任相談依頼のため来談。

A男についての資料提供。

ア 欠席の状況

中学1年約30日欠席。中学2年の2月末まで105日欠席（テスト期間及びその前後は登校）。

イ 学業について

欠席は多いがテストの結果は平均点以上のレベルを示す。能力的には高い生徒と思われる。

ウ 学級適応について

いじめられやすいタイプの生徒

- 体格はクラスで一番小さい、やせ型。
- 細い食事、給食を残す、食事がおそい。
- 友人はおとなしいタイプ数人に限られている。
- 理屈っぽい（知ったかぶりの傾向）。
- 自分の欠点を表面に出さない。
- 他人の干渉をきらうタイプ。
- いじめがあっても平静を装う面がある。

エ 学級としての対応

A男が欠席した場合、次の朝数人の友人が迎えに行くと本人が会うが、登校しない場合には、2日目からは迎えに行っても会うことも拒否し電話にも応じない。学級担任が訪問しても同様の対応をする。

オ 相談依頼の理由

両親とも宗教団体の信者。A男の登校拒否について幹部に相談したところ、「親が悪い、愛情を持って育てなさい」のみを何度も言われ続け、その結果、幹部への不信とA男の将来への不安が高まり、学級担任へ専門機関での相談を依頼してきた。ただし、このことがA男に知られることを親は心配しているとのこと。

2) 第2回（3月6日）母親来談。

A男についての受理面接。A男の小学校の時の問題行動及び中学生になって登校拒否を起こすまでの過程を訴えた。特に中学3年になってもこの状態が続くと進路についての心配が強く、登校することを条件にパソコンを買い与えたことを後悔していた。

A男がなぜパソコンに夢中になるのか、なぜ親に反抗するかについてA男の生育を中心に親子の関係をカウンセリングを通して見つめさせた。

3) 第3回（4月10日）

2年生の修了式の日も欠席。通知票は学級担任が届けてくれた。A男が予想していたより評定がよかつたせいか喜んでいた。

春休みは、A男の自由に生活を送らせた。パソコンをする時間は短くなり、朝も家族と一緒に起きるようになった。また親に対しても反抗がなくなり、明るく生き生きとした生活を送った。

中学3年生になり、春休みのA男の状態から登校を期待したが、始業式と入学式は出席したが6日以後はまた欠席を続けている。A男は、学級解体により学級担任が変わらなかったことは安心したが、数少ない友達が全部他のクラスになったことで大きなショックを受け登校に対し不安になったと言っている。

4) 第4回（4月23日）母親来談。

4月の2週目頃から週に2～3日は登校するようになる。欠席する日は前夜家族とささいなことで言い争いをし、当日はそのことを原因として欠席することが常であった。

4月より週2回塾に通うようになり、他のクラスの友だちができパソコンをやりに行き来するようになる。

登校すると、級友には相変わらず無視され、いじめの対象になることは続いていた。

母親は4月より毎日出勤前にA男に対して置き手紙をするようにした。それはA男が母親に対して「お母さんが勤めなかったら、ぼくは登校拒否にならなかつた。」と言ったことがきっかけになったとのべている。A男は登校した時は書かないが、欠席した時には必ず返事の手紙が書いてあった。なにか手紙のやりとりによって母—子の心のつながりができるような気がすると母親はうれしそうに話した。しかし、A男のことについて夫婦げんかが続いていることも訴えた。

5) 第5回（5月23日）母親来談。

5月23日まで欠席が4日間に減った。A男が登校した日をカレンダーに○印、欠席した日を×印をつけていたが5月より×印はやめた。

A男に登校意欲がでてきていることは確かである。母親と一緒にその原因を考えてみた。
ア 登山の体験。5月1日に父親の会社の人達と秩父の山へ1泊2日で登山に行き2千メートル以上の山を征服できたこと。

イ その登山で父親と自炊し一緒の布団に寝たことにより、父子の絆が太くなつたこと。

ウ 5月より大学生の家庭教師を依頼したがその学生は学習だけでなく、A男の相談相手にもなつた。A男も信頼しており、彼の勇気づけにより登校せざるを得なくなつてきている。

その他A男の変化について母親が気のついた点をあげてみる。

- 校外テストを受け、受験したい高校名を母親に告げた。
 - 夜パソコンにのめりこむことがなくなった。
 - 母親自身、勤務中 A 男のことを忘れる日が多くなった。
 - 高校への内申書（欠席の多いこと）についての話がでると落ちこみ、次の日欠席することがある。
 - 修学旅行に行かないと言っている。（同じ班に A 男のことをいちばんいじめる生徒が入った。）いじめについても「自分に対して自信を持てるようになった」と言い、いじめる相手に対して「昨日、今日始まった登校拒否じゃない。あまくみるなよ」と反論するようになってきている。また「クラスの全部がおれをいじめるやつだと思ったら、おれの味方もいることを発見した」と喜んで母親に訴えた。その子は女子で A 男と同じようにいじめられっ子であったが、彼女に挨拶されたことがいかにうれしかったか想像できる。
- 6) 第6回（6月13日）母親来談。
 7) 第7回（6月20日）母親・A男来談。
 8) 第8回（6月27日）母親・A男来談。
 9) 第9回（7月11日）母親来談。

第5回までの面接により A 男の登校拒否も良い方向へ向かってきていると信じていたが修学旅行を契機にして、またもとに戻ってしまい、母親も不安になり、面接期間の短縮を要求したので1週間に1度面接するようにした。また A 男も学校を休んでいることに不安を感じ母親と一緒に来談した。

A 男は修学旅行には同じ班にいじめる生徒がいたので参加しないつもりでいたが、彼の立場を理解してくれた女生徒に対しての好意から参加する気になり準備をしていたが2日前になり彼女が A 男を無視しはじめたため、A 男は動搖し修学旅行当日バス停まで行ったが帰つて来てしまった。しかし夜になつたら、急に行くと言いだし、親が宿に電話して次の朝一人で出発した。帰宅後 A 男は家族には、1人で特急に乗ったこと、半日旅館の人の案内で2人で松本市内を見学したことのみしか話さなかった。しかし、カウンセラーに対して A 男が語ったことは、A 男は、「よく1人で来たなー」とみんなに喜んで迎えてもらいたい。みんなに打ちとけたい。みんなにみとめてもらいたい。と期待して行ったが結果は「一切無視」彼から話しかけると、「今ごろ来やがって、どのつらさげてきたんだ」「お前おくれてきたのに偉そうに言う資格あるかよ」と言われ彼の期待は微塵に碎かれた。

その後一学期末まで登校したのは、期末テスト、修業式を含めて4日間だけであった。A 男は、今まで登校しようと思えば、なんとかがまんはできたが今回は、自分でどうにもならないし、無理すると熱が出たり、ぜんそくの発作がでてしまうと訴えている。A 男にとって

いかに修学旅行の傷が強く心に残ったか想像できる。

- 10) 第10回（7月23日）A男来談。
- 11) 第11回（7月28日）母親来談。
- 12) 第12回（8月28日）母親来談。
- 13) 第13回（8月30日）学級担任来談。
- 14) 第14回（9月17日）母親来談。

夏休みに入ってA男と面接した時に明るい表情が印象的であった。夏休みをどのように過ごしたいかとの問いに、開口一番「自由な気分でだれの束縛も受けないで生きたい」と答えた。最近は朝6時に起きられるし、ラジオ体操をしている。また、水泳が好きなのでプールで体を鍛えたい。そして友達がほしいと答えた。

母親との面接では、A男は夏休みに入って生活のリズムができてきている。塾での夏期講習・プール通い、また公民館でのパソコン教室にも参加していると明るく話してくれた。

しかし8月28日の面接では、期待に反し暗い表情で来所した。8月になりプールで知り合った4人の友達と帰りに家に寄りゲーム等で遊び、夜12時近くになることが多かったので親が注意したらすごく反抗した。それ以後も場所を友だちの家に移動して、親に無断で宿泊したため、父親が叱ったらなぐりあいのけんかになり、家をとびだし、その日も友人宅へ泊った。その時父親のキャッシュカードから数万円が引きだされていた。母親が友人宅へ電話して家に帰るように連絡をするとともに学級担任にも連絡をとり、A男を友だちから離すように依頼した。

次の日担任から注意を受けたことに対して家に帰るなり、両親に包丁を振りかざした。そして泣きながら「これでもおれの気持ちをわかってくれないか、やっとみつけたおれの宝物を親は壊す気か」と言わされた時に恐怖よりも、いかにA男が友だちをほしがっていたのかがわかった。と母親は語った。

8月30日に学級担任と面接し、A男自身もう学校での生活に耐えられると思い、もし欠席したら、強い登校刺激を与えるよう依頼した。

9月2日の始業式に、A男が欠席したので学級担任は次の日から家に迎えに行き、一週間強引に登校させた。それ以後、A男は一人で登校するようになり、欠席はしていない。しかし、休み時間になると友だちのいる他のクラスに行き、自分のクラスでは相変わらず誰とも口をきかない状態が続いている。

9月17日に、母親が初めて涙を流しながら話した言葉は印象的である。

「お父さんと、A男のことについて一夜真剣に話し合いました。そしたら、お父さんが「あいつはお金をとって親の気持ちを確かめたかったんだな。A男は心が欲しかったんだなー」

と言ってくれました。やっと私と同じ考えになった気がします。

「A男のためなら全財産を投げうちたい。乞食になってしまってもよい、なにか暖かいものが心の中によみがえっているようです。」

「A男がこんなに学校へ行きたくなかったのは久しぶりと言いました。私の態度に子どもなりの暖か味を感じているなーと思います。」

「息子が登校拒否をおこしたおかげで、親らしい生き方がみつけられました。」

viii 考 察

登校拒否は、複雑な要因が絡み合って発生するものであり、一般化することはできないと思われる。しかし、基本的には、望ましくない養育態度と子どもの自我の未成熟によるものが多い。このケースでは、母親を中心とした相談活動であったが、両親（父親にやや不安が残る）がA男に対するこれまでの養育態度を深く反省してくれたこと、A男自身がカウンセリングにより、少しではあるが、自己を洞察し意欲を持ちだし始めたこと、また、学級担任が具体的に協力してくれたことなどがあげられよう。

また、A男や母親に対するこれまでの指導経過を振り返る時、これから指導上の留意点としては次のようなことが考えられる。

- 1) 現在A男にとっていちばん不安なのは進路のことである。学級担任との連絡を密にし挫折しないようフォローアップをする必要がある。
- 2) A男が登校拒否を繰り返したことは、両親が過度に支配的態度をとったり、逆に極端に溺愛的態度をとったことが原因である。望ましい親子関係を確立するよう助言する。
- 3) 相談においては、今まで通り受容的態度で接し、共感的理解を深めるようにする。
- 4) A男に対しては、いじめに屈せない耐性や根気を育て、未成熟な自我を変容し、強化するように努める。

(3) コメント

本ケースレポートの中でも指摘されているように、登校拒否は複雑な要因が絡み合って発生するものであり、一般化して考えることの極めて困難な問題である。しかしながら、登校拒否の事例に対応する場合には、少なくとも当該の事例に関しては、問題の発生要因の検討と、問題の発生からその維持・強化に至るまでのプロセスについて、客観的にしかも“因果的”に説明がなされなくてはならない。この「説明」は、当該児童生徒に関する正しい理解につながると同時に、後の段階で指導に携わる際の妥当な指導目標の設定、指導計画の立案、具体的な介入方法の決定に結びつくものである。言葉を換えるならば、具体的な指導計画や方法は、当該の児童生徒に関する正しい理解にもとづいて、いわば必然的に出されてくるという性質を備え

るべきものである。そのためにも、「説明」は誰にとっても納得のいくものでなくてはならないし、妥当ではない主観的な解釈はできる限り回避されなければならない。

一方、指導が進行中ないしは終了した場合には、指導の内容と問題の改善や解消との関係、あるいは指導効果の判定等について因果的に考察がなされなくてはならない。どの指導方法が問題の改善に何故、そしてどのように有効であったのか、あるいは効を発さなかったのかという点、すなわち指導の「効用と限界」は、常に明確にされなければならないものである。

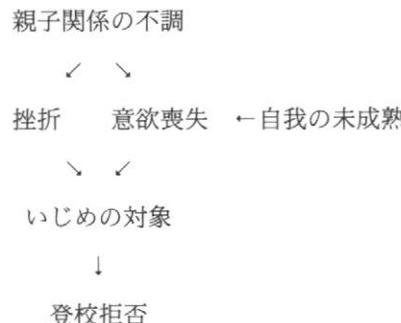
当該事例に対するこのような因果的で、いわば“仮説検証”的な取り組み方は、複雑な要因が絡み合って発生し、一般化して考えることができないと言われる登校拒否の問題を理解し、解決していくためには不可欠であると考えられる。

さて、以上のような観点から本ケースレポートに目を通してみると、次のような点を指摘することができる。

① 「理解のための参考資料」の項では、A男に関するさまざまな情報が詳しく報告されている。これらの情報は、A男が示した登校拒否の問題を理解するためには必要なものである。ところが、これらの情報は事実関係が大切なあって、そこに先見的な解釈は入れるべきものではない。たとえば、「A男の母親は、夫に対する不満をA男に対して盲目的な愛情を注ぐことにより解消しようとした。」という解釈が行われているが、それが妥当であるという保証はない。

② 「理解のための参考資料」の中に、カウンセリングを行っている最中のA男の様子が含まれているが、こうした“結果”はA男の問題を検討する際には除外して考えなくてはならない。理解のための情報はむしろ“因”に相当する部分で、“果”とは区別すべきである。

③ レポートの中では、A男の登校拒否の背景を、



という図式で捉えようとしている。

「挫折」、「意欲喪失」、「自我の未成熟」等の概念は、その用語を耳にするとなるほどおおよその内容は想像がつくものである。しかしこれはあくまでも想像であり、誰しもに共通したものではない。これらの用語は、わかりそうで実体のなかなか把握しにくいものである。むしろ、

もっと具体的に、A男の対人場面でのsocial skill, coping skillにどのような問題が認められていたのかを考えた方が、A男の問題をより具体的に理解できたのではないかと考えられる。A男に必要な態度や価値観、行動基準は何かといった具体性が必要なのではないだろうか。

④ 「自我の未成熟」等の抽象的な把握の仕方からは、具体的な指導方針は立てにくい。「共感的理解をもって面接をすすめる」ことは当然必要なことであるが、それは具体的にどのようにA男と接し、A男に指導助言を与えていくことになるのだろうか。

⑤ したがって、A男の問題の理解と具体的な相談面接の方針との間の必然性が不明瞭となる。

⑥ その結果、何回かの面接を通じてA男の問題に改善が見られた時、何故そうになったのかという“因果的な説明”が困難となる。

相談活動には基本的には積極的な働きかけが必要であろう。相談者は、問題を示す当該児童の変化の跡を追いかけるだけでは十分ではない。そのためにも相談活動を因果的にとらえ、理解していく視点を持つべきであろう。

(坂野雄二)

(4) コメント

本事例の報告を読み、私は学校の機能の無力さをつくづく感じました。特に中学校は、教科担任制をしくあまり、生徒の人間的な成長を促すための、強力な指導力を発揮できにくいうです。

確かに、A男の担任はA男の理解者であり、学級編成にあたっても学校として配慮がなされ好ましく思います。しかし、修学旅行の一日前の参加に対する「いじめっ子」の対応を考えると、本人もさることながら、周囲の無力さ傍観者の態度があったことは容易に想像できます。中学生だから、わがままはゆるされないという考えは、A男を攻撃する「錦の御旗」となったことでしょう。そして一切無視という手段は、少し幼稚な小学三年生の判断力のように感じました。

さて、本報告を読み強いて問題点としてあげるなら、カウンセラーとして、今後の相談面接の方針を立てる際の3点についてです。その中でもウの担任に対しての項は一考を要すると思いました。「A男が登校しやすい学級の雰囲気づくり」という意図はわかります。しかし、具体性に乏しく果たして担任に理解できるでしょうか。登校しやすいというよりも、A男が気をつかわずに安心していられる場所をつくることがまず必要だと思います。「雰囲気」という言葉は抽象的で、時にはA男を特別視する印象を与えかねません。

また、「いじめっ子」が攻撃したために、クラス全体がA男を拒否したように受けとられがちです。担任も、もしかしたら、そう思っているかも知れません。学級は不思議なもので、必ず

といつていいほど A 男を問題児のように見ていない生徒もいます。A 男の応援者を担任がどの位把握しているかが問題です。その子たちの影での配慮を促しながら、いじめっ子への指導を図るようにできると良いと思います。

そのためには、次の点をさらに具体化して実施するようにアドバイスしていくのも問題を改善する上で役立つと思います。

① 学級内の定期的な個人面接を全員に実施する。

月に一度位の面接で良いと思います。H・R の時間や放課後に実施し、学級内の対人関係や個々の学級生活に対する関心の対象や内容を捉えるようにします。

② 学級独自の文化活動を育てる。

中学校では難しいとは思うのですが、生徒は必ずしも授業だけを期待して学校へ来ているとは思えません。

A 君はパソコン以外に、自分の積極性を表現できる場がないようです。「フィールドワーク」「音楽」「模型製作」「ノート回覧」等生徒の役割がいくつもできるような活動が望ましいと思います。その時の A 男への役割の与え方に担任の配慮が必要です。難しいものは失敗感を強めるばかりです。

③ PTA のあり方の工夫

今親たちは、偏差値に恐怖心を強くもっています。PTA の話題も学力向上の話以外に父母で協力してできる活動の具体化を図るテーマを設定すると良いと思います。例えば、(地域の特色によります。) 園芸、学校の清掃、回覧板等、単に精神論をぶつだけでは一向に解決しません。父母と学校の意志の疎通を図った上で好ましい役割が生まれるものと考えます。

以上のことば「学校におけるカウンセラー」の役割とも言えることで、多分に的外れであると思っています。しかし、今、中学校の学級経営を再考する時であるとつくづく思います。したがってカウンセラーも学級経営へのアドバイスを具体化するようにしたいものです。

今の中学校では、生徒が教室に集まる必然性が非常にうすく、一様に自己の偏差値を上げることに关心がもたれ易いようです。

A 男の父親はハードな仕事人間で、しかも母親に任せっきりな養育態度であり悲しい現実であります。A 男の例は、夫婦の生き方が強く影響した例であると思います。夫婦の関係が好転し、A 男を理解しようとするきざしが見られるのは、好ましいことと強い印象を持ちました。

(西村正司)

2. 妊娠を契機に自棄的となった女子高校生

(1) 事例の特徴

この事例は、心身ともに健康であり、むしろ青春を謳歌していた女子高校生が、ただ1回の失敗のために妊娠をしてしまい、その発覚をきっかけに心理的混乱から自己破壊的（自棄的）に陥ってしまったケースである。

E子の男性に対する態度、行動の知識の不定や性に対する軽率さから妊娠にいたったわけであるが、E子の妊娠に対する学校の狼狽と動転がその後の適切な処置を欠くことになったケースとしてみることもできる。

(2) 事例

① 発端

高2のE子がこの1週間頻繁に保健室を訪れる。頭痛と体がだるいと訴え、早退1回、保健室のベットで休むこと2回（1回は授業を休み、1回は昼休みに横になっただけで教室にもどった）。その他2回養護教諭と10分程話しただけで気分がよくなったと言うこともあった。検温して平熱、本人の訴えの割に外見上の異常は認められなかった。頭痛に対し与薬し、ベットに休ませても、絶えず話しかけてくる。一度受診をすすめ、帰宅させた折、翌日「疲労で特に病気はない」と言われたと報告したが、後に実際は受診していないことが判明した。心身症で心の悩みが背景にあると養護教諭は判断し、カウンセリング的アプローチを試みたが、当初はこれに応じてこない。本人の前の発言と矛盾が出たり、生徒の方から急に話題を変えたりするので養教は「隠し事をしている」と推定した。情緒不安定で落ちつかず、時々思いつめたような表情をすることもあった。初回、来室から5日目、「少し気分が悪い」と訴えたので養教は「妊娠か？」と直感した。しかしこの日は問いただしても、頑強に否定した。「私がそんなことをする生徒に見えるの？ 先生はそう思っているの？」と言われそれ以上はきけなかった。その翌日放課後、他の生徒を帰した後、約1時間程、本人と話しあって、ようやく妊娠に至るまでの大略をきくことができた。

② 妊娠に至った経過

E子とSは1年前から部活を通して親しくなり日曜日には2人で東京や郊外に出かけることがあった。写真部の活動や他の趣味に共通するところがあり、2人の関係は最近急速に深まって行った。7月の始めSはE子に「夏休みに2人で万博に行こう」と誘った。E子は即座にOKしたが一泊してゆっくり見ようとSが言ったため両親の許可が得られるかと不安になった。「女の友達と一緒にに行くと言えばよいだろう」とSが言った。両親にはそう言ったので別に反対されなかった。当日が近づくにつれてE子は不安と期待が増したが、Sが「同じ旅館でも別々

の部屋をとるから」と言ったので問題ないと思った。当日は昼頃会場に着き、評判のよいパビリオンを3つ程見てまわっただけで夕方となった。土浦市内の旅館に泊り、部屋は別でも夕食はEの部屋で一緒にした。夕食後2人で寄りそって何時までもテレビを見ていた。10時すぎ、のどがかわいたと言つて、Sはジュースを買いに行ったが、缶ビールとつまみを買ってきました。旅先の開放感と飲まなければSにわるいと思ってE子はビールを2缶飲んでしまった。かなり酔いがまわって、ふと気がつくとSがだきしめてキスしようとしていた。キスはそのまま許したがSは性行為へとエスカレートして行った。途中で止めさせようとしたが手に力が入らず、すべてSのペースで進行したと言う。行為が終わってからE子は悲しくなり何かたいへんなことをしてしまったと感じたが、同級生でもう経験している者もあるからとも思った。

翌日も幾つかパビリオンを見たが気もそぞろで何を見たか覚えておらず1時頃会場を離れて早目に帰宅した。

それから次の生理がくる日まで心配であり、予定日にこなかったので不安は増して行った。しかし、今まで生理が遅れることもあったので、そうではないかとも自分に言いきかせて心を静めた。しかし上記の身体的不快症状が出現し、保健室を頻繁に訪れるようになった。

③ 本人の状況

E子は子どもの頃、風邪をひきやすかったが、中学に入ってからは健康となり、学校を今までには（ほとんど）休んでいなかった。身体の発達が良く、運動部には入っていないが体育の時間には活躍している。教科は理科、数学が得意で成績はクラスの上位にある。カメラが趣味で3台持っている。スナップの構図にやかましく、カメラのメカにも強い。風景、草花が好きで季節感あふれる作品を残している。大学進学志望で理科系を望んでいるがいまだどの大学を受験するかは決めていない。2歳年下の妹と時に奪い合いのけんかをするがすぐ仲なおりする。妹は姉の持ち物を何でも欲しがって困ると言う。

④ 家庭の状況

E子の父は42歳、公務員で家庭を大切にするタイプである。E子が小さい時は、家族で行楽に出ることが多かったが、最近は子どもの方で親との外出を好まず、日曜も家でゴロ寝をすることが多い。口数が少ない方で「今度試験があるのはいつだ?」とか「学校で何か変わったことはあるか?」と稀に話しかける程度である。母は一つ年上の43歳、家の中で夫をしのぐ発言権があり賢夫人である。子どもに勉強しろと口うるさく言うのは母親であるが親子の仲は良い方である。

⑤ S(相手)の状況

妊娠に関する相手のSは同じ高校の3年生。同じ写真が趣味で知り合った。学校の成績は中の上、私立大学の政経学部を志望している。1~2年は上位にあったが最近下り坂で大学入試

を前にしていろいろしている。3年生になっても写真部の部活にしばしば顔を出し、後輩の指導をしている。入試のプレッシャーから写真部に逃避しているように見受けられた。Sの父親は会社役員で経済的に恵まれている。母は典型的な教育ママで、しばしば学校に顔を出し、先生方とも親しくしている。

⑥ 指導の経過と結果

本人は養教に告白した時、他の教師や親には絶対言わないでくれ、と条件をつけた。しかし養教の立場で自分だけで対応できる問題ではないと判断し、翌日早速校長に報告した。そこでクラス担任も呼び出され協議した結果、親に秘密裏に連絡をとってその事実を伝え速かな対応をすすめること、他の生徒やマスコミに知られないように留意、緊急の職員会議開催等が決定された。本人に学校を休ませ母親が出頭するように伝えたが本人は休まなかった。担任の視線はホームルームでもその子の方に集中していた。放課後、本人を呼びとめ「最近顔色が悪いから、医者に診てもらった方がよい」とすすめた。本人は一瞬きつい顔をしたが「はい」と答えて帰って行った。母親は本人と入れ違いに家を出て来校した。母親は開口一番「相手は誰なんですか?」と質問した。学校側は校長、担任、養教が同席したがいまだそれをきき出していないと答えた。速かに産婦人科を受診させること、妊娠の対応は両親が本人とよく相談して決め学校に報告してくれるよう伝えた。

母親は勿論中絶させますよと言い、娘の将来のことがあるのでぐれぐれも内密にしてくれと学校に依頼して帰って行った。学校側から聞いたことは言わず母親が娘の体の異常に気がついたことにして本人からきき出すように指示したが、母親はすべてをありのままに本人に話してしまった。この時E子は興奮して泣きわめき「先生に裏切られた」と口走っていた。翌日、保健室に来て養教を強く非難した。これに対し養教は「先生も最初は秘密にしようと思ったけど、これはお父さんやお母さんにかくし通せる問題ではないでしょ。中絶するにはお金がいるし、後で何日か休むことは担任の先生にも了解しておいてもらわなければ……」と言ったところ本人は「まだ中絶すると決めたわけではないでしょう。産むかもしれないし、お母さんも先生も中絶、中絶って言うんだから」と反論した。養教は自分の発言が不適切であったと反省したが一度言ったことは取りかえしがつかない。その日に緊急の職員会議が召集された。校長、担任、養教で最初に協議した内容と大差なかったが、中絶した後学校側の対応については意見が分かれた。他校(私立校)に転校をすすめる年輩教師の意見と、妊娠は非行ではないから自主退学処分は適当でないとする若手教師の見解があったが最終的には校長一任となった。本人はその後家庭で全く無口となり食欲も減退した。母親は狼狽し、父親は「相手の男の名前を言え」と怒鳴り散らした。母親が気をとりもどして本人を説得し、妊娠しているかどうかをまず確かめなければと話して娘をつれて産婦人科を訪れた。尿検査の結果、妊娠反応陽性で診察した医師

は妊娠3か月に入っていると告げた。本人は絶対産むと反抗して親を困らせた。相手の名前を本人は口にしなかったが、Sの母親が夜E子の家を訪問して、息子の不始末を許してくれと平あやまり、何とか内緒にしてくれとも言った。翌日Sの父親が多額の金を持参して中絶の費用にしてくれと述べたがこれが又E子を怒らせた。「学校を退学してスーパーマーケットで働き、子どもを育てる」と言う。働いている時、子どもの世話はどうするのかと聞くと、「お母さんがみてくれなければ託児所にあずける」と言い、その金はとくと、働いてかせぐと甘いことを言う。育てるのは無理だとする親の説得が続き妊娠3か月の終わり、「そうは手術」可能なぎりぎりの線でE子は中絶した。中絶後E子は学校を休み、校長の指示で私立のM校に転校した。

⑦ 予 後

その後のE子は生活が乱れ週に2日位学校を休み、勉学に身が入らず大学入試を放棄した。両親は何とか立ち直らせようと努力したが親への反抗心、自暴自棄の態度が目立ち、親を嘆かせている。親は「娘は人が変わったようだ。相手のSがににくい」と言う。煙草を吸う、服装は派手になり、不良少女グループとつきあって盛り場をはいかいすることもある。

別の高校に転校したSの消息については詳しい情報が得られていないが最初に志望した大学は断念し、2流校を受験したがそれでも失敗し、浪人した。E子とはその後全く会っていないし、互いに電話をかけることもないようである。

⑧ 問題点

- 特に家族的欠陥や養育上の問題、周囲の悪い環境、勉学上の落ちこぼれ等の因子がなくとも、思春期の男女が性交をすることがある。その結果の妊娠事件が表面化すると、これに対する周囲の対応が不適切であったり、本人の社会的未熟性の故に不適応が増大し、時には問題行動にまで至る例がある。
- 本例の少女は学校で保健の授業に性周期や排卵期に関する知識を学んでいた。避妊に関し荻野式やコンドームのことを一通りは知っていた。しかし実際には望まない妊娠をしてしまったわけである。男性の性的欲求を抽象的には知っていても男女交際の行動の中でそれを実感できずそれを予知できない。相手が積極的性行動に出た時、相手を愛していると適切な性交回避行動や避妊ができない。未経験の情況で、精神的プレッシャーの強い状態では意志決定が困難であることを示している。そこまで至る前に相手から万博に行こうと誘われた段階から、本例は何回も意志決定、行動選択の機会があったが、幾つかの過ちを犯している。欧米ではDecision Treeをモデルにした行動選択のトレーニング、男女関係をテーマにしたケース・プレゼンテーションの学習が行われている。「こんな場合君ならどうする？ 何故それを選ぶ？」の発問、その後ストーリーを追って如何なる行動選択が如何なる結果を招くかを考えさせる、モデリング効果が利用されている。

- 保健室は学校に於ける生徒の「かけこみ寺」「安息所」的意味があり、他の教師に相談できないことも養教には訴えることが多い。心の悩みを頭痛等の身体的訴えとして養教に相談することができる。養教のカウンセラーとしての役割は重大であるが我が国の養教養成機関でこれに対する充分な教育が行われているか否か問題があると言われている。4年過程は全国の国立8大学、多くは2年制の短大卒、又は看護学校卒業者か1年の別科教育を受けた者である。保健学的、医学的学習の他に心理学やカウンセリング技術、性教育等を修得する上で問題が残されている。

学校カウンセリングの限界も指摘され、本人の秘密を他者にもらさないとの原則は守れない。校長には必ず報告し、場合によっては担任にも知らせる。本人によく納得させた上でないと、養教が自分を裏切ったと反発し、保健室のカウンセリング機能は失われることになる。

- 中高校生の妊娠に対する学校側の対応が極めて困難であり、妊娠は非行ではないとの見解が多くなっているが自主退学をすすめる学校が多い。妊娠中絶を教師や親がすすめると本人が反発して、産むと主張することがある。遊び型非行で不特定多数の異性と性関係をもつた妊娠例では気軽に中絶を希望するが、相手の男性に恋愛感情をもつ例では産む気持ちもある。教師が中絶をすすめると日常の「生命尊重の教育」と矛盾し、生徒にとって認知不協和を招く結果となる。

(3) コメント：高校生妊娠事例に思う

レポーターは、わが国性教育界の指導的役割を果たされている専門家であるので、特にコメントを付する余地はないが、当事例について、二、三の感想を述べることにする。

- ① 先ず第一は、妊娠に至る過程における性教育のあり方の問題である。

かつては、性を抑制する秩序が、宗教的規制や共同体的な習俗及びモラルにあったが、当今ではそれらは完全に無力化し、もっぱら個人の内面的モラルに依存せざる得ない状態である。従って、本来この問題は単純に解決を期待することが困難な問題である。

ただ、結論的にいえば、暇を要することだが、生を性の問題として把えるのではなく、性を生の問題として把える基本的指導が必要であろう。換言すれば、性の意義、役割及びその重要性を人生の性の問題として認識させ、かつ実践させる指導である。

そのための具体的な方法をあげれば、つぎのとおりである。

- i 学校においては組織的な性教育に加えて、特活、クラブ、サークル、ホーム・ルーム等のグループ参加の中で、性役割取得の機会を与えること。これは性の認知能力を高めるとともに、性役割取得能力の発達を行動的に意図するものである。

むろん、如上の指導は、人生のいきがい、人間社会における性の役割、愛の本質、さらに

は避妊の技術的教育、男女の性衝動の相違、異常状態における適切な判断と行動の選択の困難性、刹那的性欲の充足の後におとずれる人生の悲劇等、具体例に則してのきめ細かな指導に併行したことである。

当事例の学校での性教育の実態は不明であるが、必ずしも充分だったとはいえないのではないか。

ii つぎに家庭においては、子どもは両親を通して男女のあるべき姿を学習するのであるから、両親は居づまいを正して、モデルとしての役割を果たすようつとめることが望まれる。そして狭義の性教育に限っていえば、年頃の子どもを抱えた親は、人前でも恥しくない、性に関する用語を豊富に用意し、彼らと自由闊達な交流をもつことである。青年期を迎えた子どもとつき合うには、親はさばけていることが非常に大切なことを私は経験している。

この点、当事例での家庭は、親子間の疎通において欠けるものがあったように感じられる。

② 第二是、妊娠が確認されてからの本人の指導について、考慮の余地が多分に残されているのではないかという問題である。

当事例では、本人はその後立ち直っていない。両親は本人とふれ合うことができないでいる。また学校側は転校という処置だけで終わっている。他に手の打ちようも無いという判断なのかも知れないが、肝心な当人に対して十分な愛の手がさしのべられていない。

たしかに本人に短慮な行為があり、反省を求められるのは当然だが、だからといって、人生の最初の蹉跌で、これから長い人生をあたら台無しにさせてしまってよいものであろうか。本人の避けようもない自暴自棄の気持ちを理解し、新たな人生の出発に励ましを与えてやるような手段が講じられてしかるべきである。

米国では専門的講習を受けた牧師によるカウンセリングサービスがあり、妊娠した未婚女性で分娩を希望しない人たちに適切なアドバイスをし、安全で合法的な人工中絶を行う医療機関を紹介し、アフターケアにも力を貸している由である。

エール大学では産婦人科医、精神科医、ケースワーカー、牧師らが協力して人工中絶希望者のケアを担当し、物心両面の援助を行い、中絶例に起こり易い対人関係のトラブル、心理的悩みの相談に応じ、中絶後は避妊クリニックに紹介して、再度望まない妊娠をしないよう面倒を見る機関があるという。このような組織はデンマーク、オランダ、イタリアなどにもあるとのことであるが、わが国の対策は著しい立ち遅れがある。この面での制度化とカウンセラーの養成が早急に望まれる。

(四宮 晟)

(4) コメント：性教育の重要性の再認識と性教育のあり方

今日、身体発育の加速化傾向には著しいものがあり、高校生相当年齢ではすでに肉体的には

立派な大人であり、激しい性的欲求のあること自体が、正常な発育の指標になるとさえ考えられる。しかし、人間が種を保存するのに欠くことのできない働きである生殖行為がいたずらに興味本位にうけとめられたり、また避妊に対する知識・理解が不十分な状態での性行為が時には未婚の母を作ったりすることは、現代の日本の社会的風潮から由々しい問題としてうけとめられよう。その結果、妊娠の中絶という忌むべき行為による解決をせざるを得なくなる場合が多い。本件もそのような方向の1つの事例である、という理解をすることが許されよう。

一方、社会の繁栄は次代をなう世代を平和な生き方と生きがいのある生き方が主体的にできるように育成することにあるから、今後このような事態を招来することのない性教育のとらえ方、あり方を理論的、実践的に究明する必要がある。また、もし不幸にして未婚の母になるような事態が発生した場合にも、当事者達はもとより幼い生命の幸福のための社会的な受け入れ体制の確立が求められる。今後ますます欧米化の進展する日本の社会にあって、そのような教育の確立が強く望まれよう。

今日、性教育をすすめるにあたっては、性情報の氾濫が目にあまる現状をふまえて従来の性教育のとらえ方・あり方の脱皮が必要であるように思われる。いわゆる、生徒に性に関する情操の育成と性情報を選択できる能力、態度の育成が期待されよう。具体的には、人間の平和な生き方とのかかわりあいで生命の尊厳性をよく認識させること、また性的欲求の解消方法などを親や教師が真剣に考え、具体的な相談にのれるようにすることが大切であると考えられる。同時に性の衝動は理性だけでは抑えきれない強いものがあることから、そのような事態に追いこまれても、これに適切に対応できる能力、態度の育成も欠くことのできない側面であることから、避妊についての知識・理解も今後十分に指導することが強く望まれよう。

① 妊娠は非行か

正常な身体の発育をとげつつある男女が交際する過程で不幸にして性的な交渉にまで発展し、その結果妊娠をしてしまったという場合の生徒の処置にはいろいろのパターンがあるようみうけられる。しかし、その処置の背景で最も重要なことがらは生徒の妊娠を非行とみなすのか、それとも他の一般的な非行とは別の範ちゅうの行為として位置づけるかで大きく変わってこよう。

從来から多くの場合は、性的非行とみなされ、本事例にみると一度の失敗が二人の一生をだめにしてしまうような対処の仕方をされるにつけ、同年齢の子どもをもつ親としても一抹の不安を感じさせられてならない。今後の学校教育、家庭教育を考える上で真剣に検討されなければならない課題であると考えられる。

特に、人間形成は、いわゆるよい環境条件下でよりよい方法ですすめられる温室的方法と、何か臨界的な条件下に置かれたことをきっかけにしてすばらしい人柄を育成する方法とが考え

られるが、もし悪いことをしたということで後悔し、そのようなことはしないという感情が生まれれば、それは道徳的情操が芽生えたことになり、望ましいことになる。このことからしても、現在の生徒指導のあり方は大きく改善されなければならないと考えられる。

② 性教育と教師の指導能力

すもう界でよくいわれるよう、横綱になった者でなければその心境は理解できないと同じように、自己の生活体験のないことで相手の気持ちを理解するのは至難なわざである。

一般に、現在の教師の多くは、非行の経験も少なく、あっても非常に軽微なものしか体験していないという事実からしても、教科の学習指導は十分できても、生徒指導の実際には困難な面があると考えられる。このことは、現在学校における校内暴力、いじめなどの諸問題が学校レベルで十分解決できないことから、国家的レベルで問題にされなければならないという事実からも伺い知ることができよう。

性教育に関しても、生徒達の置かれている現状認識が十分なされないままにすすめられており、そこでの教育が危機的場面で十分機能しないことが多い。そして、妊娠という事態になつた場合には、その対応が当事者である生徒を今後いかに望ましい方向に導くかについて十分な配慮がなされない場合が多い。したがって、学校と家庭が一体となり、生徒を温かく見守り、しかもそのことがきっかけとなって、強くたくましく生きていくことのできる能力を身につける必要があると考えられる。

(広橋義敬)

3. 家出を続けるK子に対する指導の取り組み

(1) 事例の特徴

この事例は、中学二年の三学期ごろから、怠学、喫煙、シンナー吸引、万引、無断外泊をしていたK子が、親の知人にあづけられ、やがて知人に対する反発、親に対する不信感から、地域に住む有職少年ら非行グループ仲間の家を転々とし、家出を続けた女子中学三年K子の事例である。

本事例の特徴は、母親の死去、父親の子どもへの無関心、知人宅での生活、有職少年との結びつきと非常に複雑、多岐な事例である。学校としては、PTA、警察、地域の人々の協力をえて、いわば総力をあげて取り組んできたケースである。

中学の三学期の卒業を前にしてようやく、父親のもとにK子がもどり、問題は一応解消をみ、三月末、父親の考えから転居し、学校から離れて表面上は終結したような形になっているが、K子の衝動的で付和雷同する特徴、家庭の問題性、父親の養護能力の欠如などを考えると今後も心配の残るケースである。

(2) 事例

① 本人

K子 年齢（15歳）

② 問題の概要

2年生になってからいろいろ問題行動を示すようになったK子に対し、家に不在のことが多い父親が、自分でK子を指導することに不安を感じ、亡き母親の知人Y宅へ2年3学期になってからあづけた。3年1学期、Y宅から学校へ通っていたK子は、授業中抜け出しても、トイレやプールの陰等でのタバコ、シンナーの吸引などの行動が数回あったが、一応欠席することなく、学校へはきていた。

7月夏休みになって卒業生のT男が施設から出てきて、近くの会社に勤めるようになると、次第にK子とT男が結びつきYさんに何かと理由をつけて、会う機会が目立ってきた。

K子がT男と人目をしのんで会っているのが、K子がT男と会うたびにK子の友達のO子に服を借りていたことより、O子の母親からYさんの耳に入った。Yさんは、ウソをついてT男と会っていたことを非常に怒り、外出させないことにした。このことに反発して、夏休み中（8月中旬）、K子がグループの友人宅を転々ととまりあるいたことが、問題として表面に出たきっかけである。この時は、Yさんから学校への連絡はなく、本人から担任へ、T男がもう家にもどった方がよいといったので明日帰るという電話でわかった件である。

K子は友だちの家を転々としながらも、T男とは毎日電話をしていたことが、後日、本人の

話からわかった。

夏休み前の7月上旬に本人は、体育祭の副団長として立候補していたのでYさん宅へもどった。しかしYさんの注意に対して反発するばかりであり、Yさんも、もうこれ以上責任を持てないと、9月上旬K子の父親との相談で自宅へ返した。

その後K子宅へT男が毎日のように呼び出し電話をし、夜中オートバイで迎えにきたり、またK子もT男が会社から帰るのをまって待ち合わせの電話をするなど、T男との結びつきが目立ち、T男の家にとまりこんだり、T男の友人宅と一緒にとまりあるいたりし、時たま家に帰るという生活が続いた。

T男は卒業後、他市へ就職していたが、カクセイ剤で施設へ送られ、その後7月下旬地域へもどってきた。在学中から、シンナー吸引、タバコなどの問題のある少年だった。

K子はT男がシンナーを吸うと、なぐる、けるの乱暴をはたらき、K子が自分の家にもどると、家まで呼びだしにきたり、大声をあげてなぐりこんだりした。

T男の家庭は、父親は酒乱であるが性格的にはおとなしく、T男になぐられることもある。母親は非常に過保護で子どものいうことをすべて信用し、警察に対しても平気でウソをつく。地域からも相手にされていない家族である。

このT男とK子の関係について、T男の両親はK子が自分で好きできたのだから無理に自分の家にもどす必要はないという考え方である。

K子の父親は、K子の行動に対して「仕事があるから」とまったくタッチせず、かえってK子が帰ってくると妹まで悪くなるという考えで、K子の問題に対処しようとしている学校や関係機関には非協力的な態度であった。

かかる状況の中でK子はT男の家から、時たま学校にきたりするという状況を繰り返しており、依然として自宅にはもどらなかった。

③ 本人の状況

i K子の生育歴

K子は長女として出生。出生時3100g、K子が3歳の時、妹が出生、家族構成は、父、母、妹、本人の4人であった。

K子は小さい頃から、母親のたもとにつきっきりで、母親のしぐさ、動作をまねし、どこに行くにも、母親と一緒にあった。

母親が好きだったという理由で一時エレクトーン塾に通うほどであった。

近所では仲の良い母と子で評判であった。

小学校の頃のK子は、友達も少なく、内気で学校の放課後はすぐ家にもどり、そうじ、洗濯、料理、裁縫など、よく家の手伝いをした。性格的には責任感が強く、係仕事などは熱心

であり、約束したことはよく守るという生徒であった。体育は好きで陸上が得意であった。

中学校に入ってからは、ソフトボール部に入り、一年生ながら運動神経がよく、参加態度もよく、上級生からもかわいがられていた。

部活動のためエレクトーンの塾通いはやめたが、家では練習し、将来、音楽学校に通うことを希望していた。

成績は中ぐらいで、授業中の態度も熱心であった。おとなしく、休み時間等も机にすわっていることが多く、宿題もよくやり、友達からは、おとなしく、真面目な子で通っていた。

中学校1年の2学期、母親が病気で急死すると、部活動をやめ、朝早く起き、炊事、洗濯をやり、夕方は、早く家に帰り、炊事をするなど母親代わりに妹の面倒をよくみていた。

K子の本籍はN県にあり、現在地にはまったく親戚もない。ただ母親が生存の頃、何かと相談相手になってくれたYさんの一家だけが唯一の知人であった。

中学2年生になり、担任が女の先生にかわった。その頃から何かと担任の注意をひく行動が多くなり、同学年の問題傾向の女子グループと行動することが多くなり、2学期頃は授業の抜け出しが目立ってきた。しかし授業に参加している時はノートを取り、学習態度は静かで教師に対する反発もすくなかった。やがてグループの子がK子の自宅に集まり、タバコなどを吸うようになり始めた。

2年生2学期の中頃、3年生からK子のグループ全員が呼び出しをされた事件を境にグループの結びつきが強くなり、タバコ、シンナー、無断外泊へと発展し、2年生3学期の2月頃、父親は妹までまきこまれたくない理由からK子を知人Yさん宅へあずけ、学校に通わせた。

3年生になると、K子は1学期中は、多少の問題はあったが、Yさんが学校に朝、夕送り迎えをする中で、休むことなく、登校した。

問題が表面化してきたのは、かつての上級生T男が、施設から自宅へもどってきてからである。それは1学期末まで、本人が体育祭の応援副団長として立候補し、意欲に燃えていた立ち直りの時期であり、夏休み中もグループから離れさせるため、父親は、N県の親戚に遊びに行かせようとする矢先のことであった。

T男とK子の結びつきは、2年生の時、同じグループのB子からT男を紹介されたのがきっかけであり、2年生2学期の3年生から呼び出された時、K子はT男に助けの電話をし、その場を助けられたという結びつきが、両者をより深めたということである。

ii K子の問題歴

2年生5月

無断早退した2年生女子グループ6名で、近くの公会堂で一泊。近くの通路を歩いている

ところを通勤途中の本校職員に発見補導される。

6月

- ・ グループから抜けだしたいという C に対して暴力を加える。
- ・ H の紹介で有職少年の家、空家に四泊の無断外泊。警察に補導される。
- ・ デパート、洋品店数店で集団万引。

10月

上級生からのカンパ指示で、H やグループで同級生、下級生から数万円のカンパ。そのうち一部は自分たちで着服。

11月

近くの神社でシンナーを吸引し、通報により補導される。

1月

グループを抜け出したいと言った I に対し暴力、その後グループ 5 名で無断外泊。後日、補導。

このような問題に対しては、該当生徒の父母の会議、または、生徒、父母、学校、警察を含めた話し合いが進められ、対策が練られた。校内、外の総力をあげてのこの取り組みに対しては、K 子の父親は参加せず、父親の代わりに Y さんが来校するのが常であった。

また K 子自身に対して、個人ノートによる担任の指導や学年での K 子及びグループに対する取り組みがされてきたが、卒業生が在校生にカンパの指示を与えるなど非行が非行を通して結びつくという状況にあり、K 子個人に対する指導だけでは対応できぬところがあった。

3 年

8 月 T 男とつきあうようになってから、無断外泊が非常に多くなり、T 男の家や T 男の友達の家などを泊りあるく。3 月末まで時々学校にくるが 2、3 日続くと欠席する。この間、教師と約束した、シンナー、タバコはやめていた。

④ 家庭の状況

K 子の家庭は母親が死去した後は、父親と妹との 3 人家族である。自宅は建売住宅でローンが残っており、父親からは何かというと「仕事がありますので」という言葉が返ってくる。

父親の性格は、内気で人と話をするのを非常に嫌がり、隣組の会合にも一度も参加したことなく、一見無愛想である。また K 子が問題を起こし、学校からの連絡で来校を促しても、「何を言っても K 子はダメだから」「仕事があるから」と言って、学校にくることはなかった。

K 子の父親は、長距離運転手をしており、勤務時間も不規則で、北は青森から南は岡山の方まで仕事ででかけることもある。仕事から帰ると酒を飲みテレビを見て寝るのが日課である。

K子が2年の時、家出をしたがその時も父親は帰宅してもK子の家出に気がつかなかった程である。

K子に対して父親は「妹をいじめたり、悪い仲間をひきこんだり、タバコ、シンナー等で妹までおかしくなってしまう。妹を姉から離すため、K子をYさん宅にあずかってもらった。」と話している。しかしYさん宅にK子をあずけても、一度もYさん宅に顔を出すこともなく、K子が日曜日、炊事、洗濯に帰ってきた時、顔をあわすぐらいで、K子とは話もしない。

Y宅は子ども2人の4人家族で、主人は会社勤務で奥さんは一日家にいる。

K子の家との結びつきは、K子の家が転居してきた時、何かと知り合いのない中で相談相手になってくれた。Y夫人とK子の母親との関係はまったくの他人である。

Y夫人は非常に活発な人で地域の世話人とか、PTA活動など積極的に参加する人であるが、自分の考え方を一方的に話し、聞く耳をあまりもたぬ性格、行動の持ち主である。Y宅の御主人は、おとなしく口数はあまり多い方ではない。性格は非常に厳格な人で、K子に対しては、朝、夕学校へ送り迎えをし、友達からの電話はYさんが最初でて、相手によって電話口に出す。「Hを中心としたグループとは学校以外でつきあってはダメ、出かける時は必ず帰宅時間を守ること」などK子に対しては厳しく対応した。また自分の子と同じように扱うようにK子にも家事手伝いの仕事を与えていた。Yさんに対してはK子は一目おいており、Yさんの前では非常におとなしかった。反面YさんはK子の父親の育児能力のなさをK子の前で話すことがあり、K子の父親に対する不信とYさんに対する肉親批判への反発と複雑な状況の中でK子自身が「誰も信用できない」ともらしていた。

K子の妹はK子が3年生の時、1年生に在学中であったが、父親は、よく姉と比較し、妹については、非常にかわいがっている。

妹はバスケット部に入り、学習も中位で、問題はみられなかった。

K子がY宅へあずけられている時は、炊事は妹が朝早く起きてやり、部活動が終わると急いで家に帰り炊事をするという日課であった。

⑤ 学校の状況

K子をとりまくグループは、学力も低く、学級の中でもあまり相手にされぬ孤立した仲間の集団で家庭環境に問題のある集まりである。2年の時11名おり、グループ間の結びつきが非常に強く、授業のさぼりなども常に一緒であった。しかし、学校側のさまざまな取り組みの中で、K子が3年生の頃は学校自体が比較的落ちついた状態になっていた。

3年生という進路決定の学年になり、1学期後半になるとK子とH以外の生徒は、自己の進路実現のため、各担任の指導もあり、学校の中に入り問題行動はなくなってきた。

K子も一学期中は、授業のさぼりが目立ったが、朝や帰りの学活には必ず参加しており教師

と話をすることが好きで、「本当は進学したいが、勉強できないし、何もわからないから、就職したい。」などとよく話していた。

ただ「学級の中には友達がないから、つまらない。みんなまじめすぎる。Hと話をしていた方が楽しい。」と、よくもらしていた。

⑥ 地域社会の状況

K子が1年生の頃は、学校が荒廃していた時で、カンパ、リンチ、器物破損等、ありとあらゆることが、次から次へと行われていた。これらは地域の非行グループとの関係が強くそれらの指示によるものであった。「おれたちもやったんだからお前たちもやれ」という非行を通した結びつきが強かった。

しかし学校としては、事件をかくすことなく、青少年相談員、駐在、防犯課との連携協力の中で、地域非行の壊滅を進め、地域ぐるみの教育の正常化につとめてきた。

K子が泊まっていた家のT男も、この荒廃時の頃の問題行動グループの1人であり、K子が2年の時、3年生のリンチから守ってくれたのがT男であったという結びつきである。

最近では、地域の非行グループによる学校に対する悪影響はなくなったものの、個人的なつながりのある生徒が皆無とはいきれないかもしれない。

⑦ 指導方針

指導の方針については

- i 家庭環境の改善
- ii 本人の問題行動
- iii 有職少年T男との関係
- iv 本人に対する教育相談
- v 学校の受け入れ体制

の5点から対応を考えていった。

1) 家庭環境—父親の考え方の改善

父親が自分の子どもに対してまったく自分の都合だけを考えてY宅へあずけるのは常識では考えられないことであり、父親が自分の子どもに対して、親としての義務にめざめ、K子が一日も早く家にもどれるよう、努力することが大切である。そのためまず父親自身がK子に対して真剣に考えるよう、また親の義務を考えさせるような父親への指導が必要である。

2) 本人の問題行動から

K子が家によりつかず、家出することについては、どんな理由があるにしろ、問題である。また他の生徒に与える影響も多大であり、いかなる方法を用いても、一日も早く家にもどるよう取り組まなければならない。

3) 有職少年 T 男との関係

相手が卒業生であり、学校教育の領域外であるので T 男を学校が指導するというのは非常に困難である。しかし K 子の非行防止、転落への予防を考え、さらに心身の安全を確保することがまず第一である。そこで防犯課等、関係諸機関の協力を得、問題の解決に取り組む。

4) K 子への教育相談として

K 子にも悩みや心の葛藤がいろいろあるに違いない。それを聞いて相談にのってやる必要があると思われる。そこでまず、K 子の悩みや考えを聞くことが大切である。その傷口をどのようにしてすこしづつほぐしてやるか、K 子に対する教師の心の窓口を開いてやるようにしたい。卒業学年であるので、将来の夢や中学校卒業のことなどを話題の中心におきながら、すこしでも自分の現在の姿をみつめさせ、反省させるようにしていきたい。

5) 学校の受け入れ体制として

K 子の状況について学校の職員全体に理解してもらい、できるだけ K 子についての多くの情報を集め、それに対する取り組みについて全教師に理解してもらうことに努める。K 子が学校に登校したならば、必ず一声かけ相談室等で K 子の話し相手になってやる。そして常に、特異な姿勢で対応することのないようにする。またどんな小さなことでも学担と連絡をとりあう。

⑧ 指導経過および結果

1 学期

この時期は K 子が Y さん宅から通学していた夏休み前の期間で、K 子を何とか立ち直らせようと努力をした時期である。

K 子は Y さん宅から通学しており、学校を欠席することも遅刻することもなかった。授業中のふらつきがあったものの、K 子は、朝は Y 夫人が車で学校まで送り、下校は Y 夫人に電話をし迎えにきてもらっていた。また休みの日などは Y 家族と一緒に出歩き、1 人で外出する際は何時まで帰ると電話で連絡をするように約束していた。このように生活帯が制約されているなかで、それほど表面的な問題はなかった。

Y さんとは、K 子の学校の様子、一日の日程など学級担任が毎日朝と夕方電話連絡をとりあり、K 子自身にも一日の生活日記を書かせノートを通して連絡をとりあうなかで、K 子自身、自分の行動について慎重な時期であったといえる。この時期、K 子に対する指導は、主として、進路についての指導が主であり、K 子も、「3 年生になったのだから真面目になる」「将来パン屋に就職したい」など自分自身の進む方向を自覚しそのための努力がみられた。

しかしぬくろに Y さんに対する反発が多くなり、「他人のくせに何かとうるさい」「自分の家から通学したい」「Y さんの家にいるのが苦しい」などといった話題が多くなり、Y さんに対して

も、家に帰ると心を閉ざし、ほとんど自分の部屋でカセットを聴いてすごすことが多くなった。「先生真面目にやるから家に帰すようにいって」「家に帰れるならどんなことでもガマンするから」自分ではYさんに言えないで、しきりに相談にくることが多くなった。

家に帰れない理由は、Y夫人と約束した帰宅時間や服装、Yさん宅での手伝い仕事など守られておらず、自分で何とかよくしようとする自分自身の努力がみられない。Yさんに対して何も自分の考えを話してくれないなど生活態度に問題があるということであった。

Yさんとの相談の中で、父親がまったく子どもの指導について無関心であるのですぐにというわけにもいかないが、本人の生活の様子を見て、父親と相談しようと話し合った。

K子に対しては、「苦しいだろうが、自分の生活態度を良くすることが大切であり、現在の授業態度では不安が残る。自分自身の生活態度を良くしていこう。」と努力をしていくことが大切であることを話す。「3年生で進路決定もあるので、一日も早く家に帰れるよう頑張っていこう。Yさんや父親にもK子の気持ちを伝えておく。」という話をした。

K子も自分の家に帰りたいため、これまでの生活態度も更によくなり、体育祭の応援団の副団長として自ら立候補、また800mの持久走の選手として、毎日家の近くを走る練習をするようになった。夏休み前日も「体育祭でがんばるからね。」と言って明るい表情で話しかけてきた。

夏休み

この時期は、T男の出現によってK子が3年生になって初めて家出をした時期であり、K子の行動が大きく変わった。

H子からの電話でT男が帰ってきてK子と会いたいという連絡をうけ8月中旬、家の掃除に行くという理由で、T男と数回会っていた。T男に会うのに同じ服ではだめなので、友達の服をかりて着ていく。T男と会ってバイクにのったり、手をつないだり、タバコをすったりしていることがYさんの知るところとなりひどく怒られたのに反発し、H子とT男の家に無断外泊をした。

5日後、自分で自宅へ帰ってきた。「Yさん宅に帰りたくない」「約束を破ったので頭を刈られる」「自分の家ならきちんとやる」「他人の家に居るのはいやだ」K子が初めて、父親、Yさんを前にして自分の考えをのべた。

父親は、「バカヤロー、どうしようもない」と言うだけであり、Yさんと相談の結果、K子と話しあってYさんの何をいっても私を信用しないで疑ってばかりいるという点は直すから、K子も約束を守って欲しいということで、再びK子をYさん宅に帰すこととした。

また父親に対しては、怒るだけでなく、K子の考えを聞いてやることが大切である。もうすこし愛情をもって欲しいと話す。しかし父親は、「何をいってもダメだ」の一点張りであった。しかしK子がYさん宅へもどったあと、これ以上他人に迷惑はかけられないともらしていた。

この事件のあと、2学期の始業式の日までK子はノート3冊を仕上げる努力をした。

2学期

体育祭まで熱心にやっていたK子が、体育祭の直後T男がかぜでねこんでいるという連絡をH子からうけ、9月16日から9月25日まで、T男の家に泊まったり、T男と一緒に行動し、ほとんど家によりつかない時期であり時々学校にくるK子とパイプをつなぐのが、重要であった時期である。

家出をする回数が多くなり、しだいにYさんもK子の扱いに悩みかけてきた。K子の父親に対して「もうすこし関心をもたねばK子は立ち直りができない。父親がしっかりすることが、今いちばん大切である。教育相談所にK子と一緒に行くこと」をすすめる。

9月下旬、Yさんは、K子との話し合いの中でK子については、私の力ではどうにもならない。「K子が自分の家ならきちんと約束を守る」と言っているのでそれに期待するしかないということなので、K子は9月下旬、自分の家に帰る。

K子は一週間近く、朝五時半に起き、炊事洗濯をし、学校での生活態度も一変したが、10月初め、T男からの電話呼び出しがあり、家の人が寝しづまるのを見て真夜中近くT男にバイクで迎えに来てもらい、再び無断外泊をする。まったく家によりつかずT男と行動する。父親はK子が家出してもまた「何をいってもダメ」の一点張りである。

K子が学校に登校した時は、表情は明るく「何でもいいから聞いて、話すから。」など家出をしている生徒には見えなかった。「T男が好きなの?」「好きでない」「なぜそれなら家にもどらないのか」「家はつまらない。お父さんは顔をみると文句ばっかり」「T男の家の人はやさしいし、何でも相談にのってくれる」という。この時期はK子がまったく家によりつかなかつたが、学校としては、学校に登校させることがまず第一目標と考えていた。K子が登校した時は、中学校卒業後のあり方や、学校の行事などについて話した。

3学期

この時期はK子の父親がやっと事の重大さに目覚め、K子が自分の父親に信頼を持つようになった時期である。

K子に物を買ってあげるなど、T男はK子を自分の恋人のようにふるまい将来、結婚しようと考えていた。しかしT男がシンナーを吸引すると、K子に暴力をふるい、しだいにK子もT男にイヤ気がさしてきた。

この頃T男は会社をやめ、男の友達の家をK子と泊まりあるき、K子が帰るというとT男がなぐる、ける、の乱暴をはたらき、K子がT男と行方不明になることが多くなった。

K子が「もうこれ以上T男といふと、何されるかわからない。もうすぐ卒業だし、自分の家に帰りたい」と援助を求めてくるようになった。しかしK子が家にもどるとT男から電話があ

り、またK子がT男と家出するという繰り返しを行う。

父親がその気にならなければK子の生命さえどうなるかわからない。3学期に入ると毎日、父親に対して「今ここでK子を救わなければ、一生大変なことである。子どもの一生の問題である」ことを何回となく父親に説得し、父親が何らかの対処をすることをせまった。父親が仕事を休んで子どものためにつくすということはこれまでなかったが「学校がそこまでK子のことを心配してくれるなら、会社をくびになってもよいから、T男の家に行って、T男、T男の家の人に話をつけてくる」と父親が自分の子どもを救うため立ち上がった。もちろんそれ以前にK子がT男に乱暴されている。家に戻りたいけれども、戻れない。助けて欲しいという本人からの訴えが、担任にあったので、K子の生命を守ることが第一であるという学校の判断から、防犯課はT男を呼び出し、K子に対する暴力の事実が今後あれば、T男に対し厳しい処分をとることをいいわたした。裁判所からもK子の父に対し、子どもの保護について責任をもつてもらうように指導してもらう。警察・裁判所が一斉に動きだし、PTA、地域の人達の対応はすでに取り組まれていた。

しかし、K子の父親が我が身をすべて、子どものために立ち上がり、眞の愛情をもって、K子に行動でもって示さなければ、今後一生親子のつながりは不可能である。これは単に家出だけの解決の問題でなく、親子の人生の勝負でもあると考えた。

T男の家に父親がK子を連れ戻しに行った。父親とT男の間にK子をめぐり、乱暴なことばが交わされたが、「K子は、俺の娘だ。お前のような不良とつきあわせない。」「今後K子にちょっかいを出したら殴る。」など、はじめて父親としてT男に対決した。父親はT男より背も高く、腕力もあるので、T男もことばに驚き、何の抵抗もしなかった。

K子は、初めて、自分のために本氣でT男と対決してくれた、父親の姿を見て、「初めて、本当に自分のことを心配してくれてるんだとわかった」と後で述べている。

父親の立ち上がりで、K子は、家に戻り、父親に対しての不信感が消え、以後、3月の卒業式まで、自分の家から通学した。

卒業式の日まで、K子は校長先生をはじめ、多くの職員から、残り少ない日を頑張り有意義にすごすよう励まされ、活気に満ちた生活をすごした。

服装、ことばづかいなどは前とかわってはいないが、顔つきが明るくなり、笑顔がみられ、学級の中でも、きちんと席にすわって話を聞くようになった。

そのK子が、「卒業式に、へんな服装をしていたのでは、お父さんに恥をかかせる」と、前日スカートを短くしたり、名札をつけるなどの努力をみせた。父親のことなどこれまで一度も考えなかつたK子が中学校最後にみせた、姿であった。当日、K子は校長先生との固い握手の中で卒業証書を受けとった。

その後、K子の父親は、決してT男とのつき合いが完全に切れたとは言えぬ。とにかく、T男と係わりをもつことが今後ないようにするために、急にS町に引っこんでいった。

父親にすれば、住みなれた住宅を去るのは決断を必要としたであろうが、自分の会社の近くに住宅を借り、できるだけ子どもと一緒に居る時間を多くしようとする考え方からでもあった。

K子は現在、食堂に勤めている。

(3) コメント

本事例は、学校はもとより「PTA、警察、地域の人々の協力をえて、いわば総力をあげて」とりくまれ、幸いにもその甲斐あって「問題は一応解消」を見たケースである。まず何よりも、報告者をはじめ本ケースにかかわった多くの方々の労をねぎらいたい。

本事例を検討するにあたっては3つの観点が想定できる。①地域コンサルテーションの観点、②K子の成長に焦点をしぼった観点、③母親の急死という危機を乗りこえた一家族の成長に焦点を合わせた観点——の3つである。本事例では①の観点は欠かせぬものであるが、私の専門領域と力量から②と③にしばらせていただくこととする。

本事例をまさに問題事例として成立させている契機は何よりもまず母親の急死という事態であろう。家族の一員の死を迎えるとき、家族は意識するにせよしないにせよ一定の期間、喪の作業に取り組まざるをえない。母親の死がこの家族にもたらした変化を考えるにあたって、本事例を事例として成立させている第2の契機を急いで取り上げる必要が出てくる。すなわち、K子の成育史上の特徴である。

K子の成育史を追うとき、「小さい頃から母親のたもとにつきっきり」「どこに行くにも母親と一緒に」、小学校時代は「友達も少なく」「放課後はすぐ家にもどり」、そうじ、洗濯等「よく家〔母親〕の手伝いをした」という、母親とかなり強く密着したK子の姿が浮かび上がってくる。K子が2歳のとき妹が生まれている。2歳代はK子がちょうど最初の母子分離の課題に取り組んでいたはずの時期である（M・マーラーの「分離一個体化期」の時期）。母親とのやや強すぎるとも見える密着度は、K子が母親からの分離の課題を年齢相応にはこなし切れなかつたらしいことを示唆するし、これは同時にK子が思春期に入りあらためて母親との分離の課題に取り組む際、相当困難を感じるであろうことも示唆する。そして、妹の出生を機に、家族内に「母親—K子」連合、「父親—妹」連合がそれぞれでき上がっていたであろうことも推測させてくれる。もしそうだとすると、母親の死はその分K子にとってより大きな痛手となることであろう。

K子にしてみれば、母親の死のみならず、父親のもとから知人宅へ預けられるという二重のショックがある。中学生となり、親との距離を縮めたり離したりしつつ、親からの自立の課題

にそろそろ取り組もうとしたであろう矢先、K子は突然、いわば一方的に母親からも父親からも切り捨てられるという体験をしたわけである。

その後のK子は、「同学年の問題傾向の女子グループ」や、リンチ未遂事件の際自分を助けてくれたT男に近づいていく。要するに、K子は母親とのあいだにあったであろう、あるいは父親に対して求めていたであろう密着感、これを補償してくれる関係を求めて動いているかに見える。と同時に、K子には大人からの承認を求めている節もうかがわれる。授業の抜け出し等問題行動が目立ちはじめた2年生の2学期でも、「授業に参加している時はノートをとり、学習態度は静かで教師に対する反発も少なかった」し、預けられている時期、「Yさんが学校に朝夕送り迎えをするなかで、休むことなく登校」している。これは授業とか送り迎えといったなんらかの枠の中に身をおくとき、束縛と引きかえにK子が何か大人からの承認を得ることに満足を感じていたであろうことを示唆している。そのことに支えられてか、3年生の1学期末、体育祭の応援団副団長に立候補するという「意欲に燃えていた立ち直りの時期」が顔を出す。

しかしあいだかな、教師やYさんたちの承認ではK子には満たし切れないものがあったようである。T男とのつながりは、そうした立ち直りを突き崩してしまう。

が、報告者は、それまでいかに働きかけても「何を言ってもダメ」の一点張りだった父親を、「学校がそこまでK子のことを心配してくれるなら」と立ち上がらせる。「父親が我が身を捨てて子どものために立ち上がり、真の愛情をもってK子に行動でもって示さなければ、今後一生親子のつながりは不可能である。これは単に家出だけの解決の問題でなく、親子の人生の勝負でもある」。ここは圧巻であり、報告者の全エネルギーがこの一点に注がれてきたことが読む者の胸に痛いほど伝わってくる。報告者も父親と対決したであろうし、その力を借りてか、父親も、K子をはさんでT男と対決する。「K子は俺の娘だ」と、おそらくK子がいちばん求めていた言葉を父親が発する。たぶんこのとき、2年間にわたったこの一家の最初の喪の作業が終わった。「母親—K子」「父親—妹」の2つの連合で成り立っていたこの家族のシステムが、このときようやく「K子—父親—妹」の新しいシステムの組みかえを完了した。一家が急にS町に転居していったことのもう1つの意味は、喪の作業の1つの締めくくりということであったかもしれない。

(光元和恵)

(4) コメント

問題行動にはしる子どもは、どこか心に満たされぬものを持っている、と問題児の指導に経験を有するある実践家は語る。家出をはじめ、種々の問題行動を起こしたK子の場合も、この指摘があてはまりそうである。K子も、母親の死によって生じた一種の喪失感、容易に埋めることのできない「心の空間」を抱えていたことが十分に察せられる。K子のT男に対する一連

の行動も、そこに根ざす意識は、依存できる者を求め、「心の空間」を埋めようとするものであった、と解すべきであろう。

本事例は、そのような状態にあるK子に対する周囲の対応の記録としてとらえることができる。すなわち、問題行動を起こすK子をめぐって学校と地域とが連携して指導の体制を整え、対応したケースである。それぞれ苦労を重ねながらK子に対して様々な対応を試みたことが読みとれる。関係者の努力に敬意を表したい。

しかしながら、それら取り組みについて検討していくと対応が弱かったり、不足しているところも目につく。その点について、以下、二点にわたって指摘しておきたい。

まず、①K子の心の内にまで迫ることのできる大人の不在、という点をあげる。K子の心に生じた喪失感を解消するには、基本的には、彼女自身の努力にまたねばならない。だが、それにはやはり、K子自身の自立をめざす心を支え、援助する大人の存在が必要ではなかったか。

しかしながら、K子をとりまく周囲の大人のうち、彼女の本当に求める人がはたして存在していたか、疑問がないとは言えない。K子に対する指導体制については、「学校としては、PTA、警察、地域の人々の協力をえて、いわば総力をあげて取り組んだケース」という説明がなされているように、次第に範囲も広がり、連携も緊密になっていく。すなわち、K子の問題行動がより周囲の目を引くにつれて、彼女にかかる大人の数も増加している。だが、報告された記録を読むかぎり、K子をとりまく人々の動きの多くは、彼女の心の内に迫り、その心を見抜き、理解し、受容する、ということよりも、むしろ、顕在化する問題行動の表面的な動きに目を奪われ、対症療法的な対応に迫られることが少なくなかったようである。

冒頭にあげた実践家は、また、問題行動を起こす子どもの心の底を奥深くとらえることができたら、問題の箇所は解けたも同然であると指摘している。K子にとって、まさに必要な大人は、彼女の心の底を深く理解し、受け入れてくれる大人の存在ではなかったのだろうか。

だからと言って、K子に対する指導体制が不必要であったとか、意味がなかったと指摘するつもりはない。問題行動の対応に連携や協力が不可欠であることは言うまでもない。要は、多数の大人がK子にかかわりうる体制を作りあげながらも、彼女の理解者となるべき一人の大人の存在をこの記録から明確にとらえることができなかつたということである。組織づくりは十分なされているものの、指導において実質的に核となる人の存在が定かでなかつたのが一つ気になった点である。

次に、②学級担任の対応の弱さという点にも目を向けなければならない。これまで述べてきた点をふまえるならば、K子の内面に迫りうる大人の一人として学級担任は相当重要な役割を担っていたものと考えられる。しかしながら、2年、3年の学級担任がK子に対してとった対応は、記録を見る限り十分とは言えないであろう。もっとも、学級担任の対応については記録

も乏しく、また、断片的な記述のため十分に追うことができないのが残念である。

もちろん、学級担任も決して手をこまねいていたわけではないことは記録の端々から推測することができる。また、K子の問題行動が、学級担任個人の力で処理できる段階を越えていたことも理解できなくもない。しかしながら、その点は認めつつも、K子の心を理解するカウンセリングの技術を有していたかどうか、あるいは、K子を学級の仲間と結びつける学級経営の工夫は適切であったのか、このあたりの学級担任の対応の弱さが気にかかった。

以上、K子への対応において指導する側に認められた問題点について指摘した。学校と地域との連携や協力、指導体制の整備、などの必要性が説かれ、その実践的な試みがなされているなかで、問題行動にはしる子どもと、どのようにして接点を求めていくか、という点について示唆に富むケースである。

(天笠 茂)

5 地域社会での働きかけを中心とした事例

1. 依存対象を求めて売春に走ったI子

(1) 事例の特徴

小学校時代なれば母をなくし、子どもからの甘えや依存をいっさい受けつけない父親と、自分のことで精いっぱいの兄との冷えきった家庭生活の中で育ち、学校ではいじめられるだけの毎日を送ってきたI子という少女が、中学3年のなれば過ぎから、不登校、家出、繁華街での遊び、売春という道を歩んでいった。

愛情欲求不満に根ざした情緒不安定、対人場面での疎外感や被害感、依存対象を求めての逸脱への傾性、根強い対人不信感と殺伐たる生活感情、こうしたI子のゆがんだ心を、地域社会の1人の女性ボランティアが、暖かく粘り強い接触と援助によって、しだいになごませ、開かせ、活気づけていった。いまの段階では、まだ多分に危険性を残してはいるものの、幼くしてI子からもぎ取られてしまった母子関係を、I子が体験できたことは、この上ないしあわせではなかつたろうか。

(2) 事例

① 本人

I子、16歳の少女。本件非行時、家事手伝いだけで、仕事にはついていなかった。中学3年のときに初等少年院に送られ、そこで中学校卒業の免状をもらっている。

② 問題の概要

中学3年の2学期ごろから不登校。家出を繰り返し、雑誌などを見てあこがれていた新宿などの繁華街を転々とし、ゲームセンターなどで独り遊びをする。お金が足りなくなると、声をかけてくる男性にくつついていって、おごってもらったり遊ばせてもらう。そのうちに、ホテルなどへ誘われるようになり、売春にまで進む。「みんな優しくしてくれるし、だれかがそばにいてくれると淋しくないし安心できる」と、補導されてから述懐している。

家族への反発や不信感が強く、保護者の指導能力や意欲も乏しく、加えて、学校からの離反感情も強くて中学卒業はとても期待できず、また本人の側も、非行についての問題意識が全く薄く、再非行の危険性が高いということで、初等少年院に送致され、そこで中学卒業の資格を得る。在院中の家族との面会や通信などを通して、I子は父や兄に対していくらか柔らいだ感情を向けられるようになったが、父は、「帰ってきたら再び家出するのではないか」と不安がり、

兄も、I子の帰宅を歓迎しないようであった。

実際、少年院を出てからも、I子と家族との折り合いは良くならず、「家にひとりぼっちでいて淋しい」と、1か月後には再び家出をし、以前と同様の繁華街での遊びや売春を繰り返したあげくに、再度の補導となってしまった。

③ 本人の状況

I子が中学生のとき、初めての面接時の印象は、次のようなものであった。

服装はだらしなく、歯を磨かないためか虫歯だらけで、全体としてうす汚れた印象。年ごろの少女らしいかわいらしさは全く感じられず、きちんとした生活習慣ができていない様子であった。動作は鈍く、いつもおどおどしていて、人と目を合わせられず、話すこともはつきりしない。一見して低知能が疑われたが、知能検査（新田中B1式）ではIQ=106であり、性格面や情緒面の問題が大きいことが推測された。

I子の行動特徴や性格検査などからの所見をまとめてみると、次のようになる。

愛情欲求不満に根ざした感情統制の不良や視野の狭さが目立つ。無条件に受け入れられたという経験が乏しいため、何をする場合でも安心感や安定感がない。とくに対人場面ではそれが顕著である。無視されるのではないか、攻撃の対象にされるのではないかという不安に、いつも取りつかれている。そのため、他人にへつらったりこびを売ったり、いやなことでも引き受けてきげんをとったり、そうかと思えば、完全に人を避けて自分の殻に閉じこもってしまったりという態度をとる。ひがみや被害感が強く、猜疑心を抱きやすい。自分を肯定的に見てくれる人物に対しても、ちょっとした誤解から恨みを抱いたりして、悪循環的に対人関係を悪化させてしまうことが多い。

年長者とは、依存感情を満たせるので、比較的に安定した関係を持ちやすいが、次から次へと要求を出したり、際限なく甘えてしまったりして、相手に負担を感じさせてしまう。ちやほやされているうちはよいが、ひとたび責められたりすると、すぐにふてくされたり、やつあたりしたり、まるで幼児が駄々をこねるときのようなパニック状態に陥ってしまう。また、突然に抑うつ的になって、自分から孤立してしまうようなこともある。そんなところから、精神科的な問題があるのではないかと疑われたが、精神科医の診察の結果、精神病などの精神障害の存在は否定された。

④ 家庭の状況

父（60歳、中小企業経営者）、兄（私立大学1年生）の2人だけ。母は、I子が小学校4年生のときに、乳がんで死亡している。

父親は、いわゆる猛烈サラリーマンで、家庭においても厳しく、甘えを許さない。I子が小さいころから甘えようとすると、「世の中にはもっと不遇な子がいる」と突っぱねてきたという。

I子のことは、「甘やかせば増長するし、もっと自分勝手になる」とみている。自主独立ということを重んじ、子どもの依存をきらい、なんでも自分ひとりでやることを期待する。父にとって、I子は、なにもできない怠け者であり、いろいろさせられる存在でしかない。

兄は、自主独立ということを父に徹底的にたたきこまれているが、父に合わせることで精いっぱいであり、自分のことをする以外に余裕がない。父にとっては、この兄ですら、もの足りない存在である。

亡き母親は、まじめで潔癖、神経質で不安の強い人であったらしい。I子の養育に際しては、食物に含まれている成分まで気にするほどであったという。I子は、いつでも母にくつづいてどこへでも行くような、また母がいないと何もできないような「母さんっ子」であった。しかし、I子が幼稚園に入ったころから、母親は乳がんで入退院を繰り返すようになり、I子は、暗い雰囲気の家庭の中で不安な毎日を送るようになった。

⑤ 学校の状況

小学校時代、成績は普通であったが、おとなしくて泣き虫であり、ほかの子と遊ばない「いじめられっ子」であった。小学校4年のときに母親が死亡すると、この傾向はますます強くなり、加えて、だらしのなさが目立つ不良っぽい子になっていった。学校では、「汚い」、「バイキン」などとからかわれ、仲間はずれにされる。I子は、「いっしょうけんめいきれいにして行ったんだけど、それでも汚いといわれるから、そのうちもうどうでもよくなっちゃった」と述べている。

このころから、極端な引きこもりや登校拒否が始まる。I子は、自分の窮状を父親に訴えるのだが、相手にされず、父親は、「いじめられる側にも問題がある」といって、逆にI子の甘えやだらしなさを責めるのであった。

中学に入っても、いじめられることや引きこもりは続いた。I子は、毎日なんとか苦痛に耐えて、やっとの思いで登校していたが、3年になると、完全な登校拒否に陥ってしまう。しかも家庭では、学校に行かないことを父親に責められ、大学進学を目指す兄にはじやま者扱いされる。I子には、父にとっては兄だけが大事なんだと思え、家では身の置きどころがないような気持ちになる。そして2学期ごろから家出をするようになった。

⑥ 指導方針

再度の少年院収容という可能性もあったのだろうが、それでは社会経験があまりにも不足してしまうであろうし、また家族との溝がますます深くなってしまうことが懸念されたのである、なんとか社会内の処遇で家族関係の調整を図れないものかと、関係機関で検討がなされたとのこと。その際に、I子にとっては、愛情飢餓感を埋め合ってくれるような母親的な人物の指導を受けることが望ましいと考えられ、I子の自宅にわりあい近い所に住んでおられるボラ

ンティアの P 女史に指導をお願いすることになった。

P 女史は、50歳前半の敬けんなクリスチャンで、亡夫が残してくれた資産をもとにして地域のボランティア活動に尽くしており、子どもさんはみな、すでに独立している。これまでにも、数名の非行少女を引き取り、指導した経験を持っておられる。

⑦ 指導の経過と結果

第1期：指導開始からの2か月間。P 女史、I 子、I 子よりも先に預けられていた2歳年上の A 子の3人の生活の時期。

日課は、朝の礼拝に始まり、菜園の手入れ、清掃、食事の支度など、非常に家庭的で日常的なものである。これに、地域への奉仕活動（養護施設の子どもたちの世話など）や、自分自身をテーマにした作文を書く課題が加えられた。また、A 子の恋人や、OB の少女たちが訪ねてきたりして、かなり自由な雰囲気である。

しかしながら、I 子はこの生活になかなかなじめなかった。父親に会いたいと泣いたり（しかし、飛び出そうとはしなかった）、不安や甘えから腰痛など身体の不調を訴えることが多かつた。こんなときは、指圧の心得のある P 女史が何時間も揉んでやり、スキンシップを図っていた。A 子も非常に面倒見のいい子であり、何もできず、何もやろうとしない I 子を励まし、姉のようにリードしていった。このようなことから、I 子は少しずつ明るくなっていく。自信がなく、臆病で何もしない、何もできない、ただ世話をしてもらうだけの I 子から、失敗を気にせず、何かをやろうとする、意欲のある I 子に変わっていった。

また、慣れるにつれて、姉のようにリードしてくれる A 子にあこがれると同時に、「Aさんはきれいだけど、私は汚い」、「Aさんは何でもできるのに、私は何もできない」といった劣等感も持つようになっていった。このことに気づいた P 女史は、劣等感を克服させるには外見を変えることも必要と考え、I 子を歯医者に連れて行って徹底的な治療、矯正を行ったり、髪にパーマをかけさせたりしている。A 子も、おそろいの服を買ってきて2人で着たり、まさに姉妹であった。このころ、筆者が訪問したが、I 子が年ごろの少女らしいかわいらしさをそなえ、非常に明るくなっていたことに驚いたものである。同じ時期に父親も訪問しているが、娘の変化に驚きを示したものの、「(こんな年少の娘に) パーマなんかかけていいのですか」という感想も述べており、父娘の関係調整の難しさを感じさせた。しかし、I 子は、以前は伏し目がちだったのが、人の目を見て話せるようになってきたし、いやなことがあると押し黙ってしまうだけだったのが、言葉で反抗し自己主張できるようになるなど、確実に前進しているという確信を周囲に持たせてくれた。

第2期：2か月目からの1か月間

われわれは、I 子の表面的な変化に安心し、ゆだんしていたようである。

A子が巣立っていき、P女史とI子だけになると、もとの何もしないI子に戻ってしまった。朝は起きられない、食事の支度も手伝わない、まして課題作文は書けないという状況に陥ってしまった。しかし、P女史は叱責したりせず、起きてこないI子の枕もとに朝食を運んだり、病人を介護するようにして励まし続けている。それでも、I子は、何もしないで世話を受けるだけの「赤ちゃん」を続けた。そんなときに、P女史は流感で高熱を出して倒れてしまう。I子は、自分が寝ているわけにはいかなくなり、起きてはみたものの、看病もできない。むしろ、不安を強くして、自分自身がパニック状態に陥ってしまう。そして、夜になると、P女史の布団にもぐってきて、彼女の胸に触ったりしている。P女史は、いい年の女の子がそんなことをしてくるとは考えられず、驚いたようであるが、すぐに突き離すようなことはせずに甘えさせている。その後、P女史の回復とともに、I子も落ち着いてきた。

第1期では、I子は、A子にリードされ、背伸びをしていたようである。そのため、A子がいなくなると、頼っていたA子がいなくなつたという寂しさはあったものの、その反動でやる気をなくしてしまったといえる。それとともに、P女史と2人だけになったことで、彼女との間に擬似的な母子関係を構成し、再経験したものと考えられる。つまり、I子は、ここまで退行しなければ、自分を立て直すことができなかつたのだと思われる。

第3期：3か月目からの1か月間

このような経過を辿りながら、しばらくの間、P女史とI子とのべたべたした関係が続いた。しかし、I子は、自分がP女史にとっては他人であることを、自覚させられることになる。それは、休みを利用して、P女史の息子さんの家族が遊びに来たからである。I子もいっしょに、みんなで遊園地へ行ったり、いろんなところへ遊びに行ったのだが、I子は心から楽しめなかつた。家族の一員として扱うというP女史の意に反して、そう扱われれば扱われるほど、I子は自分ひとりだけが他人なのだという淋しさと疎外感を味わつたのである。

それと重なつて、P女史の娘さんの出産が間近となり、彼女はI子のことを心配しながらも、娘のところへ出かけることが多くなつた。I子は、また不安定となり、「死んでやる」とナイフを持ち出したりするようになった。しかし、こんなことをしながらも、I子は、「もともと他人の私をこんなに大事にしてくれているのに、私は恩を仇で返しているみたい」、「こんなことをしていたら、ほんとうにきらわれてしまう」、「いい子になろう」、「でも、やっぱり淋しい」、「私なんかどうなつてもいいんだ」などと、P女史に対して、感傷的な感情を抱くようになっていった。

そして、P女史が娘の出産のために出かけた日に、「先生」（当初からP女史を手伝っている人物）の目を盗んで家出してしまう。再び、新宿に舞い戻り、生活費のために売春をしてしまう。しかし、以前のようにするずるとは崩れてはいかなかつた。P女史に以前からいわれていた

「もし飛び出しても、2週間は待ってあげる」という言葉を覚えていて、まさに2週間目の夜中の24時、リミットぎりぎりのところで、自分から帰って来たのである。できれば、このままの状態でP女史との関係を修復していくのが望ましいのではないかと思われた。ところが、P女史が過労で倒れてしまい、それどころではなくなってしまった。そのため、P女史の休息期間を確保するために、I子はP女史のもとから離されることになった。

I子は、不安定になり、さ細なことで泣いたり、はしゃいだり、気分変化の激しさを示していた。しかし、時の経過とともに落ち着きを示し、内省的で安定した生活をするようになっていった。そして、以前は自分の不幸や不満ばかりに目を奪われ、被害感ばかりを強めていたのに、やがてほかの子どもの身の上話に耳を傾け同情を示すようになっていった。P女史が会いにくると、彼女の回復を喜び、また、自分がきらわれてしまっていないことをうれしがっていた。

I子は再びP女史のもとに帰されることになった。今までではP女史にあまりにも負担がかかることはなかったことに対する反省として、スーパーバイズ体制が強化されることになった。I子とP女史が密着し過ぎていたのではないか、「赤ちゃん返り」もしており、徐々に離れていくようにすべきではないか、自立の方策を探る必要があるのではないかということから、I子をP女史のもとから外に働きに行かせることになった。

現在、I子はP女史のもとで元気に生活している。今度はE子という同年齢の子がいっしょである。E子も、A子に似て大人びた世話好きの子であるが、同年齢ということもあり、I子から積極的に働きかけ、いっしょになって遊んでいる。P女史によれば「名コンビ」だそうである。I子は、いやがることもなく仕事に通い、給料をもらうのを楽しみにしているとのことである。

残念なのは、家族関係の調整がうまくいっていないことである。

今回の問題を起こした時点で、父は少年院に収容されることを望んでいたし、兄はI子への手紙に「もう妹とは思わない」と書いてきた。家族には、I子の悲しみや不幸がわかってもらえない。「かわいい娘」ではなく「悪いことをする子」であり、切り捨ての対象になってしまっているようである。果たしてI子が変わることで父や兄も変わってくれるのだろうか。

⑧ 考 察

I子は、母親から過保護に育てられたが、それを享受できたのは、3歳くらいまでである。しかも、母親は神経質であり、I子自身も過敏で不安を感じやすい子に育てられてしまった。従つて、母親が病に倒れてからI子が小学校3年になるまでの数年間、死にゆく母親をI子が見続けたことは、彼女のうちに耐え難い不安を増進させていったと思われる。まさに、母親は眼前から消えてゆくものであり、I子の内にあって安心感を与えてくれる存在ではなかった。

加えて、父親は、このような甘ったれで、不安の強いI子を、「ひとりでは何もできない

子」、「情けない子」と決めつけ、何かを厳しく強制するという接し方しかしなかった。I子は、安心感を得られる場所がずっと得られなかつたようである。彼女の内気で、引きこもりがちな態度は、学校においていじめの対象となるだけで、彼女の非社会的傾向をますます強めていった。そして中学3年になり、父や兄からじゃま者扱いされるに及んで、居場所が全くなくなり、家出にはしつた。彼女の壳春行為は、当初から金銭を目的としたものではない。男性がとても優しくしてくれることで、淋しさを紛らすことができるし、温かい食事や居場所を得るために、男に追従していったのである。彼女が特に望んだわけでもないのに、男たちが金を置いていったのであって、彼女は、ただ依存できる対象を求めていただけなのであろう。

さて、P女史とI子との関係は何であったのだろうか。それは、「赤ちゃん返り」をしていたことからもわかるように、母子関係を体験し直そうとしたものと考えられる。そして、彼女の母親を独占しようとした気持ちが、P女史への嫉妬として表れている。しかし、それでもI子のP女史に対する親和感情は失われておらず、むしろ、見捨てないで欲しいという気持ちが強かつたと思われる。I子はP女史の中に母親を見ることで安心感を得たのであろう。しかし、この母親像も内面化されておらず、目に見える現実存在としてある時だけしか安心感や安全感は得られない。P女史のもとで、I子は徐々に安定していったようにみえるが、自立していく道のりは、まだまだ遠そうである。

最後に

ふつうのカウンセラーのように、場所や時間の枠に守られることなく、孤軍奮闘、それこそ寝食を共にするなかでI子を育て直してくれているP女史に、深く感謝するとともにその労をねぎらいたいと思う。

なお、この事例報告は、筆者が関係者から取材し、その記録をもとに再構成したものである。

(3) コメント

事例を読んでの感想はさまざまあるが、その中でとりわけ気になった点を2,3取りあげてみたい。

まず第1は、課題ともなっているI子の依存的な態度について考えてみたい。

マツコビイとマスターズは子どもの依存性について広範な文献を調べた上で、“子どもの依存性は、温かな態度とは反対の極である拒否と敵意に結びついている”と結論づけている。親に愛情深く接してもらえない子どもはパニックに陥り、ずっと前の小さい頃に受けた情愛的行動に退行して赤ん坊のように依存的な行動をする。こうした、子どもの依存性を急に治そうとして、冷たく距離をおいたやり方をすると、かえって依存的な行動を固着させ、それを継続させてしまうことになる、というわけである。

このマツコピイの理論に当てはまらないケースも勿論ないわけではない。家庭や肉親からの拒否が、かえって早期の自立に結びつく場合もあるので、どのケースにも上のような解釈を当てはめることはできないであろう。けれども I 子の場合は、マツコピイの理論にぴったり符合しているように思える。父親が I 子を早く自立した人間に仕立てようとして、冷たく突き放した態度をとることによって、I 子はかえってその逆の方向であるより依存的な態度へ傾いていっている。2人はこうした親子関係に陥っていて、こじれた関係がますます増幅していく。従って、この点に関しての指導が必要なのではないか。

また、依存性についての高橋（江口）恵子のすぐれた研究もある。高橋によれば、子どもは依存的な立場から脱却して自律への過程をたどるのではなく、むしろ自律へのメカニズムは少數への依存から多数への依存という変化の過程であると考えられる。依存への欲求は小さな子どもだけにあるのではなく、青年期にいたるまで続くもので、ただ向けられる対象の数の増加と範囲の拡大に変化があるにすぎないというのである。すなわち、依存欲求は発達とともにより多様な高次の構造化へと向かい、各発達段階にふさわしい変質をとげるものであるとされる。

こうした視点から I 子の成長過程をみると、I 子の依存欲求はもっぱら母親に向けられ、そこで充足されていて、それ以上に発展しないうちに、すなわち対象の増加も範囲の拡大もなされないうちに、唯一の依存対象である母親を失ってしまったといえるのではないか。こうした状態、すなわち幼ない者が突然依存対象や母親を失ったとき、どういう行動に陥るか。激しく代替を探し求めるのか、あるいは空虚な精神状態に陥ってしまうのか。（この点についてはハーローの赤毛ザルの研究やボルビーの母子関係の研究から示唆されるものが多いが、ここでは言及しない）

こうした研究から示唆をえて I 子の指導のあるべきポイントを考えると、父親に対する拒否—依存のメカニズムの洞察力とそれへの対応の指導を行わなければならないこと、次に P 女史を母親に代わる依存対象として位置づけるだけではなく、そこからの発展（対象の増加と拡大）の方向づけとその具体的な手立てを講じなければならない、と思われる所以である。すなわち、I 子の指導の方向性と具体的な手順をもう少し明確にして、関係者が相互に確認して指導する必要がある。

次に、家庭の崩壊という点を考えたい。I 子にとっては、母親が亡くなった前後からすでに家庭は崩壊してしまっていて、所属感のうすい魅力のないものとなってしまったのではないか。母親がいなくなってしまっても、家族が温かく励まし合い、団結し、家事を分担しあい、父や兄が母親に代わる目をもって I 子を見ていれば全く別の事態になったであろう。しかし、今となっては過去をやり直すことはできないから、この崩壊してしまった家庭をこれからどう修繕するかという点で各人が具体的な方策を持たなければならぬ。

いったいこの家族はどういう家庭生活をおくっているのだろうか。誰がどういう役割をしているのか。誰がどういう家事を分担しているのか。I子の家庭生活がこの報告からは見えてこないので、勝手な憶測をしてはならないが、いわゆる家庭という at home な雰囲気は全くないのではないか。しかも、I子にはその代償となるものもない。私は家出を「フロム (from) の家出」と「ツー (to) の家出」に分けて考察しているが、I子の場合はもちろん from 型の家出である。したがって、崩壊した魅力のない家庭をそのままにしておいて、建造物としての住む家の存在でしかない場に引き戻そうとしても意味がないことを父も兄も理解して、そのための努力をしなければならない。そういう働きかけ、活動はどのように行われたのであろうか。I子を P女史に委託する一方で、父と兄に家庭修理の努力をさせなければならないのではないか。

I子のような家出・放浪は、多くそれを性の対象とする男に飲食や寝所を与えられ保護（？）される。男の側は性対象への投資であり、代価であるが、子どもの方はそれをやさしさ、親切と思って依存性が満足させられる。家出少女の売春はほとんどこうした関係なのである。匿名性の濃い現代社会でこういう機会は多く、それから少女を予防することはほとんど不可能である。

別の言い方をすれば、男の皮相的なやさしさに傾いてしまう程子どもは愛情に飢えているともいえる。子どもをそうした歪みから取り戻すには、やはり家庭の建て直しが基本的に必要であると思うのである。

P女史のようなボランティアが地域社会で活動されているのは、すぐれて尊いことであり、感謝にたえない。それにつけても、こうした人にただケースを委託するだけではなく、委託する関係機関において、ケースの特徴、指導の方向及び具体的な手立てを行うための援助を十分にすべきではないか。また、家族、P女史、I子を含めての今後の方向、家庭のあり方、P女史の家の委託の範囲、I子の目標、等々について、何度も話し合うべきではないか。

1. Maccoby, E., & Masters, J.:『Attachment and Dependency』in P. Mussen (Ed.),『CarMichael's Manual of Child Psychology (vol. 2)』 1970
2. 江口恵子：『依存性の研究』教心研, 1966, 14, 45~58
3. 高橋恵子：『女子青年における依存の発達』、『児童心理学の進歩』 1974, vol. 12, 255~275
4. Horlow, H. F.:『Love in infant monkeys』 Sci. America (太田次郎監訳：子ザルの愛情、日本経済新聞社, 1970)
5. Bowlby, J.:『Attachment and Loss』 1969, Hogarth Press (黒田実郎, 他訳：母子関係の理論, 1976, 岩崎学術出版社)
6. 宮本茂雄：『少年の家出に関する 2, 3 の問題点の考察』 警察学論集, 1964, 17, (2), 61~81.

(宮本茂雄)

(4) コメント：ケースの分析について

全体の説明は非常によく練りあげられており、I子の生い立ちや性格、家庭環境、何故非行に走ったかがよく分ります。これを読んで第一に考えることは、I子の背負った家庭的不幸の大きさで、母をはやく失い、三人家族となって、更に父・兄との折り合いの悪さが本人の性格形成に与えた影響は決定的な意味を持っており、その点で、P女史のもとにひきとられてからの生活はI子にとって大変幸運であったと言えます。勿論、いろいろの問題があるにしても、家に居たときとはちがい徐々によい面が出てきていることは明らかです。

それで今後のことを考える上でも、ここで検討しておくべきことがいくつかあると思います。

まず、事例分析の枠組に関してです。このケースで家庭環境の問題が大きい比重を持っていることは明瞭ですが、母の死後の残された3人の荒涼とした家族関係を考えると、これを何とかする手掛かりとしていわゆる核家族の範囲のみでなくもっと枠をひろげて父方母方の親族の範囲で本人の生活や性格形成に影響力を及ぼしてきたか、あるいは、及ぼし得るような人は存在しないのか。これはP女史の所から離れてくらすようになった時、考えてみるべき問題点であるように思います。たとえひき取るところまでいかずとも、本人を支えはげます後援者となるような親族が全く存在しないのかどうかです。

それから居住地域の性格にもよりますが、近隣の中にも、場合によってそうした好意的助言者、援助者がないとは言えないと思います。

それから本人のこれまでの生活のなかでの友達関係の分析も必要と思います。どんなにいじめられっ子でも友達が一人もいないということは考えられませんし、これから社会的に自立していく上でも友達というのは大事で、P女史のところでのA子、E子のような自分と年齢の近い女性との友人関係の確保が非常に大事と考えます。

さらに、本人の生活上での自立を考える場合、自立の基礎は職業です。現在本人は仕事に通い給料をもらうのを楽しみにしているそうですが、どんな仕事で、いくらの給料をもらっているのか、職場での周囲の仲間との人間関係はどうなっているか。そういう点ももう少しくわしく書いて欲しいと思います。以上大変勝手なことを書きましたが参考になれば幸いです。

最後に表現上の問題点をいくつか。

①4ページ 「いわゆる猛烈サラリーマン」は本人が経営者であることを考えると若干表現を変えるべきかと思います。

②12ページ 「I子の表面的な変化に安心し」。ここでの変化を単に表面的と書くのは人に誤解を与えることになりませんか。

③14ページ 「P女史とI子のべたべたした関係」。べたべたというのは大変気になる表現です。

(皆川勇一)

2. 地域に住む少年 A が在校生を非行にまきこんだ事例

(1) 事例の特徴

この事例は、1人の中学校の卒業生が、高校中退後、在校生に再三カンパの指示を出したり、シンナーの吸引をすすめたり、あるいはまた、暴力などの圧力を加えながら非行へまきこんでいき、多くの在校生を不安と恐怖に陥れた事例である。

本事例の特徴は、A(男)を中心とした、地域に住む非行グループが、在校生と非行を通して結びつき、大きな非行グループへと集団化していき、学校として、その対応に非常に悩まされたのである。

学校としては、Aを中心とした、地域の非行グループ解消のために、学校だけではなく、地域の関係諸機関及び、地域の人々の協力を得て、いわゆる地域ぐるみで対応した結果、ようやく解決にこぎつけたものである。

結果的には、Aが施設に入ることによって、地域に住む非行グループが解散させられ、生徒への働きかけがなくなり、生徒の生活が落ち着きをとりもどし、徐々に学校としても健全育成を進めることができなくなってきた。現在、学校は、非常に落ち着いて、本来の教育活動がなされている。この場合、少年 Aだけの責任に帰すべき問題ではなく、学校としても反省すべきことが多い。また、その力のいたらなさも痛感させられた出来事であった。Aという非行の中心が、地域から除去されたという外的条件によって、学校が正常な姿に立ち直ったことからも、今後に大きな示唆が与えられたのであった。

(2) 事例

① 本人

A(男) 年齢(17歳)

② 問題の概要

学校近くに居住している B 高校中退の無職少年 A 男は昼間からシンナー吸引、タバコ喫煙、改造バイクを乗りまわし、学校前を爆音をあげて走りまわっている。1日のうち何回もそうしてやってくる。実はこの爆音をふかすのは在校生に対する呼び出しのサインだったのである。

在校生の一部の者は、A男の家につれこまれ、シンナーや、タバコを吸わされたり、カンパの指示を受けたりしていた。特に在校生の K が A 男と結びつき、Kを中心とした校内の非行グループが出来上がり、その者達は他の生徒達に恐れられていた。

ほとんど毎日のように行われる A 男からのカンパ呼び出し、リンチ等で、これらの生徒の心は次第にむしばまれ、非行へと急傾斜していった。その数も次第に増え、それらの生徒は教師の指導や親の意見もきかない状況になってきた。生徒のこうした状態に学校としても困惑して

いた矢先の7月の上旬の土曜日、少年A男は彼の友達B男とともに校舎の中でシンナーを吸いつつやってきた。その服装や異様な光景は在校生に大きな驚きと恐怖を与えた。

それまでにも、このA男やB男を加えた非行グループ（10名程）が学校付近にたむろしたり、校内にバイクで乗りこんできたり、また、注意した教師に対して暴力をふるおうとしたりしたことも再三あったのである。

これらA男を中心としたグループは、在校生の非行グループに指示をして、カンパを強要していた。これまでにわかった数だけでも、4月以来10数回にもわたり、その金額も5万以上になっている。このカンパを断ったり、一定の額があつまらないと、Kをはじめとした校内非行グループの者に対して、リンチを加えていた。未然に防げた件数も何回かあるが、この様な状況の中で、A少年の影響を受けた生徒達は、次第にグループ化し、A男を頂点とした組織化が進み、日常の教育活動も支障をきたす状況にあった。

③ 本人の状況

i A男について

A少年は、中学3年になる時に某中学校から当中学校に転校してきた生徒である。在学中の成績、行動評定、所見などによれば、成績は中の下、行動の評価はみなBランクで「根気強さ」だけCである。所見によると、1・2年は「自分の感情のまま行動てしまい、乱暴な行動がみられる」とあるが、3年のところでは「協力的になり、集団からはみ出さなくなった」となっており、3年生当時は若干おとなしくしていたようである。これは進学のため、本人も自覚していたことも考えられるが、あまり悪い評価を学校でも書けなかったのではないかと思われる。

いずれにしても、当中学の3年生の時は、それ程問題のある生徒ではなく、さしたる問題はなかったといってよいのである。ところが、私立S高校に進学して間もなく、中学校当時の仲間の無職少年Bとつきあうようになり、シンナーやタバコを吸ったりバイクを乗り回すようになり高校1年2学期に中退している。その後、就職していたが長づきせず、家にもどってきてからは、ぶらぶらしていた。体は比較的細身であるが腕力が強いことから、Bをはじめとした非行グループのリーダー格となっていた。またA少年の家は両親とも昼間働きに出ており、非行グループのたまり場と化しており、昼間からA少年の家の中に、これら非行グループがたむろしていた。A少年の仲間Bは、在校当時から、ある意味で仲間に影響力をもっており、在校生に対しては顔がきく存在であった。A及びBの非行グループが在校生にかかり合いをもつようになったきっかけは、A少年の友達Bが交通事故をおこし、その車代をあつめるため、在校生に対して、カンパを要求してきたことからである。

ii A男の問題性

Aは中学3年の時転校してきたが、当時は仲間もすくなく、それ程目立つ生徒ではなかった。しかし高校中退後、Bとつきあうなかで次第に行動に変化がおこり、シンナーの吸引、喫煙、改造バイクの運転など行動が非行へとエスカレートしてきた。

また、家の中でシンナーを吸って、親に乱暴をはたらいたり、在校生を呼び出しては、無理にシンナー・タバコを吸わせたりした。

両親もA男に対しては手をやいており家庭では、A男に対して何ら対処することができなかつた状態である。

A男はカンパを指示した場合、その金額が予定のようにあつまらなかつたりすると、リンクを加えるなど非常に狂暴化するので、在校生からは非常に恐れられていた。A男から在校生に対する呼び出しが多くなる、と同時に暴力、カンパの指示が多くなり、校内の器物破損まで指示するようになった。

④ 家庭の状況

A少年の家庭は、会社勤めをしている両親と中学1年生の弟の4人家族である。以前は本地域に住んでいたのであるが、父親の勤務の関係から、いったんA市に移り住んでいたのを、学校前の建て売り住宅を購入することによって再びこの地域に転居してきたものである。Aの家は住宅のローン返済もあるので、昼間は両親とも働きに出ており、夕方になるまでは家にいるのは少年ひとりだけである。

父親、母親とも、おとなしい性格で、学校に対しては好意的である。ただローンの返済があるために働くことに熱中しており、自分の子どもに対してはやや放任的なところがあり、あまり家での会話も多くなく、アット・ホームな家庭ではない。また、生活程度は、それ程苦しいという程ではない。A少年の弟は、部活動好きの少年で、目立って問題をおこすことはなかつた。兄弟の仲もよく、転校してきた当時は、よく二人で路上でキャッチボールをしていた程で、きわめて平凡なよくある共働きの家庭であるといえる。

⑤ 学校の状況

当時の学校の雰囲気は異様であり、しかも緊張状態にあった。一部生徒の服装も言動も崩れた感じで、シンナーの吸引、喫煙、オートバイの無免許運転、カンパ、暴力行為などが頻繁におこり、警察に補導される生徒も増加していた。教師や保護者による注意や指導も効果がみえず、日常の教育活動にも支障をきたす状態であった。

毎日のように学校の器物破損が報告され、便所の水槽がタバコの吸いがらでつまることも再三であった。学校の取り組みが効を奏するどころか、むしろ逆に問題が累積していくような感じであった。

このような状態は、学校としての指導に強い反省も求められたが、その背景にはA男を中心

とした地域の非行グループが陰に陽に強く影響を及ぼしていたのである。学校はまさに荒れていたわけであるが、学校内だけではとうてい解決できず、この A 中心の非行グループを解体しなければ、学校の安定もえられないと思われたのである。

以下に、この年の事件を幾つか例示してみよう。

○ 4月

- ・ 2年生の Y が 3年生の T からズボンの押し売りを強要された。

○ 5月

- ・ 在校生 5名が A 男とシンナー吸引。
- ・ A 男の家で在校生 3名が A 男とシンナーを吸引——現場で補導される。
- ・ カンパの指示を受けた 2年生 Y が、ことわった同級生を竹刀でなぐる。

○ 6月

- ・ A 男が在校生をしきりに呼び出し、カンパを強要する。
- ・ A 男の非行グループ C のオートバイを 3年の G が運転し、パトロール中の警官をみて逃走、——後日、C と G は補導される。
- ・ 地域非行グループの一昧の車に在校生が無理に乗せられ、暴行される。
- ・ 清掃中、生徒を呼び出しにきた A 男に対して注意した教師に、A 男がなぐりかかる。
- ・ A とそのグループが生徒昇降口にたむろしていて、3年の T を呼び出す。

○ 7月

- ・ A 男と C がオートバイに 2人乗りをして、赤シャツ、髪染のスタイルで校内に侵入、用事があるといって爆音をならす（学校側では注意をするとともに警察に連絡する）。

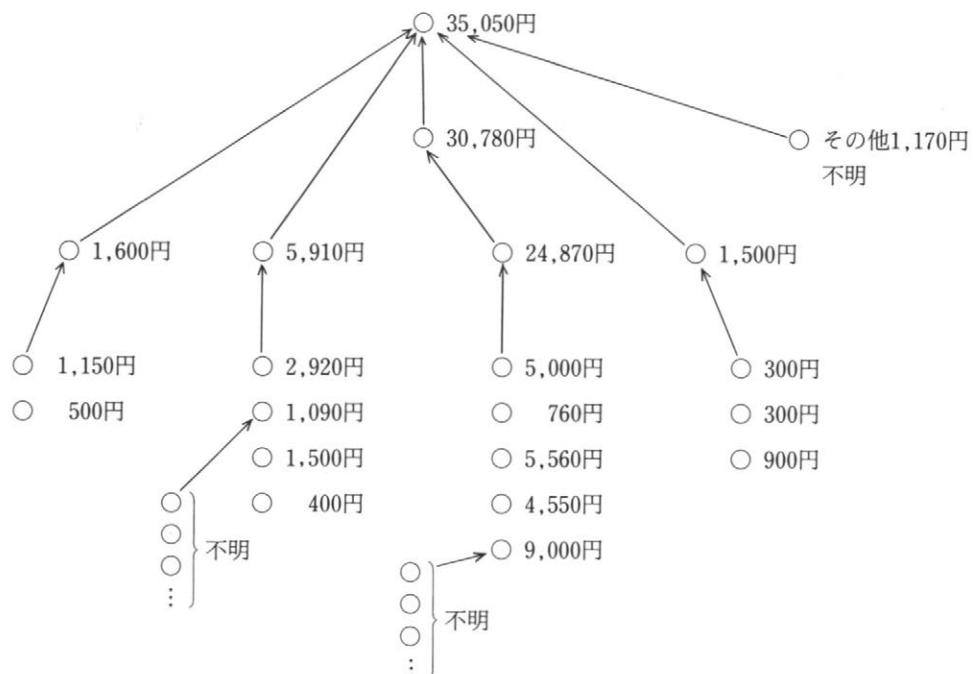
○ 10月

- ・ 3年生 F の調査により A 男からのカンパを強要され、約20,000円ぐらい出す。またカンパをことわったり、シンナーを吸えといわれ、ことわるとなぐられたことがわかった。
- ・ 3年生 E は A に金を集めろとおどかされ、自分の金を 2~3回にわたり、2~3万支払ったことが、調査で明らかになった。

10月はさらに次のような事実のあることもわかった。

- ・ 10月初旬、2年生の中でカンパ活動が行われ、強要された生徒が暴力を恐れて、親のすすめもきかず、翌日学校を休んだ（防犯課に連絡）。
- ・ 同じ時期、カンパ活動のもつれから暴力行為がありなぐられた生徒は眼に全治一週間の負傷をした（医師の手当、本人の指導、関係者の事後処理の話し合いが行われた）。
- ・ また、このカンパ活動に関連しているグループが他の生徒に暴力をふるい左手に全治二週間の骨折を与えた。

この時期は、しきりにカンパが行われたが、学校としてはその実態がなかなかつかめなかつた。わかった範囲では、1回のカンパで集められる金額は5, 6千円から、多い時は30万円にもなったようである。そのなかで詳しく調べることができた1例を図示すると、次のようになっている。



これは女子の集金ルートで在校生だけのものである。最終の生徒から学外の非行グループの者へと流れていっている。

⑥ 地域社会の状況

このような状況を生んだ要因として次のような点があげられると思われる。

- 学区内の建売住宅へ移住してきた父母や転入生によって急変した地域の実態把握と対応の遅れ。
- 駐在所、警察との連携による外部非行少年グループへの早期対応の遅れ。
- 事件を隠している学校への不信感、PTAをはじめとした信頼と協力の体制の弱さ。各関係諸団体の活用不足、地域活動への参加など、地域社会との開かれた協力体制のまづさ、これらさまざまなものが非行を生んだ要因であると思われる。そこで前記のような対応とともに、下記のように
 - ・ 校内喫煙撲滅運動（現場指導、パンフレット、映画）

- ・ 全校生徒へのアンケート（カンパ・リンチ）
- ・ 個別指導の強化
- ・ 地域活動への参加
- ・ 地域ぐるみのモニター化（見たらすぐ連絡、現場直行）
- ・ 児童相談所等の活用
- ・ 警察との腹をわった連携
- ・ 路上交通安全指導（地区別、PTA、職員、あいさつ運動）

等、地域と学校が一体化なった、地域ぐるみの指導体制の確立がすすめられた。

⑦ 指導方針

地域の非行グループが在校生に対して、非行を通して結びつきを強めている以上、校内だけの取り組みだけでは解決できない。

- i このグループのボス的存在である A を在校生との結びつきがないように排除することが必要である。それにより地域に根ざす非行グループとの交流断絶をはかる。
- ii 防犯課、駐在所との親密な連携をし、適時適格な情報収集と即時対応をする。
- iii 家庭訪問、学校召集、事件を起こした子の親との話し合いなど保護者との親密な協力と適切な指導を加える。

という方針がたてられた。これらの問題に対して、在校生、地域非行グループ、親に対して、人間尊重を原則に、教育的立場から愛情と信念をもって、毅然として対決をすることが確認された。

⑧ 指導経過および結果

A 男をはじめ地域非行グループが在校生に不安と恐怖をもたせることがわかっていても、相手が卒業した少年だけに、学校側の直接指導はできない。そこで、この A 男及び非行グループに対して対決するために、1) A 男及び A 男の家族と話し合える人間関係を作ること 2) A 男と在校生との接触を断つこと 3) A 男及び非行グループに対して地域ぐるみで対応すること 4) 愛情と信念をもって毅然として対決することの 4 つを指導の重点にして、校内体制の確立と並行して取り組み続けた。

1) A 男及び A 男の家族との人間関係を作ること。

A が卒業生だけに学校としては直接 A 男を呼び出し、指導することはできない。また A 男がシンナー吸引常習者だけに、相手の出方に対応できぬなど問題があった。そこで、A 男の両親に対して校長が自ら A 男宅へ出向き、学校として困っている現実と A 男の指導について協力をお願いした。A 男の父親と校長が昔、同じ地域に住んでいたことがわかり、両親とのかかわりはうまく進んだ。A 男と現校長とは面識がないが、A 男に対しても卒業生とし

て，在校生とかかわり合いをもたぬよう，足をはこんだ。また，A男が悪質ないたずらをし，地域の若者に追われ，学校に逃げこんできた時“Aに対して説諭する”などA男との接触を深めた。しかし，Aはシンナーを吸引すると，校内への侵入，教師への暴力，ひやかしなど行動がエスカレートし，在校生に対する呼び出しも多くなってきた。これらの中で，家庭が学校に協力的になり，自宅でA男及び非行グループ，在校生がシンナーを吸引しているのがわかると警察へ通報してくれるようになった。

2) A男と在校生との接触を断つこと。

A男との接触を断つことの第一は，まず在校生をA男から引き離すことである。そのためには，教師の校内のパトロール，及び生徒の校内での動きについて絶えず注意し，互いに連絡を取り合う必要があった。それまで，校門から無断で，昼，休み時間等出入りしていた生徒をくいとめることから始まり，常に生徒が授業にいない場合はすぐに職員室へ連絡し，いあわせた職員が対応することにした。生徒は一步校門を出るとすぐにA男宅へ集合することが多かったのである。

3) A男及び非行グループに対して地域ぐるみで対応すること。

学校が地域ぐるみのモニター化，PTA，警察との連携を深めることにより地域の人々が，生徒の動きに対して注意をはらうようになり，積極的な取り組みが開始された。そのために，A男及び校内外の非行グループは，隠れて悪いことはできないようになった。特にPTA全体に対して現在の学校の荒れた状態を明らかにし，PTA及び地域の人々全体に協力をお願いした。その結果，地域の人々がわが校の生徒に向ける努力は多大なものとなり，校舎内の環境整備から，通学途上での交通安全指導まで物心両面の協力が得られることになった。また，A男及びA男を頂点とした非行グループの壊滅へ向かって，A男の居住する区長，隣組への協力依頼，全校PTAに対しての学校教育正常化への協力要請など，学校内の取り組みと協応して，地域の人々の取り組みが強化され，一部の生徒を除いては生徒の生活も徐々に落ち着いてきた。

4) 愛情と信念をもって毅然として対決すること。

学校の取り組み，地域の取り組みの努力が続けられたにもかかわらず，A男の在校生に対する，カンパ，リンチ，暴力は回を重ね，その折々に駐在所に協力を頂いてきたが，エスカレートするばかりであった。A男の指示に従ってきた3年生のAとEが，数万円のカンパ要求，シンナーの吸引，リンチからのがれるために，担任にその実状を話し，助けを求めたことから，他の数名の生徒が真実を話し，これまでのことがわかつてきたが，その被害は物心両面にわたって，極めて大きいものがあり，実被害ももっと多いものと思われる。

かかる動きの中に，A男個人及びA男を中心とした非行グループに対して，地域の人々の

早期対応の声が叫ばれ、安心して子どもが学校に行けるよう、その根源の除去が世論として盛りあがってきた。防犯課、警察との連絡を取り合う中で、10月 A が、在校生に対するカンパ、暴力事件で補導され、鑑別所に入れられる。

少年 A にすべての責任を負わせるべきではないかも知れないが、地域に住む少年に対して、その根源の除去をしなければ、生徒が毎日不安と恐怖の中で学校生活を送ることになり、非行が非行を生み、健全な育成は非常にむずかしいと考えられる。

本校の非行化を誘発させた根源を排除しグループの分散に一応成功し、校内生活は非常に落ち着いた。この事件を後に校内の正常化が進められ、現在においては、これといった問題がなく、学校本来の教育活動が行われている。

また A についても、校長が鑑別所へ行って、本人と面会をし、また、本人の立ち直りを手紙に託した交流が行われた。罪は罪とし、A に対して一日も早く更生し、人間としての再出発を人間的ふれ合いの中で続けられた。この校長の手紙に対して、A は、これまでの自分の生活を反省し、一日も早く、まともな人間として成長したい旨の返事があった。

A がその後、施設から出てきて、学校に挨拶をし、二度と在校生に迷惑をかけない、また、自分もしっかり生活して行く旨の話が、校長にされたと聞いている。

現在、A は仕事につき、熱心に働いている。また、地域の卒業生、非行グループが在校生に対して問題をおこした話は耳にしていない。

⑨ 考 察

先に述べたような憂うべき学校の状況を強く認識して、学校としてさまざまな取り組みを行うと同時に、校長は自ら A 宅を訪問し、保護者にこれまでの実態を説明するとともに、A と保護者にこれ以上在校生にかかわったり、暴力やカンパによって不安を与えないよう強く要請した。

学校は PTA と職員の合同対策協議会を持ち、地域総ぐるみの非行解消のための取り組みを行った。また、校内では、非行対策と並行して、生徒会活動を盛んにして、各種行事に積極的に取り組ませ、学級単位による教師・生徒間の人間関係を回復する努力が行われた。

これらの活動を簡単にまとめると、次のようになる。

i 生活指導面では、服装指導、非行対策、交通安全指導に分けられる。中心は非行対策でその内容は、校内喫煙撲滅運動、地域ぐるみモニター化、個別指導の強化、地域活動への参加、児童相談所・警察との連携、活用などがあるが、その中にはさまざまな細かな活動が含まれる。

ii 環境整備の面からは、環境は人をつくり、人は環境をつくるという考えに立って、校庭整備、美化作業、植木・花壇づくり、落書き・破損の修復などの活動を行った（こうした中

で、非行や問題をおこした生徒たちが、自分でやった落書きや破損を全部直し、花壇をととのえて夏休みを迎えた)。

iii 校外非行グループの壊滅の必要性は、学外の者と在校生との関係を断つためである。そのために、駐在所や防犯課と密接な連絡をとり、指導する、保護者と協力し適切な指導をする、校内体制を強化するなど、勇気と信念をもって行った(結果として、Aは施設送りとなり、グループは解散し、学校は安定した)。

iv 地域ぐるみの健全育成運動を展開する。学校の実状を父母にかくさず赤裸々に訴え、地域全体で取り組む必要を話して、健全育成会議をもつ。学校参観の合同懇談会、校外での問題行動の連絡や補導、話し合いのためモニター活動を進める。具体的には、地域の中にとけこんだ「○○運動」の展開が大きな効果をもたらしたと思われる。

v 学校の責任において教育活動のマンネリ化から脱却することを図る。わかる授業の創造、師弟同行の学級づくり、研修の充実、指導の重点化、教育のあり方の見直し、生徒会活動の活発化、などに取り組む。

(3) コメント

私は、少年鑑別所において、ほとんど毎日、ひとりひとりの非行少年について、今後の処遇指針を関係機関あてに提言しています。それは、要するに、少年や家族の自己イメージの改善と地域社会の人々との意思の疎通の回復にあると言えましょう。

しかし、実際の自分の日常は、国家公務員としての転勤が多いことから、地域の人々とはもとより、親類との意思疎通さえ欠けている状態です。仕事に疲労して、とても、その余裕がないとも言えます。わかっていてできない状態です。専門家の私でさえ、できないのだから、残業が多く、日曜もない企業の人々では、学校や地域の活動への参加を期待することは、非常に困難なことだと思います。

そこで、私は、「せめてもう一家族運動」ともいべき、現代人の生活のミニマムを考えています。つまり、自分の家族を、他の一家族全部との交流によりながら、知り、かつ指導していく、そのように互いに相談もし援助もするという関係です。そして、このような相手の家族は、地域でも親類でも同窓生同士でも職場の同僚でもよく、とにかく、自分の家族だけでなく、また、家族の一部ではなく、全部が知り合うことなのです。こうして、もう一家族と連携することによって、自分たちの誤りや足らないところを教えられ、また、子どもたちも、核家族の緊張ややがみを緩和できるでしょう。

この「せめてもう一家族」だけは、どんな事情にあろうとも、各自が維持しなくてはならないと思います。しかし、これは、ミニマムであって、やはり地域の人々との連携は、自分の子

134 ⑤ 地域社会での働きかけを中心とした事例

どもの健全な育成に非常に大切なことは、言うまでもありません。この、連携がないことが、学校における暴力、いじめ、長欠などのすべての源であり、改善策のすべてであると思われます。そして、もし完全でなくとも、地域との連携を少しでも高めること以外に有効な方策はないと言えましょう。

現在、いじめの問題について、学校の責任が問われておりますが、それは、世論の「学校いじめ」とも言うべき社会現象でもあります。問題は、地域社会の崩壊にあり、地域の人々の学校への無関心にあるのです。学校の責任を問うことは、社会の責任の回避です。いじめがあるのは、親同士の連携や知己関係が欠如しているからであり、子どもの社会が地域から孤立しているからです。そして、私が毎日面接している非行少年とその家族も、本質は、地域からの孤立と「せめてもう一家族の関係」の欠如です。

前置きが長くなりましたが、この事例報告が以上のこと改めて強く教えてくれたと感謝したいと思います。たとえば、よくぞ、3年のA君とE君が自分の受けた被害を教師に報告したと思いますし、なによりも問題の少年がよくぞ立ち直ったと思いますが、その背景には、地域と学校を含む全体の意思疎通と協力があり、地域に支えられた教師であるからこそ、少年たちも教師を信頼できたのだと思われるのです。

卒業生の学校への介入は難問です。それは、高学歴社会における中学卒業のみの学歴の者および高校中退者の自尊感情をいかに正しく高めることができるかということです。少年鑑別所や少年院に収容される少年は、半数が中学卒のみの学歴、3割が高校中退であります。そして、これにからみ、少年たちには、往々50%に達する親の欠損が認められるのです。また、少年の父母の多くに、他からの転入者があり、転校して来た少年たちなのに、学校で番長になっている状況がよくあるのです。

要するに、社会的地位や役割に不利な条件をもつ人々といいかに連携できるかが課題です。

本報告には、上記の地域社会の崩壊の問題について「急変した地域社会」として的確な分析が見られます。この認識に立って、「地域ぐるみ」という、これまた的確な活動が見事になされたと認められます。その意味で、現在全国的に深刻な問題である卒業生の中学校への介入に、解決策を提供するものです。

しかし、願わくば、地域の人々の生の声を取り上げてほしいと思います。本報告は、教師の活動が主体のように読み取れます。しかし、事実は、地域社会の人々の主体性があつて初めて可能であったと思われます。

また、問題の少年Aの内心はどうだったのでしょうか。校長先生の熱心な、おそらく誠意をつくした話をAはどう受け止めたのでしょうか。おそらく、Aは、内心孤立感があったと思われます。そして、Aの弟は、Aを「除去する世論」の中で、どう適応したのでしょうか。多く

を考えさせられる報告です。

(高島 勤)

(4) コメント

これは、地域に住む卒業生がリーダーとなり、在校生を非行にまきこみ、他の生徒を不安と恐怖に陥らせたケースである。それゆえ、学校だけでなく家庭、地域の協力を得て、非行グループを解散させている。

確かに、リーダー A を施設に入れることから非行グループは解体したが、そこに至るまで学校は PTA と職員の合同対策協議会を持ったり、学級単位による教師・生徒間の絆を深める努力をしている。また、地域の関係諸機関（駐在所、防犯課等）との密接な連絡をとり、地域ぐるみの健全育成運動を展開する。例えば、地域の「健全育成会議」、学校参観の「合同懇談会」、「校外での問題行動の連絡や補導」、それから「モニター活動」（連絡網の徹底）などがある。

これは、リーダー A 男が卒業していることから、校内だけの取り組みだけでは解決できない、という認識の下に、地域ぐるみの指導体制をつくり、具体的には以下のようない指導致している。

- ① A 男とその家族との人間関係をつくる。
- ② A 男と在校生との接触を断つ。
- ③ A 男及び非行グループに対して、地域ぐるみで対応する。
- ④ 愛情と信念をもって毅然として対決する。

このように、A 男を中心とした非行グループを解散させるまで、学校を核とした地域の人々の並々ならぬ苦労があった、と思われる。ややもすれば閉鎖的になりがちであった学校が、実情を父母に赤裸々に訴えたし、他の関係諸機関とも腹をわって話し合っている。学校がせっぱつまつたにせよ、外に恥部をさらけだすという行為が解決へのステップとなっている。

これは、学校を中心とした地域ぐるみで、非行集団を解散させた成功例である。しかし、この事例を読んでも読み手に伝わってこないところが、二、三ある。

〈何が伝わってこないか〉

i A 男の家庭の分析不足

リーダーである A 男はどんな家庭の出身者であるか、そのデータが少ない。したがって、「きわめて平凡なよくある共働きの家庭」の出身である A 男が、どのようにして非行グループのリーダーになりえたか、わからない。両親はともにおとなしい性格で学校に対しても好意的であったという。仕事に没頭し、しつけが放任的になり A 男との会話が少なかったにせよ、それだけの理由で非行化するとは思えない。

A 男に対する両親の期待度、A 男が高校を中退するときの両親の対応はどうであったか、

それから、A男がシンナーを吸引したのをいつ頃知り、どんな対応をとったか、などの情報が少なくともほしい。

ii A男にマークされた在校生はどんな生徒か。

A男は在校生のK男に近づき、K男を中心とした校内の非行グループができあがったとある。K男はどんな生徒で、何をきっかけにしてA男と結びついたか、それからK男に従っていたのはどんな生徒たちであったか、のデータが少ない。したがって、具体的な指導にある「A男と在校生との接触を断つ」といっても、その方策が読みとれない。

iii これまでの学校の指導体制はどうだったか。

生徒がカンパを指示されたり、リンチにあってからの学校の指導体制は、よく伝わってくる。ところが、こうした事件が発覚するまで、学校はどんな生徒指導をしていたかは記述されていない。例えば、卒業生のA男は在学当時どんな指導をうけていたか、また校内の非行のリーダーであるKは、どんな指導をうけていたか、わからない。

また、学校が地域社会の変化をどのように捉えていたか、それから、具体的な教育方針は何であったか等も、伝わってこない。校内での非行のきざしや非行の集団化に気づくのが遅れた理由は、何に起因していたかの分析がほしい。

iv 校長のA男に対する指導の中味は何か。

本事例の校長は活動的であり、指導熱心である。A男の両親を説得したり、鑑別所へも行きA男と面会し、手紙による交流もしている。

しかし、学校長の熱心さとA男とのヒューマンな触れ合いは伝わるもの、両親をどのように説得したのか、A男をどのように励まし矯正したか、はっきりしない。A男が現在、自分の行為を反省し、仕事に就いていることから、校長の指導の中味を知りたいものだ。

(明石要一)

⑥まとめと討論（座談会）

宮本 この事例集の「まとめと討論」を企画編集を担当したわれわれ3名の座談会という形ですることになったわけですが、まず初めに10ケースの全体を読んでの印象、あるいは感想から話していただきましょう。

坂野 今回の事例集は冒頭の「ねらい」の章でも書かれているように、4つの視点から全部で10の事例を集めたものです。目次を見てもわかるように、テーマはバラバラです。また、事例に対する取り組みが、うまくいったものもあれば、途中のものもあります。しかし、事例集全体を通してみれば、ケースを想定して、事例に対する時の原則のようなものは、つかめるのではないかと思います。そのような意味では、それなりの成果があがったのではないかと思います。本人への働きかけを中心とした事例、家庭への働きかけを中心とした事例というように分けましたが、たとえば、家庭への働きかけを中心とした事例でも、本人がどうなっているか、あるいは、学校がどうなっているかといった他の領域との関連の中で各事例が考えられなければなりません。本事例集では、それぞれのケースがこのような各領域の関連の中でまとめられていて、これは問題行動を今までのややもすると個人だけにかかわっていこうとしてきた視点から、一步脱却するきっかけにもなって良かったのではないかと思います。また、ありきたりの感想ですけれど、いろいろなケースがよく集まったと思います。

宮本 全体をみての印象、今までよく言われていることなんだけれど、何となくここで対象になっている子どもがひ弱だなーと思う。環境条件が悪いこともあるのだけれど、やっぱり弱いという印象が強く残る。それから家庭も崩壊しているものが多い。欠損家庭ではないが、心理的崩壊、心理的欠損状態をきたしているという印象のケースが多い。

坂野 私もそう思いますね。子ども自身がひ弱というより、子どもを取りまく環境が、今心理的欠損と宮本先生がおっしゃったけれど機能的に欠損しているような気がします。これが多くの事例に共通したことだと思います。

安香 私が感じたことは、ちょっときつい言い方になるかもしれません、本人への働きかけ、家庭への働きかけ、学校への働きかけ、地域社会への働きかけと、4つのアプローチを取り上げたわけですが、それぞれの事例が、ほんとうにそのアプローチで良かったのかどうかということです。ほんとうは家庭に働きかけるべきだったけれど、それができなかつたから、やむなく本人への働きかけだけにとどめた、あるいはその逆とか、そういうことも

あったのではないかという気がします。問題の根がどこにあるかということと、どこに働きかけるべきかということと、どこになら働きかけられるかということと、3つの要因が、実際の事例への取り組み方を規定するように思われます。ですから、この事例集を読んでくださる方がたが、この働きかけでよかったのか、もっと別の働きかけが必要ではなかつたのか、しかしそれは現実に不可能だったのかというような目で、読んでくださればと思います。

宮本 さっきの心理的欠損、適当な言葉ではないけれど、坂野先生は機能的欠損とおっしゃつたが……。親は一生けんめい働いている。家庭の経済のことを考えて一生けんめいやっている。けれども心理的な結びつきとか家庭の人々の気持ちの結びつきみたいなものがわりにおろそかにされているような感じがしますね。どうして経済や仕事のことばかりに夢中で家人の気持ちが見えないのか。今の子ども達の置かれている家庭の状況が心配だ。そこまでこのケースだけで広げて考えたらいけないのかな？

坂野 私はここにある事例の親の世代を考えるとおそらく高度成長時代に学校生活をおくった子どもだった世代が、ここで問題となっている子ども達の親の世代であると思います。親が子どもの頃、経済的にも徐々に恵まれ、生活水準も上昇してきて、なおかつまだ、もう苦しい生活は嫌だということを経験していたのでしょう。そして、今になっても同じように生活のレベルを上げていき、豊かになっているのにいまだ上に行こう行こうとする努力をやっている。そうした時に、自分はこんな苦労したから子どもにはさせたくないとか、自分はこうだったから子どもはこうあってほしいと言うように、全般的に過度の期待をかけすぎているのではないかと思います。だから、物質的なところではかなり気がつくのだが、そこで子どもが感じている微妙な欲求不満などには案外気づいていないのではないでしょうか。

宮本 家庭だけでなく学校も似たような感じがするね。今家庭が経済的豊かさとか仕事を一生けんめいやることに力がそがれていて、子どもの気持ちの微妙な動きに目がいってないと言ったけれど、同じように学校の方でも成績とか学業とか進学とか学校の成績を上げることにのみ一生けんめいになり、子ども達の微妙な日常生活での人間的な絆のようなところが落ちているような感じがする。家庭も学校もそのような子どもの心理的な面を阻害しているように思える。その点何とかしなければと思いますね。

坂野 今、義務教育の学校で、中堅と呼ばれている教師や、子どもとよく接してよく動く教師というのは、だいたい30代の半ばから下くらいでしょうね。その世代というのは、児童生徒の親の世代より少し年下で、社会的にも安定して家庭の経済面でも余裕が出てきて、その余裕がだいたい子どもの教育にむかっていく。その中でコツコツと一生けんめい勉強しな

さいと言われ、ソツなくやってきた人達だと思います。その教師達は、今の子ども達と接した時に意識しないままに学業中心的志向になっているのではないでしょか。

安香 親にしても先生にしても失敗をおそれているのではないでしょか。

坂野 今の子どもたちを自分の子どもの頃のものさしで計っているのではないでしょか。

安香 失敗から学ばせるということがとても大切だと思うのだけれど、そういうことが非常に少ない環境なのかも知れません。

坂野 「非行を経由して自分を発見した男の子」は、まさに非行をやることで、ある意味では道が開けた。ただ非行を経由してもっと悪い非行に走って行くのではないかという心配はあるけれど……。

宮本 非行とか失敗は予防しなければいけないというより、むしろそれを契機にもっと違ったもの、深い、あるいはもっと広いものの見方、考え方を学びとらせるといった広い観点を学校も家庭も行なっていかなければいいので、それを徹底的に失敗経験としてだけ残すのはまずいと思う。そういう意味からいくと10のケースのうちの高校生妊娠のケースは、失敗だけに終わってしまった。失敗した中からもっと別な人間性とか、異なった視点を積極的な意味で与えることができなかった。このケースが読んでいていちばん残念に思えた。

安香 家庭での働きかけを中心とした事例3では、家庭がかなり崩壊していて、この場合の子どもの問題行動は、失敗というよりはむしろ、子どもが被害者になってるようなものですね。ですから、こんな条件はないほうが良いのかもしれません、それでも、もしこういう条件があったら、それに対してなんらかの反応は起こさなければならない。だいたい非行とかそういう行動は、生活状況全体のバランスをなんとか取り戻そうとする、外へ向かっての激しい動きという一面を、どんな場合でも多少は持っているもので、ただなくせばいい、押さえ込んででもやめさせるべきだというだけのものではないと思うのです。そんなことをすれば、必ずどこか別の面でおかしくなる。教師へ刃向かうことを制圧すれば、陰湿ないじめへ転化するみたいに。容認するとか甘やかすとかいうことではありませんが、災い転じて福となすというか、そこから新しい道が開けてくるのだったら、それは失敗でも否定的状況でもなくなるわけで、むしろ好転へのきっかけという意味を持つようになるのではないか。人間が生きていく上で、必ずや失敗とか、あってほしくない条件とか状況というものは、出てくるものなので、それに真っ向からぶつかって乗り越えていくように考えるべきでしょう。どだいそうした失敗や否定的条件を、はじめからなくそうなどとすることは、後ろ向きの構えだろうと思いますよ。

宮本 失敗することによって子どもはいろいろなことを学んでいくのだから……。それなのに失敗したのをどこまでも突きつめていって追い落としてしまうのは非常にまずい。

坂野 ただそこで失敗した時に、次も続けて失敗しないように働きかけていったり、援助するのが学校・教師の役割であり、あるいは、どうしようもなくなった時には、それこそ相談機関の役割があるのだと思います。しかし、失敗を十分に成功の源にするのだというある種の思想みたいなもの、あるいは、発達観みたいなものを我々がもっと主張していかないとダメでしょう。

安香 そのようなところをこの事例集から汲み取っていただけるといいのですが。

坂野 どうしても失敗が続いてしまって相談機関を訪ねてきたケースで、あるいは学校の先生と相談にきたケースで、そこで相談者の方、相談を持ちかけられた学校の先生、親、相談を担当する者達がドギマギしないように、そこである種の原理なり、原則みたいなものも同時に学んでいかなければならないという気がします。その意味で10のケースをもう一回じっくりと読み返してみたら面白いと思います。

安香 それぞれ指導なさった方や、接触した機関が違うから、ひとりひとりの子どもが変わったその変わり方みたいなものを比較してみて感じますね。

宮本 家庭とか学校とか相談機関が協力してうまくいったケースも協力関係がうまくとれなくて、うまくいっていないというケースもあるので、我々も教育機関で相談担当している者として反省しなければならない点もずい分感じた。いろいろな人達が協力してうまく機能するということをもっと勉強しないといけませんね。

安香 事例集を読まれる方に過分なお願いをするようだけれど、こんなふうに読んでくださるといいなあーと思っていますことをいいますと、私が先ほどもいったように、こういう働きかけではなくて、こういう働きかけをしたほうがよかったのではないかとか、またこういう働きかけと並行してこういう働きかけもあったほうが効果的だったのではないかというように、批判的にみてほしいと思うことが第一。もう1つは、同じ失敗をくりかえしては困ることなのだけれども、こんどはこんなふうになってしまふ心配もあるなあという目でもみてほしいということ。3番目には、宮本先生がおっしゃったように、こんなときにはこんなふうになるのかという予防的な見方だけでなく、ここで失敗が失敗でなくなったのだと、そのところの意味をとらえてくださったらありがたいと思います。

坂野 このようにして子どもが変わったんだという記述だけではなく、機能的な関係を考えなければならないという点を安香先生は強調なさったと思いますが、子どもの環境がその子どもにこういうふうに働きかけたが、それがどのような因果関係を持っているかをみていくことが結果的には予防につながると思います。もう1つ思うことは、各家庭、学校、地域社会の連携が必要だということは、誰もがいっていることです。たとえば、文部省の生徒指導資料をみても連携は大切だし、必要だと書いてあります。しかし、どのような連携を

したらよいのか、どのようにしたらまずいのかという点については、なかなか一致した見解が得られていないのが現状です。おそらく家庭と学校、家庭と病院、家庭と関係機関などが連携するときに大切なことは、連携をコントロールするキーになる人が必要ではないかと思います。キーパーソン (Key Person) は学校の責任者ではなく、実際に子どもにタッチしている人であり、あるいは関係機関の責任者ではなく、関係機関で実際子どもと接している人であるのだと思えますが、このようなキーパーソンが大切だという認識を持たないとダメだと思います。もう1つは、学校なり関係機関の責任者は、実際に動いているキーパーソンになっている人の動きをもっと評価してほしいということです。それだけで私はかなりスムーズに連携がいくのではないかと思います。

宮本 キーパーソンの存在そのものが定着していないところが多いね。

坂野 この事例集とは別の仕事の際に感じたことなのですが、人口が50～100万の中都市で、家庭と学校と児童相談所の連携が大変うまくいっているところがあります。今回の事例集でいえば「依存対象を求めて売春に走ったI子」の事例と似ているかも知れませんが、地域で地道に相談活動を行っている人、しかも学校、家庭、相談機関のいずれにも出入りできる女性がキーパーソンになっているのです。実際子どもにも接し、親にも接し、学校にも接し、相談機関にも接しているのですが、その人の場合は行政的にも身分が保証されている、ちゃんと「権利」を持たせるという行政側のバックアップもきちんと行われているのです。

宮本 キーパーソンも大事なのだけれど、キーパーソンが一生けんめいやるだけで、他の人がその人におんぶしてしまってはダメで、まわりの家庭や学校が子どもをつきはなしてしまわないようにもっていくことが大切ですね。抽象的ないい方なんだけれども……。でも学校がつきはなしたり、家庭がつきはなしたりしたのはうまくいっていない。キーパーソンを中心にして、つきはなす気分になっている家庭の人や学校の先生たちを、子どもをつきはなさないようにいかに止めさせるかということが非常に大切だ。妊娠事例の子どもは両方からつきはなされてどうしようもなくなって落ちていってしまったケースですね。

坂野 しかし、妊娠というケースは難しいですね。今回の事例集には、失敗ケースもあれば継続中のケースもある。また、うまくいったケースもあります。そしてケースによっては、本人へ働きかけたり、家庭へ働きかけたり、学校が取り組んだり、地域が取り組んだりしているのですが、そこにはある種の原理があると思います。本人への働きかけに関する原理は、今まであちこちで述べられています。それは臨床心理学のテキストにも述べられています。また、今まで出されている事例集にも、本人に対して働きかけたときの原理を取り出そうという試みがなされています。一方、今回の事例集では、家庭に対して働きかけ

たケースや、いじめがあって登校拒否になったケース、あるいは家出を続けるK子のケース、地域に住む少年が在校生を非行にまきこんだ事件で学校が中心になって地域社会に働きかけているケースの中には、家庭の働きかけはどうすればよいか、学校ではどう動くことができるか、地域社会ではどう動くことができるかといったある種のプリンシプルがあるのではないかでしょうか。地域社会の例を取りあげるなら、学校が中心になって地域社会に働きかけて、それでこのような形で取り組んでいったということがはっきりでているのだと思います。ある種の原理として考えてみると、困っている時、まず真似をしてやってみてもいいということが考えられるでしょう。そこで共通してうまくいくところがあったとすると、それはある種の原理としてこれかも利用できるのではないかでしょうか。そのような共通する部分みたいなものを何か抽出していったら、案外役にたつのではないかという気がします。

宮本 これまでの相談というと、問題の子ども1人を対象にして、時には親も含めて親と子という仕組みで、いわゆる治療、カウンセリングをするのがスタンダードなやり方だったと思う。けれども、われわれが、新しくこのセンターを計画した時は、学校の先生をその対象に含めるというか、先生方に主体的に取り組んでもらって、われわれはむしろその援助をする脇役になる相談というものを考えていて、ここが治療の中心の場なのではなく、1つの機関にすぎない、そういう役割を願っていたところがある。

いわば、小・中・高の先生方に問題解決能力をつけてもらい、先生方が子どもの問題行動に主体になって取り組む、われわれはそれに対して若干の援助をするということです。それは先生個人でも、学校という先生の集団に対しても、われわれはそう願いながら仕事をしてきた。また、学校がそういう力を持つということは、地域社会の中でその力をPTAと一緒にになって発揮できることもあると思う。そういう点ではまだ成功しているとはいえないけれど、少しうれしい徴候も出てきているのではないだろうか。この事例集の中にも学校の先生が頑張ってやってくださって、好ましい結果の出ているものもあるわけですし、また学校全体で取り組んでいる様子のよくわかる事例もあります。

一方、従来のように特定の場所で相談を継続して行っていくやり方も、やはり必要ですね。そういう場でしかうまく取り扱えないのもありますから……。われわれとしては、いろいろ柔軟な体制をとれるようにしておいて、ケースによってそれを組み合わせて取り組んでいけることが理想ですよね。そういう意味で、これらの10ケースから、今後の問題行動事例の相談のあり方についても考えさせられるところが少なくないと思いますね。

まだ十分な話し合いがなされず、残された問題もあるかと思いますが、ここで「まとめと討論」の座談会を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

第2部

[関西グループ]

〈テーマ〉

非行と少年保護に関する意識調査

財団法人 日本教材文化研究財団

1 調査の目的と調査対象者の概要

1. 調査の目的

少年非行の問題は、近年大きな社会問題となっており、多くの人々がその解決のために努力していることはいまさら述べるまでもないことであろう。一般に非行対策と言われているものには、いかにして非行を未然に防ぐかという非行予防に関する事柄と、実際に非行を犯した少年を社会的にどのように処遇すべきかという、少年保護に関する事柄がある。

非行予防については、自分の子やまわりにいる青少年をいかにして非行への道から防ぐかという身近な問題とも連なっているため、一般の人々にも理解されやすいし、また地域などで実際に非行予防活動に取り組んでいる人も多いため一般的に関心は高い。また、非行予防は、専門家に任せせるより一般市民の手で行われるほうが望ましいという考え方も浸透しているように思われる。

これに対して、少年保護や矯正ということばは一般の人々にはなじみがうすいし、少年院などに送られる非行少年はとても自分達の手に負える相手ではない、という受けとめ方がされているように思う。

地域での青少年育成活動などにおいても非行対策と健全育成とが区別されて、いわゆる健全育成活動は「非行のない」青少年を対象とする傾向があるのではないだろうか。しかし、少年法第1条にうたわれているように、「非行のある」少年にとって「健全な育成」が必要なのであり、その理念にのっとって少年保護のしくみがととのえられているのである。それにもかかわらず少年保護施設やそこに収容される少年たちに対しては、上記のような受けとめかたが一般的になされており、現実的には少年法の理念と社会通念とのあいだに大きなギャップがあるのである。

このような少年保護に関する人々の理解の不足は、少年院や少年鑑別所に収容される少年たちに対する偏見を生み出し、彼らの更生や社会適応を結果的に妨げるものとなっている。

そこで、本調査では、非行や非行少年についてのさまざまな立場の人の一般的な意識をたずねると同時に、少年保護についての理解や考え方についての質問を設け、少年保護の今後のあり方を考えていくうえでの手がかりを得たいと考えた。

以下、調査の結果を述べていくが、前半部分は主として非行問題一般についての報告であり、後半部分が少年保護の関係の報告になっている。

2. 調査対象者の属性

今回の調査の対象者とその回答数および回収率は、以下のとおりである。

① 中学生をもつ一般の保護者	526名 (30.4%)…ただし「子ども会役員」も含む)
② 少年鑑別所技官	18名 (45.0%)
③ 中学校の生徒指導担当教師	114名 (51.6%)
④ 弁護士	17名 (37.0%)
⑤ 少年補導委員	81名 (40.5%)
⑥ 少年補導協助員	98名 (51.5%)
⑦ 地域子ども会役員	102名

「鑑別所職員」とは、ここでは非行少年の心身鑑別を行う技官の方々である。彼らは具体的には、家庭裁判所の行う調査及び審判、保護処分の執行に資するために、少年鑑別所に収容された少年の資質を医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識にもとづいて鑑別を行う仕事に携わっている。

「弁護士」も、ここでは少年事件を担当した経験の多い人に回答してもらっている。

この両者は数は少ないが、その回答は少年保護の実務に携わる専門家の意見として貴重な意味をもつものと言えよう。

「中学校の生徒指導担当教師」の多くは、中学生の問題行動、主として非行問題に対処するために、大阪府下の各中学校に1名ずつ配置されている生徒指導主事のことである。彼らは、学校内の問題にかぎらず、学校外での生徒指導に携わる機会も多く、学校と地域の人々や警察、福祉・少年保護施設などの連絡、調整役でもある。その点では、非行問題や少年保護についての考え方や態度に関して、一般の教師とはややおもむきを異にするかもしれない。

「少年補導委員」の多くは、兵庫県A市において、市からの委嘱を受け街頭補導や有害環境の除去などの補導活動に携わっている人たちである。

それ以外に若干大阪府下で健全育成や補導活動などの地域活動を行っている青少年指導員が含まれている。

「少年補導協助員」とは、現在大阪府下で200名近く任命されている、主として中学生の非行集団の解体と再非行の防止を目的とした活動をしている人たちである。この制度は昭和38年に制定されており、協助員のなかには、非行少年やその親の相談役になるなど、地域のなかで重要な役割を果たしている人が多い。

それぞれの対象者カテゴリーの性別、年齢別、学歴別構成は表1～3のとおりである。

「一般保護者」は77.7%が女性で、年齢的には40代前半が46.2%と約半数を占めている。学歴

別には「高卒」が51.6%、「中卒」が25.4%と両者で4分の3を占め、「大卒」「短大・高専卒」は21.3%である。一方、専門家群に目を向けると、性別では補導委員と子ども会役員を除き男性のほうが多数を占めている。年齢別では、鑑別所技官では30代前半が過半数を占め、子ども会役員では30代後半から40代前半の者が7割近くを占めている以外は、一般の保護者よりも概して専門家群の年齢構成のほうが高くなっている。また、学歴別でも補導委員、子ども会役員が一般保護者とほぼ同じ構成となっている以外は、専門家群のほうの学歴構成が高い。

なお、調査対象者全員の属性分布は、表4～7に示すとおりである。

以下で述べていく調査結果の報告においては、必要に応じて性別、年齢別、職業別等の結果にふれるが、基本的には、上であげた「立場」別の回答をもとに結果の説明をしていくことにしたい。

2 非行の動向

1. 非行数

まず、非行の動向について調査対象者がどのような見方をしているのかについてみていくことにしよう。

最近の1年間をみた場合、非行の数は4,5年前より増えているか、それとも減っているかをたずねた質問に対して、全体の約半分の48.2%の人が「増えている」と答えており、逆に「減っている」と答えている人は22.9%である。警察の発表する統計では、戦後第3のピークと言われた昭和50年代なかばにくらべ非行数は減少してきていると言われているが、人々のあいだではなお非行は増加しつつあるという実感のほうが強いようである。

これを性別にみてみると、女性のほうが男性にくらべ「増えている」という回答が多い。年齢別では、55歳以上を別にすれば年齢の若い者ほど「増えている」と感じる傾向が強いことがわかる。学歴別では、中卒、高卒、短大・高専卒にくらべ大卒は「増えている」という回答がかなり少なくなっているが、これはおそらく次にとりあげる「専門家」の中に、男性、年長者、高学歴者が多かったことと関連しているのであろう。

表8は、一般の人の回答と、非行防止や少年保護の仕事に携わっている人の回答をならべたものであるが(以下ではこの表を便宜的に「一般—専門家別」とよぶことにする)、これをみると、全般的には「増えている」という回答が多いが、例外として教師だけは「減っている」という回答が多くなっている。他の「専門家」はいずれも増加傾向を示す回答を寄せているので、学校内だけ実際に減少傾向がみられるのか、それとも、教師の希望的な観測によるものかはこれだけではわからないが、ともかく教師だけが他とはかなり違う見方をしているということになる。

2. 非行の程度

表9は、非行の程度が4,5年前とくらべてどうかをたずねたものである。全体としては、「悪質化している」という回答が66.4%と約3分の2を占めており、「軽くなっている」という回答はわずか5.4%である。

男女のあいだではあまり大きな差はみられないが、どちらかというと女性のほうが「悪質化している」と答えている者が多い。年齢別にみてみると、これも若い者ほど「悪質化している」

の回答が多くなっており、学歴別では、非行数の場合と同じく、大卒が他よりも「悪質化している」と答えている者が少ない。「一般の人々」と「専門家」を比較したのが表9であるが、鑑別所職員、教師、弁護士は「変わらない」と答えている者が一般の人々より多く、逆に、子ども会の役員、協助員、補導委員などは「悪質化している」という回答が一般の人々より多い。今回の調査では非行問題に携わっている専門的な立場の人々にも回答いただいたわけであるが、これらの「専門的な立場の人々」を少年保護や非行対策に関する専門的な職業についているいわゆるプロと、地域でボランティアとして活動しているセミ・プロとにわけると、プロは「悪質化している」という回答が低く、セミ・プロはその比率が高いという傾向が明らかにみられる。特に、教師は「軽くなっている」という回答が12.3%と他のグループよりかなり高いのが目立つ。

非行数と非行の程度の結果を見くらべてみると、後者のほうの肯定率が高い。つまり、非行数の増加よりその悪質化を危惧する意見のほうが一般、専門を問わず多いのである。

3. 情報源

どのような判断をするにせよ、そこには判断の根拠となるものがあるはずである。表10、11は、以上のような見方をする理由あるいは根拠をたずねたものであるが、この結果からもわかるように、人々はいろいろな手がかりをもとに非行状況を判断している。それらの手がかりのなかでも「新聞やテレビなどの情報」が非行数では45.9%、非行の程度では52.8%と、いずれも他の手がかりよりかなり高い数値を示しており、人々の非行に関する認識を形成するうえでマスコミが重要な役割を果たしていることがわかる。また、「青少年を教育・指導・補導する現場での体験から」という意見が前者で28.9%、後者で24.4%と4分の1強をしめているが、これはおそらく対象者に教師や協助員などの専門的な立場の人が多く含まれていたためであろう。

情報源に関して非行数と非行の程度2つの結果を見くらべてみると、前者では「子どもの普段の行動や態度から」という回答が42.3%と「マスコミの情報」と同程度の数値を示しているのに対して、後者では34.6%とやや低くなっている。そして、そのぶんだけ「本や専門的な立場の人の話から」という回答や「マスコミの情報」という回答が多くなっている。日常的に接する青少年の行動を直接みて非行が多くなっているような印象をもっているが、それが悪質化しているかどうかは、マスコミなどの二次的情報にもとづいて判断しているということがこの結果からわかる。

これを性別、年齢別にみてみると、男性では「現場での体験から」という意見が最も多いのに対し、女性は「マスコミの情報」が最も多い。年齢別にみると、若い層では「マスコミの情報」や「普段みかける青少年の行動や態度」が高いウェイトを占めているのに対して、年齢が

あがるにしたがって、「現場での体験から」という意見が増加している。青少年に直接接している専門家の多くが男性であったことやその年齢構成が高かったことが以上のような結果の差となってあらわれているものと思われる。また学歴別では、「子どもの周囲の状況から」とか「マスコミの情報から」、「近所の人の話から」という回答は低い学歴の者に高く、逆に「現場での体験から」とか「非行の統計や調査から」という回答は高い学歴の者に高い。

「一般——専門家別」にみてみると、一般の人々は「マスコミ」や「普段の行動や態度」、「子どもの周囲の状況から」が高いのに対し、専門家のほうはやはり、「現場での体験から」という回答が圧倒的に高い。また、弁護士と協助員を除くと「非行に関する統計や調査から」という回答も一般の人々にくらべると高くなっている。全体的には依存率の高い「マスコミの情報」に関して、教師と協助員は他よりかなり数値が低いのが目立つが、これらの人々のマスコミに対する不信感がこのような結果となってあらわれたのであろう。非行の程度についての回答結果も、非行数の結果とほぼ同じだと言えよう。

4. 今後の予想

表12は、それでは今後非行はどのようになっていくと思うかについてたずねた結果である。全体でみると「減少していく」という回答は6.3%ときわめて少なく、「今のような状態が続く」という回答が69.5%と7割近くを占めている。「ますます増加する」も23.5%と全体の約4分の1に達している。性別では女性のほうが「ますます増加する」と答えている者がやや多く、年齢別では若い者にその傾向が強い。「一般——専門家別」にみてみると、一般の人々と専門的な立場の人とのあいだに今後の予想に関して大きな差はみられない。一般、専門家を問わず「当分、今のような状態が続く」という予想をしているということになる。

5. 今後の対応のしかた

今後の動向について以上のような見方をしているとすれば、当然、これから対応のしかたにもそれが反映されることになろう。表13は、今後の対応のしかたについてたずねた結果であるが、やはり「一時的な流行現象だから、自然におさまる」という反応は13.7%ときわめて少なく、8割以上の人が「積極的な対策を講じなければ、重大な事態になる」とみなしている。

属性別、立場別にこの結果をみていくと、性別、年齢別ではあまり大きな差はみられない。「一般——専門家別」では、教師と協助員の9割以上が「積極策」を支持しており、平均よりもその割合は高い。教師についていえば、非行数、非行の程度ともに4、5年前とくらべ現状は改善されているという見方をしていたが、今後の対策についてはむしろ「積極策」を望むという矛盾した結果となっている。逆に、「消極策」支持の割合が比較的高いのは鑑別所職員と弁護士

のいわゆる少年保護の専門家である。

今後の対応について、鑑別所職員・弁護士と教師のあいだで意見がわかったのは、ひとつには、非行対策について基本的な意見の違いが両者のあいだにあるからである。このことは、以下の調査結果の説明において詳しくみていきたいと思う。実はこのことと関連しているのだが、もうひとつの理由として、「対応のしかた」ということばの受けとめかたが両者で違っているということがあげられるだろう。鑑別所職員や弁護士は「対応」を、非行少年対策の強化として受けとめているのに対して、教師は、非行少年以外の青少年も含んだ一般的な青少年対策を念頭においているのではないかと思われる。現状の認識と今後の対策について教師の回答結果は矛盾していると述べたが、教師は、非行現象そのものは表面的にはおさまっているが、青少年全般の行動や意識は、なお予断を許さない状態にあるとみているのであろう。それが上記のような回答結果になってあらわれたものと思われる。

③ 犯罪統計に対する信頼度

犯罪や調査結果にあらわれる数値が現実の状況をどの程度正確に反映しているか、つまり、統計数値に対する信頼度を、その他の統計と比較するかたちで、4段階評価——「全く信用できる」「まあ信用できる」「あまり信用できない」「全く信用できない」——で尋ねた。その結果は表14-1(1)~(7)のとおりである。

全体として、信頼度の高いのは、「国勢調査の結果」と「犯罪白書」や「警察統計」、および「球場の入場者数」で、6割~7割の信頼度を示している。他方、「文部省が公表する校内暴力の件数」「教育委員会が公表するいじめの件数」は、いずれも7割程度が「あまり信用できない」「全く信用できない」とみている。また、「テレビの視聴率」「新聞社の世論調査による内閣支持率」も「信用できない」とする割合の方が6割程度が多い。

つまり、国勢調査や犯罪・非行白書といった全国規模のフォーマルな官庁データについては信頼度が高いが、教育関係の問題行動に関する数値に関しては、全国規模（=文部省）のものであってもフォーマルなもの（=教育委員会公表）であっても、あまり信用されているとはいえない。また、マス・メディア（テレビ、新聞）に関する数量データも信頼度が低い。

これらの傾向は、性別、年齢、職業、教育歴の違いによって影響を受けていない。また、青少年問題に関する〈専門家〉群と〈一般〉群との間にもほとんど差異はない。

ただし、この〈専門家〉群を少し詳しくみてみると、「国勢調査の結果」に対する信頼度は弁護士において最も高く、41.2%が「全く信用できる」、52.9%が「まあ信用できる」で、9割以上が信用してよいとみている。〈一般〉群および弁護士以外の〈専門家〉群が「まあ信用できる」という程度にとどまり「全く信用できる」とする者が1割程度にとどまっているのとは著しく異なる。

同様に「犯罪白書や警察の犯罪・非行統計」に関しては「全く信用できる」とみる比率が最も高いのが弁護士群（17.6%）である。（ただし、弁護士群は、同時に、「あまり信用できない」とする者も29.4%と相対的に高い。）また、「文部省の公表する校内暴力の件数」に関する信頼度が他のカタゴリーより高いのも、やはり弁護士群である。

いささか乱暴な言い方をするなら、弁護士群は総じて国家が提供する統計（△法に準拠した判定基準・判定主体によって収集し作成された数値）を信用する傾向が、他のカタゴリーの人々より強いといえるだろう。他方、「教育委員会が公表する学校でのいじめの件数」についての信頼度が〈専門家〉群の中で最も高いのは、教師群である。この項目については、「あまり信用で

きない」とみる割合が全体として5割から6割で、どちらかといえば信頼度の低い数値に属するのだが、教師群に関してのみ、「まあ信用できる」とするものが31.3%と、他のカテゴリ一群の10%台とはかなり異なる。もっとも、「教育委員会が公表する学校でのいじめの件数」を具体的に計上し報告するのは教師であるわけだから、その数値を当の教師が「信用する」（と答えざるを得ない）のは当然ともいえる。

4 非行増加に影響を与えた要因

少年非行の戦後第3の波と呼ばれた昭和50年代の非行増大現象に大きな影響を与えたのは、どんな要因だったのか。今回の調査では表15—(1)～(15)のとおり、15項目に関してそれぞれ4段階評価（「大いに影響を与えた」「まあ影響を与えた」「あまり影響を与えていない」「全く影響を与えていない」）で判定してもらった。

これらの項目のうち、「大いに影響を与えた」と全体の半数以上が回答したのは、「しつけや教育に対する親の主体性のなさ」(65.3%)、「母親による過保護や過干渉」(53.2%)、「マスコミなどによる暴力や性に関する情報の氾濫」(62.6%)である。

つぎに、「影響を与えた」とみなされた項目と「影響を与えていない」とみなされた項目に分けてみてみよう。

全体の六割の回答者が「影響を与えた」と判定した項目は、第1位が「しつけや教育に対する親の主体性のなさ」(92.6%)、第2位が「母親による過保護や過干渉」(91.4%)、第3位は「マスコミなどによる暴力や性に関する情報の氾濫」(90.2%)、以下、「父親の影響力の低下」(87.2%)、「教師の指導力の低下や指導体制の甘さ」(85.2%)、「非行についてのマスコミのおおげさな取りあげかた」(82.5%)、「きびしい受験戦争」(77.6%)、「子どもの身体的・性的成熟の加速化」(75.6%)、「子どもの権利や自由を認めすぎる社会的風潮」(73.5%)、「地域の人々の青少年問題への無関心」(65.8%)の順である。

逆に、「影響を与えていない」とみなされた項目は、「裁判所による処罰の厳罰化」(79.4%)、「警察の態度や取り締まりの強化」(72.0%)である。また、「影響を与えた」とみる者と「影響を与えていない」とみる者がほぼ半数ずつに分かれた項目は、「学校の管理のきびしさ」「警察の態度や取り締まりの甘さ」「裁判所による処分の甘さ」である。

全体的な判断の傾向としては、近年の非行増大現象に影響を与えたのは、まず、親の問題性——主体性の欠如、母親による過剰関与、父親の存在の希薄化——であり、マスコミの問題性——刺激情報の提供、非行のおおげさな問題視——であり、教師や地域の教育力の低下であり、子ども自身の早熟化、受験戦争の激化、子どもに迎合する社会的風潮であるとみなされている。つまり、子どもが通常の生活の中で接触するおとなたちと、子どもとおとの両方を含む日常生活の環境が、全般に非行増加の原因として作用したとみなされている。

逆に、「影響を与えていない」のは、裁判所と警察の統制強化であるとみなされている。つまり、フォーマルな公的機関の統制強化によって、「非行少年」として処遇される少年が増え

たわけではないとみなされている。また、影響を与えたか否かに関して賛否二分した項目もすべて子どもに係わる公的機関の態度——学校の管理強化、警察、裁判所の統制の弱さ——である。

これらの全体評価の傾向から、次のことが言える。つまり、戦後第3のピークとよばれた昭和50年代の非行増大現象について、回答者たちはそれが、親・教師・マスコミ・地域のおとなたちの問題性と、子どもたちを取り巻く生活環境全般の問題性に起因しているとしながらも、それらの諸要因が子ども自身の問題性を潜在的な状態から顕在的なものへと触発するかたちで、問題行動や非行が増大しているとみなしている。

他方、子どもたちの引き起こす非行に対する公的統制機関の取り締まりや処遇の強化は、非行増大に影響を与えていないと考えられている。つまり、統制の強化が非行として計上される数の増加を生んでいるわけではないとみなされているわけである。

つづいてそれぞれの項目に対する評定を、回答者の属性別にみてみることにしよう。

1. しつけや教育に対する親の主体性のなき 表15—(1)

非行の増大に影響を与えたという回答がもっとも多かった項目である。

回答者の性別で分けてみると、男女の別に拘わりなく、9割以上の大部分の人がその影響を認めている。ただ、その影響力の程度の判断については、男女で多少異なっている。男性の7割以上が「大いに影響を与えた」とみているのに対して、女性は6割程度と、男性のほうがその影響を重くみているのである。

年齢別ではどうか。この項目の影響力に関しては、どの年齢層も9割強が認めている。ただし、55歳以上の人々で、「大いに影響を与えた」とみる者が84.1%と他の年齢層よりは深刻な要因として受けとめている傾向がある。

教育歴と回答との関係をみてみよう。教育歴の長短に拘わらず、9割以上の方が「親の主体性の欠如」の影響を認めている。が、「大いに影響を与えた」とみなす者の割合は、中卒程度の者では55.4%，高卒程度では65.7%，短大・高専卒程度では67.6%，大卒程度では74.2%と、教育歴が長くなるにつれてこの要因の影響を重視する割合が増えている。

つづいて、職業別の回答傾向をみてみよう。

「影響を与えた」とみる割合は、「技能職・工員」のいわゆるブルーカラーだけが81.1%と他の職業の9割強とは異なっている。さらに、「大いに影響を与えた」とみる割合も、ブルーカラーレベルでは51.1%と低い。また「パート・内職」も51.0%であった。逆に「親の主体性の欠如」を重要視して、「大いに影響を与えた」とみるのは、「公務員・教師・技師など」の78.0%と「自営業・農林漁業」の81.1%である。

「一般——専門家別」ではどうなっているだろうか。「一般のおとな」と「専門家」群いずれも9割強の大半の人々が「影響を与えた」とみている。ただし、「大いに影響を与えた」とみる者の割合にはかなりの差がある。「一般のおとな」では「大いに影響を与えた」と答えた者は57.8%であるが、「専門家」群のうち、特に日頃非行少年と接触の多い協助員は82.7%，補導委員は81.2%がその影響を重視している。また、教師も80.0%が「大いに影響を与えた」とみている。

ちなみに、非行少年の調査・保護に携わる専門家である鑑別所職員は66.7%，非行少年の付き添い人として審判過程に関与した経験のある弁護士の場合は56.2%，子ども会役員は68.6%が、「大いに影響を与えた」とみている。

2. 母親による過保護や過干渉 表15—(2)

非行の増大現象に影響を与えた第2の主要因とされた項目である。

性別では、「影響を与えた」とする者が男性では91.0%，女性では94.6%，「大いに影響を与えた」とする者は男女ともに54.1%である。

年齢別でみると、すべての年齢層で9割程度が「影響を与えた」と認めている。ただ、「大いに影響を与えた」とみる割合は、年齢層が高くなるにつれ増えていく傾向にある。35歳未満では35.7%，35歳以上～40歳未満では40.8%，40歳以上～45歳未満では45.4%，45歳以上～50歳未満では45.9%，50歳以上～55歳未満では59.8%，55歳以上では53.2%，と差が出ている。

教育歴、職業別では、目立った違いはみられない。

それでは、「一般——専門家別」ではどうだろうか。「一般のおとな」は92.5%が「影響を与えた」とみており、「大いに影響を与えた」とみているのは53.4%である。他方、「専門家」群では、少年鑑別所職員を除くと、ほとんどが9割強で母親の過剰関与の影響を認めている。非行の問題のみならず子どもの生活一般において、母親が必要以上に、子どもに干渉したり援助したりすることが、子どもを spoilt する大きな原因になっていることをさまざまな立場の人々が認めているということである。鑑別所職員だけこの数値が低いのは、少年鑑別所に送致されてくるような子どもの場合には、母親の過保護・過干渉が他の子どもほどには認められないからであろうか。鑑別所に送られる程度の問題行動ないしは問題傾向を持つ子どもの場合、母親の保護・関与がむしろ十分でなかったり欠如していることが多く、それが問題行動の原因になっている例が多いのであろう。

3. 父親の影響力の低下 表15—(3)

男女別でみると、男性では92.9%，女性の87.0%が「影響を与えた」とみている。父親の影響力の低下に関しては、男性のほうがその問題性を認める傾向が強い。

年齢層で分けてみると、「影響を与えた」と認めるのは各層とも9割前後だが、高齢層ほど高い比率でその影響を認める傾向がわずかに見いだせる。35歳未満 85.7%，35歳以上～40歳未満 89.4%，40歳以上～45歳未満 88.0%，45歳以上～50歳未満 88.4%，50歳以上～55歳未満 95.7%，55歳以上 91.9%。なお、「大いに影響を与えた」とみる比率も、年齢層が上がるにつれて高くなる傾向がある。

50歳以上～55歳未満の人々に父親の影響力の低下を重視する傾向が強いが、この年齢層は、すでに目下子育て中という年齢ではないから、自らの子育て期を終えた立場から、それぞれの視点で、現状の父親の態度を批判的にみているといえる。

職業別でみて、目立ったところをみると「大いに影響を与えた」とみる率が高いのは「自営業・農林漁業」の56.7%，ついで「公務員・教員・技師など」の53.4%である。逆に、「事務・販売・サービス業」では32.4%と相対的に低い。

「一般のおとな」と「専門家」群の別でみると、ここでは、「影響を与えた」という点では9割前後でほぼ類似している。ところがどの程度の影響を与えたかという判断に関しては、各カテゴリーの間でかなりのばらつきがみられる。

「大いに影響を与えた」という判断と「まあ影響を与えた」という判断への「一般のおとな」の分布は、41.1%対44.4%であるが、少年鑑別所職員の場合は33.3%対44.4%と、父親の影響力の低下を重視する比率は他の人々よりも低い。教師の場合は54.9%対40.7%で、「大いに影響を与えた」とみる者の方が多い。弁護士の場合は、反対に18.8%対81.2%でそれほど重大な問題としてはみなしてはいない。少年補導委員の場合は55.6%対39.5%。協助員の場合は61.9%対36.1%で、「大いに影響を与えた」とする率が最も高い。子ども会役員は44.6%対43.6%である。

4. 地域の人々の青少年問題への無関心 表15-(4)

男女別でみると、男性が74.6%，女性が63.2%と、男性のほうが地域の人々の態度を問題視する程度が強い。

年齢層別でみると、35歳未満では60.8%，35歳以上～40歳未満が67.7%，40歳以上～45歳未満が65.1%，45歳以上～50歳未満が74.8%，50歳以上～55歳未満が69.9%，55歳以上が62.9%となっており、40歳以上～45歳未満の人々が地域の人々の無関心さに最も注目している。また、特に「大きな影響を与えた」とみる人の割合が最も高いのも40代の人々であった。

職業カテゴリーの別でみると、「影響を与えた」とみる者の割合が高いのは「専門職・管理職」の77.8%と、「技能職・工員」の77.2%である。反対にその割合の低いのは、「事務・販売・サービス業」の56.3%と、「パート・内職など」の58.6%である。この差は、職業の違いによって

判断が異なったとみるより、職業の違いによって居住地域が異なり、それら異なる居住地の人々の態度の違いが、判断の違いを生んだとみたほうがよいかもしれない。「一般——専門家別」でみてみると、「影響を与えた」とみる〈一般〉の割合は64.3%である。少年鑑別所の職員の場合には、「影響を与えた」と「与えない」がちょうど半数ずつに分かれた。教師は78.7%，弁護士は62.5%，補導委員は70.4%，協助員は76.3%，子ども会の役員は64.4%が、地域の人々の無関心が少年非行の増加傾向に「影響を与えた」とみている。

5. きびしい受験戦争 表15—(5)

男女別の回答では、男性の74.1%，女性のが82.5%その影響力を認めている。また、「大いに影響を与えた」とする男性が37.3%であるのに対して、女性の方が49.5%とその影響力を重視する傾向が強い。年齢層別でみてみると、「影響を与えた」とする割合は、35歳未満では76.8%，35歳以上～40歳未満では82.6%，40歳以上～45歳未満では82.6%，45歳以上～50歳未満では79.7%，50歳以上～55歳未満では71.3%，55歳以上では73.8%。特に高校受験から大学受験につながる受難の時期の年代の子どもをもっていると思われる年齢層の人々に、「受験戦争のきびしさ」を重要な要因とみる傾向が強い。

教育歴とこの選択項目との関連はどうだろうか。中卒程度の人々の場合、「影響を与えた」とする割合は83.4%，高卒程度の人々は80.9%，短大・高専卒程度の人々は86.1%，大卒程度の人々は73.3%である。大学を卒業している人々の回答だけが、他より「受験戦争のきびしさ」を指摘する割合が少ない。大卒程度の教育歴をもつ人々の場合は、自らもまた、幾度も受験を経験し、その「きびしさ」も経験しているから、現代の受験戦争だけが「きびしい」とみていないからなのか。それとも、大卒程度の学歴を有する人々の場合、彼ら自身の子ども、ないしは彼らが身近なところで見る子どもは、彼ら自身の経済水準や文化水準からみて、学校教育のなかではある程度成績もよく適応しており、したがって、受験戦争にも生き残っていく可能性が高い。それゆえに、「きびしい受験戦争」という項目は、他の教育歴の人々ほどには、非行化に影響を与えるものとして意識されていないということなのか。

職業別でみてみよう。「影響を与えた」とする割合が高いのは「パート・内職など」の88.2%，「事務・販売・サービス業」の83.1%，反対に、その割合が低いのは「専門職・管理職」の65.2%である。ここでは、職業による判断の差というより、その職業に含まれる人々の、先にみた教育歴と性別（父親か母親か）とが反映されていると思われる。つまり、「パート・内職など」に従事する人々は、その大部分が現役の受験世代をもつ母親であり、「事務・販売・サービス業」にも母親が多く含まれると同時に中程度の教育歴をもつ人々が含まれている。これらの人々は、ある程度の上昇指向を子どもに反映しつつも、現実の受験体制の圧力を認めているか

ら、その受験体制のきびしさが子どもたちに与えている影響力を認めやすい。他方、「専門職・管理職」の多くは、その職種の性質上、高学歴を取得しており、また、職業界での競争を経験している人々でもあるから、「受験競争のきびしさ」が子どもたちの非行化に影響を与えているとみる程度は、他の人々よりも低くなつたと推定される。

「一般——専門家別」ではどうだろうか。「一般のおとな」の場合、受験体制が非行増加に「影響を与えた」とする割合は81.9%である。「専門家」群では、教師を除いて、それぞれのカテゴリーのうちほぼ8割程度がその影響力を認めている。教師の場合、受験体制における競争のきびしさを認める者の割合は71.9%で、他の人々の反応といささか異なる。「きびしい受験戦争」の現場について、その現象を成り立たせている当事者でもある教師の場合、その営みがそのまま非行増大傾向の原因でもあると認めるにはやや抵抗があるだろうし、実際のところ、「競争」のきびしさだけが非行化につながるとはいえないことも確かではあるが。

6. 教師の指導力の低下や指導体制の甘さ 表15—(6)

この項目への反応に男女差はなかった。

年齢層で分けてみると、年代が上昇するにつれて教師の指導力や指導体制に対するまなざしがきびしくなっていることがわかる。特に、この項目が非行増加現象に対して「大いに影響を与えた」と受け取っている人々の比率は、35歳未満の人々では30.4%であるのに対し、35歳以上～40歳未満では46.5%，40歳以上～45歳未満では47.1%，45歳以上～50歳未満では50.3%，50歳以上～55歳未満では47.9%，55歳以上では53.2%となっている。

教育歴との関連でみてみると、「影響を与えた」とみている者の割合は、中卒程度の教育歴の人々の場合は82.6%，高卒程度の人々の場合は88.9%，短大・高専卒程度の場合は94.4%，大卒程度の場合は84.4%である。特に短大・高専卒の人々の割合が目立つが、しかし、これは教育歴そのものとの関係というよりは、この水準の教育歴をもつ人々の多くが女性で、しかも彼女たちの多くが母親として、日頃から学校、教師との接触を多くもっているところから引き出された結果であるとみたほうがよさそうである。

職業別と、「一般——専門家別」とをあわせてみてみよう。

職業カテゴリーのうちでは、「公務員・教員・技師など」に属する人たちを除くすべてのカテゴリー群のうち約9割が、「教師の指導力の低下や指導体制の甘さ」が非行の増大に「影響を与えた」とみている。特に、「大いに影響を与えた」とする割合の高いのが「自営業・農林漁業」の人々で、62.2%にのぼる。逆に「公務員・教員・技師など」の場合、「影響を与えた」とする割合は80.2%，「大いに影響を与えた」とみる者は35.0%と、他の職業からみてもかなり低い。

教師だけについてみると「影響を与えた」には83.5%，「大いに影響を与えた」には26.1%

が、いわば自覚的に反応している。ただ、この教師の反応は、他の「専門家」たちの反応とはいささか異なっている。少年鑑別所の職員（66.6%）の反応を除けば、その他の人々の9割前後が「影響を与えた」という点では一致している。が、「大いに影響を与えた」とするものの割合が多いのは、協助員の60.8%，子ども会役員の59.4%。逆に「まあ影響を与えた」とどちらかと言えば消極的な反応が多かったのは、弁護士の58.8%と補導委員の54.9%であった。

7. 学校の管理のきびしさ 表15-(7)

男女別でみると、「影響を与えた」は男性では62.4%，女性が54.2%，「影響を与えていない」は男性が37.5%，女性が45.8%と、女性の方にこの項目を重視する傾向がみられる。

年齢層別でみると「影響を与えていない」とする者の割合は、35歳未満の人々のうち66.1%，35歳以上～40歳未満では58.1%，40歳以上～45歳未満では54.9%，45歳以上～50歳未満では59.1%，50歳以上～55歳未満では58.0%，55歳以上では56.5%。35歳未満の人々は他の年齢層の人々よりその影響力を認めない程度が少しばかり強い。あるいは35歳未満の人々は、自分たち自身の学校生活においても、それ以上の年代の人々よりも「管理」を強く体験していて、それが回答パターンに反映しているのかもしれない。

教育歴の区分でとらえると、「学校の管理のきびしさ」が「影響を与えた」とみる比率が比較的低いのは中卒程度の人々（38.5%）と、大卒（以上）の人々（35.9%），これに対して、その影響力を比較的重視するのは高卒程度の人々（48.9%），および短大・高専卒の人々（41.5%）である。

「一般——専門家別」に職業別の結果を加味してとらえてみよう。

「一般のおとな」の反応は「影響を与えた」が46.3%，「影響を与えていない」が53.7%。このカテゴリーに属するとみなされる者のうち、技術職工員などを職業とする人々の反応は、50%対50%に分かれた。

また、ここでも教師の反応は他の者とは異なって特徴的である。「学校の管理のきびしさ」は非行の増大に「影響を与えた」とするのは、29.8%，「影響を与えていない」とするのは70.1%，学校の管理強化の非行への影響力を教師自身が認めにくいであろうことは容易に想像できることである。

8. 警察の態度や取り締まりの強化 表15-(8)

この項目に関しては男女差がかなり見いだせる。男性はその81.5%までが「影響を与えていない」と判断しているのに対して、女性は68.6%にとどまっている。男性より女性のほうが、子どもの非行の増大の原因を、子どもを取り締まる側に見いだそうとするのだろうか。

年齢層の区分でみると、この項目が「影響を与えていない」とみる傾向がやや強いのは35歳未満の79.6%と55歳以上の83.9%。この両者の間の世代は7割前後と、両端世代よりはその影響力を認めようとする傾向がみられる。

教育歴との関連では、警察の統制強化の影響力を認める率は、教育歴が短くなるほど高くなる。この要因が非行増加とあまり関係がないとみる率は、中卒程度の教育歴の人々の場合68.6%，高卒程度の場合70.1%，短大・高専卒の場合77.7%，大卒（以上）の場合が83.4%となっている。

「一般——専門家別」でみると、「一般」の場合、「影響を与えていない」とするのは69.7%，これとほとんど同じ反応は弁護士（68.7%）にみられる。警察の取り締まり体制の強化の影響力を他よりも重視する傾向にある専門職は少年鑑別所の職員で、「影響を与えていない」61.2%，「影響を与えている」38.9%となっている。反対に、警察の取り締まり体制の強化の影響力を認めない傾向が特に強いのは教師である。教師の場合、「影響を与えていない」は89.5%を占める。

9. 警察の態度や取り締まりの甘さ 表15-(9)

この項目に関する男女差がみられる。「影響を与えた」と「影響を与えていない」の分布は、男性では69.6%と40.5%。女性の場合には53.3%と46.7%。女性に関しては警察の取り締まり体制の甘さ（のみならず前項では取り締まり体制の強化）が影響を与えたとみる傾向が男性よりも強い。警察に対して非行増大の責任を求める傾向が、女性にはあるようだ。

年齢層の区分でみると、55歳を境として、回答のウェイトが変化する。つまり、54歳までの回答者たちは、ある程度までばらつきを含みながらも、この項目が「影響を与えていない」という方に5割以上6割程度のウェイトが与えられている。ところが、55歳以上の人々の反応は、警察の取り締まりの甘さが非行の増大に「影響を与えた」とみる方に61.3%が集まっている。極端な表現をするなら、55歳以上の人々には、「警察がしっかりしないから子どもが悪くなる」式発想をとる人が、他の年齢層より多いということになる。

教育歴の区分でみると、大卒（以上）の人々と、それ以外の人々との間に大きな違いが認められる。大卒は警察の統制緩和の影響力を認める人が31.8%であるのに対し、それ以外の人々は5割前後がその影響力を認めている。

職業の区分でみると、「影響を与えた」と判断する者の方が多いのは「技術職・工員など」で67.9%。反対に「影響を与えていない」とする者の方が多いのは「専門職・管理職」65.3%と「公務員・教員・技師など」65.9%。その他のカテゴリ一群では、その判断がほぼ半分に分かれた。

「一般——専門家別」では、その多くが賛否両論にほぼ半数ずつ分かれる。ただし教師ととりわけ弁護士には、「影響を与えていない」とみるものが多く、教師では72.8%，弁護士では93.7%が警察の統制緩和の影響力を否定している。

10. 裁判所による処分の厳罰化 表15—(10)

非行の増大傾向に対して、「影響を与えていない」と判断される割合が全体では最も高かった(79.4%)項目である。

性別では、「影響を与えていない」とする男性が87.8%と相当な率にのぼっているが、女性はそれより低く78.7%である。公的な認定・処遇機関の統制強化の影響力を認める傾向は女性のほうがやや多いと言える。

年齢層との関連では、特に目立った相関はみられない。

教育歴との関連では、大卒の人々の91.5%までが「影響を与えていない」とみているのに対し、それ以外の人々では、8割程度であるという点に、多少の関連性を見いだすことができる。

職業別でみると、「影響を与えていない」とみる者が94.5%にのぼるのが「専門職・管理職」である。もっともこの職業カテゴリーには「少年非行」対策の専門家ないしは「非行少年」の専門担当官が多く含まれているから、この数値は当然である。

厳密に考えれば、裁判所による非行少年の認定・処遇は子どもの「非行」の結果であって原因ではない。さらに、その処分が厳罰的傾向をもっているかどうかも、非行内容や非行少年像、それらの社会背景との関係によって規定されるから、この項目はむしろ非行現象の動向の結果として考えられるべき事柄ではある。

少年非行対策の「専門家」群では、とくに「非行少年」の法的な取り扱い過程に直接関与している少年鑑別所職員が94.4%，弁護士が93.7%，教師が92.1%と、この項目の非行増加への影響を否定している。他方、この項目が「影響を与えていない」とする率が相対的に低いのは、専門家群では少年補導委員の77.6%，子ども会役員の81.2%であり、一般の職業別では「技能職・工具など」の70.7%である。

11. 裁判所による処分の甘さ 表15—(11)

前項とは逆の内容であるが、これに対してはどのような回答結果となっているだろうか。

性別でみると、この項目の影響力を男性はほぼ半々に分かれて評価している(「与えた」51.2%，「与えていない」が48.8%)のに対して、女性には「影響を与えていない」とみる者が63.7%とやや多い。

年齢別でみると、「裁判所の処分の甘さ」が非行増大に影響を与えたとみる態度は、年齢の上

昇とともに増えていく傾向にあると言えるかもしれない。50歳のラインをはさんで、50歳未満の人は過半数の約6割程度が「影響を与えていない」という判断に傾き、50歳以上の人々の場合は「影響を与えた」のほうに過半数が集まっている。もう少し細かくみると、「影響を与えていない」という判断に対しては35歳未満では62.5%、30代後半では60.4%、40代前半では63.9%、40代後半では57.1%、50代前半では47.8%、55歳以上では43.6%となっている。

ここでもやはり年齢層が高くなるほど、「裁判所がしっかりしないから非行が増える」式の発想が増えるということになるだろうか。

学歴によるこの項目への反応の違いは特にみられない。

職業別でみると、この項目の影響力を認める判断のほうにやや傾くのは、「技能職・工具」の58.9%と「自営業・農林漁業」の52.7%であり、その他は「影響を与えていない」とみるほうに過半数が集まっている。

「一般——専門家別」でみてみると、一般の人々は「影響を与えていない」とみるものが64.2%である。この項目に関しては、少年非行のいわゆる「専門家」群の内部にかなり判断のひらきがある。特に、「裁判所の処分の甘さ」が非行増大に影響を与えてないと判断する立場を代表するのは弁護士(93.7%)で、反対に影響を与えたとする立場を代表するのは協助員(64.9%)である。このように、専門的な立場の相違によって判断が異なっている点で興味深い。

ちなみに、協助員と弁護士を除く「専門家たち」の反応は、この項目の影響力の判断に関して、賛否がほぼ二分される。

12. マスコミなどによる暴力や性に関する情報の氾濫 表15-(1)

性別の反応には差はない。年齢別でみてみると、35歳未満の人々と、それ以上の人々のあいだにかなりの差異が認められる。つまり、「影響を与えた」とする割合は、35歳未満では78.5%であるのに対して、35歳以上の人々の場合はすべて90%をこえているのである。「大いに影響を与えた」とする者も、35歳未満では46.4%、35歳以上では6割に達する。

学歴や職種による反応の違いは、この項目に関してはみられない。

「一般——専門家別」に関しても、反応の違いはあまりなく、ただし、特に少年鑑別所の職員の場合、「影響を与えた」とする者は61.1%、「大きな影響を与えた」は16.7%で、他と比較するとこの数値が著しく低い。鑑別所技官は、科学的な根拠にもとづいて非行少年の調査を行い、個々の非行の背景や原因を追求するのが仕事だから、マスコミの影響力に関しては、かなり慎重な姿勢をとっているものと思われる。弁護士もまた、前者ほどではないが、他の人々よりもマスコミの影響を重視する割合は低い。

他方、マスコミの情報の影響力を特に重視するのは、教師である。97.3%と、ほとんどの教

師が「影響を与えた」とみている。

13. 非行についてのマスコミのおおげさな取りあげかた 表15—(13)

非行の増大に「影響を与えた」とみるのは、全体では82.5%，特に「大いに影響を与えた」とするのは45.4%であった。この反応に関しては、男女差はみられない。

この項目に関しては、前項でみられたのと同様に、年齢層、とりわけ35歳未満と35歳以上との区分で反応が異なる。35歳未満で「影響を与えた」とするのは76.8%，35歳以上では8割強、「大いに影響を与えた」では、前者が33.9%であるのに対して、後者は4割強から5割にいたっている。ここでもやはり、若年層のマスコミ情報中和化機能が作用していると言えるだろう。

学歴による区分で、やや目立つのは、中卒程度の学歴の人々で、94.2%が、「マスコミの大げさな非行のとりあげかた」の影響を重視している。その他の人々は、8割余りの反応である。

職業別と「一般——専門家別」を同時にみていく。

職業別では、「公務員・教員・技師」だけが89.2%と、その他の職業よりも影響力を認める割合が高い。そして、「専門家」群の中では、教師だけが92.1%である。ところが反対に、少年鑑別所の職員は、61.2%と、前項と同様、マスコミの影響力をそれほど認めていない。この傾向は弁護士にもみられる。

マスコミ情報に関しては、非行のモデルとなる誘発的情報であり、非行の実態を誇張する情報であり、教師はその影響を重視し、少年保護の実務家たちは、その影響力に対して慎重であるという傾向がみられる。

14. 子どもの身体的・性的成熟の加速化 表15—(14)

全体の75.6%が非行増大への影響を認めている項目である。「大いに影響を与えた」とするのは、全体では26.3%であった。

性別でみると、「影響を与えた」とする点に関しては、男性が75.7%，女性が78.6%とそれほど差はないが、「大いに影響を与えた」とみるのは、男性が20.8%，女性は30.8%と、女性のほうが重要度の評価に関して強い反応を示している。

年齢別でみると、やや特徴的のは、最若年層と最高齢層である。「影響を与えた」とみる割合が、35歳未満では69.6%であるのに対して、55歳以上では88.7%と、両者のあいだに大きなひらきがある。これもまた、世代感覚の違いであると言えよう。

55歳以上の人からみれば、今日の「豊かな社会」に育つ子どもの体格の変化、早熟化は、多かれ少なかれ、「異性人」「新人類」と映ることであろう。逆に、35歳未満の人は、それ以上の年代の人々よりは、現代の子どもの姿に、自分たちの10代のころと共有する部分をより多く見

いだしうるのであろう。これらのことから、35歳未満と55歳以上の人々の反応の違いとなってあらわれたとみることもできる。

学歴との関連でみると、全体平均よりやや反応率の高いのが短大・高専卒の82.3%，逆に平均よりやや低いのが中卒の73.1%であった。

職業別では、全体平均より影響を認める率の低いのは、「専門職・管理職」(69.4%)と「事務・販売・サービス業」(70.4%)，反対に平均よりやや高いのが「技能職・工員など」の82.8%である。

「一般——専門家別」でみると、子どもの早熟化が非行に影響を与えたとするのは、一般の人々では76.2%である。「専門家」群の内部では、いささか反応に変動がある。まず、「影響を与えた」とみる者が多いのは、少年鑑別所の職員の88.9%，弁護士の87.4%，補導委員の86.6%である。逆に少ないのは、子ども会役員の71.0%である。

子どもの身体的・性的成熟の加速化という要因がかならずしも直接に「非行」を促進することは言えないまでも、さまざまな行為を試みる条件ともいえる身体の成熟をどのようにみるかは、専門的な立場の人々のあいだでも見方が異なっているということは言えそうである。

15. 子どもの権利や自由を認めすぎる社会的風潮 表15-15)

他の国々と比較して、伝統的に子ども中心主義と言えるほどに、子どもを大切に扱ってきた日本社会において、子どもへのまなざしがさらに丁重なものになっている傾向がみられる。見方によっては、子どもへの迎合とも受けとれるこのような社会的風潮が、非行の増大に影響を与えたとみる人々は、全体では、73.5%を占めた。

この項目について、性差、年齢差は、特に見いだせない。

職業別にみると、「影響を与えた」とみる率の相対的に高いのは「自営業・農林漁業」の81.8%と、「事務・販売・サービス業」の81.7%，支持率の低いのは「専門職・管理職」の63.8%である。学歴別でみて支持率の低いのが、大卒の70.9%であることをあわせて示しておこう。

「一般——専門家別」では、やはり少年鑑別所職員と弁護士とが、共通の特徴を示している。つまり、この両カテゴリーにおいては、「子どもの権利や自由を認めすぎる社会的風潮」が非行の増大現象に影響を与えていないと判断するほうが優勢なのである。「影響を与えていない」とみるのは、鑑別所の技官では55.5%，弁護士では62.5%である。

子どもの権利や自由の範囲をどこまで正当なものとみなすか、あるいは、具体的にどのような行為や生活様式が子どものあるべき姿としてイメージされているかは、個々の回答者ごとに少しづつ異なっているであろう。したがって、回答者のいわば子ども観と社会観がいかなるものであるかという基準に照らして、昨今の「社会的風潮」がまず評価されていることが、この

項目に対する回答の前提である。そして、その「社会的風潮」が、回答者によって「子どもの権利や自由を認めすぎる」と判断されたと考えて、さて、それが非行に影響を与えたのかどうか、さらに言えば、その「風潮」が、非行の原因であると言えるのかどうか、という判断がもとめられているのが、この項目への回答である。

この複雑な構造の質問に対して、少年鑑別所職員と弁護士が、他の人々とは異なった反応を示しているということは、どう解釈されるべきか。言い添えるなら、鑑別所職員と弁護士は特に未成年者の人権ということにきわめて敏感な専門家である。これらの専門家だけが、子どもに迎合的な「社会的風潮」は、非行の増大にあまり影響を与えていないという傾向をもつてのことになるが、この質問が、先に述べたように、二重の意味をもつてているということ、そしてこれらの専門家が子どもの自由の拘束や人権の侵害ということに特にデリケートな配慮を示す人々であるということからみて、もう一つの解釈が成り立つ。つまり、鑑別職業技官と弁護士は、「子どもの権利や自由」は、現在、社会的に十分認められていないと考えているのではないか。さらに言うなら、子どもの自由や権利が本質的には十分保障されていないことが「非行の増大」という現象ないしは非行の増大を問題視する「社会的風潮」を導いたと、これらの専門家はみているのではないだろうか。

5 青少年の行動に対する非行度の判定

これまで「非行」ということばを使ってきたが、日常よく使っているわりに、あらためて定義しようとするとよくわからなくなることばである。「犯罪」は一応「法にふれるような行為」という定義のしかたができるのではないかと思うが、「非行」は、いわゆる「法違反行為」以外に、「ぐ犯行為」や「不良行為」の類も含まれており、人によってなにを非行とみなすか、どの程度の行為を非行とみなすかは、それぞれ違っている。

問5は、いろいろな青少年の逸脱行動を16項目あげ、それぞれについてどの程度「非行と思うか」をたずねたものである。表16ー(ア)～(タ)からもわかるように、行為によって、また判定する立場によって、非行度の判定が違っていることがわかる。

16項目は大きく次の4つのグループに分かれる。

- A. 法違反行為 (カ, キ, セ, タ)
- B. ぐ犯行為 (ウ, エ, ク)
- C. 不良行為 (ア, シ, ソ)
- D. 学校規則違反行為 (イ, オ, ケ, コ, サ, ス)

以下、各グループごとに非行度の判定結果をみていってみよう。

A. 法違反行為

法違反行為にあたる、カ, キ, セ, タについては、「大いに非行と思う」「どちらかと言えば非行と思う」を合わせた数字がそれぞれ80.3%, 78.5%, 88.8%, 81.0%と高くなっている。これらに関してはそれを禁ずる法律があり、その存在を知らない人を別にすれば、だれの目にもこれらの行為が悪いことだということがわかるし、してはいけないことだという社会常識がある。

したがって「一般——専門家別」にみても、立場によって判定度が大きく違う項目はなく、「非行と思う」という程度はほぼ一致している。

B. ぐ犯行為

「青少年白書」によれば「ぐ犯少年」とは、「保護者の正当な監督に服しない性癖がある等性格、行状等から判断して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満のもの」をいう。ここで「ぐ犯行為」にあたるのは、ウ, エ, クの3項目であるが、これらについても、A同様非行度の判定はそれぞれ89.9%, 74.5%, 86.5%と高い。また「一般——専門家別」にみても、両者のあいだに判定度の差はあまりなく、社会全般に非行とみなす点に

おいて共通理解があると言ってよいであろう。

C. 不良行為

不良行為とは、現在及び将来において法律違反の可能性があるとまでは言えないが、青少年がそれをするることは望ましくないと一般的に考えられている行為のことである。この中には、Dの「学校規則違反行為」も含まれるが、ここでは後者を別にして、学校規則とは直接関係のない行為だけをとり出してみた。ア、シ、ソがそれにあたるが、これらについての非行度の判定は、それぞれ5.8%，18.3%，85.0%である。「親や先生に口ごたえする」とか「性的な記事の載った成人雑誌をみる」という行為に関しては非行度の判定はごくわずかであるが、「家の金を無断でもちだす」という行為は「一般——専門家別」を問わず「非行と思う」という者が多い。経験的に、前二者は将来の犯罪や法違反につながる可能性は少ないが、「家の金を無断でもちだす」という行為に関しては、ぐる犯行為同様、将来罪を犯すことにつながる行為だとみなしているのであろう。一般的に、他人の所有に属するものに手をつけるような行為、いわゆる私有権の侵害や、その行為によって他人が迷惑を被るような行為に関しては、非行度の判定は高いという傾向がある。

「口ごたえ」と「成人雑誌」に関しては、「一般——専門家別」でやや回答結果に違いがみられるので、それについて若干ふれておこう。まず「口ごたえ」について、平均よりやや非行度の判定が高いのは鑑別所職員、協助員、子ども会役員である。特に鑑別所職員と協助員については、彼らの日頃の活動を通じて非行少年にこのような行為が多いことを経験していることが回答結果に反映したものと思われる。

親や教師への反抗的態度は、ある意味では子どもの自立心や独立心のあらわれでもあり、それを単純に非行と結びつけるのは短絡的であろう。親や教師が子どもを制御できないとか、日頃子どもとのコミュニケーションが欠けているという場合に、反抗的な態度が問題化するわけであるが、鑑別所職員や協助員が扱っているケースにはそのような背景的事情が加わっている例が多いのである。

もう一つの「成人雑誌」に関しては、補導委員や子ども会役員に「非行と思う」という回答が多いのが目立つ。これらの人々の多くが女性であるということも考慮しなければならないが、それ以外に彼らの活動の中に有害広告物や自動販売機の撤去が重要な位置を占めていることも、回答結果に反映しているものと思われる。

この点に関して、逆に非行度の判定が低いのは、鑑別所職員と教師であるが、成人雑誌をみるというぐらいのことは、いまの青少年には常態化しており、そのことが非行とかならずしも結びつかないという認識がこの両者にはあるのではないだろうか。

D. 学校規則違反行為

Dに分類したのは、いわゆる校則に違反するような行為である。校則はそれぞれの学校が独自に決めるものであるが、どの学校も似たような内容や基準を設ける傾向があり、ある意味では「社会常識」化しているところがある。

ところで、学校規則違反に分類したイ、オ、ケ、コ、サ、スの各項目の判定は、それぞれ40.2%，16.3%，28.7%，58.7%，67.0%，47.8%となっており、比較的低い数値となっている。非行度の判定の高いのは「パーマ」「喫茶店」「制服」であるが、これらは一般的に非行化への兆候として考えられているところがあるが、他の行為に関しては、非行との関連はうすいと考えられていると言うことができる。

「一般——専門家別」では、学校規則違反に関して立場によって受け止め方が大きく違っている。特に「色くつ下」「喫茶店」「パーマ」「制服」に関しては、鑑別所職員、弁護士と他の人々とのあいだに大きな違いがある。学校は、いわゆる「生徒」として青少年を扱おうとするのに対し、鑑別所職員や弁護士はあくまで青少年一般というカテゴリーでとらえているため、一応それらの行為は好ましくないという印象は持っているにしても、青少年のあいだで風俗的な行為として行われている行為を禁じ、それに違反したことを理由に「非行少年」のレッテルを張るのはあまり好ましくないという判断が鑑別所職員や弁護士にはあるのであろう。

16項目の行為に関して、非行度の判定が個々の行為によって、また立場によって異なることが以上の結果から明らかになった。今回の調査では青少年の反応は調べていないが、同種の内容を青少年にたずねた別の調査結果と比較すると、それぞれの行為に対する非行度の判定に世代差が顕著にあらわれていることがわかる。概しておとなから非行と思われている行為を、青少年自身は非行と思わない傾向があり、おとなのはうが過敏になりすぎているくらいがないではない。

⑥ 非行・非行少年についてのイメージ

非行や非行少年について人々がどのようなイメージをもっているかについてたずねた結果が、表17-(ア)～(コ)である。以下、各質問項目ごとに結果を説明していこう。

1. 「非行の多くは、ちょっととしたできごころや遊びのつもりでしたものだ」 表17-(ア)

そう思わない	19.9%
どちらとも言えない	19.4%
そう思う	59.0%

多くの人が、非行は青年期に特有の軽い逸脱経験としてとらえていることがわかる。しかし、先に非行への対処の仕方についてたずねた質問では、「早期発見・早期治療の積極的な取り組み」が望まれていたことを考慮すると、「ちょっとした遊び」のつもりでしていたとしても放置しておくと深刻な事態になりかねないという見方が一般的なのであろう。

これを「一般——専門家別」にみてみると、「そう思わない」という割合が最も高いのは教師で37.7%に達しており、「そう思う」の43.0%とほぼ同じくらいの割合になっている。逆に「そう思う」の数値が低いのは、少年補導委員などの地域で活動している人々と少年鑑別所職員である。

2. 「何度も非行を繰り返しているような少年でも、その生活環境が変われば非行をしなくなるものだ」 表17-(イ)

そう思わない	10.1%
どちらとも言えない	28.6%
そう思う	60.5%

肯定的な意見が多数を占めており、生活環境が非行誘発要因として重視されていることがわかる。

「一般——専門家別」で目を引くのは、少年鑑別所職員の「そう思わない」という回答の低さである。また、これを除くと「専門」は「一般」よりも生活環境を重視する傾向がみられる。

3. 「おとなと違って子どもは、自分のしていることが法を犯す行為だということをわからずに、非行を犯していることが多い」 表17-(ウ)

そう思わない	37.8%
どちらとも言えない	20.1%

そう思う	40.9%
------	-------

肯定的な回答と否定的な回答がほぼ同じくらいの割合になっている。

「一般——専門家別」にこの結果をみてみると、「一般」では否定的意見が肯定的意見よりも多く、弁護士と子ども会の役員がそれと似た傾向を示している。それ以外では、一般的に「専門」のほうが否定的な回答の割合が高い。「そう思わない」という回答が「一般」よりも高いのは、少年鑑別所職員、教師、少年補導委員、協助員などの、日頃から非行少年との係わりあいの多い人たちである。つまり、これらの人々は、少年たちはちょっとした「遊び」のつもりで非行を犯しているが、なにもわからずにそういういた行為を行っているわけではなく、法律や学校の規則に違反しているということをわかりつつ非行を行っているとみなしている。

どちらの判断が非行少年の実態により近いのかはこれだけではわからないが、おそらくこの問題は非行の程度や種類と関連しているものと思われる。つまり、たびたび非行を繰り返すような少年の場合や窃盗などの財産犯の場合は、自分の行為が法違反であるということを知りつつ非行を犯していることが多いということなのだろうが、「タバコ」などのように一種のおとなぶった行為や集団的な遊びに類するような行為は、しかもそれが初犯であるような場合は、法違反であるということをあまり自覚していないことが多いということなのだろう。

4. 「社会に対する少年の不満や反発が引き金となって、非行をおこすことが多い」 表17-エ

そう思わない	22.4%
--------	-------

どちらとも言えない	25.1%
-----------	-------

そう思う	51.0%
------	-------

肯定的な回答と否定的な回答とでは、肯定的な回答のほうがかなり高い。非行の原因として、個人的要因（気質や情緒障害など）、環境的要因（家庭や地域環境など）、社会的要因（階層構造、社会解体など）のいずれを重視するかによって、それに対する対処の仕方も違ってくる。この質問だけでは「社会に対する不満や反発」がどのようなものかは明らかではないが、青少年に不満や反発をもたせるような「社会のありかた」に問題がある、言いかえれば、社会が非行を生み出しているという認識はある程度浸透しているようである。

「一般——専門家別」にみても、一般的な傾向は変わらないが、少年鑑別所職員と協助員は「そう思わない」という比率が他より高い。これらの人々の仕事は、非行少年の更正にも関係することが多いであろうから、非行少年が反社会的な側面をもっているということを否定しようとする傾向があるのかもしれない。

5. 「非行少年は、家庭での親の十分な保護や監督がなされていないことが多い」 表17-(オ)

そう思わない	4.6%
どちらとも言えない	10.5%
そう思う	83.9%

圧倒的に「そう思う」という回答が多く、[9]の「どこが青少年対策の中心になるべきか」という質問の結果にもあらわれているように、家庭の重要性に対する認識はかなり高い。

「一般——専門家別」の結果をみても、少年鑑別所職員がやや「そう思う」という割合が低いを除けば、立場に係わりなく、「親の保護や監督」のいかんが非行発生に関係があるという見方をしている者が圧倒的多数を占めている。

地域で活動している少年補導委員、協助員、子ども会役員のなかでも、協助員が最も「そう思う」という比率が高いが、彼らの活動が、非行少年の指導を通じて家族への働きかけをしていくことを主たる内容としていることが、このような結果となってあらわれたのであろう。

6. 「非行少年は、一般に性格面で普通の子とは違っている」 表17-(カ)

そう思わない	45.2%
どちらとも言えない	36.3%
そう思う	17.5%

7. 「悪質な非行をするような少年は、性格面で普通の子とは違っている」 表17-(キ)

そう思わない	26.3%
どちらとも言えない	27.9%
そう思う	44.5%

この二問は、非行少年が性格面で普通の子と違っているかどうかをたずねたものである。

まず、6.に関しては、全体的には「そう思わない」という回答が多いが、「どちらとも言えない」という回答も比較的高かった項目である。個々のケースによって違うのだから、一般的な判断は難しいということなのだろう。「一般——専門家別」にみて目をひくのは、非行少年の心理鑑定などを専門的に行っている鑑別所職員の回答である。彼らは、「非行少年は、性格面で普通の少年とは違っていない」とする者が55.6%と、他の人々より多いのである。これとは逆に、補導委員、協助員、子ども会役員などの地域活動家たちは、「そう思う」という回答が他の専門的な立場の人々にくらべ高くなっている。

7は、前問の内容を「悪質な非行をするような少年」というかたちできいたものである。同じ内容でも「悪質な少年」ということになると、回答は全く違ってくる。「性格面で普通の子とは違う」という回答が44.5%と多数を占めるようになるのである。

「一般——専門家別」でみてみると、鑑別所職員を除くと、一般の人々のほうが専門的な立場の人よりも「そう思わない」という率は高い。ここでも少年鑑別所職員は、「そう思わない」という回答が最も高くなっているが、「そう思う」という回答も前間にくらべるとかなり高くなっている。

8. 「非行少年は、生活程度など家庭背景が普通の子とは違っている」

表17—(ク)

そう思わない	18.2%
どちらとも言えない	35.2%
そう思う	45.6%

9. 「悪質な非行をするような少年は、生活程度など家庭背景が普通の子とは違っている」 表17—(ケ)

そう思わない	14.4%
どちらとも言えない	27.5%
そう思う	56.9%

この二問は、環境としての家庭背景が、非行少年と普通の子とでは違っているのかどうかをたずねたものである。6, 7の場合と違い、この二問の場合は、「そう思う」が多数を占めるという点で一致した回答結果となっている。5の質問で、「親の保護、監督」と非行とのあいだの関連を認める回答率が非常に高かったことから考えても、「非行少年は普通の子とは家庭背景が違っている」という回答が高くなるのは、あらかじめ予想されたことである。しかし、ここで問題にしたいのは、「生活程度」と非行との関連である。

昭和50年代の非行は、「非行の中流階級化」ということばに象徴されているように、階層を問わず非行が蔓延していると言われてきたが、今回の結果をみるとかぎり人々の意識の中ではやはり非行と階層とはなんらかの有機的な関連をもっているとみなされていると言えよう。しかしこの場合も、「どちらとも言えない」と答えた人が3割前後あり、一般化が難しくなっている状況があるよう思う。

「一般——専門家別」にこの結果をみてみると、8, 9いずれも鑑別所職員、弁護士は「そう思う」という回答が他の専門的な立場の人々にくらべかなり低くなっている。「一般の人」の比率を基準にすると、前者はそれよりも低いのに対して、後者はそれよりも高いという結果となっている。

10. 「非行をさせないようにするためにには、その仲間とつきあわせないようになることが必要だ」 表17-(コ)

そう思わない	14.1%
どちらとも言えない	24.7%
そう思う	60.1%

「そう思う」が6割を占め、「悪い仲間」と非行との関係が強く意識されていることがわかる。

「一般——専門家別」にこの結果をみてみると、教師と子ども会役員が「そう思わない」という回答が比較的高い。非行と仲間関係については、2通りの考え方があるようだ。そのどちらも非行は単独で行われるよりも集団で行われることが多いとみなしている点では同じであるが、非行克服の方法という点で立場が違ってくる。第1の立場は、非行は「悪い仲間」に誘われたり、そそのかされて行うものであるから、その仲間関係をできるだけ断ち切るようにすべきだという、ここでの多数派の考え方である。第2の立場は、「悪い仲間関係」から少年をきりはなすことによって、確かにその少年は非行への道から解き放たれるかもしれないが、非行集団が存続する以上べつの少年がそこに引きずり込まれるという悪循環が繰り返されるだけであり、非行をなくしていくためには非行集団そのものをそっくり健全な集団へと変えなければならない、とする考え方である。実際上の取り扱いはどうかわからないが、この考え方には学校教育の場では主流をなす考え方であると言ってよい。その意味では、教師や、地域で集団的な青少年育成の活動に携わっている子ども会役員に「そう思わない」という回答が多いのもうなづける結果である。

7 「非行少年」とみなす段階

「非行」という概念は、一般に漠然と用いられているが、明確な意味内容を規定することは難しい。と、同時に、「非行」とみなされる行為を遂行する子ども、あるいは「非行少年」と呼ばれる未成年者に対するイメージもまた、あいまいである。

「少年法」の目的には、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正および環境の調整に関する保護処分を行う」(第1条) とある。

ここで「非行少年」とは国家の保護と処分のもとに置かれるべく家庭裁判所の審判に付される少年と考えてよい。審判の対象となるのは、1. 犯罪少年、2. 触法少年、3. ぐ犯少年とみなされた未成年者である。

しかし、この場合、「刑法」及び種々の特別法（例えば「覚醒剤取り締まり法」「売春防止法」「道路交通法」など）に違反する行為を行うかどうかということだけでなく、「ぐ犯」の場合のように、「その性格又は環境に照して、将来、罪を犯しましたは刑罰法令にふれるおそれ」があると判断されれば、法的には「非行少年」となる。「少年法」においても、問題とされているのは、特定の違法行為だけでなく、というよりむしろ、性格や性癖、生活環境などが判定基準となっているといえる。とすれば、それが「非行少年」であるかどうかは、判断する者の「非行少年」観ないしはあるべき「子ども」観によって千差万別であるといえる。

しかし、他方で、「非行問題」として論じられる文脈でスポットが当てられやすいのは、多くの場合フォーマルな取り締まりの対象となるような行為を行い、しかも、それが統制機関によつて認知されたものである。

たとえば、「傷害」「万引き」「シンナー吸引」「無免許運転」といった行為は、もっぱら、まず警察活動によって発見され、家裁送致を通して処分される行為である。そして処分の内容もまた「不処分」から「保護観察」、さらには少年院送致や少年刑務所送りにいたるまで、さまざまである。

法的な手続きのなかでさえ「非行問題」の認定が多義的であり、その取り扱いもまた、多くのバリエーションをもつとすると、これが例えば白書類やマスコミ情報として伝達された結果、一般に人々はどのような取り扱いの対象となった少年を「非行少年」としてみているのだろうか。

あるいは、日常の暮らしのなかで直接・間接に子どもと接する人々は、どのような「非行少年」イメージを形成しているのだろうか。

そこで、ある特定の子どもが公的機関から一定のサンクションを与えられる状況を次のよう

に設定して、それぞれどの段階から「非行少年」とみなされるかを連続的に判定してもらったのが、表18である。

「非行少年」と認定する諸段階

- ① 校則に定められた服装規定などをやぶり、先生に注意された段階
- ② なんらかの理由で補導委員に注意された段階
- ③ なんらかの理由で警察に補導または検挙された段階
- ④ 犯罪にあたることを行って警察に逮捕された段階
- ⑤ 家庭裁判所の審判にかけられた段階
- ⑥ 保護観察に付された段階
- ⑦ 少年院や少年刑務所に送られた段階

判定項目①～⑦の配列は、①②③が統制主体——①教師 ②補導委員 ③警察官——の違い。③④は警察の取り締まり対象となったもののうち、犯罪性の強度の違い。⑤は少年事件の家庭裁判所への全件送致の原則のもとで、家裁による「非行少年」の公式認定の段階。⑥⑦は「非行あり」とされた少年の処分の程度の違いである。

それでは、それぞれのグループごとに回答結果をみていってみよう。

- ① 校則に定められた服装規定などをやぶり、先生に注意された段階 10.0%
- ② なんらかの理由で補導委員に注意された段階 17.1%
- ③ なんらかの理由で警察に補導または検挙された段階 57.8%

①学校の教師の訓戒 ②補導委員の訓戒 ③警察の補導または検挙、これらの対象となった少年に関して、「警察の補導または検挙された」少年が「非行少年」とみなされる程度が最も高い。この場合、補導ないし検挙の理由は示されていないから、刑事取り締まり的な理由であれ、健全育成への教育的配慮からという理由であれ、「なんらかの理由で」警察が関与するということが判断の決め手である。

したがって、「非行少年」というラベルは、その統制主体との関連でみると、学校の教師、補導委員、警察（官）では、警察との関連で最も付与されやすいといえる。

これら3つの統制主体に対する判断基準は、性別、年齢、職業、教育歴の違いを問わず一定している。

〈一般のおとな〉と〈専門家〉群の区分でみてみると、特に目立つのは、「先生に注意された段階」の少年を「非行少年」とみなすという立場を弁護士が一人も採用していない点である。また、教師自身はといえば、教師の訓戒が「非行少年」への道であるとするのは5.4%にとどまっている。「補導委員に注意された段階」の少年を、当の補導委員が「非行少年」とみなす比率

は14.6%であった。「警察に補導または検挙された段階」の少年に対する評価は、それも「非行少年」とみるとする〈一般のおとな〉が55.9%であるのに対し、教師63.4%，弁護士64.7%，補導委員62.7%，協助員62.2%，子ども会の役員62.7%と、〈専門家〉群のほうがその比率が高い。ただし、少年鑑別所の職員に関しては50.0%であった。

③ なんらかの理由で警察に補導または検挙された段階 57.8%

④ 犯罪にあたることを行って警察に逮捕された段階 79.4%

統制主体が同じ警察でも、ここでは少年の行為（傾向）に付与される犯罪性の程度の判断と、「非行少年」観とがどのように結びついているかが問われている。

当然、予想されたとおりに、犯罪行為とみなされる行為を行ったという理由で警察に逮捕された少年のほうが、より軽微な問題行為によって補導または検挙された少年より、「非行少年」のイメージに強く結びついている。この2段階への評価は男性と女性とでやや異なる。男性の場合、③補導・検挙と④逮捕とでは前者が62.9%，後者が74.4%である。それに対して、女性のほうは前者が55.7%，後者が85.4%である。女性の場合は男性より、警察による逮捕というイメージへの恐怖、ないしは警察に逮捕されるような「悪事」を行う少年への恐怖が強いのかかもしれない。

職業別でみてみると、③補導・検挙段階で「非行少年」の判断を下すものが全体平均より少ないのは、「パート・内職」の51.7%である。もっともこの職業カテゴリーに属するもの多くが女性であるから前述の性別による判断の違いがこの回答結果に反映されたとみられる。逆に全体平均より、特に多いのが「事務・販売・サービス業」で64.8%である。④逮捕段階と「非行少年」との結びつきがやや弱いのは、「技能職・工員など」で71.4%，結びつきのより強いのは「パート・内職」87.4%と「無職」84.3%である。「パート・内職」と「無職」とは大半を女性が占めているから、ここでも前述の性別による判断の違いが影響を与えているといえよう。

教育歴との関連でみると、③補導・検挙段階を「非行少年」イメージと結びつける率が相対的に高いのは大卒の人々で63.3%，低いのは高卒程度の55.6%。ところが④逮捕を「非行少年」の目安にする率の高いのが高卒程度の人々の85.3%，逆に低いのは大卒（以上）の75.7%である。

高卒程度の教育歴の人々が警察の「補導・検挙」か「逮捕」かという少年の行為（傾向）の重大性に着目しているのに対して、大卒の人々は、補導であれ逮捕であれ、警察が統制対象とした少年、あるいは意地の悪い見方をすると、警察の厄介になるような少年という点を重視しているとみることができよう。

〈専門家〉群の反応をみよう。③〈補導・検挙段階〉に関するイメージ形成の比率は、すでにみたように、鑑別所技官の50.0%を除いて、全て6割以上であった。なかでも弁護士が64.7%と

やや高い。ところが、④〈逮捕〉と「非行少年」イメージとの結びつきをみると、ここでは弁護士が最も低く58.8%。その他の専門家たちはほぼ8割前後となっている。つまり、弁護士を除く他の専門家群は、警察の〈補導・検挙〉と〈逮捕〉との区別を重視している。言い換えれば、当該の少年の行為（傾向）自体の犯罪性の程度を「非行少年」認定の基準にしている。これに對して、弁護士は、少年の行為（傾向）がいかなるものであれ、警察という統制機関が取り扱った少年が「非行少年」とみなされるとみているといえる。

それにしても、一般には補導や検挙の対象となる少年よりも、犯罪を行ったとみなされて、それゆえに逮捕される少年のほうがいわゆる非行性が高いと思われるのだが、このいわば常識的な予想に反して、逮捕された少年のほうが補導ないし検挙された少年より「非行少年」らしくないとする数字が弁護士にあらわれたのはなぜだろうか。

違った見方をするのなら、回答者となった弁護士諸氏は、もっぱら罪を犯したとして警察に逮捕され、（時には拘留され）裁判所に送られて処分を受ける運命にある少年の「付添人」として活動した経験をもつ人々である。これらの弁護士は逮捕に至るまでの経過を調査して少年に付き添って審判に出廷して彼（彼女）を弁護する。その過程で当該の少年と接見し、その少年が警察でどのような取り調べを受けどどのような身柄の扱いを受けたかを知る。これらの経験から、逮捕された少年に対するイメージ、少年を扱う警察の姿勢に対するイメージが独自に形成された、とみることはできないか。

⑤ 家庭裁判所の審判にかけられた段階 59.7%

ある少年について、その行為、性格、環境のいずれかの点において問題があり、それが公的な手続きによって解決されなければならないと判断された場合、その少年の取り扱いは家庭裁判所の審判にかけられる。この場合、少年に付随する「問題」は実に多様でありうる。例えば重大な犯罪を行ったとか、売春を行ったとかいった例から、より軽微なケンカの相手にケガをさせたとか、スーパーでカセットを万引きしたといった例、あるいはサラ金で親が蒸発して保護者がいない場合や、学校をサボッて友達の家を泊まり歩いたり、深夜に街を散歩するクセがあるといった場合、ローティーンのくせに成人の男性と「不純な」つきあいをしている場合などなど。

しかし、家庭裁判所に送られてくるケースがすべて「非行」であるとは限らない。例えば、それ以前の段階で「問題がある」と判断されて家裁に送致されても、調査の結果、特に問題はないとして審判そのものが開始されなかったり、審判の結果、特別な処分は必要ないとみなされたりする場合は非常に多い。とはいえ、もっぱら警察によって「問題がある」として補導、検挙、逮捕された少年は、その手続き上すべての事件が家庭裁判所へ送られるから、ある意味では、家庭裁判所の審判は、「非行少年」の公的なラベル付与への第一段階であるともいえる。

この段階に対する全体の判断は、59.7%，ややあいまいな数値である。この段階に対する判断に関しては、その前提として家庭裁判所の役割、少年事件の全件送致主義についての知識があるかないかで、その回答結果の意味が異なる。つまり家裁の審判の位置付けを知っているが、それを「非行少年」のラベリングとは結びつけていない人もいれば、知っているから「非行少年」イメージと重ねる人もいる。また、家裁の審判の意義を知らないからその態度を保留する人、そもそも家裁の審判とはなんぞやと思いながらも、なにやらものものしくまがまがしいからと「非行少年」と関係づけて反応する人もいるだろう。

そこでここでは「一般のおとな」と「専門家」群との区別に注目することにしよう。

「家庭裁判所の審判にかけられた」少年を「非行少年」と結びつけるのは、「一般」では60.1%である。「専門家群」をみてみよう。家裁の審判の意味を十分熟知している少年鑑別所の職員で61.1%。教師も、その内訳が生徒指導担当の教師であるから、この段階の意味をよく知っていると思われるが、ここでは55.4%。弁護士は47.1%と最も低い数値である。少年補導委員が63.4%。少年補導協助員は68.4%とすべての分類カテゴリーの中では最も高い。先に④のところで、「家庭裁判所の処分の甘さ」が非行の増大に影響を与えたとみる傾向が最も強かったのが、協助員であったことを思い起こされる。そして子ども会の役員は61.8%である。

専門家の間で、家裁の審判と「非行少年」のラベリングとの関係づけの判断にややばらつきがあるのは、一つには当該の少年がいかなる理由や経過で家裁に送られてきたかという、少年側の事情を回答者がどのようにイメージしたかということ、もうひとつには、家庭送致という事実それ自体が回答者によってどの程度公式のラベリングとして認められているかということなどに起因していると思われる。

⑥ 保護観察に付された段階 64.1%

⑦ 少年院や少年刑務所に送られた段階 77.4%

「非行のある少年」に対する公的処分、国家的保護の段階である。一般には、主に在宅による〈保護観察〉のほうが〈少年院や少年刑務所〉に収容されるよりは軽い処分と言える。(最も少年院送致と少年刑務所送致とでは処分の程度はかなり異なるのだが、ここでは一応、矯正施設への収容処分ということで一括した。)

全体でみると、やはり〈少年院や少年刑務所〉に送られた少年には「非行少年」イメージが付与されやすいようで、77.4%がそうみている。しかし、この俗流正統派「非行少年」イメージも、前にみた〈警察に逮捕された〉少年イコール「非行少年」というイメージの79.4%にはかなわない。プロセスとして考えれば、〈少年院や少年刑務所〉に送られる段階の少年は、当然その行為内容として〈警察に逮捕された〉少年であった可能性が高いのだが。

男女別の判断傾向をみよう。〈保護観察〉と〈少年院・少年刑務所送致〉とにどの程度「非行

少年」らしさをみるかについて、男性は前者に59.7%後者に69.1%が「非行少年」のイメージを結びつける。他方、女性の場合、前者には69.8%，後者には85.8%となっており、男性よりも〈少年院・少年刑務所送致〉によるラベリング率が高い。女性が〈少年院・少年刑務所送致〉を「非行少年」イメージと結びつける割合が高いのは、先にみた〈警察による逮捕〉と「非行少年」を結びつける比率が、女性では85.4%と顕著であったという傾向と重なっている。女性のほうが男性よりも犯罪への恐怖や、〈警察〉〈少年院・少年刑務所〉がおそらく喚起するであろう重々しく厳格でコワイという漠然とした感覚に、「非行少年」のイメージを重ねやすいということかもしれない。

さて、一般の人々がともするとただ漠然としたイメージで公的な処遇段階と「非行少年」イメージを結びつけやすいとするなら、少年の処遇過程や処遇措置について熟知している専門家たちは、この2つの処分の段階をどうみているのだろうか。

ちなみに、〈一般のおとな〉と〈専門家〉の区分において〈一般〉の反応は、〈保護観察〉64.6%，〈少年院・少年刑務所〉82.1%である。

専門家群が〈保護観察〉処分の少年をどう判断しているかという点をみてみよう。この段階の少年を「非行少年」とみなすとする率が最も高いのは少年補導協助員で75.5%，最も低いのは弁護士の52.9%である。

〈保護観察〉によるラベリング率は高い順からまず少年補導協助員で75.5%，ついで子ども会の役員67.6%，少年補導委員64.6%，少年鑑別所の職員61.1%，教師59.8%，そして弁護士52.9%。

〈少年院・少年刑務所送致〉処分の少年についての判断はどうか。ここではその判断の大勢は二派に分れる。つまり、一方にこの段階の少年に対してラベリング率の高いグループがあり、このグループには子ども会の役員81.8%，少年補導協助員81.6%，少年補導委員76.8%が含まれる。もう一方のラベリング率の低いグループには少年鑑別所の職員61.1%，弁護士64.7%，教師66.1%が含まれる。

青少年の健全育成、非行対策に関する〈専門家〉たちはすべて、子どもに対して愛と正義をもって積極的に係わる人々である。「非行」「非行少年」についての考え方、イメージは個々の専門家ごとに、その立場、キャリア、パーソナリティなどによって微妙に異なっているはずである。とはいえ、これらの専門家が、少年たちがいわゆる非行から決別するために援助を惜しまないという点では共通している。が、そのような共通の指向性をもちながらも、専門家たちの「非行少年」観や、広く子どもたちの当為や実態についてのまなざしの位置は、その立場によっていささか異なっているようである。

8 非行問題への対処のしかた

非行問題への対処のしかたに関するいろいろな考え方があるが、ここでは、その代表的なものとして5つの論点を取り上げ、それぞれについて一対の対立的な意見のうちどちらが望ましいと思うかをたずねた。以下では、ひとつひとつについて、まず、対立的な意見を提示し、それについての回答結果を述べていくことにしよう。

1. 非行問題への対処のしかた(1) 表19—(1)

- a 非行防止には早期発見・早期治療が効果的であるから、青少年に対して積極的な指導の手をさしのべていくほうがよい。
- b 非行の克服は本人の成長の過程で自力で行われるのが望ましいから、あまり立ち入りすぎず、自己回復を待つのがよい。

非行問題が生じた時に、どの程度の介入や指導が必要なのかについてはいろいろな意見がある。大きく分ければ、前者のように、手遅れにならないうちに早期に積極的な手を打つべきだという積極派と、後者のように、非行は青年期におけるちょっとした逸脱行動なのだからほっておいたほうがよいという消極派とに分けることができる。全体の回答結果をみると、前者は76.7%，後者は20.8%と積極派が多数を占めている。

これは、先に述べた「[2]5. 非行への今後の対応のしかた」についての結果とも符合するものである。つまり、人々は非行は放置できないほど重大な事態にいたるだろうという見方をしており、今後も積極的な対策が必要だという意見が多かった。ここでの反応も、一般的な状況を想定しているというよりも、現在及び将来の非行動向をにらんでの反応とみてよいだろう。

それでは「一般——専門家別」ではどういう回答結果になっているだろうか。どの立場の人々も積極策を支持しているという点では同じであるが、弁護士だけ一般の人々より消極策に対する支持率が43.8%とかなり高くなっている。消極策は全体的にみれば少数派であるが、このような消極派の考え方の背景にある非行観はどのようなものだろうか。青少年に問題行動が見いだせれば、それに対してなんらかの対策を講じなければならないと考えるのが普通である。しかし、非行については、青年期特有の逸脱行動の一種であり、非行少年の多くはおとなになれば非行をしなくなるものだと言われている。このような経験的事実に加えて、警察に限らず一般的におとな側の介入そのものが「非行問題」を生み出している、という考え方方が消極派にはある。つまり、警察をはじめとした「非行関係者」の介入は、それを受けた少年に対するま

わりの人の反応をそれまでとは違ったものにしてしまう。もしまわりの人の特別視や排除的な態度がなければ、単なる一時的な非行（逸脱）にとどまり、成長にともなってそれからしだいに足を洗っていくであろう少年たちも、レッテル張りされることによって「非行少年」という立場からのがれられなくなり、非行化の道をさらにたどることになってしまう。

「レベリング論」という名でしられているこのような考え方は、非行問題の専門家のあいだではよく知られているが、一般の人々には十分浸透していないと言うことができよう。

なお、積極策に対する支持率が特に高いのは、教師と協助員と補導委員である。この三者は、⑤のいろいろな行動の非行度の判定においても他よりきびしい傾向がみられたが、青少年の行動をつねにチェックし、少しでも非行化への兆候がみられたら早いうちからつみ取っておかなければならぬという、青少年に対するいわゆる警戒心が強いタイプの人たちであると言うことができよう。

2. 非行問題への対処のしかた(2) 表19—(2)

- a 非行対策は、学校・警察や教育・福祉の専門機関が中心に行っていくほうがよい。
- b 非行対策は、日常生活のなかで地域の一般のおとなたちや近隣の人々の働きかけを中心にして行っていくほうがよい。

これもいわゆる「非行問題専門家」による「非行少年」への働きかけがレッテル張りにつながり、かえって非行を悪化させることになるのではないかという反省から、現在論争点になっているもののひとつである。回答結果をみてみると、全体では素人中心主義が69.1%と専門家中心主義27.8%をはるかに上回っている。

これを「一般——専門家別」にみてみると、(1)の結果とは逆の反応が出ていることがわかる。つまり(1)では消極策支持の割合が相対的に高かった弁護士が、ここでは専門家中心主義を最も多く支持している。しかし、弁護士の(1)のa, bの割合と(2)のa, bの割合はほぼ同じであることから、「積極策——専門家中心」と「消極策——素人中心」という枠組みで非行対策がとらえられているということが言えるだろう。それに対し、それ以外の人々の場合は(1)と(2)の割合が逆になっていることからわかるように、「積極策——素人中心」を非行対策の基本的な原則にすべきだと考えていると言えよう。そして、おそらく一般的の市民が非行対策に関心をもちその活動に参加することが、非行対策の方法として最も望ましいあり方だという見方が主流をなしていると言えるだろう。

3. 非行問題への対処のしかた(3) 表19—(3)

- a 非行対策は、あくまでも非行を繰り返して行わないように問題行動の改善ということを目

的として行われるべきだ。

b 非行対策は、問題の行動の矯正だけでなく、その少年の人格と環境全般の改善を目的として行われるべきだ。

これは、非行対策は、非行少年の行為そのものに重点をおき、その改善に焦点をあてた「行為主義」にのっとって行われるべきか、それとも少年の人格や環境全体の改善をめざした「行為者主義」にのっとって行われるべきかをたずねたものである。全体の回答結果は、「行為主義」14.3%、「行為者主義」83.2%で、人格や環境全体の改善をめざした「行為者主義」のほうが圧倒的に多くの支持をえている。行為の改善と言っても、常識的に考えれば、人間の行動や態度のなかから特定の行為だけを取り出し矯正するということは不可能なことであるから、bの意見が多くなるのは当然であろう。このような矯正についての方法論的な問題だけでなく、少年を審判に付す際に「行為主義」をとるべきか「行為者主義」をとるべきかという問題もある。

刑事処分優先であった旧少年法から保護処分優先の現行少年法への転換という事情があるが、現在も、少年事件の場合はその少年の性格、境遇、年齢などを考慮してその処置が決定されるべきだという保護優先の立場だけでなく、少年犯罪も成人の犯罪と同じように犯罪事実あるいは犯罪の輕重に照らして処置が決定されるべきであるという刑事処分優先の立場も根強い。しかし、今回の調査結果をみるとかぎりでは、行為主義を支持する意見はわずかであり、多くの人は行為者主義を支持しているということができる。

「一般——専門家別」の結果をみると、専門的な立場の人はだいたいにおいて一般の人よりbの意見を多く支持しているが、少年鑑別所職員だけは「一般」よりaの意見の割合が高い。このことについては、(5)の結果について述べるところであらためて触ることにしたい。

4. 非行問題への対処のしかた(4) 表19—(4)

a 非行少年に対する処分は、非行の程度の輕重に応じて一定の基準を設け、その基準のもとに、すべてのケースをできるだけ一貫したかたちで扱うべきだ。

b 非行少年に対する処分は、非行内容だけでなく、その少年の性格の特徴や生活環境の条件を考慮して、個々のケースについて処分決定者の判断に委ねるべきだ。

この質問は、非行少年の取り扱いについて、平等な処置を保障するために犯した行為の程度に応じて一律に扱うべきか、それとも、同じような行為を犯したとしても個人個人によって事情は異なるのだから、個々のケースに応じて多様な取り扱いがなされるべきか、をたずねたものである。行為中心に判定を行う場合には、判定者の自由裁量の余地があまりないために、恣意性によって判定が左右される危険性が少なくなると同時に、手続きが一貫したものになりスムーズに判定がなされるという利点がある。しかし、その少年がどの程度保護を必要としている

か（少年院に収容するかどうかの決定に際しては、要保護性の判定が中心となる）は、その少年の家庭背景や性格などの調査をしたうえでなければ決定できない。少年法に示された少年保護の理念が「保護主義」にあり、「要保護性」の判定が鍵になるということからすれば、bの意見が少年法の理念にそつたものであるが、回答者の反応はどうであろうか。

全体の結果は、aの意見が13.4%，bの意見が83.5%で、個別主義を重視する見方が圧倒的に多い。「一般——専門家別」にみても、その割合はほとんど変わらない。

5. 非行問題への対処のしかた(5) 表19—5

- a 非行対策は、非行によって被害を被る一般のおとなや子どもの安全を守ることを主な目的として行われるべきだ。
- b 非行対策は、非行のある少年の行動、人格、環境の改善を主な目的として行われるべきだ。

この質問は、非行対策は非行少年が及ぼす害悪から一般の人々を守るという、社会防衛の考え方へのっとって進められるべきか、それとも、非行少年の行動・人格・環境の改善という教育的・福祉的な考え方へのっとって進められるべきか、をたずねたものである。これも現行の少年法と深くかかわる問題である。非行少年を少年院などの施設に保護する場合にも、彼らを社会から隔離したり制裁を加えるという意図で行われるのではなく、あくまで環境に不十分なところがあり、施設に保護することにより環境の障害を是正することができ、そのことにより将来の犯罪危険性を除去できると判断される限りにおいて認められる、というのが現行の少年法の基本的な考え方である。

回答者の反応は、「社会防衛」的な意見15.1%，「教育・福祉」的な意見82.0%で、後者の立場をとる人がほとんどである。その意味では、少年法の理念が一般の人々にも理解され浸透していると言つてよいだろう。これを「一般——専門家別」にみてみると、(3)同様専門的な立場の人は一般の人より「教育・福祉」的な立場の割合が高いが、鑑別所職員だけは例外である。それほど大きな差があるわけではないが、鑑別所職員は「社会防衛」的な意見の割合が他より高くなっているのである。少年鑑別所という少年保護施設で働く専門職としての彼らが、一般の人々より少年法の理念とは違った見方をする率が高いのはなぜだろうか。ひとつその理由をあげるとすれば、少年保護についての「理念」と「実際」との矛盾という点をあげることができるのである。

たしかに少年法にのっとって非行対策を進めるとすれば、非行少年の特定の行動だけでなく、人格・環境全体の改善が目指されるべきであり、施設収容についても「教育的・福祉的」観点が重視されるべきなのであるが、実際には、施設収容した青少年に対して問題行動の矯正の域に留まっているのが現実であるし、彼らの現在の行動や性格をみるかぎりでは、単に「教育・

福祉」的な観点だけでなく、彼らが犯す犯罪から社会を守るという側面も考慮しなければならない、ということなのである。

9 青少年問題解決の中心となるべきところ

非行をはじめとする青少年問題に、一体どこが責任を負うべきなのか、どこが中心となって対策をすすめていくべきだと考えられているのか。それについての回答結果が、表20である（2項目選択）。

これによると、全体としてはやはり「親をはじめとする家族」という意見が最も多く、73.0%の人がそう答えている。ついで多いのは「学校」で、40.4%となっている。それ以外の機関や団体はこの2つにくらべるとかなり数値が低く、第3位は「仲間集団」13.8%，第4位は「健全育成に係わる諸団体」12.9%，第5位は「近隣の一般住民」10.9%の順となっている。これらにくらべると、「国の青少年施設の基本を打ち立てるところ」とか「国の教育・福祉機関」などの行政機関の数値はさらに低い。また、「警察」も3.2%と選択肢のなかでは「防犯・福祉に係わる諸団体」とならんで最も低い項目のひとつである。

これらの結果から、青少年問題を解決するためには、家族や学校といった青少年に係わりのある身近な団体や機関が中心となるべきであると考えられており、それらに大きな役割が期待されていることがわかる。青少年の生活が展開される主たる場が家庭と学校であるということを考えれば、そこに大きな期待がかけられるのも当然であろう。

「一般——専門家別」の結果をみてみると、一般の人々と専門的な立場の人々とでは1位から4位までの順位は同じであるが、1つだけ違いをあげるとすれば、「一般」は「健全育成に係わる諸団体」の役割を「専門」よりも低く評価しているということがあげられる。それに関連する活動になんらかのかたちで携わった経験がなければ、「健全育成団体」が地域でどんな活動をし、どんな役割を果たしているのかよくわからないということがあるのだろう。専門的な立場の人々のなかでの違いに目をつけると、教師は、他よりも「学校」の役割を重視しており、逆に「家族」については他よりも低い。また、地域で非行予防や健全育成活動に携わっている少年補導委員や協助員、子ども会役員などは、「市町村の青少年施策を打ち立てるところ」に対する期待が比較的高いという傾向がみられ、逆に、これらの人々の学校に対する期待は平均よりもやや低い。

「その他」まで含めると12項目のなかから2つ選んでもらうという形式をとったため、結果的には家族と学校に回答が偏ってしまった。選択を3項目にすればこの2つ以外の機関や団体に対する期待度ももっと高くなつたであろう。先にも述べたように、家庭や学校は青少年の生活が行われる主要な場であり、大きな教育力をもつものであることはことさら強調するまでもな

い。しかし、現状をふりかえってみると、家庭や学校の機能が低下してきていることもさることながら、それ以上にそれ以外の集団や団体がかつてとくらべ弱体化してきているところに問題があるのではないだろうか。家庭や学校はたしかに大きな教育力を有しているが、それ単独で本来もっている教育機能や影響力を十分発揮しうるものではない。地域や諸団体との諸機関との連携や協力があってはじめて家庭本来の、学校本来の教育力が発揮されるのである。

10 学校内の青少年問題に対する対処のしかた

この数年学校内で非行やいじめなどが増加しており、それに対する対処のしかたが問題となっている。ここでは、このような学校内で生じるさまざまな問題行動のなかで、「校内暴力」と「いじめ」と「登校拒否」の3つをとりあげ、人々は、学校がこれらに対してどのような対処のしかたをするのが望ましいと考えているのか、この点についてみていくことにしよう。

表21-(1)～(3)は、上であげた3つの問題行動が生じたとき学校がとるべき対応のしかたとして次の5つをあげ、望ましいと思うものをいくつでも選んでもらった結果である。

- ① 学校が中心となって、PTAや地域の協力をあおいで対処すべきだ
- ② あくまでも学校内の教員の指導のもとに解決していくべきだ
- ③ 児童相談所やカウンセリング施設の協力を依頼すべきだ
- ④ やむをえない場合は、問題の少年を学校以外の施設で矯正させるべきだ
- ⑤ 警察と密接な連絡をとって対処すべきだ

1. 校内暴力 表21-(1)

校内暴力に関する全体の結果からみてみると、「PTAや地域の協力」が57.0%と最も高く、つづいて「学校以外の矯正施設で矯正」41.2%、「教員の指導のもとに解決」30.5%の順となっている。「警察と密接な連絡をとる」も29.2%と「いじめ」と「登校拒否」とくらべると比較的多くの人がそれを支持している。「児童相談所などの協力を依頼する」は17.9%と支持率は低いが、他の4つの対応のしかたについては、相互に差はあるとは言えはずれも3割前後あるいはそれ以上の人人が支持しており、校内暴力に関しては、時と場合に応じていろいろな対応策がとられるべきだと考えられている。あるいは、人によって望ましいと思う対応策がそれぞれ違っている、ということがわかる。

それでは「一般——専門家別」にこの結果をみていくことにしよう。

まず教師の回答結果に注目してみよう。教師の回答をみて気づくのは、いずれの項目においても相対的に数値が高いということである。ということは、教師は校内暴力への対応策を他の人々よりも多く求めているということであり、それへの対応に苦慮していることのあらわれとみることができよう。これまで学校は、学校内で生じた問題は内部の努力によって解決をはかろうとする姿勢が強かったが、この結果をみるとかぎりでは、学校外の諸機関との連携や協力とともに校内暴力の解決をはかっていこうとする傾向が強まっていると言ってよい。ただし今回

の調査の対象となったのは、生徒指導主事という、学校で非行問題を専門的に取り扱う立場にある教師である。したがって、ここにあらわれた結果は教師一般の意識を反映していると必ずしも言えないものである。

教師以外の専門的な立場の人々の反応に目を向けてみると、鑑別所職員は「PTAや地域の協力」の回答率がかなり低く、逆に「学校以外の矯正施設で矯正」はかなり高くこれが第1位を占めている。弁護士で目立つのは「児童相談所などの協力を依頼する」への回答率が他と比較して高いということである。これらとくらべると、地域の活動家たちの反応は全体的な傾向とほぼ同じであるといつてよいが、協助員の「警察と密接な連絡をとる」の数値が他の人よりもかなり高いのが注目される。

一般の人と専門的な立場の人々とを比較すると、「学校以外の矯正施設で矯正」という項目への回答率はあきらかに後者のほうが高く、「警察と密接な連絡をとる」についても同じような傾向がみられる。

2. いじめ 表21-(2)

いじめについても、「PTAや地域の協力」が59.7%で校内暴力同様第1位となっているが、2位以下は「教員の指導のもとに解決」46.4%、「児童相談所などの協力を依頼する」29.6%、「学校以外の矯正施設で矯正」14.6%の順となっており、校内暴力とくらべると「矯正施設」に対する支持率がかなり低くなっているのが大きな特徴と言えよう。いじめは、専門的な機関に頼らずに、学校や地域のもつている教育力でなんとかすべきだという意見が強いということである。

「一般——専門家別」ではどうだろうか。ここでもまず、教師の回答からみてみよう。教師の場合、「PTAや地域の協力」と「教員の指導のもとに解決」が58.8%で同じ割合となっており、校内暴力と違って学校内の努力によって解決していくとする姿勢が強いことをものがたっている。それと同時に、「児童相談所などの協力を依頼する」も48.2%と他の人々よりも高い数値となっており、児童相談所などの相談機関がいじめ問題を解決していくにあたって一定の役割を果たしていくことが期待されている。

他の専門的な立場の人々の回答傾向をみてみると、鑑別所職員だけが他の人々とはやや違った独特な反応をみせている。例えば、鑑別所職員は「児童相談所」よりも「矯正施設」のほうをより多く支持しているのである。これは、鑑別所職員が「児童相談所」を現状に即して厳密に評価した結果ではないかと思われる。つまり福祉的な機能に重点が置かれている現在の児童相談所は、いじめ問題のような一般的な問題を解決する機関としてはあまり適切ではないという判断が働いたのであろう。それに対し、それ以外の人の場合は、この選択肢を「相談機関」

一般について述べているものとして受けとめ、それが果たすべき役割として回答したのであろう。選択肢に対するこのような受けとめ方の違いが、役割期待の差となってあらわれたのではないだろうか。また、鑑別所職員は、「教員の指導のもとに解決」や「PTAや地域の協力」に関するても他の人々よりかなり低い数値を示している。逆に「警察」については相対的に高い支持率である。

弁護士の場合は、「PTAや地域の協力」の数値がきわめて高いが、「警察」については全く期待していないというふうに、同じく少年保護の専門家であっても弁護士と鑑別所職員とでは、いじめ問題解決の方策に関してかなり意見が違っている。

3. 登校拒否 表21-(3)

登校拒否に対する対応のしかたとして最も支持率の高いのは、「児童相談所などの協力を依頼する」の61.6%である。つづいて「PTAや地域の協力」の40.1%，「教員の指導のもとに解決」の35.1%の順となっている。「矯正施設」や「警察」はそれぞれ10.9%と1.1%で、それらが重要な役割を果たすとは考えられていない。登校拒否は、校内暴力やいじめとくらべて個人的な問題としての受けとめ方が強いため、当事者が個人的に問題解決をはかるというかたちでの対応策が第1位となったのであろう。

登校拒否の原因は家庭や個人にある場合も多いが、クラスのふんいきとか教師や友だちとの人間関係など、なんらかのかたちで学校側の要因がそれに絡んでいるものである。そういった意識が教師にはどの程度あるのだろうか。教師の回答結果をそのような観点からながめてみると、「児童相談所などの協力を依頼する」が他のどの対応策よりも数値が高く、しかも、他の専門的な立場の人々とくらべてもその数値は明らかに高いものとなっている。それに対し、「教員の指導のもとに解決」という選択肢に対する回答率は必ずしも高いとは言えない。しかし、教員意外の人々の回答結果をみても、「教員の指導のもとに解決」は弁護士を除くと必ずしも高いとは言えない。むしろ、大勢としてはそれよりも「PTAや地域の協力」のほうが相対的に支持率が高く、学校側の努力、さらに言えば学校単独で登校拒否を解決するということの限界が、多くの人によって認識されているという見方もできよう。そのような目で「校内暴力」「いじめ」についての結果を見直してみると、全体的に学校による取り組みに対しては期待度が低いことに気づく。これらの結果から、人々は、学校が校内暴力やいじめや登校拒否などの青少年問題の解決に取り組むのはむだであるとか、効果がないという見方をしているという結論を下すのは早計だろう。むしろ、学校内で生じる問題にしても学校が単独でそれを解決していくのは困難であり、いろいろな学校外の団体や機関の協力が必要だという認識が広まってきていることのあらわれと解釈すべきだろう。その意味で、学校側がそれらの学校外の諸団体・諸機関との

連携・連絡をはかっていくことが今後は必要だ、と多くの人が考えているとみなすことができる。

少年鑑別所職員と弁護士という専門家の回答の特徴は、「矯正施設」や「警察」という回答が全くないということである。そのぶん「相談機関」に対する期待度が比較的高くなっている。それに対して補導委員などのセミ・プロの場合は、「矯正施設」という回答が1割から2割程度ある。前者は「矯正施設」ということばから少年院や鑑別所などの少年保護施設を思い浮かべたのだろうが、後者は、登校拒否児向けの専門的な施設をイメージしたのではなかろうか。それがこのような結果の違いとなってあらわれたのであろう。

⑪ 専門機関や団体に対する信頼度

表22—(ア)～(ケ)は、非行対策の各専門機関や団体に対して人々がどの程度信頼をよせているかをたずねたものである。

全般的に「信頼していない」という回答よりは「信頼している」という回答のほうが高いが、50%以上の信頼を得ているのは少年鑑別所、少年院、家庭裁判所、児童相談所などの少年保護に関する機関である。逆に補導委員、青少年指導員や教育委員会の相談室などは、30%台と比較的低い信頼度である。

予想したよりも信頼度が低かったのは、ここにあげた専門機関がどういうものであるのかを調査対象者があまりよくしらないといったことが影響したものと思われる。警察と学校以外では、「どちらとも言えない」という回答が30%をこえているところにもそのことがあらわれているように思う。

個々の項目について「一般——専門家別」にみてみよう。

まず、警察については立場によってかなり反応が違っている。「信頼していない」が、弁護士70.6%は別格としても、鑑別所職員33.4%や子ども会役員31.7%と協助員2.1%のあいだにはかなり大きなひらきがある。教師と協助員は他よりも警察に対する信頼度が高いが、これは、日常的な活動において警察と連絡を取ったり協力・連携することが多いためであろう。

学校についても、教師の「信頼している」76.8%は別にすれば、鑑別所職員が11.1%と低いのが目立つ。また、弁護士も他よりも信頼度がやや低くなっている。それ以外の地域の活動家たちの学校に対する信頼度は、「一般」よりはやや高い。

家庭裁判所については、「一般」は40.7%が「どちらともいえない」と答えているが、子ども会の役員を除くと、さすがに専門家のほうはその割合が20%台であり、そのぶんだけ「信頼している」という数値が高くなっている。「信頼していない」という回答が最も高いのは、鑑別所職員の27.8%であるが、非行少年の処遇に関して意見が食い違ったりすることが多いことなどが回答に反映しているのである。

少年鑑別所に対する信頼度は全体の結果でも最も高かったが、専門家のあいだでも信頼度はかなり高い。

少年院もやはり信頼度の高い機関であるが、弁護士の35.3%が「信頼していない」と答えていることが鑑別所とはやや違うところである。

保護観察所については、同じく少年保護機関であるが、少年鑑別所や少年院にくらべると信

頼度は前二者よりやや低くなっている。特に教師、鑑別所職員の信頼度が低いのが目立つ。また、鑑別所職員、弁護士、教師のいわゆるプロとくらべると、補導委員などのセミ・プロの保護観察所に対する信頼度は高い。

児童相談所についても保護観察所とほぼ同じような結果が示されている。プロの中では教師の信頼度が他の二者にくらべ高いが、これは鑑別所職員や弁護士が児童相談所を信頼していないというよりは、「どちらとも言えない」の数値の高さにもみられるように、彼らが判断を保留したことによるものである。

残った2つ、教育委員会などの相談室と補導委員・青少年指導員は、いずれも信頼度が30%台で、ここであげた諸機関のなかで最も信頼度が低い。この2つはほぼ同じような回答傾向を示しているのでまとめて説明しておこう。まず、鑑別所職員と弁護士の少年保護実務家の信頼度はいずれも低く、教師と補導委員をはじめとする地域活動家の信頼度は高い。教育委員会などの相談室、補導委員・青少年指導員のいずれについても、「どちらとも言えない」という回答がかなり高い割合を占めており、その活動内容が人々にあまりしられていないことが信頼度を低くしている一因ではないか、という見方もできよう。

12 少年院収容に対する意識

「非行のある少年」に対する処分の1つに少年院に収容するという方法がある。

この少年院送致処分に対する意識や評価の布置を、次のような観点からとらえようとしたのが表23—(1)～(4)である。

1. 少年院に収容する主な目的は何か 表23—(1)

- a. 刑罰の行使
- b. 教育と治療

2. 少年の立ち直りに対する少年院送致の影響と必要性 表23—(2)

- a. 「非行少年」の公的レッテル付与になるから避けるべき
- b. 性格や生活態度の矯正が可能だから必要

3. 非行の矯正に効果的な場は施設内か施設外か 表24—(3)

- a. 施設内処遇
- b. 施設外処遇

4. 非行の克服を指導する主体は専門家か素人か 表24—(4)

- a. 専門家
- b. 少年の身近な人々

これらの選択肢は、質問紙では次のように示されている。

(1)

- a. 少年院は、非行を犯した少年に対して刑罰を加える「刑務所」としての意味をもっている。
- b. 少年院は、非行を犯した少年を保護し再教育する「学校」もしくは「病院」という意味をもっている。

(2)

- a. 少年院に収容されることによって、社会から「非行少年」のレッテルが張られることに

なるから、できるだけ少年院送致は避けるべきだ。

- b. 少年院でそれなりの教育や治療をうけることにより性格や生活態度が矯正されるのだから、少年院送致は必要だ。

(3)

- a. 非行少年の矯正や立ち直りは、これまでの環境から切り離して、少年院などの施設のなかで行うほうがよい。
- b. 非行少年の矯正や立ち直りは、専門的な収容施設のなかで行うよりは、普通の社会生活をさせながら行うほうがよい。

(4)

- a. 非行少年の矯正や立ち直りは、専門的な立場の人によって行うほうがよい。
- b. 非行少年の矯正や立ち直りは、彼を取り巻く家族や身近な人々の努力によって行うほうがよい。

① 少年院に収容する主な目的は何か

少年院収容は基本的には、a. 未成年者に対して刑罰を与える「刑務所」的な意味をもっているか、b. 未成年者を国家が保護し再教育、治療を与える「学校」「病院」的な意味をもっているか。

全体としての反応は、圧倒的にbの「教育・治療」目的が支持され、86.1%，aの「刑罰」行使は、11.7%にとどまる。

両者に対するきわめてクリアな反応は、性別、年齢、職業、教育歴の違いにかかわりなく共通してあらわれている。

ただし、少し詳しくみてみると、年齢層の上下と、専門家の立場によって、反応に多少のずれがあることがわかる。

年齢層との関連では、高齢層ほど「教育・治療」目的的な機能を認める傾向が強い。逆にいうなら、全般には「教育・治療」目的を認めながらも、若年層ほど、少年院送致に「刑罰」的意味を見いだす者が多い。

少年院送致が「教育・治療」を目的とするとみる者の割合は、<55歳以上～> 91.8%，<50歳以上～55歳未満> 91.3%，<45歳以上～50歳未満> 89.5%，<40歳以上～45歳未満> 87.6%，<35歳以上～40歳未満> 86.6%，<35歳未満> 83.6%。

<一般のおとな>と<専門家>群との区別でみてみると、<一般>ではa「教育・治療」を特に重視するのは、少年補導協助員97.9%と少年補導委員96.3%，教師94.7%の順。逆に「刑罰」的意味合いに注目しているのは、弁護士の25.0%である。

② 少年の立ち直りに対する少年院送致の影響と必要性

少年院送致がその少年の非行との決別に対してどのような影響を与え、どれほどの必要性をもつと判断されているか。

全体の反応をみてみよう。

a. 少年院に収容されることは、社会から「非行少年」というレッテルを張られる危険性を高めることもあるから、「できるだけ避けるべきだ」とする見方は全体では28.2%で、少數意見に属する。

b. 少年院に収容されてそこで教育や治療を受けることで、少年がかかえている問題的な性格や生活態度が矯正されうるのだから、「必要な方法である」とするのは68.3%で多数派を占める。

もっともこの両者の判断に関しては、回答者の属性によって意見が分かれる部分もある。

男女別でみると、少年院送致は a 「必要の方法である」とする男性が77.8%であるのに対し、女性は66.1%と男性を11.7%下回る。

男性と比較して女性が少年院送致に消極的な姿勢をみせる傾向は、先の[7]で、「少年院や少年刑務所に送られた段階」の少年を「非行少年」とみなす女性が85.8%と男性の69.8%を大きく上回っていた傾向と重ねて考えてみる必要がある。

つまり、女性は男性より、少年院送致に対して重大な非行のイメージを結びつけやすく、自らが少年院送致を「非行少年」のラベリングの準拠枠としてみる傾向が強い。

だから、a のダブル・バーレル選択肢——少年院収容は「非行少年」ラベリングの社会的チャンスを増大させている。「非行少年」ラベリング効果は望ましくないから、少年院収容は避けるべきだ——に対しては、男性よりも強い反応を示したと考えられるわけである。

年齢層区分でみると、少年院送致が「必要である」とみる意見が特に多くみられるのは、50歳以上の人々で80%、「できるだけ避けるべきだ」とする意見が相対的に多いのは40代である。「必要である」とする40代は、40歳～44歳で65.3%，45歳～49歳で69.5%。30代はその中間に位置して、「必要である」とするのは7割レベルである。

〈一般のおとな〉と〈専門家〉群との区分でみてみると、〈一般〉の場合では、少年院収容が「必要である」とするのは65.0%，「避けるべきだ」とするのは35.0%。

〈専門家〉の間では、立場によって判断が異なる。

少年院収容の明らかに「必要」派とみられるのは少年補導協助員86.2%と少年鑑別所の職員83.3%。少年補導協助員は、担当地域のなかで「問題がある」とみなされた少年たちと日常的に接し、かなりの努力を続けていて、しかもそれでもなお立ち直りの気配をみせない少年たちをみるチャンスが多い。とすれば、地域内の厚志家の指導に限界のある少年については少年院収容による効果に望みを託すという判断を下すのもやむをえない。

また少年鑑別所の職員の立場からすれば、少年院送致担当の処分を決めるかどうかは、多くの場合、それ以前の段階での少年鑑別所送致による当該少年の鑑別の結果に負うところが大きいから、鑑別所技官自らの職場での任務の責任がこの質問では問われているといってよい。したがって、責任ある職務を遂行し、その判断の公正さと妥当性を信じればこそ、少年院送致が「必要である」という意見が多数を占めたと考えられる。

他方、少年院収容を「避けるべきである」とする意見が強いのは弁護士64.7%である。

弁護士の場合は、経験的にも少年を弁護する立場に立つことが多く、とすれば、少年の身柄と自由を強制的に拘束する少年院収容は認めがたい。弁護士はまた、あらゆる強権発動から個人の権利を守るという姿勢、強者（この場合国家）から弱者（この場合未成年者）を守るという姿勢をその立場上保持するから、弁護士だけが孤軍奮闘して少年院収容「回避」派を構成するという結果になったと思われる。

③ 施設内矯正と地域内矯正

非行の矯正や立ち直りは、a. 少年のそれまでの環境から切り離して少年院などの施設のなかで行うほうがよいか、それとも b. 施設に収容せずに、普通の社会生活を営ませながら行つていったほうがよいか。

むろん単純な二者択一のできる課題ではない。少年院などの矯正施設に収容したほうが効果があるか、あるいは日常的な生活環境の中で多様な経験をつんでいくほうが少年にとって効果的かは、その少年の生活歴、行為傾向、性格、さらに少年をとりまく環境、物的・人的資源などの多様な要因がどのように編成されているかによって、厳密には個々のケースごとに異なる。

しかし、一般的な傾向としては、矯正の目的にとっていずれが効果的であるかは意見の分かれるところである。

全体回答では、a. 「施設内処遇」が49.6%、b. 「地域内処遇」46.2%。意見はほぼ二分されているが、わずかに「施設内処遇」のほうに傾いている。

男女別でみると、それぞれの意見のウェイトが異なる。

男性ではa. 「施設内処遇」59.1%、b. 「地域内処遇」40.9%と前者への意見が優勢であるのに対し、女性では前者に43.7%、後者に52.7%と「地域内処遇」のほうに傾いている。

少年の矯正施設収容に関してはその賛否の方向は男性と女性とでいささか異なっている。

年齢層との関連でみると、「施設内処遇」のほうを支持する率が半数以上を占めるのは、〈35歳未満〉59.3%と、45歳以上のグループである。45歳以上の人々については、年齢層の上昇につれて支持率が高くなる。〈45歳～49歳〉52.8%、〈50歳～54歳〉61.5%、〈55歳以上〉65.6%。

反対に、「地域内処遇」のほうを支持する率がやや優勢なのは〈35歳～39歳〉51.7%、〈40歳～44歳〉52.6%であった。この年代は、施設収容の対象となる未成年層の親世代にもあたって

いることが、この反応パターンと何らかの関連があるのではないかとも受け取れる。

職業カテゴリーとの関連では、「施設内処遇」がやや優位なのは、「技能職・工員など」57.1%と「パート・内職など」57.4%。「地域内処遇」のほうは、過半数を占めるのが、「公務員・教員・技師など」58.5%、「事務・販売・サービス業」57.4%、「自営業・農林漁業」51.8%。「施設内処遇」と「地域内処遇」が完全に二分されたのは「専門職・管理職」であった。

教育歴の区分では、「施設内処遇」を支持するほうが過半数を占めるのは高卒以上の人々、中卒程度のほうは「地域内処遇」が54.7%とやや優勢である。

〈一般のおとな〉と〈専門家〉群との区別でみると、〈一般〉は、「地域内処遇」が53.8%とやや優位である。

「地域内処遇」を支持している子ども会の役員も54.5%とある日頃から地域の子どもたちの世話をしている人々の反応として納得できる。

他方、「施設内処遇」を支持する率のほうが高いのは、第1に少年補導協助員の70.2%，ついで教師64.5%，少年補導委員62.5%，そして少年鑑別所の職員55.6%である。「施設内処遇」支持が協助員において比較的クリアである傾向は先にみた「少年院収容必要」説を協助員の多くが支持していたことと符合する。

④ 非行の克服への指導主体は専門家か素人か

いわゆる非行少年の矯正や立ち直りを指導し援助するという當みは、専門的な立場の人々によって行われるほうがよいのか、それとも、その少年を取り巻く身近な人々の努力に期待するほうがよいのか、ということに対する意見の分布状況をみてみようというのがこの質問のねらいである。

- a. 「専門家に委ねる」 41.0%
- b. 「身近な一般のおとなが努力する」 55.1%

全体の傾向としては少年は取り巻く身近なおとなたちの努力を待つという意見がやや多い。

この傾向には、性別、職業、教育歴は顕著な影響を与えていない。

年齢層の区分でみると、50歳未満の人々は「一般の努力」に期待するという意見がほぼ6割程度、50歳以上の人々では「専門家の仕事である」という意見がやや優勢である。50歳と言う年齢を境に、専門家への期待と信頼の程度が異なってくるようである。

〈一般のおとな〉と〈専門家〉群との区別でみた場合、いわゆる非行少年の矯正は、「一般のおとな」の努力に期待すべきであるという意見は、〈一般のおとな〉によって58.7%支持されている。〈一般のおとな〉は主に中学校の子どもをもつ親であるから、彼ら自身ある程度まで家庭教育を中心とした日常生活レベルでの教育やしつけ、子どもの問題の解決の必要を自覚しているとみることができる。

〈専門家〉群をみてみよう。

ここで、いわゆる非行少年の矯正・改善が「専門家の仕事」であると断言する〈専門家〉は明確なかたちでは出てこない。

が、この立場を少なくとも50%以上の人人が支持しているのは、補導委員52.5%と協助員51.1%である。

他方、少年の非行からの立ち直り、矯正の指導主体は、「一般のおとな」であるとする意見が明らかに優勢なのは弁護士で75.0%がこの立場に立つ。鑑別所職員61.1%，教師58.4%，および子ども会役員62.0%も「一般人の努力」に期待する傾向にある。専門家なればこそ、「専門家の仕事」の限界や危険を自覚する人々、地域の活動家なればこそ、「一般人の努力」の必要性を重視する人々が少なくないということのあらわれでもあろう。

13 少年院収容を決定する際の基準

少年院とは「家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を授ける施設」(少年院法第一条)である。

家庭裁判所が保護処分として少年院に送致するものは、いわゆる非行のある少年であるから、少年院の機能は、非行のある少年を収容し、教育することにあるといえる。

「非行あり」とみなされて少年保護事件として家庭裁判所に送られるもののうち、少年院に収容するという措置を受ける少年は、終局決定の全体のうち、約2%である。

ところで、保護処分として少年院に収容し、教育するという場合、この2つの機能には、それぞれ社会防衛的な意義と少福祉的な意義とが含まれている。

つまり、まず、非行のある少年を少年院に収容するということは、少年の生活行動全般の場を一般の社会から隔離し、少年院のなかに移動させるということである。

このことは、結果的に、少年の非行によって生じる危険や被害から社会を防衛することになる。通常のケースでは、少年院に収容される少年は、そのまま社会に放置しておけば再非行をするおそれがあると判断される少年であることが多い。したがって、その身柄を少年院に収容することは、少なくとも収容期間中は、彼(彼女)らの非行によって社会が害悪を受ける危険はなくなるという意味で、社会防衛的な意義をもつといえる。

しかし同時に、少年院に少年を収容するというのは、非行を誘発しやすい生活環境から少年を保護し、非行の発生を抑止する代替的な生活環境を少年に与えるという意味で、少年自身の健全育成を保障するという意味をもっている。

また、少年院における教育という機能に関しても、再非行の防止を目的とするという点では社会防衛的な意義をもち、健全な社会生活への適応を目的とする点においては少少福祉的な意義をもっている。

少年院で行われる矯正教育には、学校教育に準じた教科教育、職業指導、生活指導、心身の疾患の治療が含まれている。これらの教育内容は、矯正教育が非行少年の再非行防止をはかるとともに、社会復帰後の生活適応をはかるものであるとみなされる。

少年ないし子どもを公的な施設に収容して教育するという場合、それは基本的には学校の果たしている機能と等しい。が、少年院に収容して教育するという場合、身柄を拘束して生活行動のすべてを日常の生活場面から矯正的に隔離するという意味で、自由の制限という不利益処分の性格を帯びる。収容機能にともなう強制的性格は、少なくとも部分的には教育の理念とは

矛盾するところがあることは確かである。

このように、少年院への収容とそこでの矯正教育には、社会防衛と少年保護という相互に背反する可能性を含んだ意義が含まれている。

しかも、少年院収容という処分は、少年の自由の制限という性格を濃厚にもっている。

とすると、それでもなお、ある少年を少年院に収容すべきであると判断する際には、どのような要件が調査され考慮されるのだろうか。

少年の保護事件の場合、まず「事件」として取り上げられ、処置の対象として選定されるには、「非行（傾向）があったという事実」が存在しなければならない。

つぎに、「非行事実」があったとしても、その事件の解決と問題の少年の保護・教育に国家が関与する必要があるかどうかという「要保護性」の程度が判定されなければならない。「非行」をした少年がいたとしても、その解決と、その少年のその後の生活状態とを保護・監督する保護者（=親）や生活環境がある程度健全なかたちで確保されていれば、国家がいわばその強制力を行使して少年に介入する必要はないからである。

そこで、問題となる少年の「要保護性」という場合、一般には、その少年が犯罪・非行を再び犯す危険性＝「再犯危険性」の程度、保護者の保護能力ないし統制力が欠如しているかどうか＝「保護欠如性」の程度が考慮される。そして、これら2つの点に関して今後に不安がある場合、保護処分——1. 保護観察所の保護観察に付する、2. 教護院または養護施設に送致する、3. 少年院に送致する——によって矯正する必要があるかどうか。あるとして、どの保護処分を与えるのが相当か、（場合によっては、保護処分は相当でなく刑事処分が相当か）という「保護処分相当性」が考慮される。

「要保護性」として考慮される「再犯危険性」「保護欠如性」「保護処分相当性」という三要素は、その何れもが、明らかに程度概念であり、しかも、将来にむけての予測的概念である。

したがって、これらは単に「あり」「なし」という二分法には本来なじまない性質をもっている。加えて、それらの要素の程度の判断は、厳密には個々の判定者ごとに異なりうるし、また、将来をどの程度まで正確に予測できるかという点については、常に不確定な部分が残っている。

とはいって、実際の処分決定過程では、これらの「要保護性」の程度が判定され、これに「非行事実」の軽重についての法的評価を加えて、具体的な処遇内容が決定される。少年院送致という処分は、保護処分の中では最も重い処分である。

そこで、少年院送致を決定する場合、a. 「非行事実」の軽重、b. 「再犯可能性」の程度、c. 「保護欠如性」の程度、d. 「保護処分相当性」といった諸要素がどのようなウェイトで評価されるべきであると人々はみているのか。また、これらの客観的要素に加えて、保護処分の

中では社会防衛的色彩の最も強い少年院収容の決定にあたって、e. 世論の社会防衛的願望や被害者の懲罰願望、いいかえれば、刑事処分的な応報への意識が考慮されるべきか。

a. b. c. d. e の 5 つの要素について、その重要度の判定を問うた結果が表24である。

全体の回答順位をみてみよう。

- 第一位 非行事実
- 第二位 再犯危険性
- 第三位 保護欠如性
- 第四位 保護処分相当性
- 第五位 社会防衛、懲罰

この順位は、回答者の属性のいかんをとわず、ほぼ一定している。

〈一般のおとな〉と〈専門家〉群との比較では、〈一般〉は全体の順位と同じであった。〈専門家群〉の中でも、教師と少年補導委員は、全体回答の重要度ランキングと同じである。他方、この全体としての順位付けの仕方とは異なる傾向を示したのが少年鑑別所の職員と弁護士であった。

少年鑑別所職員と弁護士という専門家たちが示した重要度のランキングはつきのとおりである。

- 第一位 再犯危険性
- 第二位 保護欠如性
- 第三位 保護処分相当性
- 第四位 非行事実
- 第五位 社会防衛、懲罰

非行のある少年を公式にどう取り扱うか決定する際には、「非行事実」「再犯可能性」「保護欠如性」「保護処分相当性」のすべてが考慮されるということは既に述べた。いいかえれば、これら 4 つの要因はすべて公的な処遇にあたって検討されるだけでなく、一般の常識でもって非行の原因と対策を考える際にも、暗黙のうちに、斟酌される事柄である。

とすれば、それらの諸要因はニュートラルに判断すれば、すべて重要なといえる。

ところで、前述の a. b. c. d. e の重要性の判断についての全体の回答順位、および鑑別所職員と弁護士を除く多数派の回答順位は、質問紙の選択肢の配列順位と等しい。

そして、鑑別所職員と弁護士は〈専門家〉のなかでも特に、少年の公的処遇のプロセスに深く関与する人々である。少年の行為、性格、交友関係、家族関係、生活環境の鑑別とその結果をふまえた処遇意見の提出、あるいは少年の行為経過や性格、生活諸条件の調査と、それをも

とにした意見書の上申といった仕事を行う鑑別所職員、弁護士は、a. b. c. d. eのそれぞれの程度が処分決定にあたって重要な意味をもっていること、また、これら4要素の配慮順位のいかんが処分内容の決定に影響を与えることを熟知している。これらのことから、鑑別所技官と弁護士の回答状況に反映していることは間違いない。

さてそこで、この質問項目への回答状況が二派に分かれたことについて、二つの解釈が成り立つ。

第一の解釈はこうである。すなわち、全体順位、つまり多数派の人々は、非行少年の公的処分の決定には少なくとも、[非行事実] [再犯危険性] [保護欠如性] [保護処分相当性]に関してはどれも等しく重要であると素朴に考え、その結果、選択肢の配列順位に誘導されて、それらの重要度の判断を行った。つまり、選択肢のオーダリングが重要度のオーダリングに影響を与えてしまった。しかし、少数派の鑑別所技官と弁護士とは、これら4項目が処分決定に与える効果について実務上精通しているから、選択肢の配列順位に惑わされることなく、専門的見地から重要度の順位づけをおこなった。この場合、これらの専門家の判断は、処分決定の実務段階において通例となっている判定のパターンであるといえる。

しかし、この順位づけが非行少年を少年院に収容するかどうかの判断をめぐってであることには注目して、もう一步積極的な解釈も成り立つ。この第二解釈は、要因の順序づけの内容に立ち入って、多数派と少数派の「非行少年」観や非行防止のオリエンテーションの違いを見いだすというものである。このことを検討するために、両派の順位表を再掲しておこう。

少年院収容の相当性を判断する際に重視すべき諸要因の順位

	一般のおとな、「街の専門家」、教師	鑑別所技官、弁護士
第一位	非 行 事 実	再 犯 危 険 性
第二位	再 犯 危 険 性	保 護 欠 如 性
第三位	保 護 欠 如 性	保 護 処 分 相 当 性
第四位	保 護 処 分 相 当 性	非 行 事 実
第五位	社会防衛・懲罰	社会防衛・懲罰

両者の順位は、一位から四位まですべて食い違っている。

第一に重視されている要因に着目してみよう。

「非行少年」を少年院に収容すべきかどうかを判断する際に最も重視すべきであるとされる要因は、多数派では「非行事実」、少数派では「再犯危険性」である。つまり多数派にあっては、まずその少年が過去においてどのような非行、犯罪を犯したかということが近未来の身柄処分

に関して重視されている。

これに対して、少数派は、その少年の現時点での行為傾向、性癖、生活環境に照して、未来において再び非行、犯罪を犯すおそれがあるかどうかが重視されている。少年院収容という保護処分は、その処遇理念とは別に、実質的には、他の保護処分よりは刑罰的色彩を強くもっている。この実質的意味合いの文脈でとらえると、多数派は、少年の過去の行為の応報刑として少年院収容をとらえているのに対して、少数派は、むしろ少年の未来の行為への教育刑として少年院送致を考えている傾向が見いだせる。

多数派、つまり〈一般のおとな〉、教師、少年補導委員、少年補導協助員、子ども会の役員は、「非行のある少年」の公的処遇を決定するプロセスに関して、その知識や権限、関与の程度においてさまざまではあるものの、一応はアマチュア、ないしセミ・プロである。

多数派の内実がそのようなものであるとして、この多数派による4つの要因の順序づけは何をものがたっているのだろうか。(ここでは第5位の世論の社会願望、被害者の報復懲罰への願望は保留する。)

4つの要因の重要度ランキングの順にストーリーを再構成してみよう。

「非行のある少年」を少年院に収容するかどうかを判断する際に、多くの人々は、まず、その少年がどの程度の非行・犯罪を犯したのかを見る。例えば、ケンカをして誤って相手にちょっとしたケガをさせてしまった程度なのか、あることを恨みに思って計画的に特定の相手をねらい再起困難なほどの大ケガをさせたのか。あるいはほんの好奇心で覚醒剤を一度ばかりうってみた程度にとどまっているのか、それとも軟禁されて強制的に覚醒剤をうたれて、半ば中毒化し、組織のネットにからめ取られて、覚醒剤を買う金欲しさに詐欺事件を起こしたのか、など。

つぎに、その少年をそのままの行状、環境で放置しておくと、再び非行・犯罪を犯してしまうおそれがあるかどうかが考慮される。第三にそのような前歴と将来の危険性をもっていて、しかもその少年を保護し、改善させる親や家庭環境、生活背景があるかどうかが配慮される。

その少年の「危険人物」としての程度と、少年の私的な保護・統制主体の有無とを鑑みながら、第四に、ではそのような条件をもった少年にどんな公的処置を与えるべきかが判断される。

つまり、例えば、その少年が重大な非行を犯していて、将来において再犯の危険があり、身近な保護者、保護状況をもたないとすれば、そのような少年を少年院に収容すれば矯正が可能かどうか、それともその少年はむしろ教護院や養護施設に収容したほうがよいか、といったことが考慮される。

また、例えば、きわめて重大な非行を犯したという事実はあるものの、現在はそのことを深く反省していて、親や教師、友人たちがその少年を十分に観護していく体制を再整備しており、したがって再犯の危険性はうすいという場合、その少年は果たして少年院に収容されるべきな

のか、それとも日常生活をつづけながら保護司の観察を受けるべきなのか、といったような場合も考えられよう。

以上、多数派の判断の流れを再現してみた。さてそこで、このような多数派の判断には、二つの特徴が見いだせる。

第一に、「非行少年」をみるまなざしが、その少年の行為に焦点を合せている点があげられる。つまり、まず最初にその少年が過去に何をしたか、どの程度重大な反社会的行為を犯したか、つぎに、その少年が将来においてまた再び非行や犯罪といった行為を犯す危険性をもっているかどうか、という側面の重視は、一般の生活者に対してその少年が危害を加えるおそれがどの程度あるかという不安（と防衛願望）に裏付けられているといえよう。

多数派の意見の第一の特徴は、少年の行為傾向の重視、いわゆる「行為主義」的見地である。そしてこの行為傾向の判断が、その少年を通常の生活場面から隔離する必要があるかどうかの判断に重要な影響を与えることになる。

多数派意見の第二の特徴は、したがって、少年院収容の必要性の判断が、基本的には社会防衛の必要性の程度の判断として行われている点に求められる。なぜなら、少年の前歴や再犯危険性の程度が高ければ、（つまり、将来において再び被害者がでる可能性が高ければ）、しかも、その少年を観護する人的・関係的資源がなければ、危険性は減少しないから、公的な保護のもとにおいて、例えば少年院に収容すべきだという判断がなされるべきだという意見は、少年自身の改善の見込や自由の保障といった見地からというより、むしろ一般の人々がその少年から受けるかもしれない被害を防ぐという見地、社会防衛の見地からなされていると解釈されるからである。

つぎに、少数派の判断の流れをフォローしてみよう。

「非行あり」と認定された少年が少年院送致に相当するかどうかを判断する時に、まずその少年が将来において再び非行・犯罪を犯すおそれがあるかどうかが考慮される。

つづいて第一の要件とほぼ同じウェイトで重視されているのは、その少年を保護し、将来の危険性を防止しうるような人的・関係的資源がその少年の身近なところにあるかどうかという点である。例えば、その少年の心理状態や基本的性格、非行仲間、犯罪集団などとの接触状況、生活環境の文化状況などからみて、また、窃盗や恐喝を繰り返し、暴力団に出入りして、不法な下働きをする可能性があるかどうか。もしその可能性があったとしても、親や教師、近隣の知人や友人がそのような悪循環を断ち切るほどの対抗力、統制力をもっているかどうかが判断される。

あるいはまた、たまたま刑法に抵触する行為をしてしまったが、明らかな意図によってではなく、やむをえぬ背景があっての過失であり、少年の性格、行状などからみて再犯の可能性は

ない、しかし、その少年の家庭は崩壊していて、一人暮らしを余儀なくさせられている。その居住地周辺はいわゆる不健全環境に属するし、不良グループやヤクザの先輩が彼に接近しつつある、といった場合も考えられる。

さてこのような場合、第3に考慮されるのは、その少年にいかなる保護処分（ないし刑事処分）を与えるかという点である。はたして保護観察に付するだけで十分か、それとも少年の年齢や行状、親族関係からみて養護施設ないし教護院に送るべきか。あるいはあえて少年院に収容して矯正教育を施すべきか。その場合の矯正可能性はどの程度か、といったことが、「非行事実」の法的軽重と合せて考慮される。

少数派、つまり鑑別所技官と弁護士という、いわば処遇プロフェッショナルで構成されるグループの判断の流れにも、2つの特徴が見いだせる。

まず第1に、「非行少年」へのまなざしは、その少年がどのような人物かという点を中心としている。その少年がどんな性格や行為傾向をもち、どのような人間たちとどのようにかかわりあい、どの程度十分に保護されているか。それゆえ、その少年は将来においていかなる人格を形成し、どのような行為傾向を展開させる可能性があるか。はたしてその少年は危険性を持つか、身近なサポート体制をもっているか。

したがって、少数派意見の第1の特徴は、未来の人格としての少年の存在傾向の重視であり、いいかえれば、トータルな行為者として少年を見るという「行為者主義」の見地である。そしてこの行為者としての少年の特性の重視は、つぎの段階としては、その少年になんらかの問題があるとするなら、その問題の解決にあたっていかなる公的処遇がふさわしいかという判断につながる。

国家によって行われる処遇が少年自身に対してふりむけられているとすれば、その処遇の当面の目的は少年自身の保護と改善であるといえる。とはいえ、少年自身に改良効果がみられれば、それは結果的に社会の安全を保障することにつながるから、そこには間接的に社会防衛の効果も期待されていることはいうまでもない。

例えば少年の保護と改善にあたって、諸々の事情を考慮した結果、少年院収容が必要であると判断される場合、この文脈では少年を通常の社会生活から強制的に移動させる主要な目的は、少年をいわば劣悪な生活場面から保護し、教育を与えるという点に求められ、少年から社会を防衛するという目的は二義的なものにとどまることになる。

したがって、少数派の意見の第2の特徴は、個別の少年の保護と（再教育）という少年福祉の見地から、少年院収容の必要性が判断されているというところに見いだせる。

多数派ないし、一般人とセミ・プロフェッショナルの判断から引き出された特徴と、少数派ないし専門実務家の判断から得られた特徴とは、ある意味で対照的である。

それを表にしてまとめたのが、次の表である。

	一般の人、セミ・プロ	専門実務家
少年院収容の刑罰的色彩	応報刑	教育刑
「非行少年」へのまなざし	行為主義	行為者主義
少年院送致の第1目的 (またはそれによって守られるもの)	社会防衛	少年福祉

14 非行少年観・犯罪者観

人々の非行観、犯罪観や非行・犯罪への対抗策の背景には、それらの前提となる人間観、とりわけ、非行や犯罪を犯す人間に關するなんらかの觀念が介在していると考えることができる。

「非行少年」や「犯罪者」といったカテゴリーに分類される人間がどのような存在であるとみなすかによって、彼らに対する人々の態度や統制手段は異なってくる。

そこで、非行や犯罪の原因や対策についての人々の意識や方向を探ろうとした。その結果が表25—(ア)～(カ)である。

質問は次のような6つの視点から構成されている。

(ア) 功利的な存在としての人間観

人間はものごとの損得を計算して行動する動物であるとみなすかどうか。

(イ) 厳罰による非行の抑止効果

非行を抑止するには、厳しい罰によって犯罪がわりに合わないものだということをわかるのがよいとみるかどうか。

(ウ) 環境改善による非行の抑止効果

人間の行動は社会環境によって左右されやすいとみて、環境の改善をはかることで非行は防げるとみるかどうか。

(エ) 心理的治療による非行の抑止効果

非行や犯罪の原因が多分に心理的・情緒的なものであるとみなし、したがって心理的・情緒的な治療によって非行や犯罪のある人間を改善することができるとみるかどうか。

(オ) 人間の本質についての決定論的觀念

人間の本質は、本人の努力や周囲の影響によってたやすく変わるものではないとみているかどうか。

(カ) 社会防衛としての犯罪対策

犯罪対策の重点は、犯罪者から社会を守り、被害を少なくすることにあるとみるかどうか。

これらの6項目について、質問紙では5段階評定で回答を求めた。それぞれの項目について、その回答結果をみていくことにしよう。

1. 功利的な存在としての人間観 表25-(ア)

人間はものごとの損得を計算して行動する動物であるとみなしているかどうかの判断を求めている。ここでの含意は、例えば、犯行がばれて厳しく罰せられるおそれがあったとしても、その危険性よりも犯行によって得られる利益のほうが大きいとみなした場合、人はリスクを感じつつもあえて犯行におよぶ可能性をもつ存在であり、逆に犯行によって得る利益よりも発覚した場合の不利益のほうが大きいとみた場合には、人はその犯行を断念する、といったように、犯罪や非行の実行に当たって、その当事者がその結果についての利害計算を行っているとみるかどうかという点にある。

さて、回答者の反応は、「まあそう思う」にやや集中している。全体では42.7%，男性46.3%，女性41.8%が「人間はやや利害計算的な存在である」とみている。「全くそう思う」11.2%を加えると、「そう思う」と答えたものは全体の53.9%，これに対して「そう思わない」と答えたものは21.5%（「全くそう言えない」4.6%，「あまりそう言えない」16.9%）であった。なお、この回答傾向及び、各評定度の支持率については、性別、年齢、学歴、立場の違いをこえて、ほぼ一定している。

2. 厳罰による非行の抑止効果 表25-(イ)

「非行をなくすには、厳しく罰することによって犯罪がわりに合わないものだということをわからせることだ」という考え方、いいかえれば、反社会的行為に対しては、それによる本人の利益よりも社会的な制裁を加えられることによる損害のほうが大きいということを、少年たちにしらしめることで、非行は抑止できるという考え方を、人々が支持するかどうかをさぐる質問である。したがって、この問は先の1.での質問と内容的に関連している。このような考え方を支持する者は、全体では50.7%で、反対する意見の24.2%より優位にある。また、「どちらとも言えない」として態度を保留したのは全体では23.2%であった。

厳罰主義の支持傾向は性別に係わらずほぼ一定しており、支持派は男性で50.0%，女性で52.7%，反対派は男性26.1%，女性23.6%であった。

また、年齢別の判断の格差もとくに見いだせない。ただ50歳以上の人々に厳罰主義を強く支持する割合が高く（「全くそう思う」33.4%），四十代後半の人々に態度保留派がやや多い（「どちらとも言えない」31.9%）。厳罰による社会的応報という考え方に関しては、「専門家」のあいだで意見が分かれようである。この考え方を支持するのは鑑別所職員の61.1%，子ども会役員の56.5%，補導委員の51.9%，協助員の51.6%である。

逆に厳罰主義に反対する意見が明らかに優勢なのは、弁護士の64.7%である。また、「どちら

とも言えない」という保留意見が多かったのは教師の32.7%であった。

3. 環境改善による非行の抑止効果 表25-(ウ)

人間の行動は、社会環境によって左右されやすいとみて、環境の改善をはかることによって非行を防ぐことができるかどうかをたずねた質問である。非行原因として環境条件を重視するかどうかを問うている。

環境決定論については、圧倒的に支持する者が多い。全体では、支持派は85.5%である。性別、年齢別、学歴別、職業別、立場別のちがいをこえて大半の者が環境改善によって非行の抑止効果は上がると考えている。とりわけ弁護士に関しては、回答者全員がこの考え方を支持している。

4. 心理的治療による非行抑止効果 表25-(エ)

非行や犯罪の原因が多分に心理的・情緒的なものに起源をもつとし、したがって、非行や犯罪を犯した人間に対しては、メンタルな側面の治療が大切であると考えるかどうか、をたずねている。ここでは前述の2.の「厳罰による応報」という発想ではなく、「治療による改善・矯正」という発想を支持するかどうかが問われている。

この問についても賛成派が多い。全体では、この考え方を支持する者は73.7%，反対する者は6.4%と少数意見である。

心理的治療が非行防止に効果があるとみる人々は、性別、年齢別、学歴別、立場別を通して一貫して多数派（7割—8割）である。

ただ、「専門家」の中にはわずかな例外パターンが見いだせる。少年鑑別所職員と弁護士の回答傾向である。この両者は大枠としては支持派（前者55.6%，後者47.0%）だが、心理的な治療効果については、「どちらとも言えない」と答えた慎重派が多い（前者27.8%，後者35.3%）という特徴を示している。

5. 人間の本質についての決定論的観点 表25-(オ)

「人間の本質は、本人の努力や周囲の影響によってたやすく変わるものではない」という本性決定論を支持するかどうかという問である。この問は、たとえば非行や犯罪を犯す人間は将来的に「悪い人間」であり、矯正や治療の可能性がうすいとみるかどうかの判断とも関連していく。

人間の本性について決定論的立場に立つか、非決定論的立場に立つかは、回答者の所属性によっていささか微妙に揺れ動いている。その結果、全体回答のうえでは両論両立て、やや非決

定論的が優位、ただし態度保留も多いというかたちの反応があらわれた。本性決定論を支持するのは29.0%，支持しないのは38.0%，態度保留したのは30.8%である。人間の本性がヤヌス的な両面性をもっているとするなら、それに対応して人間の本性を判断する人たちの意見もまたアンビバレントに分散するということであろうか。性別でみると、非決定論を支持するのは男性では41.5%，女性では37.3%，逆に決定論を支持するのは男性27.2%，女性31.0%と、男性のほうに非決定論を支持する者がやや多い。ただし、態度を保留したものも男性31.2%，女性31.7%におよぶ。

年齢別でみると、非決定論と決定論との支持率はそれぞれ35歳まででは41.8%対34.6%，30代後半では38.2%対30.8%，40代前半では40.0%対27.1%，40代後半では40.8%対27.1%，50代前半では31.9%対34.0%，55歳以上では37.7%対29.5%となっている。50代後半を除いては、非決定論がわずかに優勢である。ただし、ここでも「どちらとも言えない」という人々の割合が3割程度を占めている。

職業カテゴリー別でみると、非決定論がかなり明確に優勢なのは「専門職・管理職」の46.6%，このカテゴリーには特に人間の本質が可変的だとみるものが17.8%と他のカテゴリー群より多いという特徴が見いだせる。同じく「事務・販売・サービス業」の47.3%，「技能職・工員など」の42.2%。その他の職業カテゴリーについては、決定論支持、非決定論支持、態度保留に回答がほぼ三分している。

「一般のおとな」と「専門家」群の区別でみると、非決定論的パースペクティブが顕著なのは弁護士で76.5%（全面的支持35.5%，相対的支持41.2%）が非決定論支持である。なお、決定論を認める弁護士は皆無であった。「非行のある少年」を弁護し、少年の性格・行動様式の可塑性を主張する人々としては当然すぎるともいえよう。

非決定論支持がやや優位なのは、その他に教師の40.3%，少年鑑別所職員の38.9%。

非決定論にやや傾きつつも決定論、非決定論、態度保留へと意見がほぼ三分したのは少年補導委員・青少年指導員、少年補導協助員、子ども会の役員であった。

一般の大人もまた意見はほぼ3つに等分される。

6. 社会防衛としての犯罪対策 表25-⑥

犯罪の対策の重点は、犯罪者を矯正したり社会から保護することによって再犯を防止するところにあるというよりも、むしろ犯罪者から社会を守り、できるだけ被害を少なくすることにあると考えるかどうかをたずねている。つまり、犯罪対策は社会防衛を主要目的とするという考え方を支持するかどうかに関する問である。

なお、ここでは、「犯罪対策」という、いわば成人の犯罪をイメージさせる用語を用いている

から、この問の回答状況をそのまま未成年者の非行対策に関する意見と同一視することはできないことをことわっておこう。

全体としては、社会防衛説を支持する意見が多く、賛成48.8%，反対23.7%，態度保留24.2%である。

性別では女性の方が社会防衛説を支持する者が多く、54.4%（反対22.0%）。男性の支持派は44.7%（反対28.2%）である。

年齢別にみると、犯罪対策の主要目的を社会防衛とみる割合は、高年齢層、とりわけ50歳以上の人々に多く、50代前半の61.3%，55歳以上の68.3%が社会防衛説を支持している。

他方、50歳未満の人々の支持率は、4割の枠内にとどまり、特に35歳未満の人々が最も近くで41.8%である。

犯罪対策の主要目的を、社会防衛とみるかどうかという点については「一般のおとな」と「専門家」群の間でその意見が多様に分かれる。

まず、社会防衛説を支持するものが支持しないものより明らかに多いのは、「一般のおとな」の52.2%（反対24.2%）、「専門家」群のなかでは、少年補導委員・青少年指導員66.3%（反対13.8%），子ども会の役員52.5%（反対派22.8%），少年補導協助員50.0%（反対派22.4%）。

反対に社会防衛説を否定する意見が優位なのは弁護士で、その41.2%が犯罪対策は社会防衛をめざすものであってはならないと答えている。弁護士のうち賛成派は29.4%，態度保留は29.4%。

教師の回答傾向は、やや社会防衛説否定の方に傾きつつも、賛否両論に分岐している。社会防衛説を支持するのは33.6%，反対するのは38.0%，態度保留は28.3%。

少年鑑別所の職員の回答はかなり慎重である。鑑別所技官の意見として最も多かったのは「どちらともいえない」44.4%であった。もっとも、この態度保留を除けば、社会防衛説を支持する者は33.4%，支持しないものは22.2%で、やや支持派が優勢になっている。

この設問に関しては、回答者が犯罪ないし犯罪者とどのような関係にあるかによって、いかえれば、回答者自信が自らを、社会防衛的側面をももつ犯罪対策の受益者（善良な市民）として位置付けられているか、それとも犯罪対策（および非行対策）の遂行主体として位置づけられているかによって、回答傾向が異なっているようである。

[15] 問題行為の取り扱い方

少年の非行、つまり未成年が行う犯罪や反（非）社会的行為は、その具体的な形態や程度、社会に与える被害の内容・程度などにおいて実に多様な範囲に及ぶ。人びとは「非行」という行為の内容について、どのようなイメージをもっているのだろうか。また、多様な種類、程度にわたる「非行」に対してどのような社会的反作用が妥当であるとみているのだろうか。

表26-1(1)～(19)は「非行」の具体的な行為内容について人々がもつイメージと、特定の「非行」に対して行使されるべき公的・私的サנקションの程度についての人々の意見をたずねた結果である。そこで3種類の問題行為——「粗暴犯」「財産犯」「ぐ犯」——について、人々はその行為の種類と程度をどの程度「非行」として重視しているか。それらの行為と行為者の諸属性とを考慮したとき、公的な統制ラインにのせようとするかどうか、もしするなら、どの程度の公的統制が適切だとみるか。つまり、人々のまなざしの非行化と公的統制化の状況を、具体的な「非行」場面への人々の反応パターンから読みとろうとするものである。

「非行」場面の具体的な設定は、次の6要素を組み合わせて仮設した。

1. 問題行為の種類 「傷害」「粗暴犯」「万引」「財産犯」「家出」「ぐ犯」
2. 問題行為の程度 「全治3か月の傷を負わせる」と「全治1週間の傷」、「10万円の万引」と「5千円の万引」
3. 問題行為のキャリア 「初犯」と「再犯」（「前歴あり」）
4. 少年の年齢 18歳（年長少年）と13歳（年少少年）、および15歳
5. 少年の性別 男性と女性
6. 家庭での保護状態 片親家庭と不特定

設定されたそれぞれの場面に対して、どの程度の社会的反作用が適切だと思われるかについては、次の6種のパターンのなかから選択してもらう方法をとった。公式ないしはインフォーマルな社会的反作用のパターンは次のとおりである。

- A. 非行とは言えないので放置する
- B. 現場をみつけしだい訓戒・注意する
- C. 警察で厳重注意し、保護者に監督強化を申し入れる
- D. 家庭裁判所送りにして調査する
- E. 保護観察処分にする
- F. 少年院や少年刑務所に入れる

1. 「非行」の種類と社会的反作用

少年の犯した問題行為の種類によって、人々が妥当だとみなす社会的反作用の種類、程度は異なるのだろうか。もし異なるなら、どのようなサンクションが適用されるべきだとされるのであろうか。

「傷害」(いわゆる粗暴犯)、「万引」(「窃盗」に含まれる財産犯)、および「家出」(少年法などの関連で「ぐ犯」カテゴリーに属する)のそれぞれについて、人びとはどの程度の対応を期待しているのかをみてみることにする。

それぞれの設定場面に対する反応状況を相互に比較に当たっては、各項目についての平均スコアと標準偏差をとったうえで分析されるべきであるが、いまのところ資料に制限があって単純集計が与えられているだけである。そこで、各項目間の比較を行うために、ここでは便宜的ではあるが、それぞれの設定場面項目(1~19)について、全体回答のうち最も選択率の高いサンクション(A~F)を取り上げ、他の諸要因をコントロールして、行為の種類別で比較するという方法をとることにする(ただし、この方法はあくまでも暫定的なものであって、後により正確な方法で再分析する予定である)。

「非行」の種類による社会的反作用パターン

行為の程／行為の度・属性など／種類	「傷害」	「万引き」
重大、13歳、再犯	C 39.4%→D (21.0)	C 48.6%→D (14.9)
軽微、13歳、再犯	→D (19.0) C 31.7% →B (19.0)	C 53.2%→D (22.6)
13歳、初犯、 片親家庭	B 44.0%→C (23.8) (ただし「軽微」1週間のケガ)	C 54.2%→B (17.3) ただし重大 (10万円)

c f, 「家出」

15歳、初犯	男	B	50.1%	→C
	女	B	47.8%	→C
15歳、再犯	男	C	43.6%	→D
	女	C	43.4%	→D

まず行為別にみてみると、その反応パターンに極端な差異は認められず、その多くが“C”「警察で厳重注意し、保護者に監督強化を申し入れる」という場合、厳密にみると、たんなる現場注意と自宅連絡説諭というだけの場合、警察署へ連行して事情を聴取し注意を与えるとともに保護者に連絡をとるが、いわゆる軽微な犯行の簡易処分のかたちで家裁送致の手続きはとらない場合、あるいは家裁送致の手続きをとる場合の3つが考えられる。

そこで、第1回答は“C”であっても、第2回答に“B”「現場を見つけしだい訓戒・注意する」がくるパターンと、“D”「家庭裁判所送りにして調査する」であるパターンとにわけてみよう。ここでも主な傾向は表にみるようにCからDに近づいているパターン、つまり家裁へ書類を送る手続きをとるというパターンである。

つまり家裁へ書類を送る手続きをとるというパターンである。

各コラムでその比率や移項の方向性が微妙に異なるのは、行為の種類別によるのではなく、むしろそれが重大なものかどうか、あるいは前歴があるかどうかといった他の諸要因の影響によるものであると思われる。

したがって、人々が妥当だと判断する社会的反作用のパターンは、ここで取り上げたような「非行」の種類の違いによってはあまり影響を受けず、これらの行為に対しては、とりあえず警察の介入が期待され、現場注意から保護者への申しわたし、(あるいは家裁への書類送付)といったサンクションが警察によって行使されるのが適切であるという意見が大勢を占めているといえる(警察以外の人間による現場注意が多く支持されているのは、「はじめての家出」と「ケンカによる初めての軽い傷害」というケース、いってみれば非行、保護事件、刑事事件とはいえない種類の行為に対してである)。

2. 「非行」内容の軽重と社会的反作用

例えば「傷害」というカテゴリーに属するとみなしうる行為についても、相手に負わせた傷が、例えば「全治3か月」の重傷か「全治1週間」の軽傷なのかによって、人々に与える印象は異なる可能性があり、したがってそれに対して行使すべき統制の内容も異なってくる可能性がある。そこで、行為内容の軽重によって人々の反応にどのような変化があるかをさぐってみることにする。

「傷害の軽重」

	全治3か月の傷	全治1週間の傷
18歳、初犯	C 45.8% →B	B 41.1% →C
18歳、再犯	C 33.8% →D	C 36.7% →B →D
13歳、初犯	C 39.1% →B	B 47.6% →A
13歳、再犯	C 39.4% →D	C 39.2% →B

「万引」の軽重

	10万円	5千円
13歳、再犯	C 48.6% →D	C 53.2% →D

「傷害」の場合、やはり「全治3か月の傷」を負わせたほうが「全治1週間の傷」を負わせた場合よりも、公式な強い反作用を期待されている。「全治3か月の傷」を負わせた場合、年齢、前歴の有無を問わず“C”「警察で厳重注意し、保護者に監督強化を申し入れる」べきだという意見が中心となっている。しかもこの場合、とくに「前歴がある」少年の場合は、“D”的家裁送致を支持する意見も少なくない。

もっとも実際には、ケンカをして相手に全治3か月の傷を負わせ、それが警察で取り扱われた場合、たとえそれが過失であったとしても、家裁送致のみならず、なんらかの保護処分が取られる蓋然性は高い。

また再犯の場合には、少年鑑別所送致から少年院に送致される可能性は考えられるし、とくに18歳の年長少年であれば、刑事事件として取り上げられ、最悪の場合には少年刑務所に送られるという可能性が全くないとは言いきれない。

他方、「全治1週間の傷」の場合、Bに近いC、ないしAに近いBという比較的穏便な反作用が支持されている。

ケンカをしていて全治1週間程度の傷を負わせたとしても、状況次第では、たんなるケンカとして放置されるだろうし、はじめて傷をさせてしまった者に対しては比較的寛大な現場注意程度にするという意見が多い。ただし傷害の前歴がある場合は、つまりそのことで人々がその少年に何らかのマイナス・イメージを付与しているために、警察通告、訓戒・注意、保護者への連絡が求められている。

「万引き」の場合は、13歳で補導歴のある少年であるという条件のもとでは、CからD、やはり公的なコントロールが期待されている。

3. 前歴の有無と社会的反作用

人々の「非行少年」イメージと少年の行為に対する社会的反作用の程度とは、その少年が非行・犯罪の前歴をもっているかどうかによって影響を受けるであろうか。

当然予測できることはあるが、たまたま、あるいは初めてひき起こしてしまった非行・犯罪、問題行為に対する人々のまなざしよりは、すでに非行（のおそれ）・犯罪の前歴をもっている、いわば札付きの少年が犯した非行・犯罪に対する人々のまなざしは厳しいものとなりやすい。

そこで、ここでは「傷害」と「家出」について、その前歴の有無が人々のまなざしにどのような影響を与えていているかをみてみることにする。

「傷害」

		初 犯		「傷害」の前歴あり	
全治 3か月 の 傷	18歳	C	45.8%	→B	C 33.8% →D
	13歳	C	39.1%	→B	C 39.4% →D
全治 1週間 の 傷	18歳	B	41.1%	→C	C 36.7% →D →B
	13歳	B	47.6%	→A	C 39.2% →B
	18歳	B	38.7%	→C	C 37.8% →B
	13歳	B	44.0%	→C	C 38.4% →B

「家出」

		初 犯		再 犯	
15歳 男性		B	50.1%	→C	C 43.6% →D
15歳 女性		B	47.8%	→C	C 43.4% →D

ここでは明らかに再犯者に対してより厳しい反応が示されている。再犯の場合は、全治3か月の傷害、家出のケースに関しては“C”警察による取り扱いから“D”家裁による調査が相当地であるとみなされている。もっとも全治3か月の傷害の場合は、基本的には初犯、再犯を問わず“C”レベルが期待されている。初犯と再犯の違いによって反作用レベルが異なるのは、全治1週間の傷害と家出の場合で、初犯であれば“B”その少年の行為の発見者または関係者による訓戒、注意にとどまるが、再犯の場合は、警察による統制、つまり非行・犯罪に関連する専門機関、取り締まり機関の介入が要求されている。

「非行」、「非行少年」のイメージないしはレッテル付与、それに関連した公的・私的サンクションの行使の程度には、少なくとも「傷害」行為と「家出」という行為に限ってみると、初めての行為なのか、それとも前歴があるのかという少年のキャリアによって左右されているといえる。

4. 少年の年齢と社会的反作用

同一の非行・犯罪を犯しても、その未成年者が何歳であるかによって、その少年に対する社会的態度や統制パターンは異なってくるであろう。年齢の上昇とともに身体的・精神的な成熟や社会的適応能力の増大ということを前提にして、少年に対するまなざしや保護・統制の内容は変化する（べきだ）と人々が考えているとすれば、それは非行ということに関してどのような意見としてあらわれてくるだろうか。

20歳という年齢を境とする「成人」と「少年」=未成年の区分によって、刑法関連の犯罪を犯した人間にに対する公的な取り扱いは異なってくる。「成人」に対しては犯した犯罪行為に対する刑罰、処罰が、「少年」に対しては保護、教育が与えられることになっているのは言うまでもない。しかし、同じ「少年」カテゴリーに属する者であってもそれが成人年齢に近い年長の少年なのか、それとも年少の少年であるのかによって、その少年に対する公的な処遇内容が異なるのもまた事実である。例えば同じ程度の傷害事件を引き起こした場合でも、年少少年が保護事件として家裁で取り扱われ、教護院に収容されて生活訓練をほどこされるのに対して、年長少年は刑事案件として家裁から検察庁へ送検され、成人に近い取り扱いを受けて、最悪の場合には少年刑務所に収容されて刑罰的保護を受けるということもありうる。あるいは逆に、年長だから軽い処分ですんで、年少だからこそ厳重な処分が与えられる場合も、例えば飲酒、喫煙などの違反行為については考えられる。

年長、年少の分別と、それに対する社会的反作用の歳には、たんに「成人」からの年齢的距離による配慮だけでなく、「子どもしさ」からの行為様式上の逸脱に対する反作用の違いも含まれているとみることができる。

さて、ここでは、「傷害」という違反行為に対する反作用を、13歳の年少少年と18歳の年長少年年にわけてみるとしよう。

年齢の長幼とサンクション……「傷害」の場合

	13歳	18歳
全治3か月、初犯	C 39.1%→B (33.9)	C 45.8%→B (28.3)
全治3か月、再犯	C 39.4%→D (21.0)	C 33.8%→D (24.1)
全治1週間、初犯	B 47.6%→A (21.3)	B 41.1%→C (24.9)
全治1週間、再犯	C 39.2%→B (26.2)	→D (19.0) C 36.7% →B (19.0)

人々の反応パターンには、年齢による配慮の違いははっきりとは表れてこない。むしろ傷害の被害者の程度と初犯か再犯の違いのほうが、回答に影響を与えている。

つまり、それぞれの第一水準の反応に関してみる限り、年齢のいかんを問わず、軽傷を負わせた初犯少年については“B”的現場注意を、重傷を負わせた少年（初犯、再犯）と軽傷を負わせた再犯少年には“C”的警察扱いが期待されている。しかし、それぞれのコラムについて、その第一回答についてどの段階の反作用が支持されているか、表でみれば主要回答の矢印がどの方向を向いているか、すなわち、第一次回答を中心としてより強いサンクションが期待されている傾向があるのか、より弱いサンクションが支持されているのか、という点に注意してみよう。

すると、わずかではあるが、同じ条件であれば年少少年に対してよりも年長少年に対して期待されているサンクションの方がより強く、よりフォーマルなものになっていることがわかる。「傷害」という明らかな犯罪行為であるところから、年齢への配慮よりは取り締まりへの期待のほうが優先したということはいえそうである。が、より詳細にみると、わずかの程度ながら、

年長少年（の犯罪行為）には年少少年よりも強くフォーマルな制裁が行使されるのが適当であるとみなされている傾向が見い出せる。違った見方をすれば、年少少年には「子どもらしさ」イデオロギーをある程度まで反映した穩便なインフォーマル・サンクションの行使ないしは保護・教育的処分が望ましいとされ、年長少年にはより厳しいフォーマル・サンクションの行使、ないしは刑罰的処分が期待されているということができようか。

5. 性差と社会的反作用

同じ未成年者であっても、それが男子であるのかそれとも女子であるのかによって、その未成年者に対する人々のまなざしは異なってくる。人々はそれぞれに若い男女の望ましいあり方、「若い人間らしさ」に加えて「男の子らしさ」「女の子らしさ」の性別イメージを持ち、それらを基準にして現実の男の子、女の子を見る。

また、人々がそれぞれの視座から未成年の男子、女子を見るときには、現在においてあるべき姿（からの偏差）という観点だけでなく、将来において期待される彼（女）らのあり方、「男らしさ」「女らしさ」という観点からの判断も作用している。

したがって、人々のそれぞれがもつ性別役割意識、ないしは性差による生活・行動様式の区分という意識は、若い人間の問題行為を評価しそれに対する処遇を講じようとする場面にも登場すると考えることができる。

つまり、その「問題少年」が男なのか女なのかによって、同じ「問題」でも、その問題性の程度の判断や対応のしかたが異なってくることが十分に考えられる。

そこで、ここでは、たとえば「家出」という問題行為をめぐって、それが男子によってなされた場合と女子が行った場合とでは、人々の反応はどう変化するかをみた。

問題性を重くみるなら、その反作用サンクションは強いものが期待されるであろうし、それほどの問題がないと判断されれば軽い処置が支持されるであろう。

「家出」

	男 子	女 子
15歳、初めての「家出」	B 50.1%→C (26.3)	B 47.8%→C (29.7)
15歳、「家出」の前歴あり	B 43.7%→C (17.9)	C 43.4%→D (18.6)

はじめての「家出」であれば、男女ともに“B” 「現場を見つけしだい訓戒・注意する」程度の反作用ですんでいる。つまり、「家出少年」を見つけ出すか帰ってきたところで、その保護者や関係者が厳しく説諭して反省をうながす段階で問題は処理されるのが適当であるという意見が多いということである。しかしそれまでに「何度も家出を繰り返している」場合には男子に対する反応と女子に対する反応の傾向は異なってくる。男子であれば“B” ですませるが、女子であれば“C” レベル、つまり警察の介入を期待する意見が多くなる。ということは、実際のケースでも、「家出少年」として保護願いを警察に申し出るのは、女の子の家出の場合の方が多いという傾向とも符号する。

男の子であれば、「家出」をしても、そのうち帰ってくるさと気楽に構えていても、そう危険はないが、女の子ともなると、家出先で「悪い人」に出会い「悪い道」に転落する危険性が高いから急いで保護しなければならないという、いわゆるぐ犯対策の通説はこの回答傾向でも生きているようである。

いわゆるぐ犯ケースにおいては、一般の人々のまなざしだけでなく、公的な処遇機関の態度も男子に対してより女子に対してのほうが厳しくなる傾向があることを付言しておこう。

6. 片親家庭と社会的反作用

少年の保護状態を判定する場合、その少年の家庭状況がいかなるものであるかが重視されるのが通常である。その場合、その家庭に両親がそろっているか、父または母が欠損しているかということも考慮の対象となるのは言うまでもない。従来の、片親家庭の子どもは非行と近親性があるという俗説、あるいは非行少年には片親家庭の子どもが多いといった一種の偏見は、今日の現実とはそぐわなくなっている。にもかかわらず、一般化した観念は、それに対する現実の変化とともにスピーディに変容することは少なく、ともすれば固定した観念として定着しやすい。

そこで、少年の非行ということに関してその少年が片親家庭の子どもであると特定することによって、人々の反応に変化が生じるかどうかを、「傷害」の仮説ケースを通してみてみることにしよう。

「傷害」 (全治1週間の傷)

	片 親 家 族		不特定 (両親有り)	
18歳、再犯	B 38.7%	→C	B 41.1%	→C
13歳、初犯	B 44.0%	→C	B 47.6%	→A
18歳、再犯	C 37.8%	→B	C 36.7%	→D →B
13歳、再犯	C 38.4%	→B	C 39.2%	→B

主要な回答傾向としては、片親家庭であるかどうかはこの際あまり重視されず、片親であると特定した場合と不特定の場合とで反応の違いは特にみられない。ただし、「13歳ではじめて傷を負わせた少年」については、不特定の場合は“B”の「保護者・関係者による訓戒・注意」に次いで“A”「非行とはいえないでの放置する」という意見が多く、かなり穏便な対応が支持されているのに対して、片親家庭の少年の場合には“B”から“C”の警察介入に接近している。

保護者の欠損が保護を行う人的資源の不足を意味するから、この不足を補うために警察官という公的な人材が利用されるべきだという判断を人々が行ったのだろうか。それとも、軽微な犯罪であって初めてのことであっても、片親家庭の子どもだから放置しておくともっと「悪くなる」恐れがあるから、警察が取り締まるべきだという判断がなされたのであろうか。

7. <一般人> と <専門家> の反応

特定の問題行為を行った少年を、その生活歴や生活条件を考慮したうえで、どの程度問題のある少年、非行のある少年とみなすかは、厳密にみれば判断する個々人の人々によって異なる。

しかし、その判断は多くの場合、判断主体がどのような立場にあるか、個々では少年、子ど

もとどのような関係を取り結び、どんななかたちで接触しているか、ということによって多少とも規定される。また、そのような少年に対してどのような対応を講じるのが適当であるかを判断する際には、とくにその対応が公的な統制機関の所定の手続きを含むものであるとき、公的な手続きを取るべきかどうか、またその手続きの内容を知っているかどうかということが大きなわかれめになる。

たとえばこの質問で設定された「傷害」事件の場合、全体回答としては、“C”「警察での厳重注意と保護者への監督強化の申し渡し」が中心であった。が、実際にはそれが発覚して警察が関与するかぎり、年齢、前歴などとは無関係にその「事件」は全て家庭裁判所に送られるはずだし、また「全治3か月の重傷」を相手に負わせた少年が警察の厳重注意だけで放免されることは、現実にはまずありえない。

そこで各設定場面に対する主要回答を〈一般の大人〉と〈専門家〉群とに分けて、その反応傾向をみてみることにしよう。次の一覧表が、それぞれの立場の人々の回答状況である。ちなみに、〈一般〉の反応パターンはすべて、これまでにみてきた全体回答の反応パターンと一致する。

各設定場面に対する主要回答状況

	一 般	施 設 職 員	教 師	弁護士	補 導 委 員	協 助 員	子 童 も 会 役 員
「傷害」 全治3か月、 18歳、初犯	C→B	C→D	C→B	B →A	→C	C→B	C→B
全治3か月、 18歳、再犯	C→E	D→F	D→C	C D	→E	C→D	D→C
全治3か月、 13歳、初犯	C→B	D→C	C→B	B→D	C→B	C→B	C→B
全治3か月、 13歳、再犯	C→E	D→C	C→D	D→C	C→D	C→D	C→E

全治 1 週間, 18歳, 初犯	B→A	D→B	B→C	B→C	B→C	B→C	B→C
全治 1 週間, 18歳, 再犯	C→B	D→B	C→D	D→C	C→D	C→D	C→D
全治 1 週間, 13歳, 初犯	B→A	C→D	B→C	B→A	B→C	B→C	B→C
全治 1 週間, 13歳, 再犯	C→B	D→C	C→B	B→D	C→B	C→B	C→B
全治 1 週間, 18歳, 初犯, 片親	B→C	D→B	B→C	B →A	B→C	C→B	C→B
全治 1 週間, 13歳, 初犯, 片親	B→A	D→C	B→C	B→A	B→C	B→C	B→C
全治 1 週間, 18歳, 再犯, 片親	C→B	D→B	C →B	D→C	C→D	C→D	C→D
全治 1 週間, 13歳, 再犯, 片親	C→B	D →B	→C	B→D	C→B	C→B	C→B
「万引き」 10万円, 13歳 片親	C→B	D→C	C→B	C →B	→D	C→D	C→D

5千円, 13歳 補導歴あり	C→B	D→C	C→B	B D →C	C→D	C→D	C→D
10万円, 13歳 補導歴あり	C→D	D→C	C→D	D→C	C→D	C→D	C→D
「家出」 15歳, 男, 初犯	B→C	C→B	B→C	B →A →D	B→C	B→C	B→C
15歳, 男, 再犯	C→E	D→C	C →B →D	D→B	C→D	C→D	C→E
15歳, 女, 初犯	B→C	C→B	B→C	B →A →D	B→C	B→C	C→B
15歳, 女, 再犯	C→E	D→C	C→D	D→B	C→D	C→D	C→D

一般の人々の反応パターンは，“C”，警察による統制を中心として，軽微な犯行（全治1週間の「傷害」，「家出」）のうち初犯に限って“B”現場注意にとどめるという判断がなされている。警察という公的な統制機関への信頼と依存（そして自己防衛意識？）が顕著である。と同時に，当該の少年をめぐる公式手続き，とくに少年事件の家庭裁判所への全件送致主義という方針が知られていないという印象も濃厚である。

補導委員，協助員，子ども会の役員の反応は一般的のものとほぼ等しい。特に補導委員は主要回答に限ってみれば，一般とまったく同じである。また，子ども会の役員と協助員に関しては，それぞれ2か所で一般回答よりも1ランク厳しい処置が示されているが，その他は〈一般〉と同じである。（〈子ども会の役員〉は「全治1週間の傷害，18歳，初犯，片親」に“C”と〈一般〉より1ランク上。「家庭状態の不特定」より1ランク上。「家出，15歳，女，初犯」に“C”，

〈一般〉は“B”，「男子15歳の家出，初犯」より1ランク上。〈協助員〉が〈一般〉より1ランク高い反応を示しているのは，「全治3か月の傷害，18歳で初犯，片親」の“C”である。)

補導員，協助員，子ども会の役員は，もともと一般の人々の中から選ばれ，ボランティアで，あるいは委嘱を受けてその任務を遂行している人々である。したがってその反応パターンが〈一般〉のパターンときわめて類似したものになることは当然うなづける。

しかし，これらの反応パターンをよくみると，第一位回答の次に支持の多い第二位回答では“D”が多く選択されていることがわかる。(補導委員9，協助員8，子ども会役員7) すると，次のように解釈することもできる。すなわち，これらの役割を担当している人々には，一方で「非行少年」には警察止まりのサンクションというよりセミ・フォーマルないしインフォーマルな統制が適当であるという態度をとる人々が多い。しかしあた他方では公式の手続きにそって，警察での処分を最終とせずに，フォーマルな設定・処分ラインでその少年を取り扱うべきであると考える人々もいる。

また，もう一つ別の解釈をとるなら，これらの役割担当者の中には，「非行のある少年」についての法的な取り扱い過程やその手続き内容をよく知っている人もいるが，それについてあまりよく知らない人々の方が多い，とみることもできよう。

教師の反応パターンはどうか。

ここでも第一位回答が“B”と“C”であるという一般の反応パターンときわめて類似している。ただ2か所で一般の人々の回答と異なっている所がある。(「全治3か月の傷害，18歳で再犯」で教師は“D”，〈一般〉では“C”。)

少年鑑別所の職員，彼(女)らはまさに法的な手続きを執行するということを専門の任務とする人々である。したがって，少年事件の家裁全件送致についてはもちろん，またどの程度の行為を行ったどんなキャリアの少年がどんな公的取り扱いを受けるかについても，実務経験上，認知している人々である。そこで，鑑別所技官の反応パターンは，当然予測されるように，4つの例外をのぞいてその大部分が“D”「家裁送致の上調査」という判断に集中している。なかでも興味深いのは，「全治3か月の傷害，18歳で再犯」というケースでは“D”について“F”「少年院や少年刑務所に収容する」という意見が多かったという点である。その他の情状を考慮しなければ一概には言い切れないが，「全治3か月」の重傷を相手に負わせ，しかも「傷害の前歴がある」「18歳」の年長少年となれば，ほとんど刑事処分での取り扱いの対象に近いと言える。“D”から“F”という回答傾向は実務上のケースからみた意見の分布であるといえよう。

4つの例外パターンは“C”回答が与えられている箇所である。もっともそれらのうち2つは“D”に近い“C”である。2つとは，「全治3か月の傷害，18歳の初犯」，「全治1週間の傷害，13歳で初犯」。過失，正当防衛などの情状酌量を含んで判断すれば，全件送致主義に徹する

ばかりでなく、警察での簡易処分の範囲も認めるという態度としても受け取れる。もう2つの“C”回答は“B”に近い“C”というパターンで、これは「15歳の初めての家出」の男子と女子。「家出」も長期化したり危険な場所に逃亡する可能性が強くなれば警察への保護願いを出して公的に介入する必要はないだろうという判断であろう。若い人間は男であれ女であれ一度は家出を考えたりするであろうし、なかには実際に敢行するものもいるであろう。すべてを公的統制・処分の対象にすることもないという判断がなされたとみることもできる。

弁護士の意見をみてみよう。

ここで顕著なのは、〈一般〉やその他の〈専門家〉群と比較すると、まず“B”現場注意を支持する意見が非常に多いことである（“B”が第一位回答であるのは19コラム中11個）。ここからいえるのは、少年の問題行為や犯罪について、できるだけ公的な処遇対象としてではなく、一般の生活者、大人が積極的に関与すべきだという意見が弁護士には多いらしいということである。フォーマルな統制よりもインフォーマルな統制を支持するという態度は、フォーマルな統制過程に組み入れられれば、その処遇内容が少年にとって好ましい効果を及ぼしたとしても、結果としてはその少年に「非行少年」のレッテルが張られるチャンスを増やすことになることへの危惧の表明であるともとれる。

したがって、弁護士は問題や犯罪を引き起こした少年に対して、〈非犯罪化〉〈非非行化〉の態度を取ろうとしているとみることができる。つまり、未成年者に対しては、犯罪者として成人のように刑罰を与えるという態度はとらない。

また特定の問題行為、犯罪を犯したからといって「非行少年」とみなすことはしない、という態度をとろうとしているとみることができる。少年サイドから公的処遇プロセスに付き添ってきた人々の意見としては当然であるともいえる。

しかし、だからといって、少年が犯すすべての問題行為、犯罪に弁護士が許容的であるというわけではない。弁護士の場合、“B”の次に多いのは“D”で8か所にみられる。弁護士もまた少年事件の全件送致については精通しているわけだから、「現場注意」程度ですませられないと判断されたものは次の段階としては「家裁送致」となるのもうなづける。“D”的「家裁送致」が優勢となるのは、特に「再犯」という少年の条件に強く反応したことである。「全治3か月の傷害で再犯」は「13歳」、「18歳」いずれも。「全治1週間の傷害、18歳で再犯」（「13歳」の場合も「再犯」では“D”に近い“B”）であれば、「片親家庭」であるかどうかを問わず“D”。「万引」の場合は金額にかかわらず（5千円、10万円）、「補導歴がある」と“D”。「家出」の場合にも、男女を問わず「再犯」であれば“D”である。

つまり弁護士は少年の問題行為や犯罪に対して、それが初めてなされたもの、つまり一度の失敗であれば許容的にみて、周囲の人々の努力と本人の自然治癒に期待するが、それが再犯で

228 [15] 問題行為の取り扱い方

ある場合には、公的な処遇プロセスに入れて国家による保護・教育に委ねるという態度をとる傾向があるといえそうである。

<付録>

非行と少年保護に関する意識調査

お ね が い

少年非行の問題は、大きな社会問題となっており、多くの人々がその解決のために努力しております。非行対策には、いかにして非行を未然に防ぐかという非行予防に関することがらと、実際に非行をおかした少年を社会的にどのように処遇すべきかという、少年保護に関することがらがありますが、本調査は、この少年保護に関して皆様方がどのようなご意見をお持ちかをうかがうものです。

おいそがしいところ誠に恐縮ですが、非行問題の解決のためにご協力をお願いするとともに、自由にご意見をおきかせ願いたく存じます。

なお、回答いただいた結果はすべて数字にして処理いたしますので、皆様にめいわくのかかるようなことは絶対にありません。

昭和60年7月

大阪大学人間科学部
教育計画論研究室
助教授 池田 寛
大阪 (06)877-5111
(内線 6396)

※記入上の注意

1. このアンケートは、保護者のどなたかがお答えください。
2. 名前を書く必要はありません。
3. 記入しおわったら、同封の返信用封筒に入れ、7月31日(水)までに投函してください。
なお、返信用封筒には切手を貼る必要はありません。

(1) まず最近1年間の非行の動向についておたずねします。

(A) 4～5年前とくらべて非行の数はふえていると思いますか、それとも減っていると思いますか。

1. ふえている
2. かわらない
3. 減っている

(B) 非行の程度についてはどう思われますか。

1. 内容が悪質化している
2. それほどかわっていない
3. 内容はかるいものになっている

(C) あなたが上のように判断されるのは、どのような情報にもとづいてですか、A、Bそれについてあてはまるものを、下の1～8の中から2つえらびその番号を()内に記入してください。

- (A) →番号 () ()
 (B) →番号 () ()

1. 自分の子どもの周囲の状況から
2. 青少年を教育・指導・補導する現場での体験から
3. ふだん見かける青少年の行動や態度から
4. 新聞やテレビなどのマスコミの情報から
5. 近所の人や友だちの話から
6. 非行に関する統計や調査から
7. 非行に関する本や専門的な立場の人の話から
8. その他(具体的に)

(D) 少年非行の状況は今後どのようになると思われますか。

それぞれ1つに○をつけてください。

(A) 数について

1. 今後ますます増加すると思う
2. 当分、今のような状態が続くと思う
3. 今後は減少していくと思う

(B) 対応の仕方について

1. 積極的な対策を講じなければ、重大な事態になると思う
2. 一時的な流行現象だから、自然におさまっていく思う

[2] つぎにあげた統計や調査の数字は、実情をどの程度正確に反映していると思いますか。あなたの気持ちに近い番号を右の1～5の中からえらんで○をしてください。

(例) 天気予報の降雨確率

1	②	3	4	5
1	1	1	1	

(ア) 国勢調査の結果

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

(イ) 球場が発表する入場者の数

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

(ウ) テレビの視聴率

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

(エ) 犯罪白書や警察が発表する犯罪・非行の統計

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

(オ) 文部省が公表する校内暴力の件数

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

(カ) 教育委員会が公表する学校でのいじめの件数

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

(キ) 新聞社の世論調査にあらわれた内閣支持率

1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

[3] 非行少年の「第3の波」と呼ばれた昭和50年代の非行増大現象に大きな影響を与えたのは、どんなことだとお考えですか。

それぞれについて右にあげた1～4のあてはまる数字をえらんで○をつけてください。

1. しつけや教育に対する主体性のなさ

与全 えて影 響なを い	与あ えてり い影 響なを いを	与ま えあ た影 響を	与大 えい た影 響を
1	2	3	4
1	2	3	4

2. 母親による過保護や過干渉

1	2	3	4
1	2	3	4

3. 父親の影響力の低下

1	2	3	4
1	2	3	4

4. 地域の人々の青少年問題への無関心

1	2	3	4
1	2	3	4

5. きびしい受験戦争

1	2	3	4
1	2	3	4

6. 教師の指導力の低下や指導体制の甘さ

1	2	3	4
1	2	3	4

7. 学校の管理のきびしさ

1	2	3	4
1	2	3	4

8. 警察の態度や取りしりの強化

1	2	3	4
1	2	3	4

9. 警察の態度や取りしりの甘さ

1	2	3	4
1	2	3	4

10. 裁判所による処分の厳罰化

1	2	3	4
1	2	3	4

11. 裁判所による処分の甘さ

1	2	3	4
1	2	3	4

12. マスコミなどによる暴力や性に関する情報のはんらん

1	2	3	4
1	2	3	4

13. 非行についてのマスコミの大げさな取りあげ方

1	2	3	4
1	2	3	4

14. 子どもの身体的的成熟の加速化

1	2	3	4
1	2	3	4

15. 子どもの権利や自由を認めすぎる社会的風潮

1	2	3	4
1	2	3	4

[4] 非行への対策の方法として、次のうちあなたが望ましいとお考えになるのはどれにあたりますか。

組み合わせのそれぞれについて、a, b のうちあなたのお考えに近い方の どちらか一つ に○をつけてください。

- (1) a. 非行防止には早期発見・早期治療が効果的であるから、青少年に対して積極的な指導の手をさしのべていくのがよい。
b. 非行の克服は本人の成長の過程で自力で行われるのが望ましいから、あまり立ち入りすぎず、自己回復力を待つのがよい。
- (2) a. 非行対策は、学校・警察や教育・福祉の専門機関が中心に行っていくほうがよい。
b. 非行対策は、日常生活のなかで地域の一般のおとなたちや近隣の人々の働きかけを中心にして行っていくほうがよい。
- (3) a. 非行への対策は、あくまでも非行をくり返して行わないように問題行動の改善ということを目的として行われるべきだ。
b. 非行への対策は、問題の行動の矯正だけでなく、その少年の人格と環境全般の改善を目的として行われるべきだ。
- (4) a. 非行少年に対する処分は、非行の程度の軽重に応じて一定の基準をもうけ、その基準をもとに、すべてのケースをできるだけ一貫したかたちで扱うべきだ。
b. 非行少年に対する処分は、非行内容だけでなく、その少年の性格の特徴や生活環境の条件を考慮して、個々のケースについて処分決定者の判断にゆだねるべきだ。
- (5) a. 非行対策は、非行によって被害をこうむる一般のおとなや子どもの安全を守ることを主な目的として行われるべきだ。
b. 非行対策は、非行のある少年の行動、人格、環境の改善を主な目的として行われるべきだ。

[5] 15歳の少年がつぎのような行為をした時、あなたはそれを非行だと思いますか。

右の1～5の中からあなたの考えに近い数字を選び○をつけてください。

- (ア) 親や先生に口ごたえをする
- (イ) 学校をなまけて休む
- (ウ) 夜おそらくまで盛り場をうろつく
- (エ) 家出をする
- (オ) カンニングをする
- (カ) タバコをすう
- (キ) 酒を飲む
- (ク) 無断外泊をする
- (ケ) 学校に色くつしたをはいていく
- (セ) 学校の帰りに喫茶店に行く
- (サ) 髪にパーマをかける
- (シ) 性的な記事ののった成人雑誌をみる
- (ス) 制服に手を加える
- (セ) 万引きをする
- (リ) 家の金を無断で持ち出す
- (タ) 無免許運転をする

思 わ な い く 非 行 と は	非 ど 行 と ら は 思 い な い と	ど ち ら と も い え な い	非 ど ち ら と 思 い う と	大 い に 非 行 と 思 う
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

[6] ある特定の子どもを「非行少年」とみなすのは、どの段階からだと思われますか。あなたの考えに近いものすべてに○をつけてください。

1. 校則に定められた制服規定などをやぶり、先生に注意された段階
2. 何らかの理由で補導委員や青少年指導員に注意された段階
3. 何らかの理由で警察に補導または検挙された段階
4. 犯罪にあたることを行って警察に逮捕された場合
5. 家庭裁判所の審判にかけられた段階
6. 保護観察に付された段階
7. 少年院や少年刑務所に送られた段階

〔7〕「非行」や「非行少年」についてつぎにあげたような表現

について、あなたの気持ちに近い数字を右の1～5のなかからえらび、その数字に○をしてください。

全くそう思わない
あまりそう思わない
どちらとも言えない
まあそう思う
全くそう思う



- (ア) 非行の多くは、ちょっとしたできごころや遊びのつもりでしたものだ。

- (イ) 何度も非行をくり返しているような少年でも、その生活環境がかわれば非行をしなくなるものだ。

- (ウ) おとなとちがって子どもは、自分のしていることが法をおかす行為だということをわからずに非行をおかしていることが多い。

- (エ) 社会に対する少年の不満や反発が引き金になって、非行をおこすことが多い。

- (オ) 非行少年は、家庭での親の十分な保護や監督がなされていないことが多い。

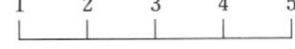
- (カ) 非行少年は、一般に性格面でふつうの子とはちがっている。

- (キ) 悪質な非行をするような少年は、性格面でふつうの子とはちがっている。

- (ク) 非行少年は、生活程度など家庭背景がふつうの子とはちがっている。

- (コ) 悪質な非行をするような子は、生活程度など家庭背景がふつうの子とはちがっている。

- (サ) 非行にさせないようにするために、その仲間とつきあわせないようにすることが必要だ。



(8) 子どもたちの問題や非行に対する改善策を考えたり実行したりしていく際に、もっとも中心となっていくべきところはどこだとお考えになりますか。

つぎのなかから、2つえらんで○をつけてください。

1. 国会や臨時教育審議会などの国の青少年施策の基本を打ちたてるところ
2. 国の教育・福祉機関
3. 青少年問題（育成）協議会や教育委員会議などの市町村の青少年施策を打ちたてるところ
4. 府県や市町村の教育・福祉機関
5. 学校
6. 府県や市町村の警察
7. 青少年健全育成にかかわる地域の諸団体
8. 地域の防犯・福祉にかかわる諸団体
9. 青少年自身の各種グループやサークル
10. 近隣の一般住民
11. 親をはじめとする家族
12. 子どもの仲間集団
13. その他

(9) 学校内での問題行動や犯罪について、あなたはどのような対処のしかたをすべきだと思われますか。

校内暴力、いじめ、登校拒否、それぞれについて適切だと思われる対処のしかたを右からえらび、その数字に○をしてください (いくつでもよい)。

い T 学 で A 校 対 やが 処 地中 す 域心 べ のと き 协な だ 力つ を て、 あ お P	い のあ く 指く べ 導ま き ので だ もも と 学 に 校 解 内 決 の し 教 て 員	ペ イ 児 ン グ童 童 設談 相 の所 力 協や カ 力カ ウ を カ 依 ンセ 頼 セリ	設 題や シ むで ア 爵少 ア 正年 ア えな ア さを ア 学い ア る校 ア 場合 ア べ以 ア き外 ア は、 ア だの ア 施問	て 警 対 密 察と 接 対処 連 線を と べき だ 連絡
---	--	--	--	---

(ア) 校内暴力	1	2	3	4	5
(イ) いじめ	1	2	3	4	5
(ウ) 登校拒否	1	2	3	4	5

(10) つぎにあげた非行対策の専門機関の職務執行に対して、あなたはどの程度信頼をおいていますか。1～5のあてはまる数字に○をしてください。

	全く信頼していない	あまり信頼していない	どちらとも言えない	ほぼ信頼している	大いに信頼している
(ア) 警察	1	2	3	4	5
(イ) 学校	1	2	3	4	5
(ウ) 家庭裁判所	1	2	3	4	5
(エ) 少年鑑別所	1	2	3	4	5
(オ) 少年院	1	2	3	4	5
(カ) 保護観察所	1	2	3	4	5
(キ) 児童相談所	1	2	3	4	5
(ク) 教育委員会などの相談室	1	2	3	4	5
(ケ) 補導委員・青少年指導員	1	2	3	4	5

(11) 非行をおかした少年を少年院に収容することについて、あなたはどのようにお考えですか。つぎの各組合わせの中から、あなたのお考えに近いものをえらびa, bいずれかに○をしてください。

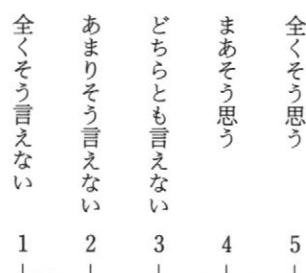
- (1)
 - a. 少年院は、非行をおかした少年に対して刑罰を加える「刑務所」としての意味をもっている。
 - b. 少年院は、非行をおかした少年を保護し再教育する「学校」もしくは「病院」という意味をもっている。
- (2)
 - a. 少年院に収容されることによって、社会から「非行少年」のレッテルがはられることになるから、できるだけ少年院送致はさけるべきだ。
 - b. 少年院でそれなりの教育や治療を行うことにより性格や生活態度が矯正されるのだから、少年院送致は必要だ。
- (3)
 - a. 非行少年の矯正や立ち直りは、これまでの環境から切りはなして、少年院などの施設の中で行うほうがよい。
 - b. 非行少年の矯正や立ち直りは、専門的な収容施設の中で行うよりは、ふつうの社会生活をさせながら行うほうがよい。
- (4)
 - a. 非行少年の矯正や立ち直りは、専門的な立場の人によって行うほうがよい。
 - b. 非行少年の矯正や立ち直りは、かれを取り巻く家族や身近な人々の努力によって行うほうがよい。

(12) 非行をおかした少年を少年院に収容するかどうかを判断する際に、つぎのようなことが考慮されます。あなたはどの点をより重視するべきだと思いますか。重要だと思われる順に、() に 1~5 の数字を記入してください。

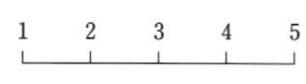
- () おかした非行の内容が悪質なものかどうか
- () 本人の性格から判断してふたたび非行をくり返す可能性があるかどうか
- () 家庭背景などを考えた場合親の十分な保護能力が欠如しているかどうか
- () 少年院に収容してこれまでの行動が矯正されるかどうか
- () 世論や被害者が少年院への収容を望んでいるかどうか

(13) つぎにあげた(ア)~(エ)の意見について、あなたの考えに最も近い数字を右の 1~5 のなかからえらびそれに○をしてください。

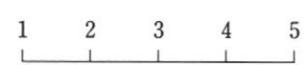
(ア) 人間はものごとの損得を計算して行動する動物である。



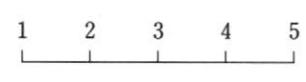
(イ) 非行をなくすには、きびしく罰することにより犯罪がわりに合わないものだということをわからせることだ。



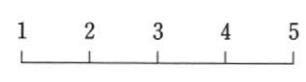
(ウ) 人間の行動は、社会環境によって左右されやすいものであるから、非行の原因となりやすい環境の改善をはかることが大切だ。



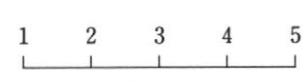
(エ) 犯罪の原因は多分に心理的・情緒的なものであるから、心理的・情緒的な治療が大切だ。



(オ) 人間の本質は、本人の努力や周囲の影響によってたやすく変わるものではない。



(カ) 犯罪対策で大切なことは、犯罪者から社会を守り、できるだけ被害を少なくすることだ。



[14] つぎにあげたそれぞれの場合について、どのような取りあつかいが適當だと思われますか。A～Fの中から適當なものをえらび、〔 〕の中に記入してください。

- A. 非行とは言えないので放置する
- B. 現場をみつけしだい訓戒・注意する
- C. 警察で厳重注意し、保護者に監督強化を申し入れる
- D. 家庭裁判所送りにして調査する
- E. 保護観察処分にする
- F. 少年院や少年刑務所に入れる

- 〔 〕 18歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治3か月の傷を負わせた
- 〔 〕 傷害の前歴のある18歳の少年が友人とケンカをして全治3か月の傷を負わせた
- 〔 〕 13歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治3か月の傷を負わせた
- 〔 〕 傷害の前歴がある13歳の少年が友人とケンカをして全治3か月の傷を負わせた
- 〔 〕 18歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治1週間の傷を負わせた
- 〔 〕 傷害の前歴がある18歳の少年が友人とケンカをして全治1週間の傷を負わせた
- 〔 〕 13歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治1週間の傷を負わせた
- 〔 〕 傷害の前歴のある13歳の少年が友人とケンカをして全治1週間の傷を負わせた
- 〔 〕 片親家庭の18歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治1週間の傷を負わせた
- 〔 〕 片親家庭の13歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治1週間の傷を負わせた
- 〔 〕 傷害の前歴のある片親家庭の18歳の少年が友人とケンカをして全治1週間の傷を負わせた
- 〔 〕 傷害の前歴がある片親家庭の13歳の少年が友人とケンカをして全治1週間の傷を負わせた
- 〔 〕 片親家庭の13歳の少年が10万円の品物を万引きした
- 〔 〕 補導歴のある13歳の少年が5000円の品物を万引きした
- 〔 〕 補導歴のある13歳の少年が10万円の品物を万引きした
- 〔 〕 15歳の少年がはじめて家出をした
- 〔 〕 これまで何度も家出をくり返している15歳の少年が家出をした
- 〔 〕 15歳の少女がはじめて家出をした
- 〔 〕 これまで何度も家出をくり返している15歳の少女が家出をした

最後に、あなた自身のことについておたずねします。

- (1) あなたの年齢は () 歳
- (2) あなたの性別は (男・女)
- (3) あなたのご職業を下からえらび、その番号に○をつけてください。

1. なし
2. パート、内職など
3. 専門・自由業（医師、弁護士など）
4. 管理的職業（課長以上）
5. 一般公務員、教員など
6. 自営業（商店・町工場など）
7. 事務従事者・販売・サービス業
8. 技師・看護婦・保母など
9. 技能職・工員など
10. 農林水産業
11. その他（具体的に)

- (4) あなたが最後に卒業した学校を下からえらび、その番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 新制中学校・旧制小学校 | 4. 新制大学・旧制大学 |
| 2. 新制高校・旧制中学校 | 旧制専門学校・旧制高校 |
| 実業学校・青年学校 | 師範学校など |
| 女学校など | 5. その他 |
| 3. 短大・高専 | (具体的に) |

- (5) つぎにあげたものの中で、あなたが現在なさっているご職業あるいは公的お仕事があればいくつでも○をしてください。

1. 家庭裁判所の調査官
2. 少年院・少年鑑別所・教護院・保護観察所などの教官および職員
3. 教師
4. 弁護士
5. 警察官
6. 少年補導委員・青少年指導員
7. 保護司
8. 少年補導協助員
9. 子ども会の役員

- (6) あなたのお住みになっている中学校区 () 中学校区

この調査の内容に関して何かご意見があれば、自由にお書きください。

非行と少年保護に関する意識調査

表1 対象者カテゴリー別の性別構成

性別	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員・青少年指導員	協助員	子ども会役員
男	22.3	77.8	98.3	100.0	17.1	83.5	27.0
女	77.7	22.2	1.7	0.0	82.9	16.5	73.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表2 対象者カテゴリー別の年齢別構成

年齢	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員・青少年指導員	協助員	子ども会役員
34	3.9	55.6	11.3	5.6	6.1	1.0	5.9
35-39	27.2	11.1	27.8	5.6	6.1	9.1	31.4
40-44	46.2	11.1	15.7	11.1	18.3	21.2	35.3
45-49	16.2	5.6	31.3	27.8	22.0	23.2	16.7
50-54	5.0	5.6	11.3	16.7	17.1	29.3	7.8
55	1.5	11.1	2.6	33.3	30.5	16.2	2.9
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表3 対象者カテゴリー別の学歴構成

学歴	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員・青少年指導員	協助員	子ども会役員
中卒	25.4	0.0	0.0	0.0	12.3	6.0	18.0
高卒	51.6	0.0	0.0	0.0	59.3	54.1	57.0
短大・高専	9.1	11.1	1.7	0.0	11.1	5.1	7.0
大卒	12.2	83.3	97.4	100.0	14.8	28.6	17.0
その他	1.7	5.6	0.9	0.0	2.5	2.0	1.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	95.8	100.0

表4 全対象者の性別年齢構成

性別	-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-	()内実数
男	7.0	16.4	24.8	27.2	16.2	8.4	100.0(384)
女	5.1	28.0	42.1	14.2	5.7	5.0	100.0(567)

表5 全対象者の性別学歴構成

性別	中卒	高卒	短大・高専	大卒	その他	
男	12.2	26.3	2.3	57.8	1.3	100.0
女	21.6	57.5	11.2	7.9	1.8	100.0

表6 全対象者の性別職業構成

性別	なし	パート・内職	専門・管理職	公務員・教員・技師など	自営業・農林業
男	1.3	0.0	17.8	40.2	21.7
女	44.3	27.8	1.1	3.7	8.2

事務・販売・サービス	技能職・工員など	その他	
4.7	11.2	3.1	100.0
9.6	2.7	2.7	100.0

表7 全対象者の年齢別学歴構成

年齢	中卒	高卒	短大・高専	大卒	その他	()内実数
-34	13.2	24.5	13.2	41.5	7.5	100.0 (56)
35-39	17.7	42.7	11.8	27.3	0.5	100.0 (222)
40-44	19.9	54.1	6.1	19.0	0.9	100.0 (334)
45-49	14.1	37.0	7.0	38.7	2.2	100.0 (184)
50-54	21.3	40.4	3.2	33.0	2.1	100.0 (95)
55-	15.9	51.8	3.2	28.6	0.6	100.0 (63)

表8 最近1年間の非行数の増減

	全體	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
増えている	48.2	51.9	66.7	20.2	47.1	43.1	54.1	55.9
変わらない	27.9	29.8	27.8	38.6	41.2	14.8	18.4	26.1
減っている	22.9	18.3	5.6	41.2	11.8	37.0	27.6	17.6
NA	1.0							

表9 非行程度の変化

	全體	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
悪質化している	66.4	68.5	55.6	52.6	35.3	68.8	73.5	75.5
変わらない	27.2	26.4	38.9	35.1	58.5	28.8	21.4	25.5
軽くなっている	5.4	5.1	5.6	12.3	5.9	2.5	5.1	2.0
NA	1.0							

表10 非行数についての情報源

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
周囲の状況	29.6	37.7	0.0	28.2	18.8	16.6	19.0	24.7
現場の体験	28.9	5.3	58.8	86.4	0.0	59.5	73.6	25.8
普段の行動態度	42.3	46.3	18.0	27.9	64.2	39.6	46.3	59.4
マスコミの情報	45.9	65.7	43.0	12.5	90.5	29.1	10.9	47.6
近所の人の話	10.6	16.7	0.0	1.8	0.0	5.1	5.5	2.0
統計や調査	20.7	18.0	30.6	34.2	13.3	37.4	21.0	27.8
本や専門家の話	10.3	9.2	37.1	8.1	6.7	11.6	19.0	12.8
その他	1.2	0.8	12.5	0.9	6.7	1.3	3.4	0.0

表11 非行の程度についての情報源

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
周囲の状況	15.3	16.9	0.0	24.1	21.4	11.8	12.0	12.4
現場の体験	24.4	6.4	55.6	74.5	0.0	29.6	64.8	26.6
普段の行動態度	34.6	33.3	28.7	43.8	71.5	31.0	46.4	41.3
マスコミの情報	52.8	71.9	28.1	21.9	64.3	46.4	28.5	52.8
近所の人の話	16.5	25.4	0.0	3.7	0.0	19.6	2.4	16.8
統計や調査	20.3	24.3	35.0	17.4	21.4	24.9	15.7	17.9
本や専門家の話	20.6	20.3	40.9	13.7	21.4	34.3	25.5	29.4
その他	1.5	0.8	11.8	0.9	0.0	2.6	3.6	3.2

表12 非行についての今後の予想

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
ますます増加	23.5	24.8	27.8	15.7	35.3	20.7	25.3	25.2
今の状態が続く	69.5	68.8	72.2	79.1	58.8	65.9	70.7	69.9
減少していく	6.3	6.5	0.0	5.2	5.9	13.4	4.0	4.9
D K	0.7							

表13 今後の対応のしかた

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
積極的な対策	82.6	84.6	72.2	94.7	78.6	85.2	90.6	81.0
自然におさまる	13.7	15.4	27.8	5.3	21.4	14.8	9.4	19.0
D K	3.7							

表14-(I) 国勢調査の結果

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
わからない	7.8	10.0	5.6	2.6	0.0	6.2	5.1	8.7
全くできない	2.1	2.5	5.6	0.0	0.0	4.9	1.0	1.0
あまりできない	18.4	20.7	16.7	13.0	5.9	19.8	12.2	22.3
まあ信用できる	62.7	60.8	66.7	71.3	52.9	64.2	74.5	58.3
全く信用できる	7.8	6.0	5.6	13.0	41.2	4.9	7.1	9.7
D K	1.3							

表14-(2) 球場が発表する入場者の数

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
わからない	3.0	3.4	11.1	0.9	0.0	2.5	2.1	4.0
全くできない	2.7	2.9	5.6	2.6	0.0	2.5	3.1	2.0
あまりできない	23.5	20.5	33.3	31.3	29.4	24.7	28.9	24.8
まあ信用できる	65.5	69.4	50.0	64.3	58.8	65.4	59.8	63.4
全く信用できる	3.8	3.4	0.0	0.9	11.8	4.9	6.2	5.9
DK	1.6							

表14-(3) テレビの視聴率

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
わからない	5.6	6.5	11.1	3.5	5.9	6.2	4.1	3.9
全くできない	8.7	9.0	22.2	6.1	5.9	5.0	9.3	11.8
あまりできない	51.0	48.4	55.6	60.9	58.8	58.8	57.7	47.1
まあ信用できる	31.1	34.2	11.1	28.7	29.4	28.8	26.8	33.3
全く信用できる	1.9	1.9	0.0	0.9	0.0	1.2	2.1	3.9
DK	1.8							

表14-(4) 犯罪白書や警察が発表する犯罪・非行の統計

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
わからない	2.7	3.7	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	3.9
全くできない	2.7	3.7	5.6	1.7	5.9	1.2	1.0	1.0
あまりできない	23.4	26.0	33.3	19.1	29.4	19.8	20.6	21.6
まあ信用できる	62.4	60.9	55.6	74.8	47.1	69.1	66.0	60.8
全く信用できる	7.1	5.8	5.6	4.3	17.6	6.2	12.4	12.7
DK	1.8							

表14-(5) 文部省が公表する学校でのいじめの件数

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
わからない	3.6	4.6	0.0	0.0	5.9	1.2	6.2	3.0
全くできない	14.2	14.2	27.8	11.3	11.8	14.6	16.5	15.0
あまりできない	53.4	50.4	66.7	62.6	47.1	62.2	57.7	54.0
まあ信用できる	25.1	27.9	5.6	25.2	35.3	20.7	19.6	26.0
全く信用できる	2.0	2.9	0.0	0.9	0.0	1.2	0.0	2.0
DK	1.8							

表14-(6) 教育委員会が公表する学校でのいじめの件数

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
わからない	4.7	5.4	5.6	0.9	5.9	1.2	6.2	6.9
全くできない	20.3	20.6	27.8	13.9	17.6	19.5	25.8	23.5
あまりできない	52.0	51.1	61.1	53.0	64.7	62.2	52.6	51.0
まあ信用できる	20.0	21.0	5.6	31.3	11.8	14.6	15.5	17.6
全く信用できる	1.4	1.9	0.0	0.9	0.0	2.4	0.0	1.0
DK	1.7							

表14-(7) 新聞社の世論調査にあらわれた内閣支持率

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
わからない	8.7	11.3	0.0	1.7	5.9	9.8	6.2	7.9
全くできない	9.7	10.2	22.2	10.4	5.9	7.3	9.4	8.9
あまりできない	49.0	48.3	44.4	61.7	47.1	53.7	41.7	50.5
まあ信用できる	29.8	28.7	33.3	26.1	41.2	29.3	41.7	31.7
全く信用できる	1.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0
DK	1.8							

表15-(1) しつけや教育に対する親の主体性のなさ

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く与えていない	0.5	0.6	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
あまり与えていない	5.3	8.1	5.6	0.0	6.2	1.2	1.0	4.9
まあ与えた	27.3	33.6	22.2	20.0	37.5	17.5	16.3	25.5
大いに与えた	65.3	57.8	66.7	80.0	56.2	81.2	82.7	68.6
DK	1.7							

表15-(2) 母親による過保護や過干渉

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く与えていない	0.6	1.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
あまり与えていない	6.1	6.6	16.7	5.3	0.0	3.7	7.2	5.9
まあ与えた	38.2	39.1	33.3	40.4	56.2	39.0	34.0	38.6
大いに与えた	53.2	53.4	44.4	54.4	43.8	57.3	58.8	55.4
DK	2.0							

表15-(3) 父親の影響力の低下

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く与えていない	1.0	1.7	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
あまり与えていない	9.5	12.7	16.7	4.4	0.0	4.9	2.1	11.9
まあ与えた	42.2	44.4	44.4	40.7	81.2	39.5	36.1	43.6
大いに与えた	45.0	41.1	33.3	54.9	18.8	55.6	61.9	44.6
DK	2.3							

表15-(4) 地域の人々の青少年問題への無関心

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く与えていない	2.7	3.5	11.1	0.9	0.0	1.2	3.1	1.0
あまり与えていない	29.0	32.2	38.9	20.4	37.5	28.4	20.6	34.7
まあ与えた	43.5	43.0	11.1	61.9	50.0	51.9	47.4	29.7
大いに与えた	22.3	21.3	38.9	16.8	12.5	18.5	28.9	34.7
DK	2.5							

表15-(5) きびしい受験戦争

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く与えていない	1.7	1.3	5.6	1.8	0.0	1.2	1.1	4.0
あまり与えていない	18.5	16.7	16.7	26.3	18.8	20.7	25.3	15.0
まあ与えた	34.1	31.7	55.6	45.6	37.5	45.1	35.8	25.0
大いに与えた	43.5	50.2	22.2	26.3	43.8	32.9	37.9	56.0
DK	2.2							

表15-(6) 教師の指導力の低下や指導体制の甘さ

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く与えていない	1.7	1.7	11.1	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0
あまり与えていない	11.6	12.0	22.2	16.5	5.9	7.3	9.3	10.9
まあ与えた	39.0	37.5	22.2	57.4	58.8	54.9	27.8	29.7
大いに与えた	46.2	48.8	44.4	26.1	35.3	37.8	60.8	59.4
DK	1.9							

表15-(7) 学校の管理のきびしさ

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く与えていない	6.6	5.8	5.6	9.6	0.0	7.3	10.5	6.1
あまり与えていない	49.0	47.9	50.0	60.5	43.8	52.4	53.7	49.5
まあ与えた	31.2	34.0	27.8	25.4	25.0	34.1	27.4	34.3
大いに与えた	10.2	12.3	16.7	4.4	31.2	6.1	8.4	10.1
DK	2.9							

表15-(8) 警察の態度や取り締まりの強化

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く与えていない	10.1	8.5	5.6	15.8	6.2	8.6	13.4	13.9
あまり与えていない	61.9	61.2	55.6	73.7	62.5	64.2	66.0	62.4
まあ与えた	20.4	24.0	33.3	7.9	25.0	22.2	17.5	17.8
大いに与えた	5.2	6.2	5.6	2.6	6.2	4.9	3.1	5.9
DK	2.4							

表15-(9) 警察の態度や取り締まりの甘さ

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く与えていない	6.3	6.1	16.7	6.1	12.5	2.5	9.3	6.9
あまり与えていない	48.0	47.7	38.9	66.7	81.2	49.4	47.4	37.6
まあ与えた	30.5	33.0	33.3	22.8	6.2	28.4	29.9	39.6
大いに与えた	12.4	13.3	11.1	4.4	0.0	19.8	13.4	15.8
DK	2.8							

表15-(10) 裁判所による処分の厳罰化

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く与えていない	14.8	12.6	22.2	19.5	12.5	13.8	18.6	21.8
あまり与えていない	64.6	66.6	72.2	72.6	81.2	63.8	68.0	59.4
まあ与えた	13.3	16.9	0.0	7.1	6.2	12.5	10.3	13.9
大いに与えた	3.9	3.9	5.6	0.9	0.0	10.0	3.1	5.0
DK	3.3							

表15-(11) 裁判所による処分の甘さ

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く与えていない	8.6	9.3	22.2	5.4	12.5	7.4	4.1	14.1
あまり与えていない	47.6	54.9	33.3	50.0	81.2	49.4	30.9	38.4
まあ与えた	25.5	24.7	16.7	26.8	6.2	25.9	38.1	31.3
大いに与えた	14.2	11.1	27.8	17.9	0.0	17.3	26.8	16.2
DK	4.1							

表15-(12) マスコミなどによる暴力や性に関する情報の氾濫

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く与えていない	1.2	1.3	5.6	0.9	0.0	0.0	0.0	3.0
あまり与えていない	6.9	7.5	33.3	1.8	11.8	7.3	5.2	6.9
まあ与えた	27.6	27.1	44.4	31.9	52.9	31.7	28.9	17.8
大いに与えた	62.6	64.1	16.7	65.4	35.3	61.0	66.0	72.3
DK	1.7							

表15-(13) 非行についてのマスコミのおおげさな取りあげ方

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く与えていない	0.9	1.3	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	1.0
あまり与えていない	14.3	13.5	38.9	7.0	37.5	23.5	12.6	15.8
まあ与えた	37.1	38.3	55.5	44.7	43.8	34.6	30.5	33.7
大いに与えた	45.4	46.8	5.6	47.4	18.8	42.0	56.8	49.5
DK	2.3							

表15-(14) 子どもの身体的・性的成熟の加速化

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く与えていない	1.4	2.1	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
あまり与えていない	20.6	21.7	5.6	20.4	12.5	13.4	23.7	27.0
まあ与えた	49.3	49.7	77.8	57.5	81.2	51.2	53.6	33.0
大いに与えた	26.3	26.5	11.1	22.1	6.2	35.4	22.7	38.0
DK	2.4							

表15-⑯ 子どもの権利や自由を認めすぎる社会的風潮

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く与えていない	2.2	2.3	11.1	0.0	25.0	0.0	0.0	3.0
あまり与えていない	22.2	22.7	44.4	26.3	37.5	15.9	16.7	23.8
まあ与えた	40.5	40.0	27.8	47.4	25.0	50.0	44.8	36.6
大いに与えた	33.0	35.0	16.7	26.3	12.5	34.1	38.5	36.6
DK	2.1							

表16-⑰ 親や先生に口ごたえをする

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く非行と思わない	30.8	30.9	55.6	27.2	64.7	32.1	23.2	37.3
どちらかというと思わない	32.7	34.6	22.2	28.1	5.9	38.3	38.9	31.4
どちらともいえない	28.5	29.5	11.1	41.2	29.4	23.5	28.4	22.5
どちらかというと思う	4.6	4.1	5.6	2.6	0.0	4.9	7.4	6.9
大いに非行と思う	1.2	1.0	5.6	0.9	0.0	1.2	2.1	2.0
DK	2.2							

表16-⑱ 学校をなまけて休む

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く非行と思わない	3.8	3.7	5.6	3.5	11.8	4.9	3.2	3.9
どちらかというと思わない	17.3	17.6	22.2	21.9	17.6	21.0	16.1	11.8
どちらともいえない	36.4	39.8	33.3	33.3	41.2	27.2	37.6	37.3
どちらかというと思う	32.0	30.7	27.8	33.3	17.6	40.7	35.5	36.3
大いに非行と思う	8.2	8.3	11.1	7.9	11.8	6.2	7.5	10.8
DK	2.4							

表16-⑲ 夜おそくまで盛り場をうろつく

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く非行と思わない	0.6	0.6	5.6	0.0	5.9	0.0	0.0	1.0
どちらかというと思わない	1.6	1.7	0.0	0.9	0.0	0.0	3.2	2.0
どちらともいえない	5.6	5.6	22.2	7.0	5.9	4.9	5.3	2.0
どちらかというと思う	43.8	42.4	38.9	45.6	64.7	51.2	52.1	43.1
大いに非行と思う	46.1	49.7	33.3	46.5	23.5	43.9	39.4	52.0
DK	2.3							

表16-⑳ 家出をする

	全 体	一 般	施設職員	教 師	弁護士	補導委員	協 助 員	子ども会役員
全く非行と思わない	1.2	1.8	5.6	0.9	5.9	0.0	0.0	0.0
どちらかというと思わない	2.0	2.3	0.0	0.0	0.0	1.2	4.2	2.0
どちらともいえない	19.4	20.9	16.7	19.3	23.5	18.5	13.7	23.8
どちらかというと思う	29.5	30.3	44.4	33.3	23.5	29.6	36.8	20.8
大いに非行と思う	45.0	44.7	33.8	46.5	47.1	50.6	45.3	53.5
DK	2.9							

表16-(オ) カンニングをする

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	18.8	20.2	44.4	11.6	23.5	19.8	18.1	19.6
どちらかというと思わない	28.5	30.4	16.7	21.4	11.8	38.3	35.1	24.5
どちらともいえない	33.7	33.5	22.2	41.1	29.4	33.3	31.9	40.2
どちらかというと思う	11.7	11.2	11.1	21.4	17.6	7.4	8.5	11.8
大いに非行と思う	4.6	4.7	5.6	4.5	17.6	1.2	6.4	3.9
DK	2.7							

表16-(カ) タバコをすう

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	0.8	1.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
どちらかというと思わない	3.2	3.3	5.6	0.0	11.8	2.4	2.1	6.9
どちらともいえない	13.5	16.4	22.2	5.3	5.9	12.2	14.7	10.8
どちらかというと思う	41.6	41.2	50.0	45.6	58.8	47.6	44.2	35.3
大いに非行と思う	38.7	38.1	16.7	49.1	23.5	37.8	38.9	45.1
DK	2.2							

表16-(キ) 酒を飲む

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	0.9	1.4	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
どちらかというと思わない	3.0	3.3	11.1	0.9	11.8	1.2	0.0	5.9
どちらともいえない	15.3	17.4	27.8	7.0	11.8	15.9	17.9	12.9
どちらかというと思う	35.4	34.8	33.3	39.5	52.9	37.8	38.9	32.7
大いに非行と思う	43.1	43.1	16.7	52.6	23.5	45.1	43.2	48.5
DK	2.3							

表16-(ク) 無断外泊をする

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	0.9	1.0	5.6	0.9	0.0	0.0	2.1	0.0
どちらかというと思わない	1.7	1.8	0.0	1.8	5.9	0.0	1.1	3.0
どちらともいえない	8.3	9.6	27.8	5.3	5.9	7.3	3.2	9.9
どちらかというと思う	32.5	32.2	33.3	32.5	35.3	39.0	44.2	25.7
大いに非行と思う	54.0	55.6	33.3	59.6	52.9	53.7	49.5	61.4
DK	2.7							

表16-(ケ) 学校に色くつしたをはいていく

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	12.3	11.5	72.2	8.8	23.5	12.2	11.6	10.8
どちらかというと思わない	17.6	17.6	16.7	21.1	23.5	13.4	16.8	21.6
どちらともいえない	38.7	39.9	11.1	41.2	47.1	40.2	50.5	31.4
どちらかというと思う	24.1	24.5	0.0	27.2	5.9	31.7	18.9	31.4
大いに非行と思う	4.6	6.5	0.0	1.8	0.0	2.4	2.1	4.9
DK	2.8							

表16-(コ) 学校の帰りに喫茶店に行く

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	2.8	2.3	27.8	0.0	17.6	1.2	1.1	4.9
どちらかというと思わない	7.3	7.6	33.3	5.3	17.6	4.9	7.4	5.9
どちらともいえない	28.7	31.3	16.7	26.3	47.1	25.6	35.1	20.6
どちらかというと思う	41.1	38.6	22.2	49.1	11.8	53.7	44.7	49.0
大いに非行と思う	17.6	20.2	0.0	19.3	5.9	14.6	11.7	19.6
DK	2.5							

表16-(サ) 髪にパーマをかける

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	2.1	1.9	22.2	0.9	11.8	1.2	2.2	0.0
どちらかというと思わない	5.0	4.8	16.7	4.4	11.8	3.7	3.2	6.9
どちらともいえない	23.3	24.2	33.3	24.6	41.2	16.0	25.8	20.8
どちらかというと思う	41.7	40.9	27.8	42.1	35.3	55.6	52.7	38.6
大いに非行と思う	25.3	23.1	0.0	28.1	0.0	23.5	16.1	33.7
DK	2.7							

表16-(シ) 性的な記事の載った成人雑誌をみる

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	11.4	9.7	44.4	18.4	23.5	6.2	9.5	12.7
どちらかというと思わない	19.2	21.3	27.8	21.1	17.6	14.8	13.7	17.6
どちらともいえない	48.7	50.6	22.2	51.8	41.2	48.1	57.9	45.1
どちらかというと思う	14.3	13.4	5.6	8.8	17.6	24.7	16.8	18.6
大いに非行と思う	4.0	5.0	0.0	0.0	0.0	6.2	2.1	5.9
DK	2.4							

表16-(ス) 制服に手を加える

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	2.5	2.3	16.7	1.8	5.9	2.5	2.1	2.0
どちらかというと思わない	9.9	10.8	27.8	4.4	29.4	7.5	11.6	7.8
どちらともいえない	37.4	40.2	38.9	38.6	47.1	33.8	32.6	35.3
どちらかというと思う	39.6	37.5	11.1	52.6	17.6	40.0	44.2	49.0
大いに非行と思う	8.2	9.1	5.6	2.6	0.0	16.2	9.5	5.9
DK	2.4							

表16-(セ) 万引きをする

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	0.5	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
どちらかというと思わない	0.8	0.6	0.0	1.8	0.0	1.2	0.0	2.0
どちらともいえない	7.8	9.8	0.0	7.0	5.9	4.9	4.2	6.9
どちらかというと思う	33.7	35.7	22.2	31.6	41.2	31.7	40.0	29.4
大いに非行と思う	55.1	53.1	77.8	59.6	52.9	62.2	55.8	60.8
DK	2.1							

表16-(イ) 家の金を無断で持ち出す

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
どちらかというと思わない	0.7	0.6	0.0	1.8	0.0	1.2	0.0	1.0
どちらともいえない	11.6	12.4	11.1	11.4	11.8	6.1	15.8	10.9
どちらかというと思う	40.8	40.8	55.6	45.6	41.2	39.0	41.1	44.6
大いに非行と思う	44.2	45.6	33.3	41.2	47.1	53.7	43.2	43.6
DK	2.4							

表16-(タ) 無免許運転をする

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く非行と思わない	1.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	3.0
どちらかというと思わない	1.1	0.8	5.6	0.9	5.9	0.0	2.1	2.0
どちらともいえない	14.2	16.6	0.0	6.1	11.8	16.0	14.7	14.9
どちらかというと思う	28.3	30.9	27.8	36.0	35.3	16.0	26.3	22.8
大いに非行と思う	52.7	50.4	66.7	57.0	47.1	67.9	55.8	55.4
DK	2.6							

表17-(ア) 非行の多くは、ちょっとしたできごころや遊びのつもりでしたものだ

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう思わない	4.6	5.9	0.0	4.4	0.0	1.2	3.1	3.9
あまりそう思わない	15.3	12.7	16.7	33.3	25.0	13.8	15.5	9.7
どちらともいえない	19.4	20.1	38.9	19.3	12.5	17.5	19.6	17.5
まあそう思う	48.3	50.5	38.9	38.6	43.8	52.5	50.5	55.3
全くそう思う	10.7	10.8	5.6	4.4	18.8	15.0	11.3	13.6

表17-(イ) 何度も非行を繰り返しているような少年でも、その生活環境が変われば非行をしなくなるものだ

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう思わない	2.0	2.3	5.6	0.9	0.0	1.2	1.0	2.9
あまりそう思わない	8.1	10.4	11.1	3.5	0.0	4.9	7.1	5.8
どちらともいえない	28.6	29.8	44.4	29.8	29.4	28.4	22.2	26.2
まあそう思う	41.5	38.0	33.3	51.8	47.1	45.7	44.9	45.6
全くそう思う	19.0	19.5	5.6	14.0	23.5	19.8	24.5	19.4
DK	0.8							

表17-(ウ) おとなと違って子どもは、自分のしていることが法を犯す行為だということをわからず
に非行を犯していることが多い

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう思わない	11.9	10.1	16.7	21.1	5.9	12.3	15.6	8.7
あまりそう思わない	25.9	21.9	66.7	36.8	17.6	29.6	34.4	20.4
どちらともいえない	20.1	23.1	5.6	21.1	29.4	12.3	12.5	20.4
まあそう思う	32.6	35.1	11.1	19.3	29.4	40.7	30.2	37.9
全くそう思う	8.3	9.7	0.0	1.8	17.6	4.9	7.3	12.6
DK	1.3							

表17-(エ) 社会に対する少年の不満や反発が引き金となって、非行をおこすことが多い

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう思わない	4.0	4.4	22.2	1.8	0.0	1.2	5.2	3.9
あまりそう思わない	18.4	16.8	22.2	21.1	5.9	25.9	25.8	14.7
どちらともいえない	25.1	25.4	11.1	29.8	23.5	21.0	22.7	30.4
まあそう思う	36.7	35.6	33.3	41.2	64.7	37.0	37.1	37.3
全くそう思う	14.3	17.8	11.1	6.1	5.9	14.8	9.3	13.7
DK	1.4							

表17-(オ) 非行少年は、家庭での親の十分な保護や監督がなされていないことが多い

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう思わない	0.8	1.1	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
あまりそう思わない	3.8	4.9	0.0	0.9	0.0	6.2	1.0	3.9
どちらともいえない	10.5	13.3	22.2	4.4	5.9	4.9	5.1	12.6
まあそう思う	37.1	37.6	38.9	48.2	41.2	27.2	35.7	34.0
全くそう思う	46.8	43.1	33.3	46.5	52.9	61.7	58.2	48.5
DK	0.8							

表17-(カ) 非行少年は、一般に性格面で普通の子とは違っている

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう思わない	11.1	12.7	16.7	8.8	5.9	6.2	7.2	13.6
あまりそう思わない	34.1	33.8	38.9	33.3	41.2	41.2	40.2	27.2
どちらともいえない	36.3	35.7	33.3	46.5	47.1	31.2	30.9	38.8
まあそう思う	14.2	13.7	5.6	11.4	5.9	18.8	19.6	15.5
全くそう思う	3.3	4.2	5.6	0.0	0.0	2.5	2.1	4.9
DK	1.0							

表17-(キ) 悪質な非行をするような少年は、性格面で普通の子とは違っている

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう思わない	5.4	7.8	0.0	1.8	0.0	2.5	2.1	4.9
あまりそう思わない	20.9	22.2	38.9	22.8	23.5	18.5	16.5	17.5
どちらともいえない	27.9	29.1	11.1	33.3	35.3	24.7	19.6	32.0
まあそう思う	32.3	27.7	38.9	34.2	41.2	43.2	49.5	29.1
全くそう思う	12.2	13.2	11.1	7.9	0.0	11.1	12.4	16.5
DK	1.3							

表17-(ケ) 非行少年は、生活程度など家庭背景が普通の子とは違っている

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう思わない	3.3	4.9	0.0	1.8	5.9	1.2	1.0	1.0
あまりそう思わない	14.9	15.8	27.8	16.7	17.6	12.3	8.2	14.6
どちらともいえない	35.2	37.5	33.3	36.8	47.1	34.6	23.7	35.0
まあそう思う	34.3	31.4	38.9	36.0	29.4	38.3	46.4	36.9
全くそう思う	11.3	10.5	0.0	8.8	0.0	13.6	20.6	12.6
DK	1.0							

表17-(ヶ) 悪質な非行をするような少年は、生活程度など家庭背景が普通の子とは違っている

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう思わない	2.7	4.2	0.0	0.9	5.9	0.0	0.0	1.9
あまりそう思わない	11.7	13.5	27.8	8.8	11.8	9.9	9.3	7.8
どちらともいえない	27.5	30.6	27.8	24.6	41.2	22.2	17.5	28.2
まあそう思う	37.7	35.6	33.3	49.1	41.2	39.5	35.1	42.7
全くそう思う	19.2	16.2	11.1	16.7	0.0	28.4	38.1	19.4
DK	1.0							

表17-(コ) 非行をさせないようにするためには、その仲間とつきあわせないようによることが必要だ

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう思わない	3.1	4.0	0.0	3.5	0.0	1.2	0.0	3.9
あまりそう思わない	11.0	9.9	5.6	21.1	0.0	6.2	9.2	14.6
どちらともいえない	24.7	22.8	11.1	36.0	5.9	30.0	28.6	22.3
まあそう思う	39.1	40.9	66.7	34.2	52.9	40.0	36.7	34.0
全くそう思う	21.0	22.4	16.7	5.3	41.2	22.5	25.5	25.2
DK	1.1							

表18 「非行少年」とみなす段階

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
先生に注意される	10.0	10.2	16.7	5.4	0.0	13.4	11.2	12.7
補導委員に注意される	17.1	19.0	22.2	17.0	23.5	14.6	9.2	17.6
警察に補導される	57.8	55.9	50.0	63.4	64.7	62.2	62.2	62.7
警察に逮捕される	79.4	82.3	77.8	77.7	58.8	81.7	83.7	76.5
家庭裁判所の審判にかかる	59.7	60.1	61.1	55.4	47.1	63.4	68.4	61.8
保護観察に付される	64.1	64.6	61.1	59.8	52.9	64.6	75.5	67.6
少年院に送られる	77.4	82.1	61.1	66.1	64.7	76.8	81.6	81.8

表19-(I) 非行問題への対処のしかた(I)

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
積極的な指導の手	76.7	73.8	77.8	91.1	56.2	86.6	89.2	77.2
自己回復を待つ	20.8	26.2	22.2	8.9	43.8	13.4	10.8	22.8
DK	2.5							

表19-(2) 非行問題への対処のしかた(2)

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
専門機関が中心	27.8	27.1	33.3	23.2	52.9	41.2	31.9	25.5
地域の人々の働きかけ	69.1	72.9	66.7	76.8	47.1	58.8	68.1	74.5
DK	3.1							

表19-(3) 非行問題への対処のしかた(3)

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
問題行動の改善	14.3	18.6	27.8	4.5	11.8	8.6	10.5	12.7
人格と環境全般の改善	83.2	81.4	72.2	95.5	88.2	91.4	89.5	74.5
DK	2.5							

表19-(4) 非行問題への対処のしかた(4)

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
基準と共に一貫した扱い	13.4	13.1	16.7	15.0	17.6	17.5	12.8	12.6
個々のケースに応じた扱い	83.5	86.9	83.3	85.0	82.4	82.5	87.2	87.4
DK	3.1							

表19-(5) 非行問題への対処のしかた(5)

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
一般の人々の安全を守る	15.1	18.7	22.2	9.8	17.6	15.0	7.3	12.7
行動人格環境の改善	82.0	81.3	77.8	90.2	82.4	85.0	92.7	87.3
DK	2.9							

表20 中心となって非行改善策を実行するところ

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
1 国の青少年施策を打ち立てる所	7.1	6.9	0.0	8.8	0.0	7.5	9.1	7.8
2 国の教育・福祉機関	7.1	7.1	11.1	8.0	0.0	7.5	5.0	9.8
3 市町村の青少年施策を打ち立てる所	9.5	8.3	5.6	3.6	5.9	20.0	13.2	12.8
4 府県や市町村の教育福祉機関	6.4	7.7	5.6	3.5	5.9	5.0	6.1	5.9
5 学校	40.4	41.5	38.9	47.4	64.7	33.7	36.4	38.3
6 府県や市町村の警察	3.2	3.7	16.7	2.7	0.0	1.2	2.0	3.0
7 健全育成に係わる諸団体	12.9	9.5	11.2	18.4	17.6	28.7	13.2	14.0
8 防犯福祉に係わる諸団体	2.7	2.6	0.0	2.7	0.0	5.0	3.0	3.0
9 各種グループやサークル	7.7	8.5	5.6	7.9	5.9	5.0	9.1	5.9
10 近隣の一般住民	10.9	12.2	5.6	11.4	5.9	7.6	12.2	10.0
11 家族	73.0	78.2	77.8	67.2	88.3	70.0	77.4	67.1
12 仲間集団	13.8	12.7	22.2	18.6	5.9	8.8	13.3	21.2
13 その他	0.7	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
14 DK	4.5							

表21-(I) 校内暴力

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
PTAや地域の協力	57.0	58.9	38.9	62.3	52.9	56.8	52.0	53.4
教員の指導	30.5	30.7	27.8	41.2	17.6	25.9	30.6	25.2
児童相談所などの協力	17.9	15.5	16.7	27.2	35.3	16.0	19.4	17.5
学校外の施設で矯正	41.2	35.8	66.7	56.1	41.2	42.0	45.9	44.7
警察と密接な連絡	29.2	21.1	22.2	40.4	35.3	28.4	55.1	36.3

表21-(2) いじめ

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
PTAや地域の協力	59.7	59.5	50.0	58.8	70.6	60.5	65.3	59.2
教員の指導	46.4	45.9	38.9	58.8	47.1	44.4	42.9	44.7
児童相談所などの協力	29.6	27.8	16.7	48.2	29.4	23.5	30.6	25.2
学校外の施設で矯正	14.6	14.2	27.3	7.0	17.6	12.3	19.4	20.6
警察と密接な連絡	5.6	4.5	16.7	4.4	0.0	7.4	9.2	6.9

表21-(3) 登校拒否

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
PTAや地域の協力	40.1	40.3	44.4	36.8	35.3	42.0	41.8	41.7
教員の指導	35.1	35.6	27.8	39.5	47.1	24.7	38.8	33.0
児童相談所などの協力	61.6	56.1	77.8	87.7	70.6	54.3	63.9	65.7
学校外の施設で矯正	10.9	8.7	0.0	12.3	0.0	17.3	15.3	13.6
警察と密接な連絡	1.1	0.8	0.0	1.8	0.0	3.8	2.0	0.0

表22-(ア) 警察

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く信頼していない	4.0	4.4	5.6	0.9	29.4	1.2	0.0	7.9
あまりしてない	19.6	24.5	27.8	13.2	41.2	12.3	2.1	23.8
どちらともいえない	24.6	29.7	27.8	14.0	5.9	27.2	13.5	26.7
ほぼ信頼している	39.1	35.1	33.3	57.9	23.5	46.9	51.0	32.7
大いに信頼している	10.3	6.2	5.6	14.0	0.0	12.3	33.3	8.9
DK	2.3							

表22-(イ) 学校

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く信頼していない	4.0	5.0	5.6	0.9	11.8	1.2	3.2	5.1
あまりしてない	20.8	24.4	50.0	3.6	23.5	19.8	21.1	22.2
どちらともいえない	28.7	31.8	33.3	18.8	29.4	23.5	34.7	30.3
ほぼ信頼している	35.4	32.9	11.1	53.6	35.3	44.4	31.6	37.4
大いに信頼している	8.2	5.8	0.0	23.2	0.0	11.1	9.5	5.1
DK	2.9							

表22-(ウ) 家庭裁判所

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く信頼していない	1.4	1.6	5.6	1.8	0.0	0.0	0.0	3.0
あまりしてない	10.4	8.7	22.2	16.7	0.0	8.8	12.9	15.0
どちらともいえない	33.6	40.7	22.2	23.7	23.5	25.0	20.4	45.0
ほぼ信頼している	40.6	40.7	33.3	51.8	70.6	52.5	44.1	28.0
大いに信頼している	9.7	8.3	16.7	6.1	5.9	13.8	22.6	9.0
DK	4.1							

表22-(エ) 少年鑑別所

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く信頼していない	1.4	1.6	5.6	1.8	0.0	0.0	1.1	2.0
あまりしていない	6.9	7.3	0.0	12.3	0.0	2.5	5.3	9.1
どちらともいえない	32.3	39.9	33.3	26.3	41.2	26.2	14.9	32.3
ほぼ信頼している	41.6	39.3	38.9	49.1	52.9	48.8	51.1	43.4
大いに信頼している	13.9	11.9	22.2	10.5	5.9	22.5	27.7	13.1
DK	3.9							

表22-(オ) 少年院

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く信頼していない	1.1	1.2	5.6	1.8	5.9	0.0	0.0	1.0
あまりしていない	7.4	6.9	5.6	12.3	29.4	3.8	6.3	8.2
どちらともいえない	31.7	41.2	27.8	21.1	41.2	19.0	13.7	35.7
ほぼ信頼している	41.7	39.6	44.4	53.5	17.6	54.4	50.5	39.8
大いに信頼している	13.9	11.1	16.7	11.4	5.9	22.8	29.5	15.3
DK	4.1							

表22-(カ) 保護観察所

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く信頼していない	2.6	1.8	11.1	6.2	11.8	0.0	3.2	2.0
あまりしていない	9.8	8.7	11.1	22.1	17.6	5.0	10.6	7.1
どちらともいえない	35.3	39.9	33.3	34.5	52.9	35.0	22.3	36.4
ほぼ信頼している	38.9	40.5	33.3	35.4	11.8	43.8	45.7	44.4
大いに信頼している	9.4	9.1	11.1	1.8	5.9	16.2	18.1	10.1
DK	4.0							

表22-(キ) 児童相談所

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く信頼していない	1.1	1.6	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0
あまりしていない	9.8	11.1	22.2	13.2	5.9	6.2	4.3	10.1
どちらともいえない	32.2	37.2	38.9	28.9	52.9	35.0	19.4	28.3
ほぼ信頼している	41.2	40.0	27.8	43.0	41.2	45.0	52.7	51.5
大いに信頼している	11.4	10.1	11.1	12.3	0.0	13.8	23.7	10.1
DK	4.3							

表22-(ク) 教育委員会などの相談室

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く信頼していない	6.0	6.0	16.7	7.0	11.8	3.8	8.5	4.0
あまりしていない	18.6	20.6	11.1	22.8	29.4	13.9	14.9	18.0
どちらともいえない	37.3	40.1	61.1	31.6	41.2	36.7	29.8	47.0
ほぼ信頼している	28.9	28.2	11.1	36.0	17.6	34.2	36.2	30.0
大いに信頼している	4.1	5.2	0.0	2.6	0.0	11.4	10.6	1.0
DK	4.1							

表22-(ヶ) 補導委員・青少年指導員

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全く信頼していない	4.6	4.7	16.7	6.1	11.8	0.0	2.1	6.1
あまりしていない	16.6	18.4	16.7	21.1	41.2	7.4	11.6	16.3
どちらともいえない	36.9	41.3	44.4	35.1	29.4	29.6	32.6	37.8
ほぼ信頼している	32.3	30.3	22.2	35.1	17.6	45.7	42.1	33.7
大いに信頼している	6.3	5.3	0.0	2.6	0.0	17.3	11.6	6.1
DK	3.3							

表23-(Ⅰ) 少年院に収容する目的

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
「刑務所」	11.7	16.2	11.1	5.3	25.0	3.7	2.1	11.9
「学校」、「病院」	86.1	83.8	88.9	94.7	75.0	96.3	97.9	88.1
DK	2.2							

表23-(2) 少年院送致の影響と必要性

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
少年院送致は避けるべき	28.2	35.0	16.7	20.2	64.7	25.0	13.8	24.0
少年院送致は必要	68.3	65.0	83.3	79.8	35.3	75.0	86.2	76.0
DK	3.5							

表23-(3) 非行の矯正に効果的な場

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
少年院の施設の中で矯正	49.6	46.2	55.6	64.5	12.5	62.5	70.2	45.5
社会生活の中で矯正	46.2	53.8	44.4	35.5	87.5	37.5	29.8	54.5
DK	4.1							

表23-(4) 非行克服を指導する人

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
専門的な立場の人による矯正	41.0	41.3	38.9	41.6	25.0	52.5	51.1	38.0
家族や身近な人々により矯正	55.1	58.7	61.1	58.4	75.0	47.5	48.9	62.0
DK	3.9							

表24 少年院収容を決定する際の基準

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
内容の悪質さ	40.8	44.9	22.2	31.0	35.3	42.9	33.7	41.9
再犯の可能性	25.1	24.2	50.0	24.8	41.2	20.8	24.2	25.8
親の保護能力の欠如	23.6	21.1	11.1	30.1	17.6	22.1	32.6	24.7
行動の矯正の可能性	8.1	6.5	16.7	14.2	5.9	10.4	8.4	5.4
世論や被害者の望み	2.5	3.3	0.0	0.0	0.0	3.9	1.1	2.2

表25-(ア) 人間はものごとの損得を計算して行動する動物である

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう言えない	4.6	5.7	0.0	1.8	0.0	4.9	2.1	5.9
あまりそう言えない	16.9	17.8	27.0	14.9	17.6	14.8	23.7	8.9
どちらとも言えない	23.1	21.1	11.1	31.6	23.5	25.9	26.6	29.7
まあそう思う	42.7	43.7	55.6	44.7	58.8	39.5	45.4	37.6
全くそう思う	11.2	11.7	5.6	7.0	0.0	14.8	8.2	17.8
DK	1.7							

表25-(イ) 非行をなくすには、きびしく罰することにより犯罪がわりに合わないものだということをわからせることだ

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう言えない	4.7	4.4	5.6	5.3	17.6	3.7	3.1	5.9
あまりそう言えない	19.5	19.6	11.1	19.5	47.1	22.2	18.6	18.8
どちらとも言えない	23.2	22.9	22.2	32.7	5.9	22.2	26.8	18.8
まあそう思う	33.8	33.3	61.1	36.3	17.6	27.2	33.0	43.6
全くそう思う	16.9	19.8	0.0	6.2	11.8	24.7	18.6	12.9
DK	2.0							

表25-(ウ) 人間の行動は、社会環境によって左右されやすいものであるから、非行の原因となりやすい環境の改善をはかることが大切だ

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう言えない	0.8	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
あまりそう言えない	4.3	4.8	11.1	1.8	0.0	3.7	5.2	5.0
どちらとも言えない	7.5	9.6	11.1	3.5	0.0	7.4	2.1	8.9
まあそう思う	42.3	1.8	50.0	51.8	52.9	44.4	37.5	40.6
全くそう思う	43.2	42.5	27.8	43.0	47.1	44.4	54.2	45.5
DK	1.8							

表25-(エ) 犯罪の原因は多分に心理的・情緒的なものであるから、心理的・情緒的な治療が大切だ

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう言えない	0.5	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
あまりそう言えない	5.9	6.4	16.7	4.4	17.6	2.5	6.2	4.0
どちらとも言えない	17.8	18.9	27.8	14.9	35.3	13.6	17.5	18.0
まあそう思う	50.6	49.4	38.9	64.0	29.4	54.3	51.5	54.0
全くそう思う	23.1	24.5	16.7	16.7	17.6	29.6	24.7	23.0
DK	2.2							

表25-(オ) 人間の本質は、本人の努力や周囲の影響によってたやすく変わるものではない

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう言えない	8.9	9.6	5.6	7.0	35.3	6.2	9.4	6.9
あまりそう言えない	29.1	28.5	33.3	33.3	41.2	28.8	27.1	32.7
どちらとも言えない	30.8	29.5	38.9	35.1	23.5	37.5	35.4	29.7
まあそう思う	22.3	24.1	22.2	21.9	0.0	16.2	24.0	24.8
全くそう思う	6.7	8.3	0.0	2.6	0.0	11.2	4.2	5.9
DK	2.2							

表25-(カ) 犯罪対策で大切なことは、犯罪者から社会を守り、できるだけ被害を少なくすることだ

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
全くそう言えない	5.9	6.4	11.1	5.3	5.9	3.8	4.3	7.9
あまりそう言えない	18.3	17.8	11.1	32.7	35.3	10.0	18.1	14.9
どちらとも言えない	24.2	23.6	44.4	28.3	29.4	20.0	27.7	24.8
まあそう思う	30.4	32.2	27.8	24.8	23.5	38.8	29.8	30.7
全くそう思う	18.4	20.0	5.6	8.8	5.9	27.5	20.2	21.8
DK	2.8							

表26-(イ) 18歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治3か月の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	5.8	7.9	0.0	1.8	11.8	3.9	2.1	6.9
現場で訓戒・注意	28.3	35.3	5.6	23.9	41.2	24.7	21.6	21.8
警察で厳重注意	45.8	44.2	27.8	52.3	11.8	58.4	55.7	55.4
家裁送り	9.5	6.2	61.1	15.6	35.3	5.2	14.4	8.9
保護観察	4.8	5.4	0.0	5.5	0.0	3.9	4.1	5.9
少年院	1.3	1.0	5.6	0.9	0.0	3.9	2.1	1.0
DK	4.4							

表26-(2) 傷害の前歴がある18歳の少年が友人とケンカをして全治3か月の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	0.7	1.0	0.0	0.9	0.0	0.0	1.0	0.0
現場で訓戒・注意	8.1	9.6	5.6	8.3	11.8	6.6	5.2	8.0
警察で厳重注意	33.8	41.1	0.0	25.9	35.3	35.5	26.8	35.0
家裁送り	24.1	16.6	61.1	46.3	35.3	26.3	45.4	18.0
保護観察	15.3	18.2	5.6	9.3	17.6	15.8	10.3	21.0
少年院	12.7	13.4	27.8	9.3	0.0	15.8	11.3	18.0
DK	5.3							

表26-(3) 13歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治3か月の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	9.0	13.5	0.0	2.9	17.6	3.9	2.1	8.0
現場で訓戒・注意	33.9	35.3	16.7	41.3	41.2	37.7	32.0	36.0
警察で厳重注意	39.1	36.3	27.8	48.6	17.6	45.5	58.8	42.0
家裁送り	6.1	4.4	55.6	5.5	23.5	10.4	6.2	3.0
保護観察	6.5	9.6	0.0	0.9	0.0	2.6	1.0	11.0
少年院	0.6	1.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
DK	4.8							

表26-(4) 傷害の前歴がある13歳の少年が友人とケンカをして全治3か月の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	1.4	1.8	0.0	0.9	0.0	0.0	2.1	2.0
現場で訓戒・注意	12.7	15.3	5.6	17.6	17.6	8.0	7.2	12.1
警察で厳重注意	39.4	42.0	27.8	49.1	35.3	44.0	45.4	34.3
家裁送り	21.0	16.3	55.6	25.9	41.2	30.7	37.1	18.2
保護観察	13.4	17.1	5.6	5.6	5.9	9.3	7.2	24.2
少年院	5.6	7.3	5.6	0.9	0.0	8.0	1.0	9.1
DK	6.4							

表26-(5) 18歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治1週間の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	17.9	26.4	11.1	3.7	17.6	11.7	9.4	16.2
現場で訓戒・注意	41.1	42.5	22.2	46.8	41.2	48.1	43.8	47.5
警察で厳重注意	24.9	20.7	11.1	36.7	23.5	29.9	29.6	31.3
家裁送り	6.0	4.5	50.0	11.0	17.6	5.2	6.2	2.0
保護観察	3.4	4.9	5.6	1.8	0.0	5.2	0.0	2.0
少年院	0.7	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0
DK	6.0							

表26-(6) 傷害の前歴がある18歳の少年が友人とケンカをして全治1週間の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	3.2	4.5	0.0	0.9	5.9	1.3	1.1	5.2
現場で訓戒・注意	19.0	23.7	22.2	19.6	11.8	18.7	16.0	13.4
警察で厳重注意	36.7	40.3	11.1	39.3	23.5	40.0	39.4	45.4
家裁送り	19.0	13.2	50.0	29.9	52.9	25.3	35.1	17.5
保護観察	10.0	12.1	5.6	8.4	5.9	8.0	7.4	14.4
少年院	4.6	6.2	11.1	1.9	0.0	6.7	1.1	4.1
DK	7.4							

表26-(7) 13歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治1週間の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	21.3	29.8	16.7	5.6	29.4	16.9	12.5	22.0
現場で訓戒・注意	47.6	46.2	22.2	70.4	52.9	61.0	54.2	47.0
警察で厳重注意	19.9	18.1	33.3	21.3	0.0	21.8	33.3	26.0
家裁送り	2.1	2.1	27.8	0.9	17.6	1.8	0.0	0.0
保護観察	2.4	3.3	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	5.0
少年院	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
DK	6.5							

表26-(8) 傷害の前歴のある13歳の少年が友人とケンカをして全治1週間の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	3.7	4.9	0.0	1.9	6.2	4.0	2.1	4.1
現場で訓戒・注意	26.2	30.9	22.2	35.8	37.5	21.3	17.5	22.4
警察で厳重注意	39.2	37.9	33.3	48.1	18.8	49.3	59.8	40.8
家裁送り	11.7	8.7	38.9	12.3	37.5	16.0	18.6	14.3
保護観察	9.3	13.6	5.6	0.9	0.0	9.3	1.0	14.3
少年院	2.6	3.9	0.0	0.9	0.0	0.0	1.0	4.1
DK	7.3							

表26-(9) 片親家庭の18歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治1週間の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	14.2	20.4	16.7	3.7	11.8	10.5	9.5	11.2
現場で訓戒・注意	38.7	42.2	27.8	46.7	64.7	43.4	34.7	35.7
警察で厳重注意	28.2	24.9	5.6	36.4	11.8	32.9	45.3	40.8
家裁送り	6.9	5.7	44.4	11.2	11.8	6.6	8.4	4.1
保護観察	4.8	5.9	5.6	1.9	0.0	5.3	2.1	8.2
少年院	0.5	0.8	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0
DK	6.7							

表26-(10) 片親家庭の13歳の少年が友人とケンカをしてはじめて全治1週間の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	15.6	21.9	16.7	3.7	23.5	13.2	10.5	13.3
現場で訓戒・注意	44.0	45.6	16.7	62.6	58.8	52.6	46.3	38.8
警察で厳重注意	23.8	20.7	27.8	29.0	5.9	23.7	38.9	36.7
家裁送り	4.0	3.3	33.3	2.8	11.8	7.9	2.1	4.1
保護観察	5.2	7.8	5.6	1.9	0.0	1.3	2.1	6.1
少年院	0.6	0.8	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	1.0
DK	6.8							

表26-(11) 傷害の前歴がある片親家庭の18歳の少年が友人とケンカをして全治1週間の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	3.7	5.1	5.6	2.8	0.0	2.6	2.1	3.1
現場で訓戒・注意	18.6	22.2	27.8	22.6	23.5	18.4	13.7	12.4
警察で厳重注意	37.8	39.8	11.1	43.4	35.3	46.1	45.3	40.2
家裁送り	16.8	13.6	38.9	22.6	41.2	21.1	26.3	17.5
保護観察	11.8	14.2	5.6	7.5	0.0	9.2	10.5	19.6
少年院	4.0	5.1	11.1	0.9	0.0	2.6	2.1	7.2
DK	7.1							

表26-(12) 傷害の前歴がある片親家庭の13歳の少年が友人とケンカをして全治1週間の傷を負わせた

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	3.7	5.4	0.0	1.9	0.0	4.0	2.1	3.1
現場で訓戒・注意	25.2	26.8	22.2	41.5	47.1	24.0	22.3	20.6
警察で厳重注意	38.4	39.6	22.2	39.6	17.6	48.0	56.4	42.3
家裁送り	12.1	11.6	55.6	10.4	35.3	16.0	16.0	10.3
保護観察	10.3	14.5	0.0	5.7	0.0	5.3	1.1	19.6
少年院	2.3	2.7	0.0	0.9	0.0	2.7	2.1	4.1
DK	8.0							

表26-(13) 片親家庭の13歳の少年が10万円の品物を万引きした

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	0.7	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
現場で訓戒・注意	17.3	21.7	5.6	23.4	29.4	11.7	9.4	12.1
警察で厳重注意	54.2	54.6	38.9	66.4	41.2	64.9	67.7	56.6
家裁送り	12.5	11.0	50.0	9.3	29.4	16.9	15.6	15.2
保護観察	6.9	9.6	5.6	0.9	0.0	5.2	5.2	9.1
少年院	0.9	1.8	0.0	0.0	0.0	1.3	2.1	6.1
DK	6.5							

表26-(14) 補導歴のある13歳の少年が5千円の品物を万引きした

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	0.4	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
現場で訓戒・注意	13.7	15.9	16.7	18.7	35.3	6.5	7.3	13.1
警察で厳重注意	53.2	56.3	27.8	62.6	29.4	67.5	60.4	51.5
家裁送り	14.9	11.8	55.6	17.8	35.3	15.6	25.0	14.1
保護観察	8.5	11.6	0.0	0.9	0.0	7.8	5.2	13.1
少年院	3.0	3.5	0.0	0.0	0.0	2.6	2.1	8.1
DK	6.4							

表26-(15) 補導歴のある13歳の少年が10万円の品物を万引きした

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
現場で訓戒・注意	6.3	6.7	5.6	12.1	11.8	2.6	4.2	6.1
警察で厳重注意	48.6	52.6	33.3	59.8	29.4	52.6	51.0	48.5
家裁送り	22.6	19.5	55.6	24.3	58.8	25.6	35.4	21.2
保護観察	9.6	13.1	0.0	3.7	0.0	7.7	7.3	12.1
少年院	6.1	7.2	5.6	0.0	0.0	11.5	2.1	12.1
DK	6.4							

表26-(16) 15歳の少年がはじめて家出をした

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	12.5	16.8	22.2	10.3	11.8	10.4	4.3	10.1
現場で訓戒・注意	50.1	48.0	27.8	75.7	76.5	54.5	62.8	49.5
警察で厳重注意	26.3	29.6	44.4	14.0	0.0	33.8	28.7	34.3
家裁送り	1.2	1.2	5.6	0.0	11.8	1.3	2.1	0.0
保護観察	2.7	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	6.1
少年院	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
DK	6.9							

表26-(17) これまで何度も家出を繰り返している15歳の少年が家出をした

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	1.7	2.5	5.6	0.9	0.0	0.0	0.0	2.0
現場で訓戒・注意	14.4	14.5	16.7	23.4	35.3	10.4	17.2	11.1
警察で厳重注意	43.6	48.1	33.3	47.7	17.6	49.4	43.0	50.5
家裁送り	17.9	15.9	44.4	23.4	47.1	20.8	25.8	15.2
保護観察	12.9	17.1	0.0	4.7	0.0	15.6	9.7	16.2
少年院	2.2	1.9	0.0	0.0	0.0	3.9	4.3	5.1
DK	7.3							

表26-(18) 15歳の少女がはじめて家出をした

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	10.3	13.8	22.2	8.4	11.8	10.4	3.2	7.1
現場で訓戒・注意	47.8	48.0	22.2	71.0	76.5	51.9	56.4	42.4
警察で厳重注意	29.7	30.9	50.0	20.6	0.0	33.8	36.2	46.5
家裁送り	1.7	1.0	5.6	0.0	11.8	2.6	2.1	1.0
保護観察	3.2	5.4	0.0	0.0	0.0	1.3	1.1	3.0
少年院	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0
DK	7.1							

表26-(19) これまで何度も家出を繰り返している15歳の少女が家出をした

	全体	一般	施設職員	教師	弁護士	補導委員	協助員	子ども会役員
放置する	1.6	2.5	5.6	0.9	0.0	0.0	0.0	1.0
現場で訓戒・注意	12.9	13.2	16.7	20.6	29.4	9.1	15.8	9.1
警察で厳重注意	43.4	48.2	33.3	46.7	17.6	50.6	41.1	48.5
家裁送り	18.6	15.5	44.4	26.2	52.9	19.5	28.4	18.2
保護観察	13.5	18.4	0.0	5.6	0.0	14.3	8.4	17.2
少年院	2.9	2.3	0.0	0.0	0.0	6.5	6.3	6.1
DK	7.0							